

八代厚生会館劣化度等調査業務

調査報告書

[建築]

- 調査結果に対する考察・改修提案まとめ
- 現況建築図面及び改修提案図面
- 現況調査写真/建築部位
- 大ホール客席の現況調査報告書及び提案
- 大ホール床レベル調査結果の検証
- 法チェック関係/チェック表・調査写真
- 概算工事費/建築工事改修提案
- 数量調書/建築工事改修提案
- 調査報告書/外内部全般
- 12条定期点検記録

有限会社 葵一級建築士事務所

調査結果に対する考察・改修提案まとめ

1-1 建物名称：八代市厚生会館[本館]

1-2 所在地：八代市西松江城町1-47

1-3 建物概要

- ・用途：劇場
- ・構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- ・階数：地下1階 地上3階
- ・延床面積：2,956.28㎡
- ・建築年：昭和37年

1-4 劣化状況調査結果と考察／※下記の改修の必要ありについて、概算工事費積上げ対象とする。
◇躯体、内装、屋根、外壁、庇等の調査結果については、別途・調査報告書（外内部全般）及び12条定期点検記録に記載の通り。

※屋上防水はH8年に改修されているが、劣化が進んでおり、屋内への漏水箇所が数箇所確認されたので全面的に改修の必要あり。

※外壁タイル面もH26年の調査・改修提案したままで、タイル浮きやひび割れに対する改修工事が実施されていないので、改修の必要あり。

※内部仕上材の劣化も確認されているが、改修概算工事費の積み上げには構造上影響があるクラック部分の改修のみを計上することとする。

※大ホール天井については、現行法規の特定天井に適合するように改修する必要あり。

※大ホール床の沈下状況としては、H26年の調査・改修提案した時から沈下が進んでいるような状況ではなかったので、H26年の改修提案内容での概算工事費の積み上げとする。

◇大ホールの客席シートについては、別途・客席調査報告書に記載の通り。

※法的には座席前避難時の通り抜け幅が不足しており、全席改修の必要あり。

◇ぶどう棚については、鉄骨部材の発錆なし。仕上塗装の劣化なし。

◇建具については、外回りスチールドアに発錆あり。仕上塗装も劣化しており、塗装改修の必要あり。

◇掲示物については、劣化もなく、取付状況も問題なし。

◇防火設備については、1階控室周りで面積区画が必要な出入口ドアが木製ドアとなっており特定防火設備に適合していないので改修の必要あり。

◇その他、1階控室周りの出入口ドアの開き方向が内向きとなっており、消防署からの指導で避難方向の外開きに改修の必要あり。

1-5 ユニバーサルデザインへの改修提案

◇外部アプローチで階段に代わるスロープが無いので、東側にスロープ設置を提案する。

◇外部からのメイン出入口（4箇所）が全箇所、手動式両開きSDなので、両引分け式自動ドアへの改修（4箇所のうち、3箇所）を提案する。

◇外部アプローチ及び屋内床面に誘導ブロックが無いので、誘導ブロック設置を提案する。

1-6 所見

八代市厚生会館は昭和37年(1962年)に建築されており、本年3月で59年経過した建物となる。今回の劣化度等調査で、部分的なコンクリートの中性化や軽微なクラック等は確認されたが、平成21年度(2009年)には耐震改修工事も施されており、構造体としては平成28年(2016年)の熊本地震を経ても大きな損傷や劣化はない状況である。耐用年数(50年)は過ぎているが、構造体としては直ちに大規模な改修が必要な状況ではないと判断する。

一方で、メインである大ホールの状況としては劣悪であると言わざるを得ない。座席シートは建設当時のもので座席数964席を確保しているが、一席あたりの座席幅が現代の仕様と比べると狭くて、座も自動緩起立ではないので客席部通路幅が不足しており、災害時の避難においては危険であり、現行法規にも不適合であることを確認した。

大ホールの床は構造スラブではなく盛土での土間コンクリート仕様の為、不同沈下しており一部座席については横に傾斜している状況で快適に観劇できる状況ではないと判断する。大ホールの壁タイルについては既に改修工事が施されており、剥落の危険は回避できている。大ホールの天井については現行法規で「特定天井」に適合する仕様でなければいけないが、現況は不適合であり、特に災害時は天井材の落下で観客に危険があることが想定されるので継続使用する場合は、早急に改修する必要があると判断する。

また誰でも利用しやすい施設としてのユニバーサルデザインの観点から見た場合、段差やスロープ勾配の不適切な状況が気になる。玄関へのアプローチにおいては外部ポーチの高さがGL+1.1mであるが階段のみのアプローチで車いす利用者等障害者には一人での進入が困難。屋内では1階ホワイエから男女の各トイレへの高低差が1.1mあり、階段で下りていくアプローチとなっている。これについてはスペース的にスロープ設置は不可能で、改修には無理がある。車いす利用者等は1階西廊下に増築された多目的トイレのみ利用可能となっているが、オストメイトが無い等、多機能トイレの仕様に適合していないことは少し問題があると思う。

八代市厚生会館の立地としては公共施設が集まった地域に建設されていて長年利用されていることもあり馴染みがあると思うが、現行法規では現在建っている地域は「第二種住居地域」であり、劇場は建築してはいけない建物に該当している。__既存不適合建築物である。建物経過年数や大ホールの仕様等が現代の劇場としては陳腐化している状況から建て直すことも検討されることがあるかも知れないが、同敷地に建設を予定する場合は上記の問題があるので、事前にクリアすることが必要である。

(建築審査会等を経て特定行政庁が公共上やむを得ないと認めて許可した場合は免除となる)

以上。

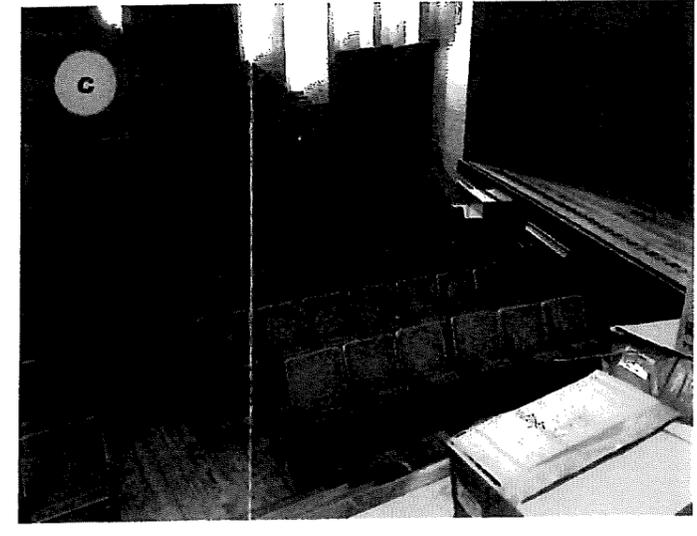
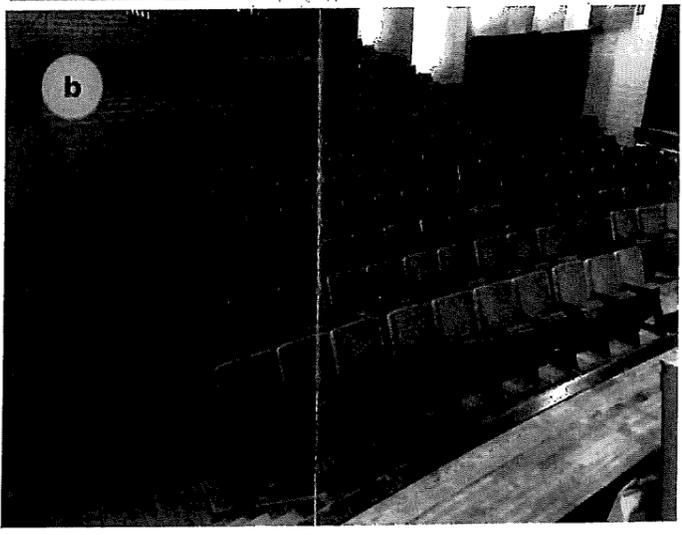
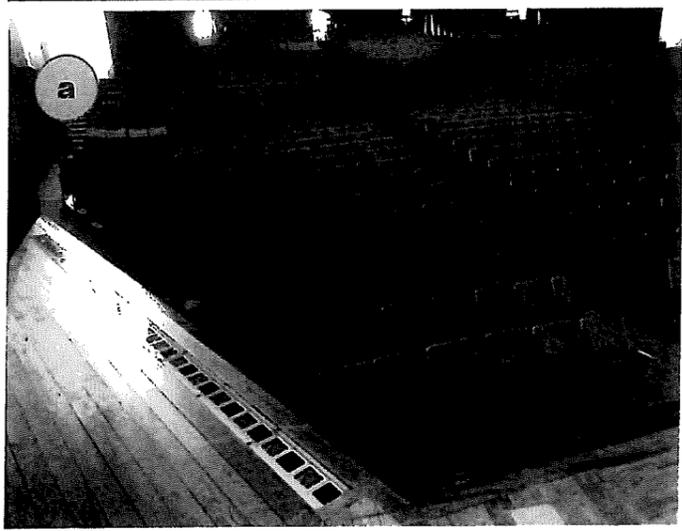
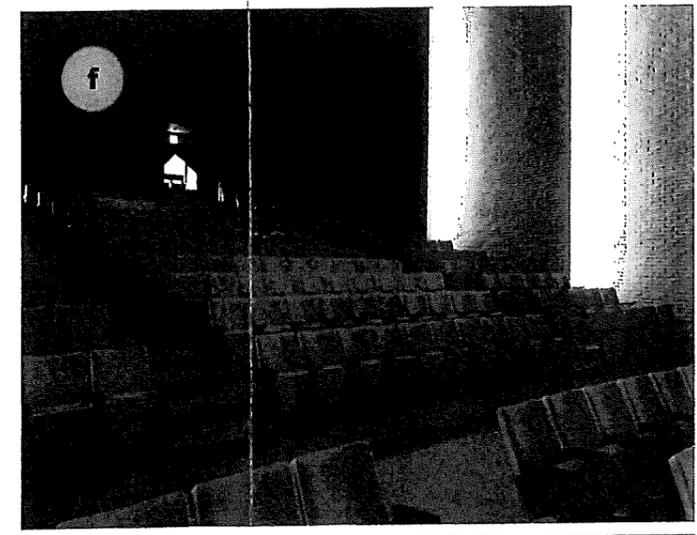
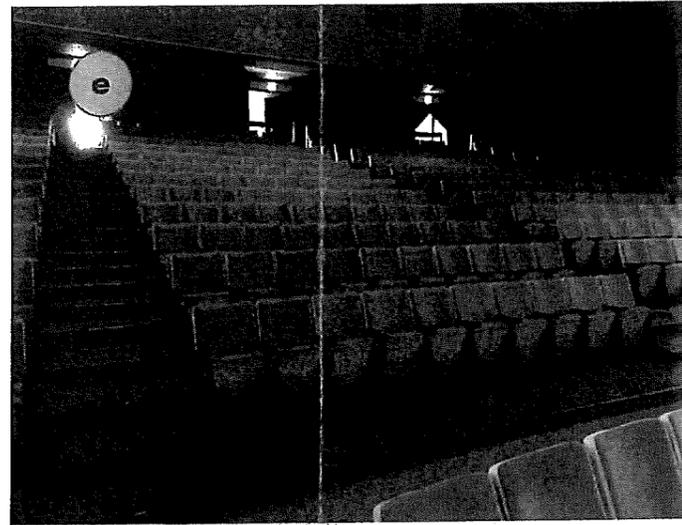
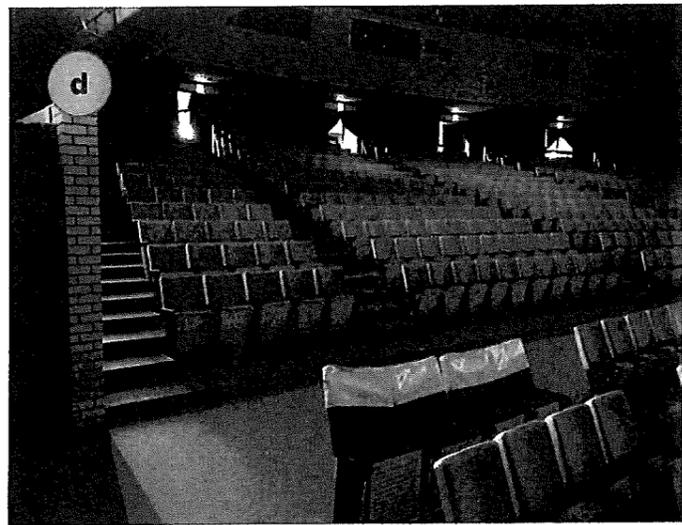
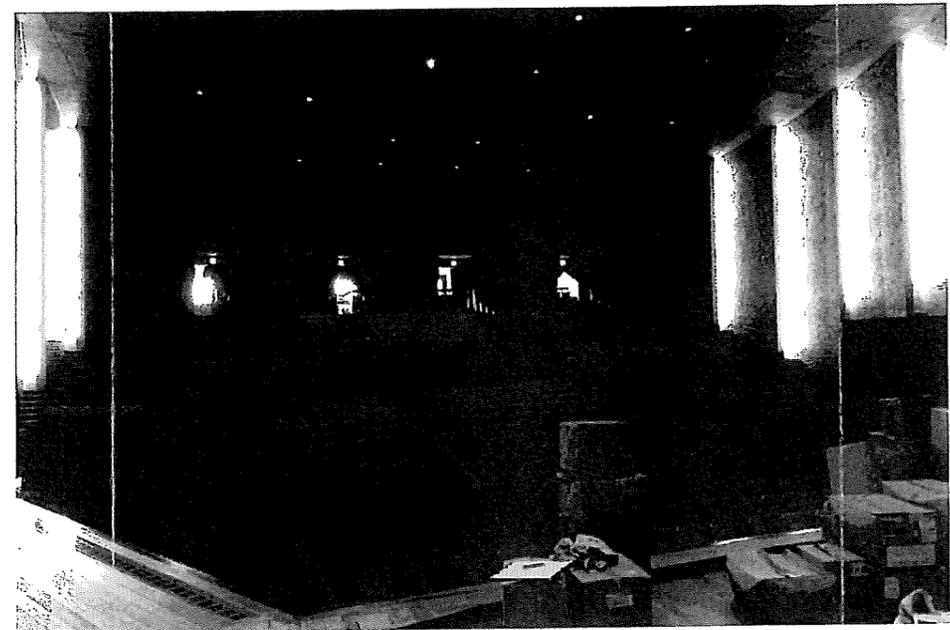
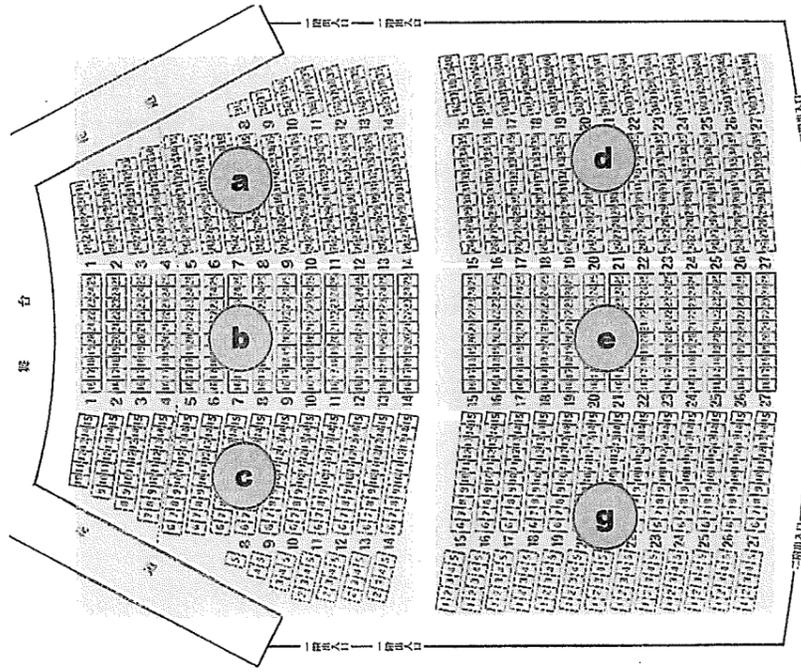
八 代 市 厚 生 会 館

劣 化 度 調 査 報 告 書

(ホ ー ル 内 客 席)

現況写真(ホール全体)

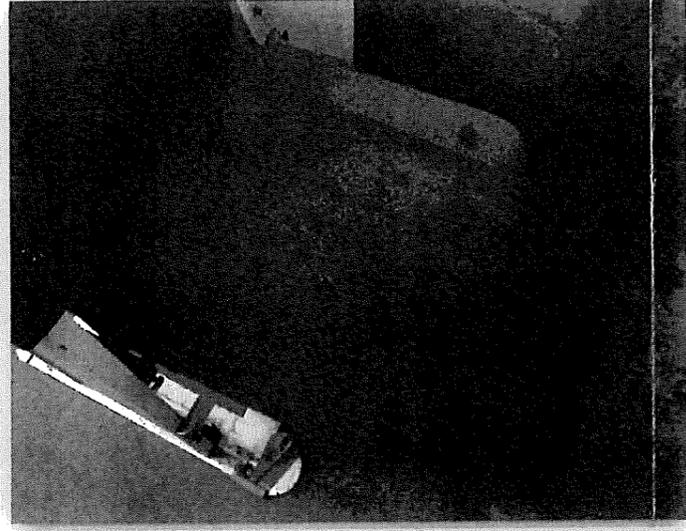
図面枚数 964



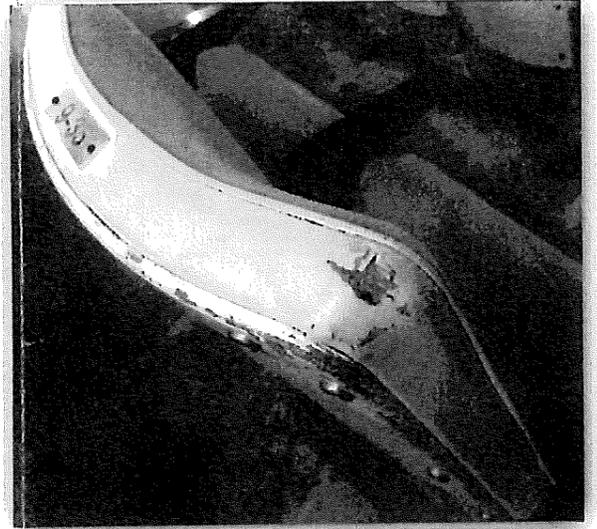
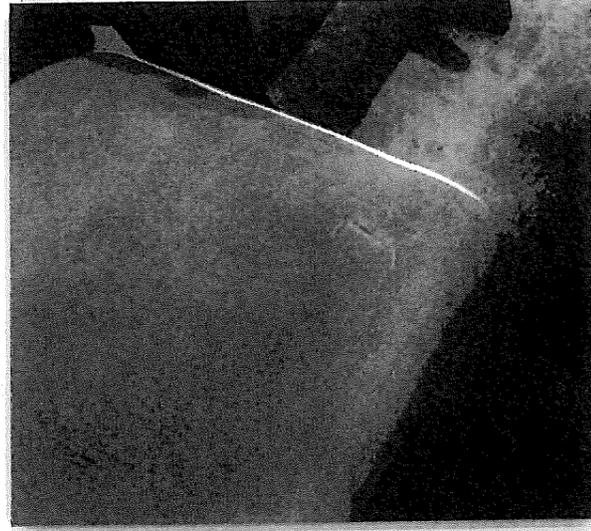
現状分析①

現状の客席は納入後50年以上経過しており、客席各所に経年劣化の進行が目立ちます。
また、外観以外にも背座のクッション(ウレタン)のヘタリもあり使用環境としては満足できるものではありません。

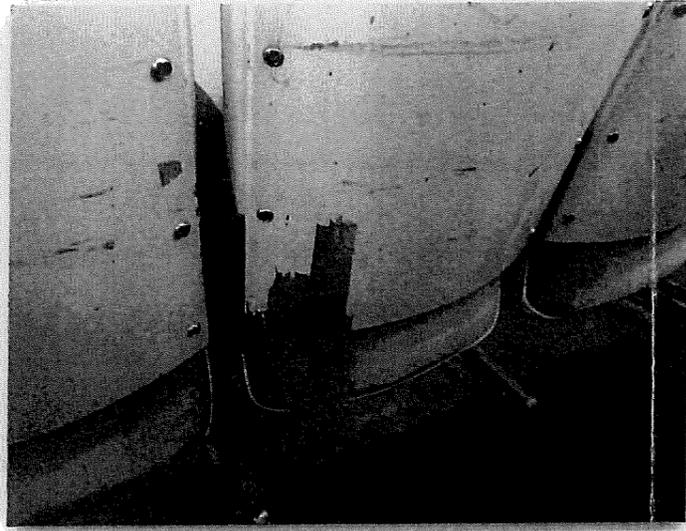
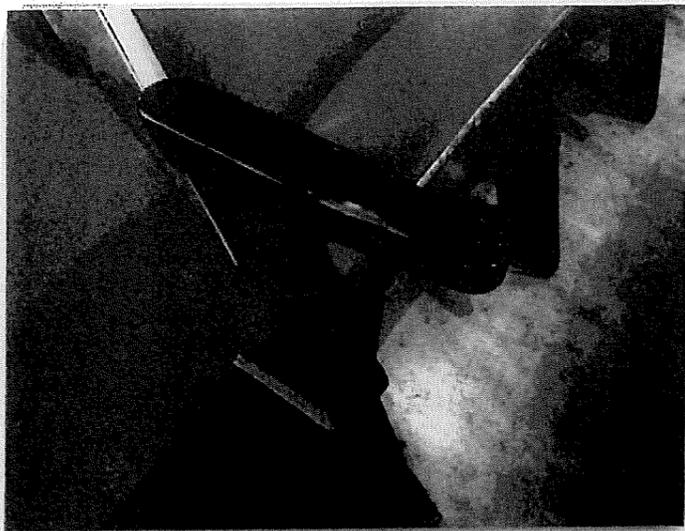
■背座の汚れ・シミ



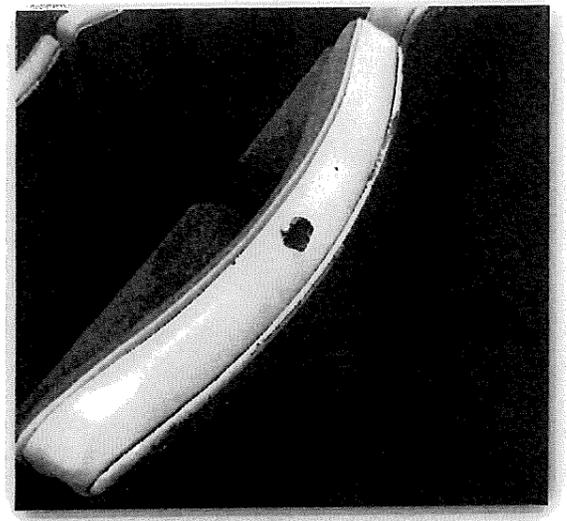
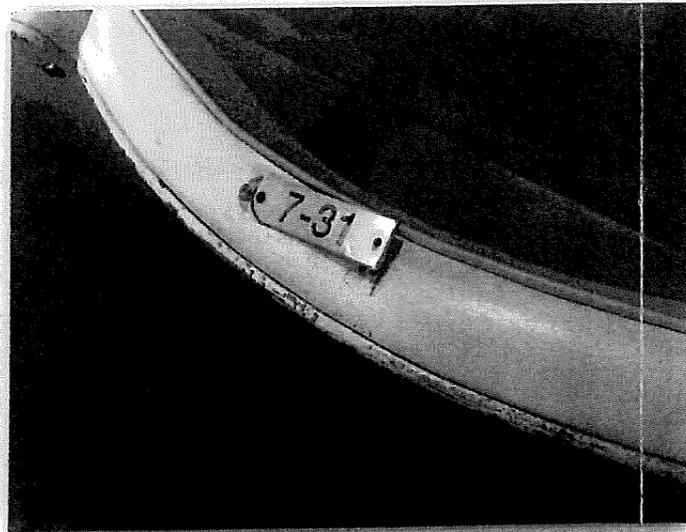
■張地の破れ



■木部の割れ・剥がれ



■席番の表示擦れ・剥がれ



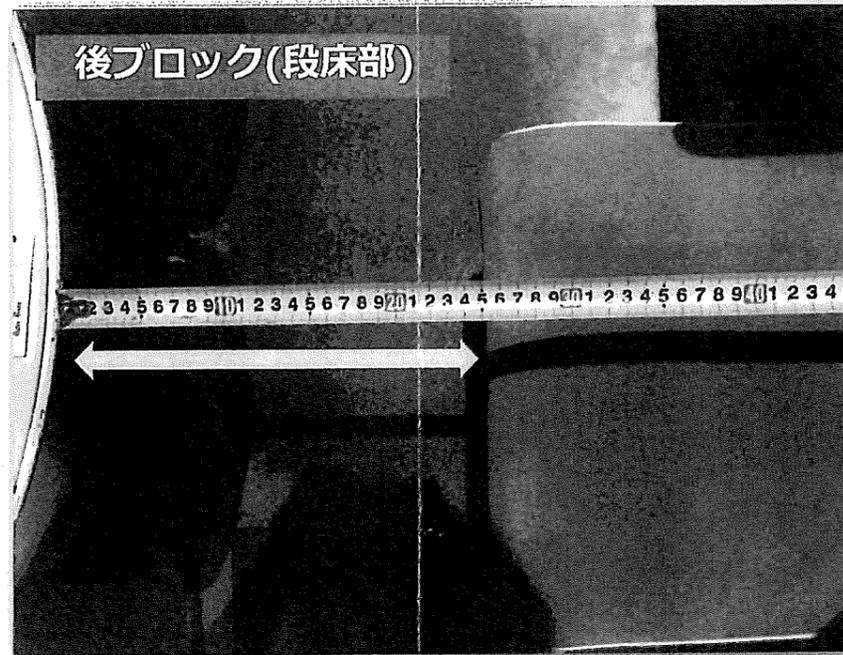
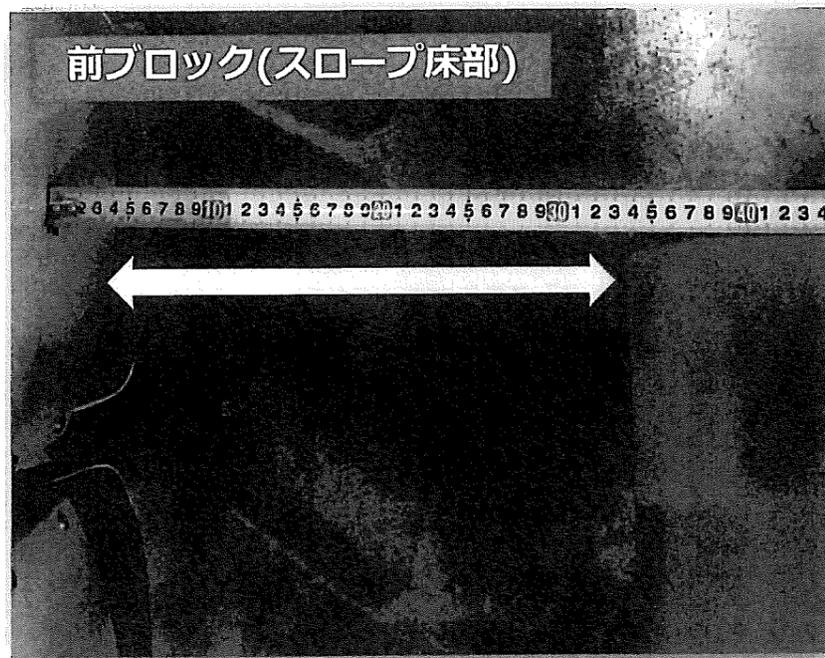
現状分析②

現状の客席配置は当時の火災予防条例上は問題がなかったのではないかと推測されますが、
現在の上記条例に照らし合わせますと不適合と思しき箇所が存在しておりますのでご報告させていただきます。

参考)八代広域行政事務組合火災予防条例

https://www1.g-reiki.net/yatsushiro/reiki_honbun/x521RG00000092.html#e000002796

■客席部通路幅の不足



*矢印(黄色)の場所が該当寸法

座が手動起立式の場合)

前席の背最後部から後席の座先端部までの距離が水平投影距離で**35cm以上**必要となります。

更に、8人掛けを超える場合は1席増えるごとに、**1cm**づつ水平投影距離を広げる必要があります。

現状)

1F席が34cm程度、2F席が25cm程度しか確保されておらず、両方共に寸法が不足。法規に抵触している可能性あり。

また、座が手動起立式であることは、有事の際に座が自動で起立しないことにより避難時の障害になる恐れがあり。

※但し、特例として消防長の承諾を得られている場合はその限りではありません。

～通路幅の不足による現状～



→足元が狭く座も手動起立式のため立ち座りや利用者の往来が不便

考察

前述の課題について、座席側で改善できる方法としては「座席の入替え」が必要と考えます。

背景として法規面のみならず、昨今の自然災害等の有事への対応も念頭においた施設整備が求められることにも起因します。

～座席の入替えを検討すべき理由～

■ 既存椅子の修繕が困難

既存椅子は納入後50年以上経過しており、劣化が激しく修繕が難しい部分が多くみられます。

また廃番製品となるため、修理・交換用の部材調達が困難な状態でもあります。

■ 現行法規への適合、有事への対応

座を自動起立式にした場合)

前述の寸法について、前席の背最後部から後席の肘先端部までの距離で捉えることができ手動起立式よりもホール内スペースを有効活用できます。

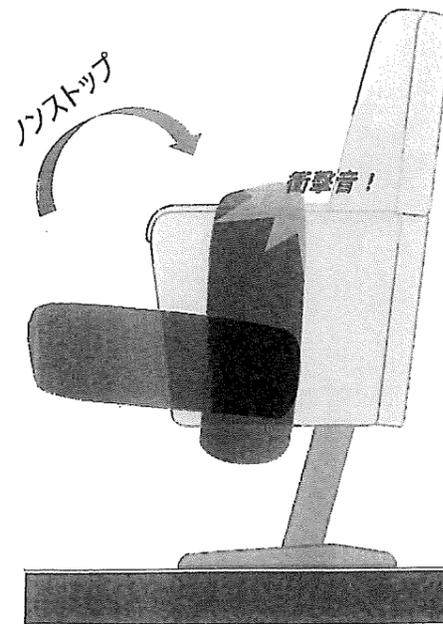
座の自動緩起立機構について

座が静かで緩やかに起立する装置です。離席時に座面と背の衝突音や振動を発生させず、室内の静粛性を保ちます。

また、有事の際に避難経路を速やかに確保する場面でも必要不可欠な機能です。

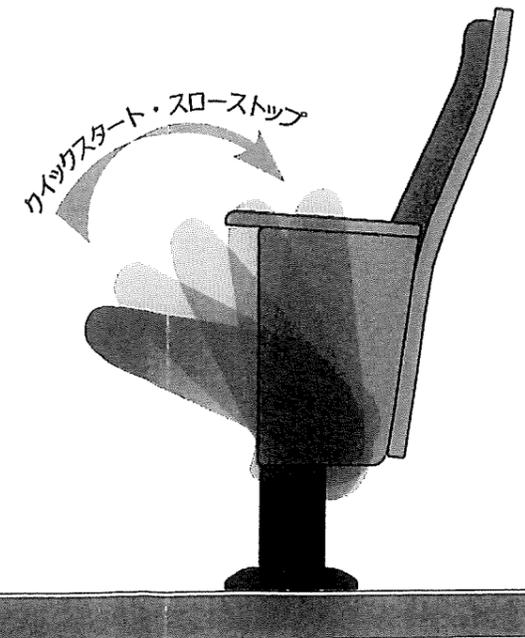
既存

- ・ 通路寸法で法規にて抵触の可能性あり
- ・ 経年劣化、廃番品につき修繕が困難
- ・ 座が手動起立式で有事の際に危険



入替え後

- ・ 法規に適合した配置、省スペース
- ・ 修繕やメンテナンスが対応しやすい
- ・ 座が自動緩起立で有事の際に安全



劇場イスの新しいスタンダードスタイル

人間工学に基いた背と座の開角が、ゆったりとした座り心地を実現します。
 人体の座り形状に合わせた三次元カーブを持つ背と座のクッションが、優しく身体を受け止めます。
 背・肘・座には、天然木のしなやかさと木目の美しさが際立ちます。

■建築基準法(シックハウス対策)の規制に準拠したF☆☆☆☆対応の材料を使用。
 ■厚生労働省による個別物質の室内濃度指針値に配慮した材料を使用。



空間に自然な温もりを与える
天然木を使った座裏化粧板。

人の座り形状に合わせた立体的な形状の
背・座クッションは、抜群のフィット感。
耐久性に優れた上張り布地。
適度な背座の開角による、
ゆったりとした座り心地。

滑らかな質感の肘当て。

脚部の天然木パネルは、
美しい仕上がりの
多層塗りポリウレタン塗装。

天然木パネルの木口をリブが全周覆う、
堅牢性に優れたアルミダイキャスト製の脚。

堅牢な鋼板プレス性の座枠に、
改良を重ねた波形スプリングと、
型崩れしない高密度の
モールドウレタン成形品のクッション材を使用。
長時間の着座における疲労が少なく、
快適な座り心地を実現。

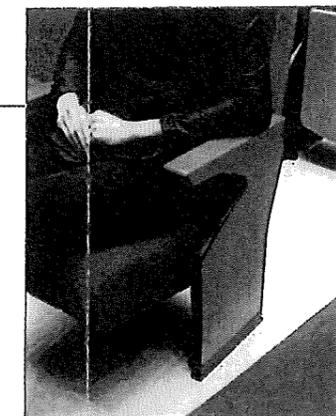
すっきりとした足元の巾木。

揺れの少ない堅牢なアルミダイキャスト製の
並列脚タイプ(2本脚/1席)で、隣席の振動を最小限に抑制。

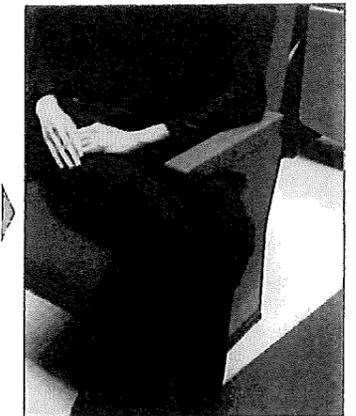


天然木をふんだんに使い、
多層塗りポリウレタン塗装で
美しく仕上げた背板。

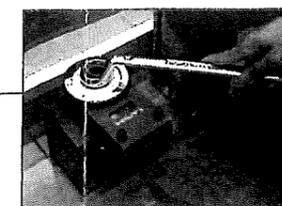
タテヨコ2方向の
3次元曲面を描く背板形状による、
広々とした足もとスペース。



大腿部にゆとりが感じられる脚部の
欠き込み。



欠き込み部分に足を潜らせ、通路
通行時の譲り合いがスムーズに。



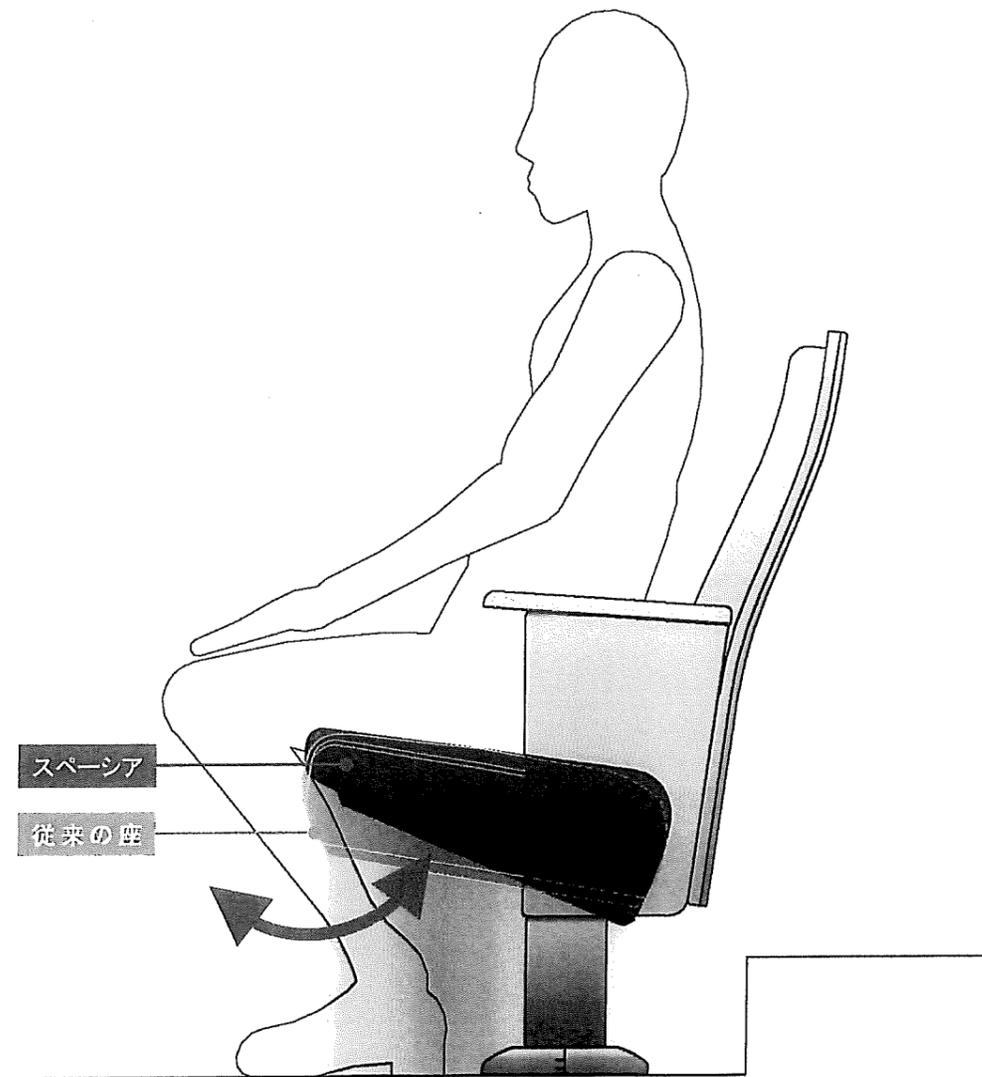
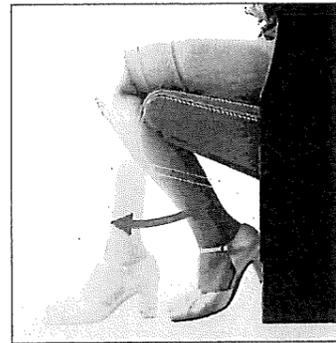
アンカー引き抜き試験
既存床のアンカー保持強度を調べ、
適切なアンカーを選定するための
引き抜き試験を実施。

仕様	
上張り	平織布地(KW,KF)
背	ウレタンフォーム入り 背裏/成形合板 表面天然木
座	波形スプリング モールドウレタン入り 座裏/合板 表面天然木
肘	天然木
脚	アルミダイキャスト 塗装仕上 脚化粧/合板 表面天然木

新しい座「スペース」 座の下に広いスペースを創ることで、足もとの開放感と、立ち上がりやすさを実現

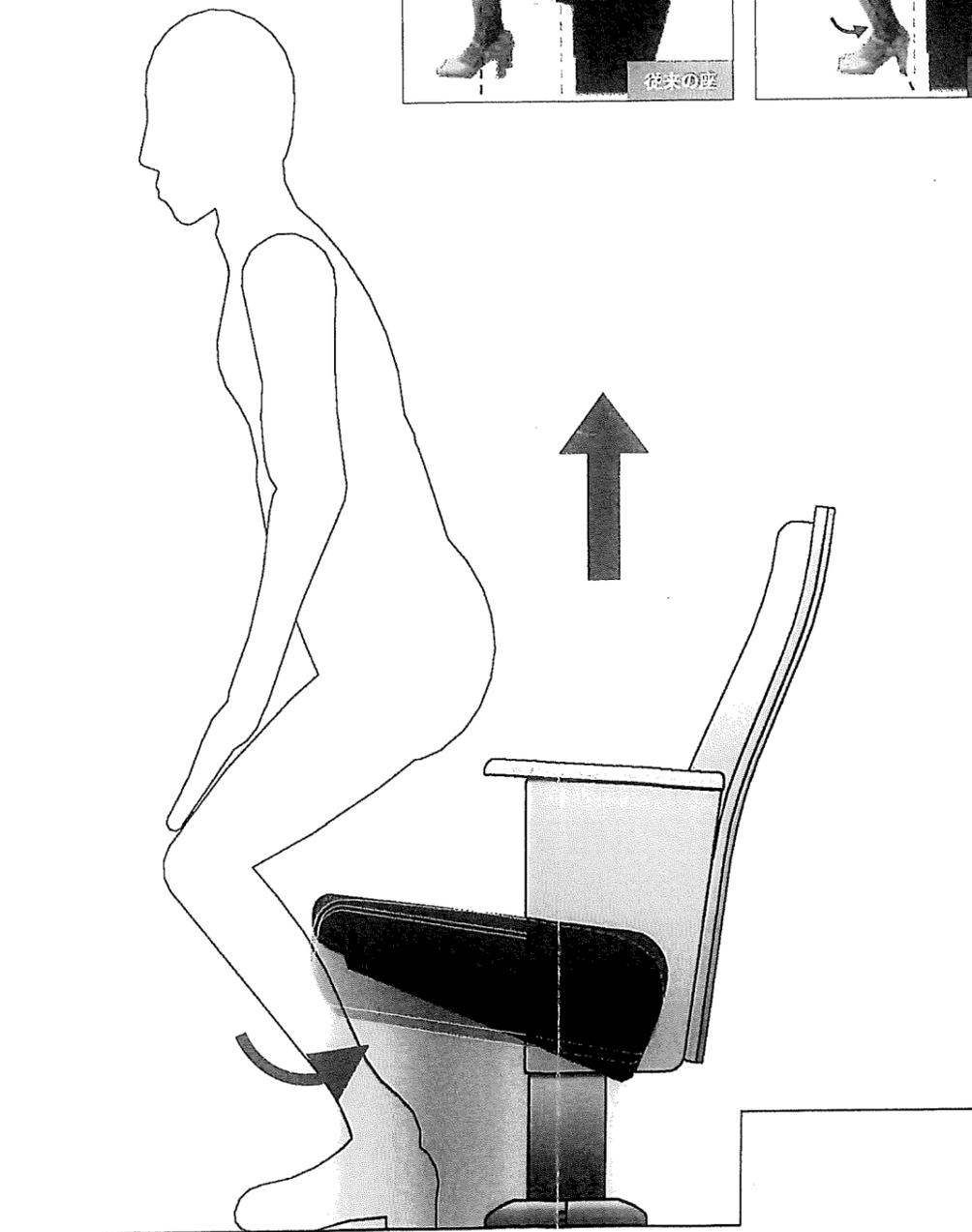
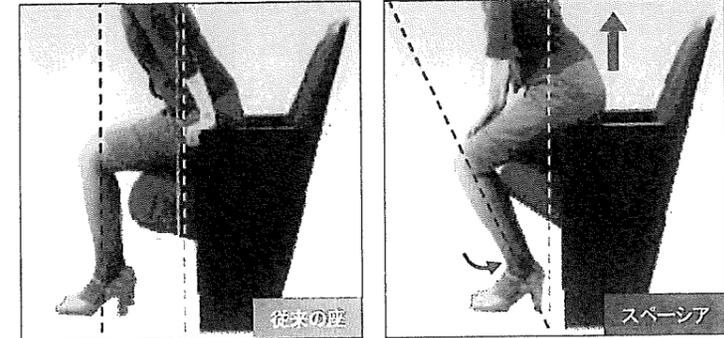
広々とした足もと空間

開放的な足もとのスペースは、長時間の着座におけるストレスを軽減し、快適性を維持します。また、通行時における通路にもゆとりが生まれます。



ラクに立ち上がれる

足を身体の重心位置まで深く引き込めるため、これまで立ち上がり時に肘掛を必要としていたご高齢者の方でも、ラクな姿勢で立ち上がることができます。

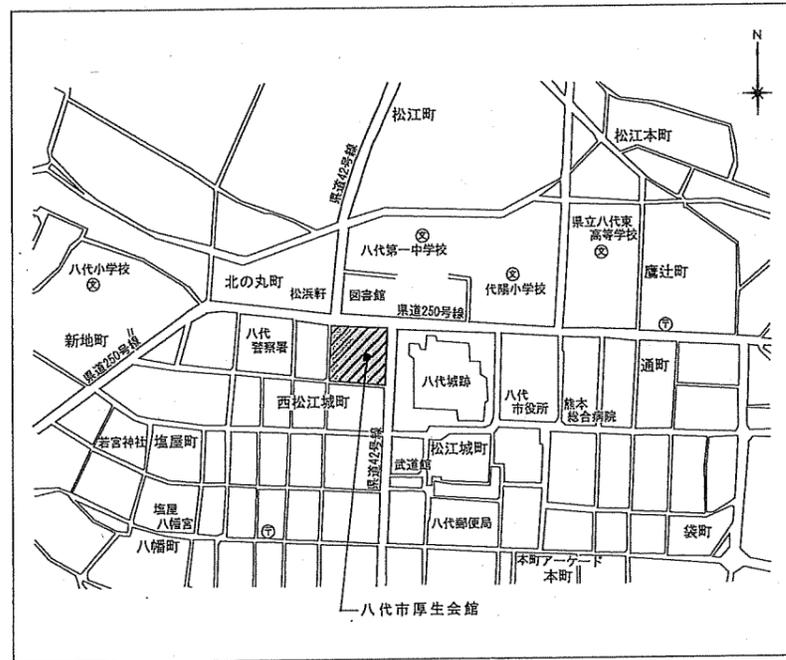


八代厚生会館劣化度等調査

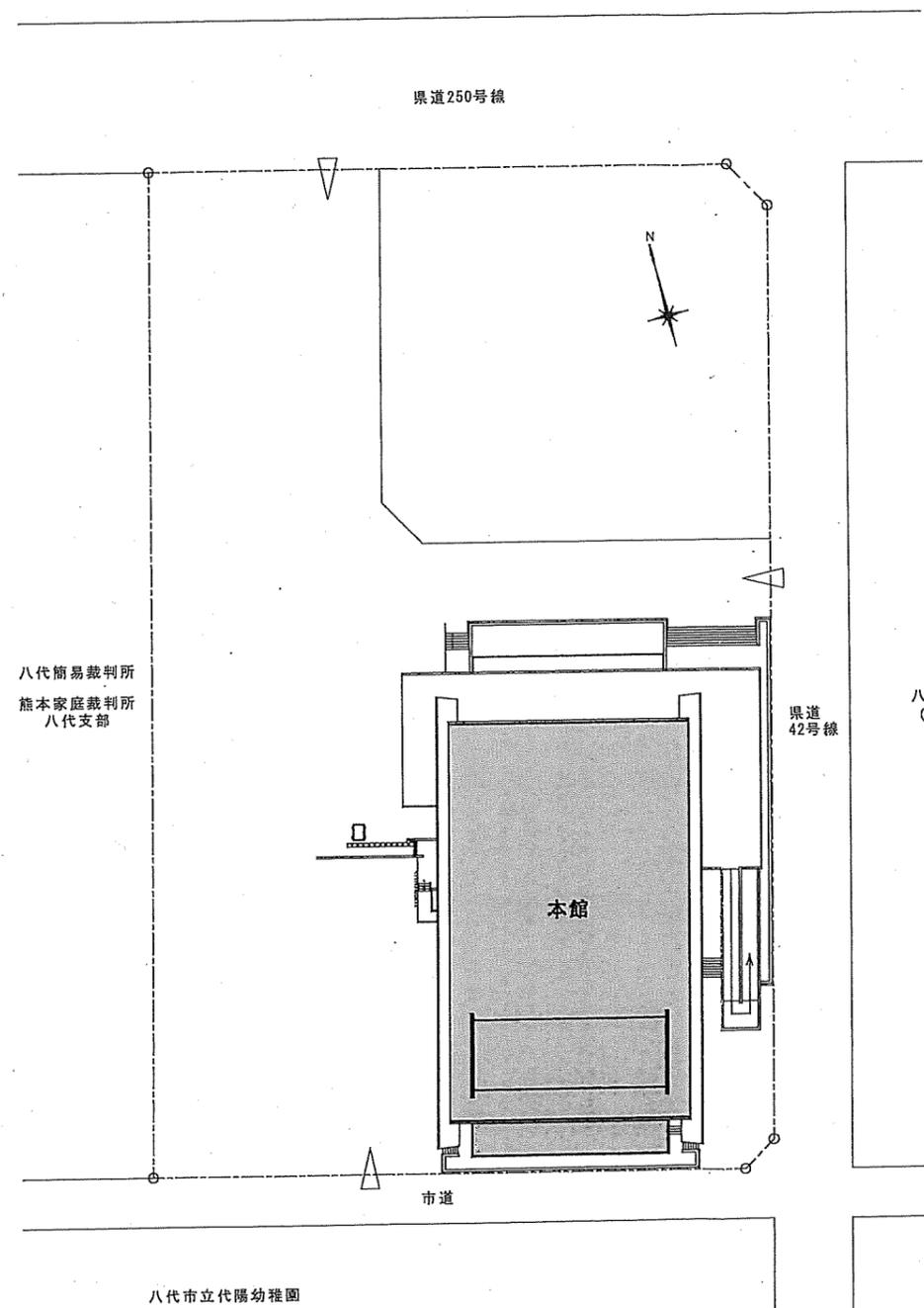
図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺
A-00	表紙・図面リスト	A2 S=1/-	A-11	[本館H26年度調査] 東側(右)立面工法区分図	A2 S=1/60
A-01	付近見取図・配置図	A2 S=1/600	A-11'	[本館R2年度調査] 東側(右)立面工法区分図	A2 S=1/60
A-02	[本館] 地階平面図	A2 S=1/200	A-12	[本館H26年度調査] 西側(左)立面工法区分図	A2 S=1/60
A-03	[本館] 1階平面図	A2 S=1/200	A-12'	[本館R2年度調査] 西側(左)立面工法区分図	A2 S=1/60
A-03'	[本館・改修案] 1階平面図	A2 S=1/200	A-13	[本館H26年度調査] 西側(右)立面工法区分図	A2 S=1/60
A-04	[本館] 2階平面図	A2 S=1/200	A-13'	[本館R2年度調査] 西側(右)立面工法区分図	A2 S=1/60
A-04'	[本館・改修案] 2階平面図	A2 S=1/200	A-14	[本館H26年度調査] 1階床沈下修正工法概要図(改修)	A2 S=1/200
A-05	[本館] 3階平面図	A2 S=1/200	A-15	[本館大ホールH26年度調査] 1階床レベル実測図(1)	A2 S=1/200
A-06	[本館] 屋上平面図	A2 S=1/200	A-15'	[本館大ホールR2年度調査] 1階床レベル実測図(1)	A2 S=1/200
A-07	[本館] 北南立面図	A2 S=1/200	A-16	[本館大ホールH26年度調査] 1階床レベル実測図(2)	A2 S=1/200
A-08	[本館] 東西立面図	A2 S=1/200	A-16'	[本館大ホールR2年度調査] 1階床レベル実測図(2)	A2 S=1/200
A-09	[本館大ホール] 断面図(西東展開図)	A2 S=1/200			
A-10	[本館H26年度調査] 東側(左)立面工法区分図	A2 S=1/60			
A-10'	[本館R2年度調査] 東側(左)立面工法区分図	A2 S=1/60			

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2020.11.30	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務	図番 A-00
			縮尺 S=1/-	図面名 表紙、図面リスト	

八代市立図書館



付近見取図

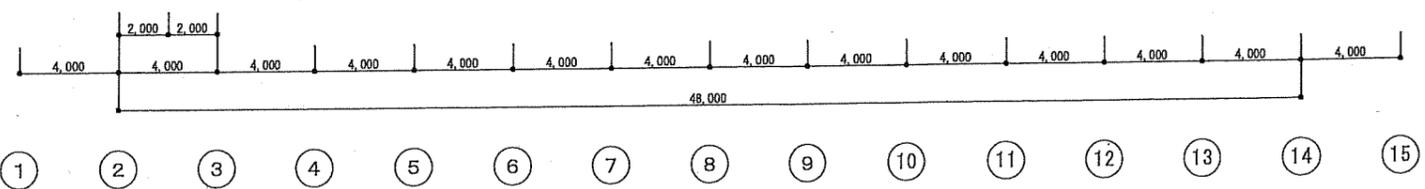
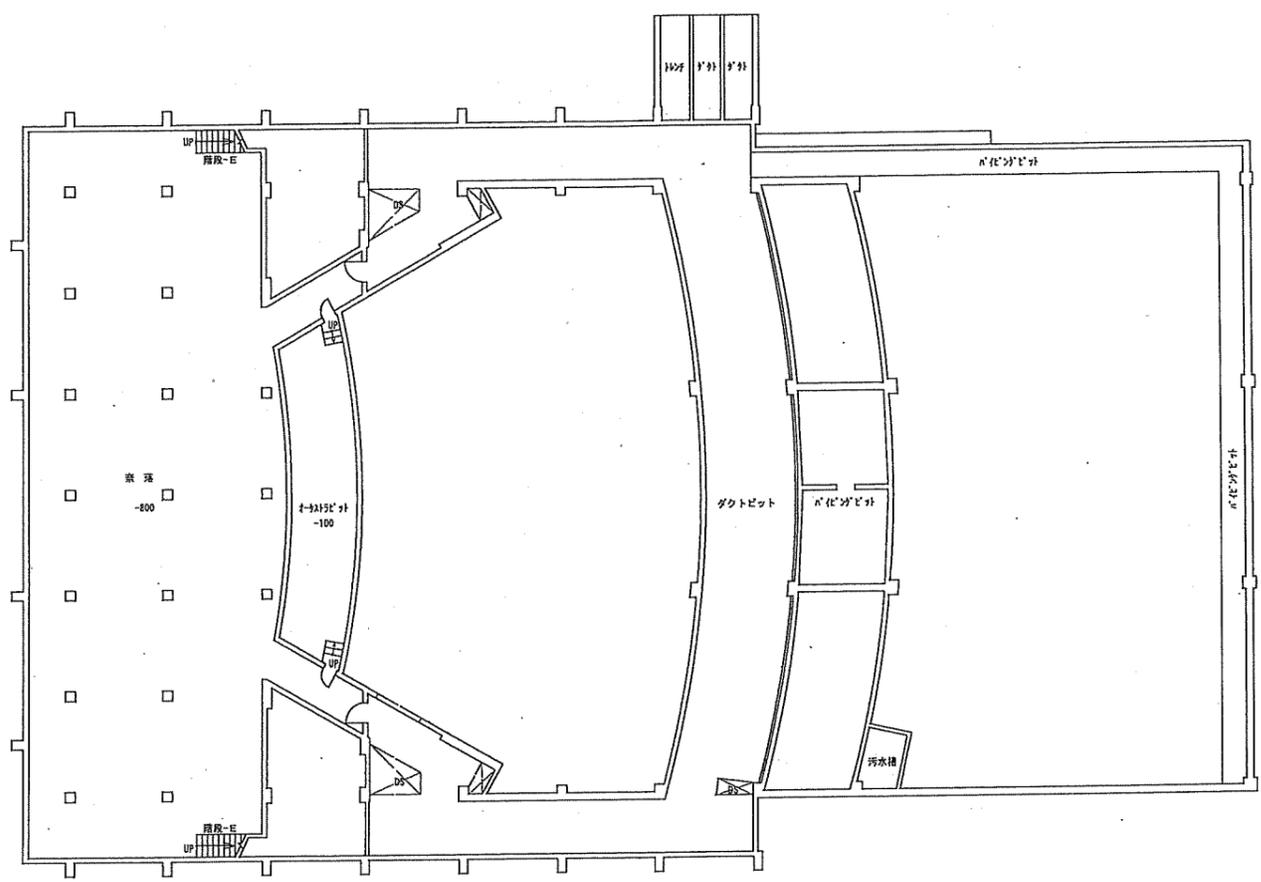
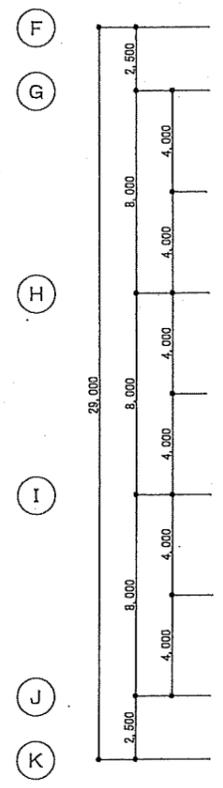


八代市立代陽幼稚園

配置図 S=1/600

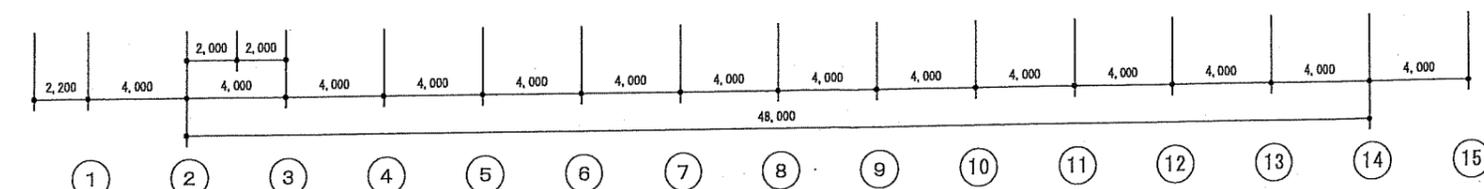
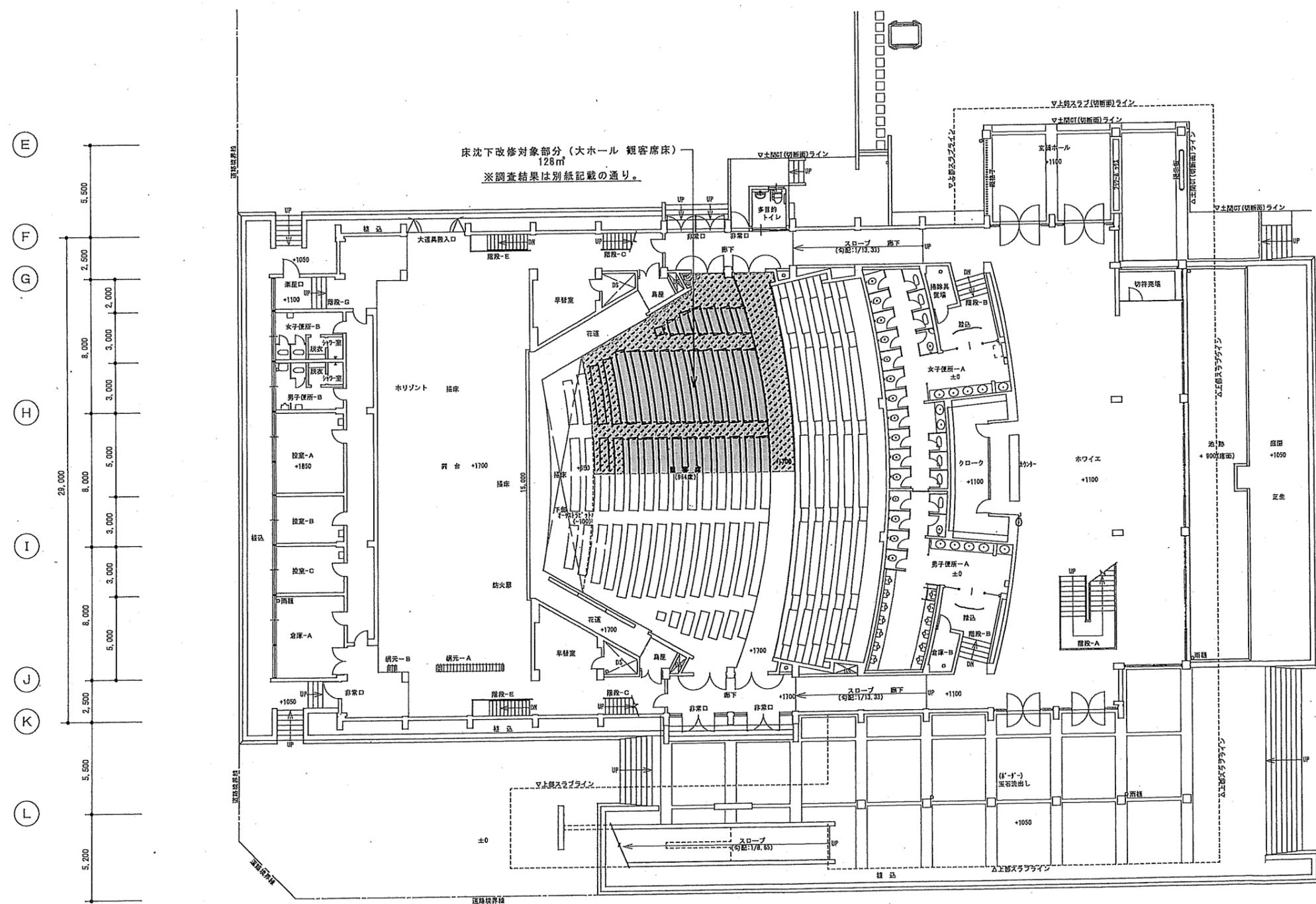
● …劣化度調査対象建物

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号	日付 2020.11.30	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務	図番 A-01
		有限会社 葵一級建築士事務所	縮尺 S=1/600	図面名 付近見取図、配置図	



地階 平面図 S=1/200 地階床面積：345.10㎡

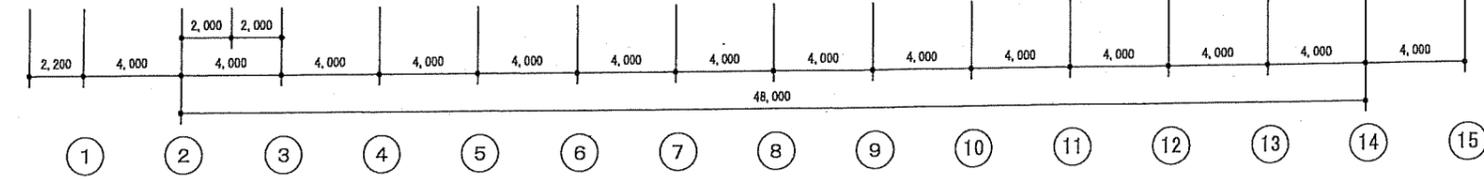
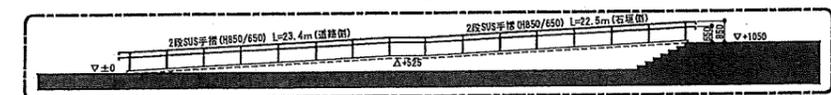
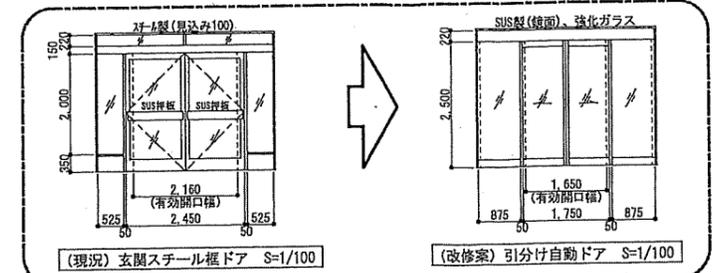
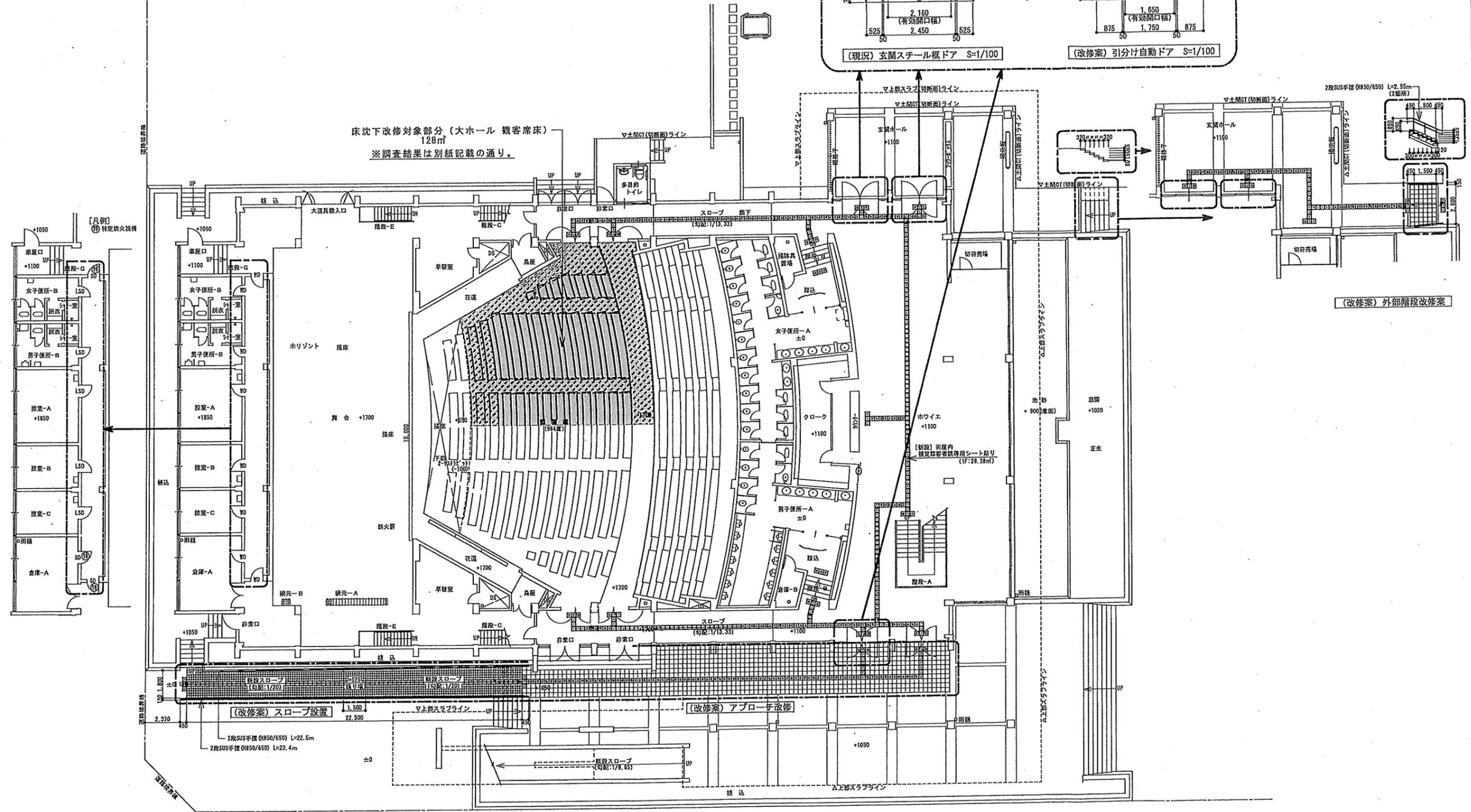
特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号	日付 2020.11.30	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務	図番 A-02
		有限会社 葵一級建築士事務所	縮尺 S=1/200	図面名 地階 平面図 (現況)	



...床沈下改修対象部分 (大ホール 観客席床)
 ※破線ハッチング部分は、カーペット張りの範囲を示す。
1階 平面図 S=1/200
 1階・中2階床面積：1,584.60㎡

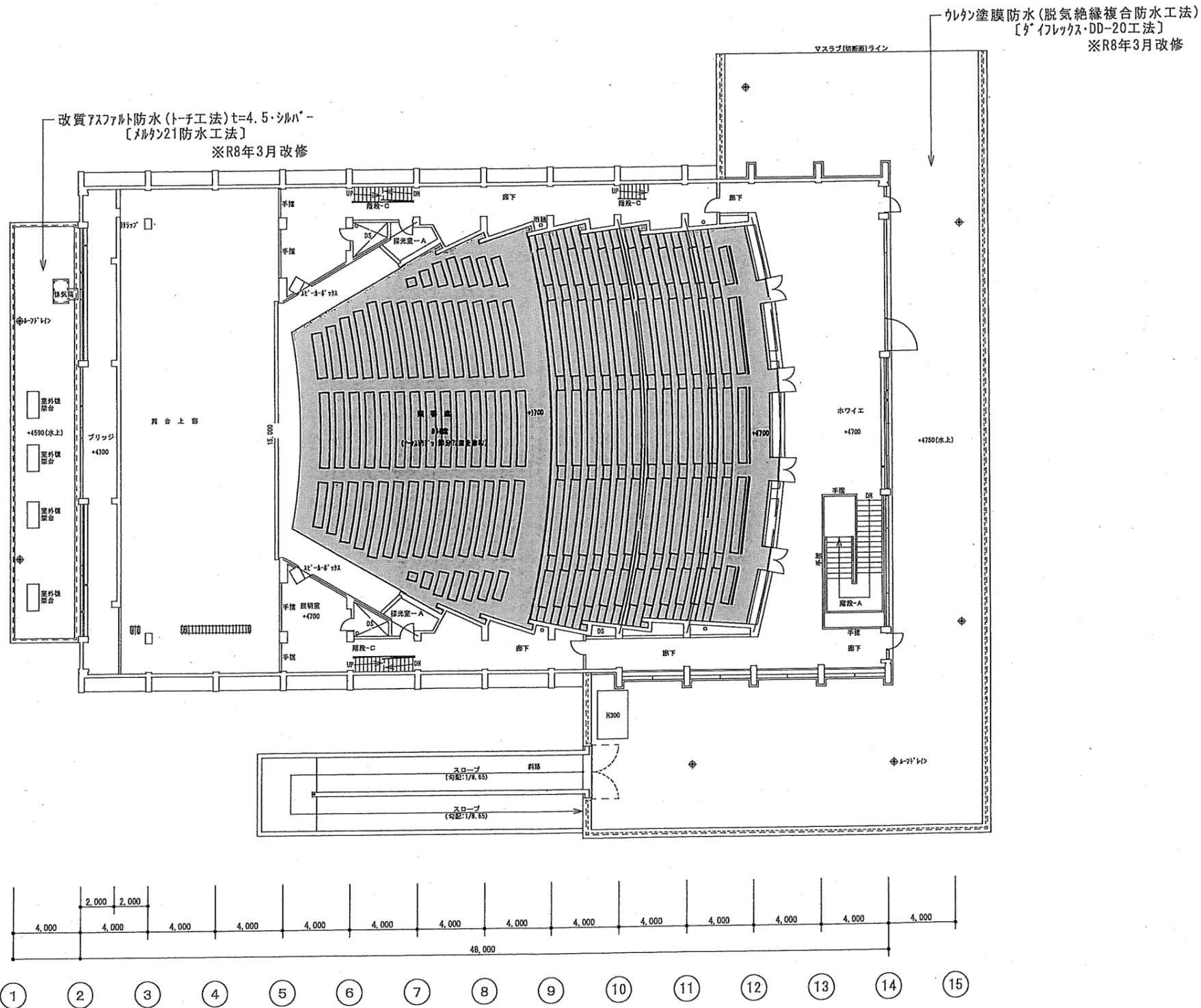
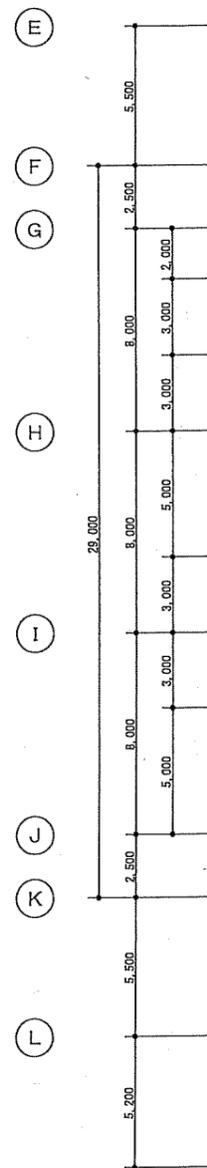
特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED]	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号	日付 2020.11.30	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務	図番 A-03
	〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	有限会社 葵一級建築士事務所	縮尺 S=1/200	図面名 1階 平面図 (現況)	

E
F
G
H
I
J
K
L



...床沈下改修対象部分(大ホール 観客席床)
 ※破線ハッチング部分は、カーペット張りの範囲を示す。
 ...床沈下改修対象部分(大ホール 観客席床)
 ※破線ハッチング部分は、カーペット張りの範囲を示す。
1階 平面図 S=1/200
 1階・中2階床面積: 1,584.60㎡

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号	日付 2020.11.30	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務	図番 A-03'
	〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	有限会社 葵一級建築士事務所	縮尺 S=1/200	図面名 1階 平面図 (現況)	



2階床面積 : 644.08㎡

2階 平面図 S=1/200

...改修対象部分 (大ホール 内壁・タイル壁)

特記事項

一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

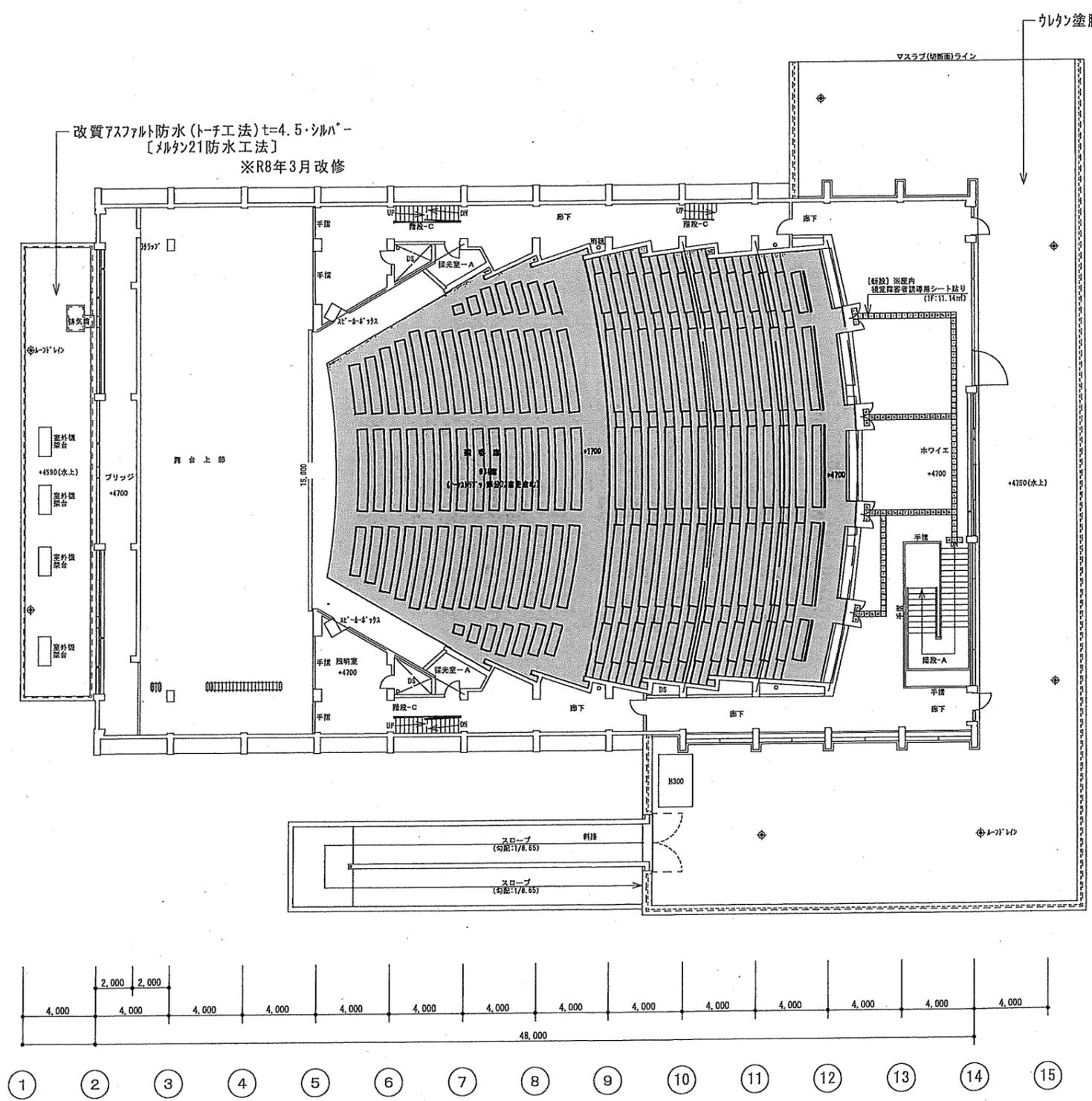
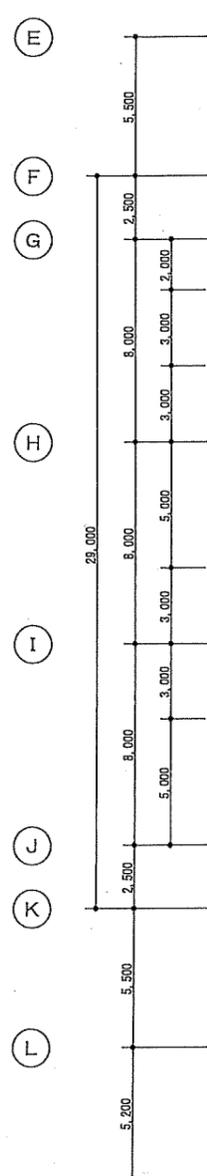
熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2020.11.30
縮尺 S=1/200

工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
図面名 2階 平面図 (現況)

図番

A-04



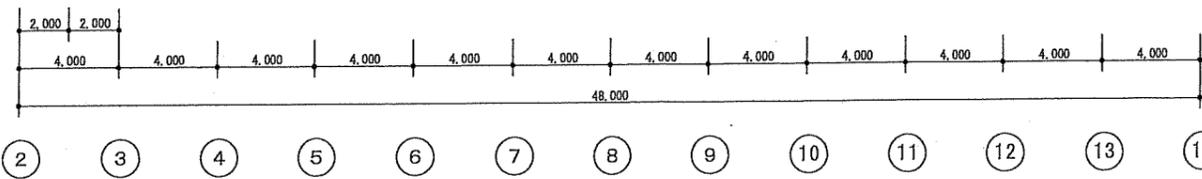
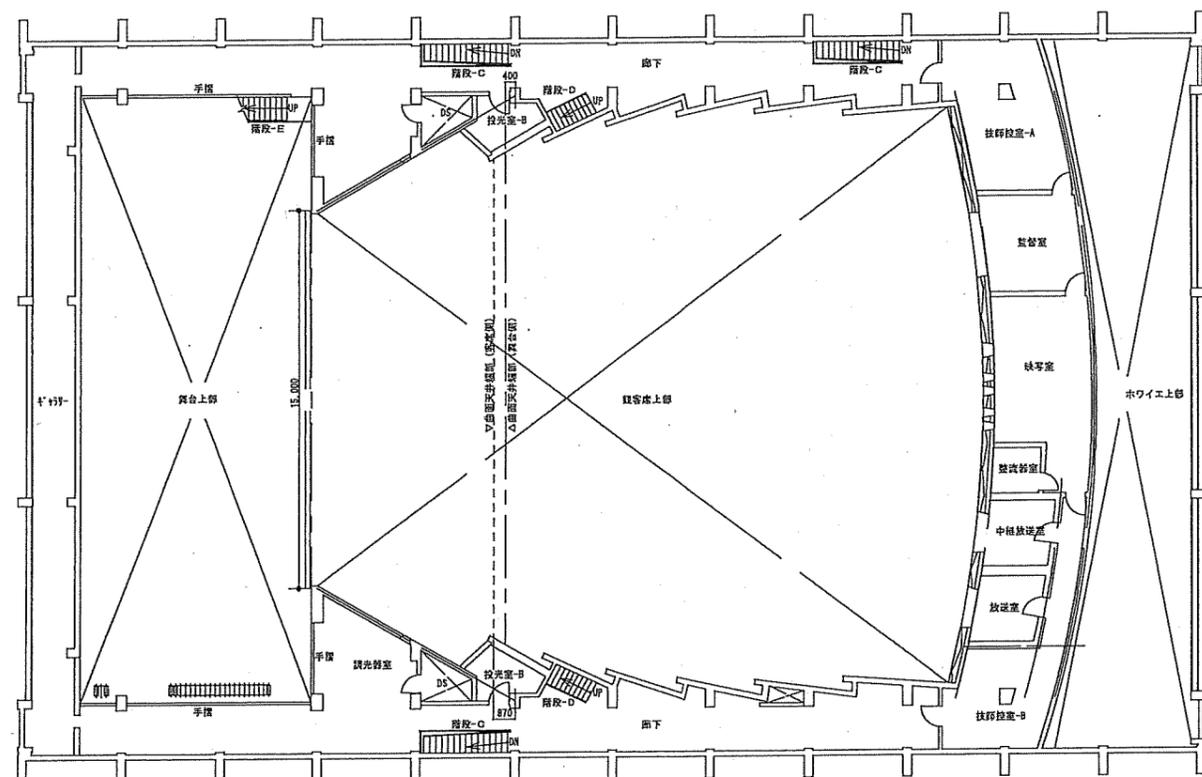
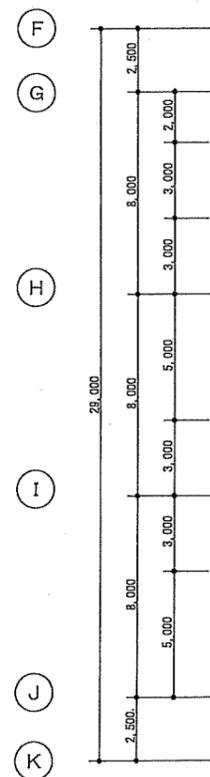
ケレン塗膜防水(脱気絶縁複合防水工法)
 [ガイフレックス・DD-20工法]
 ※R8年3月改修

改質アスファルト防水(トチ工法)t=4.5・シルハ-
 [マルチ21防水工法]
 ※R8年3月改修

2階床面積: 644.08㎡ 2階平面図 S=1/200

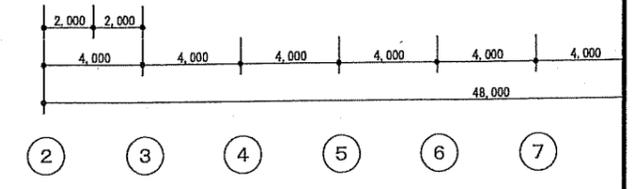
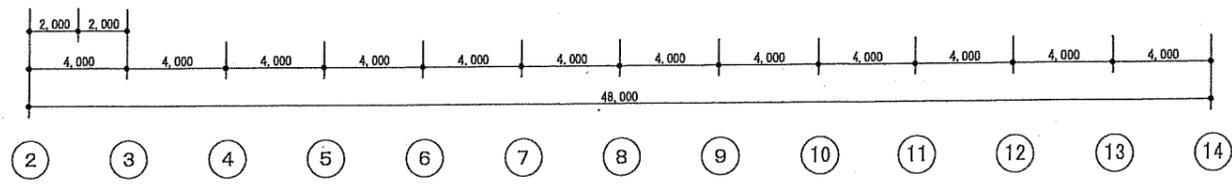
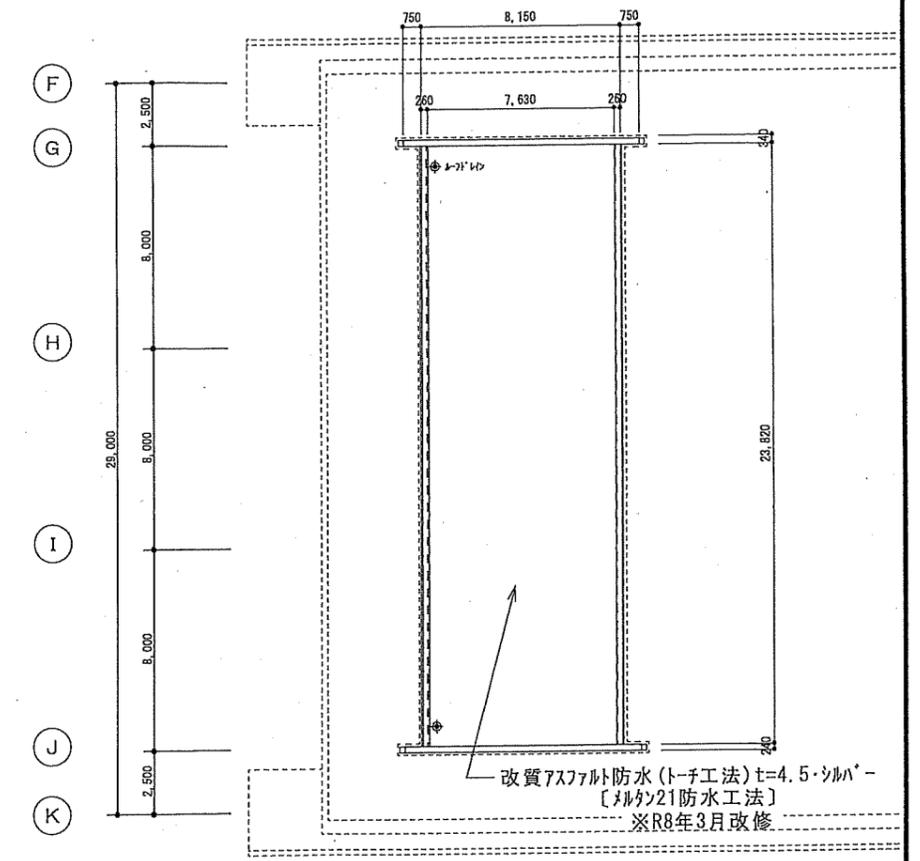
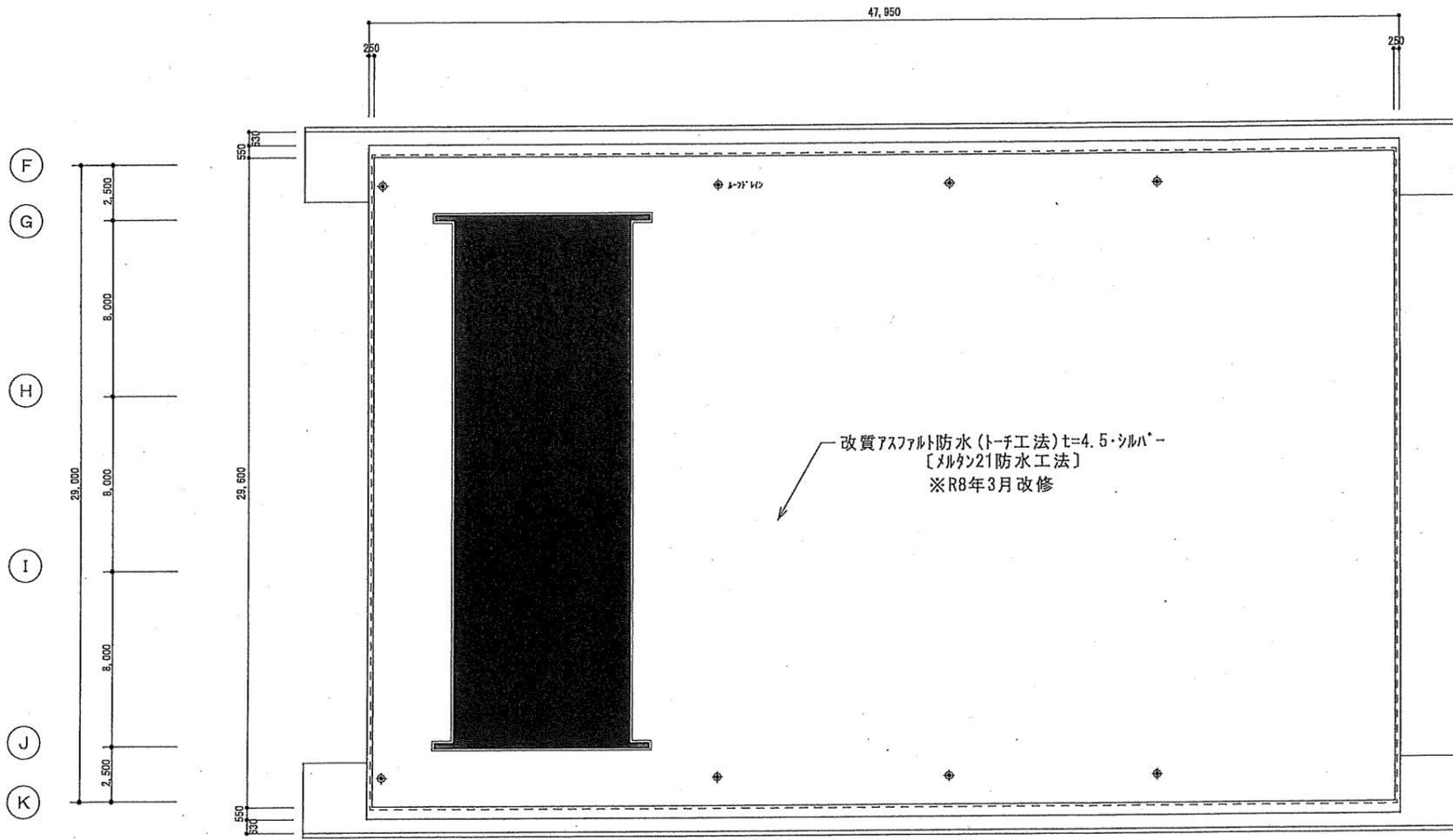
...改修対象部分(大ホール 内壁・タイル壁)

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] []	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号	日付 2020.11.30	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務	図番 A-04'
	〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	有限会社 葵一級建築士事務所	縮尺 S=1/200	図面名 2階平面図(現況)	



3階 平面図 S=1/200 3階床面積：382.50㎡

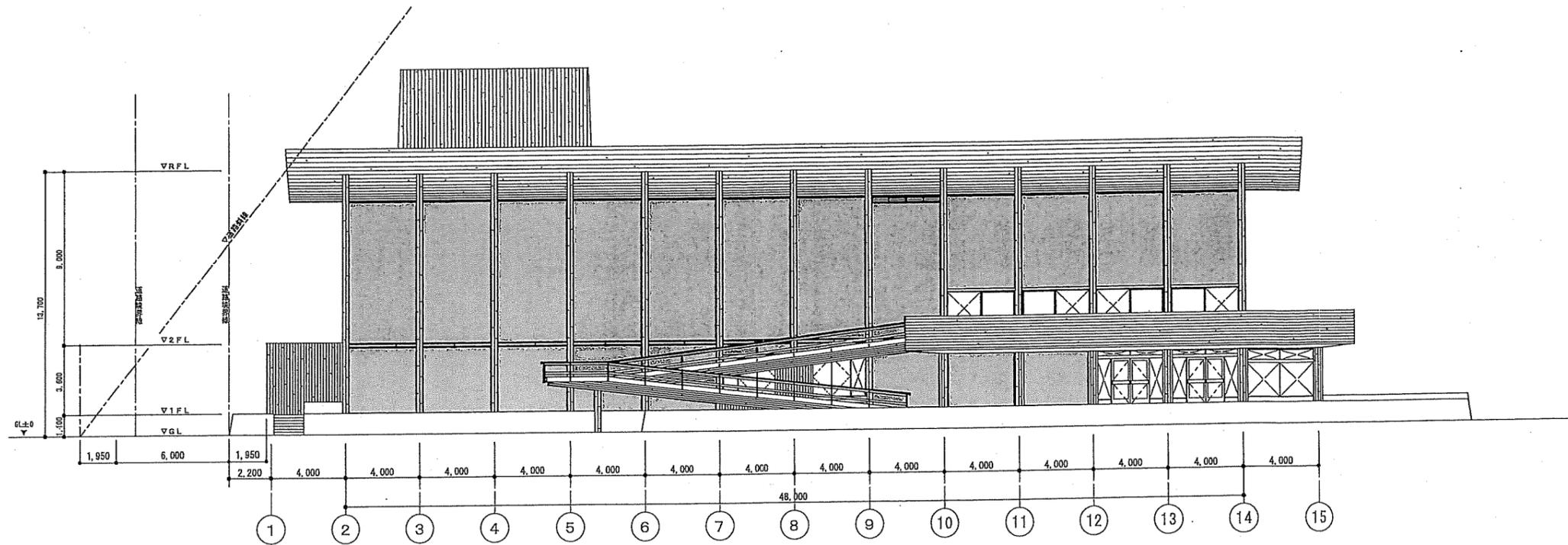
特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町B55-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2020.11.30	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務	図番 A-05
			縮尺 S=1/200	図面名 3階 平面図 (現況)	



屋上平面図 S=1/200

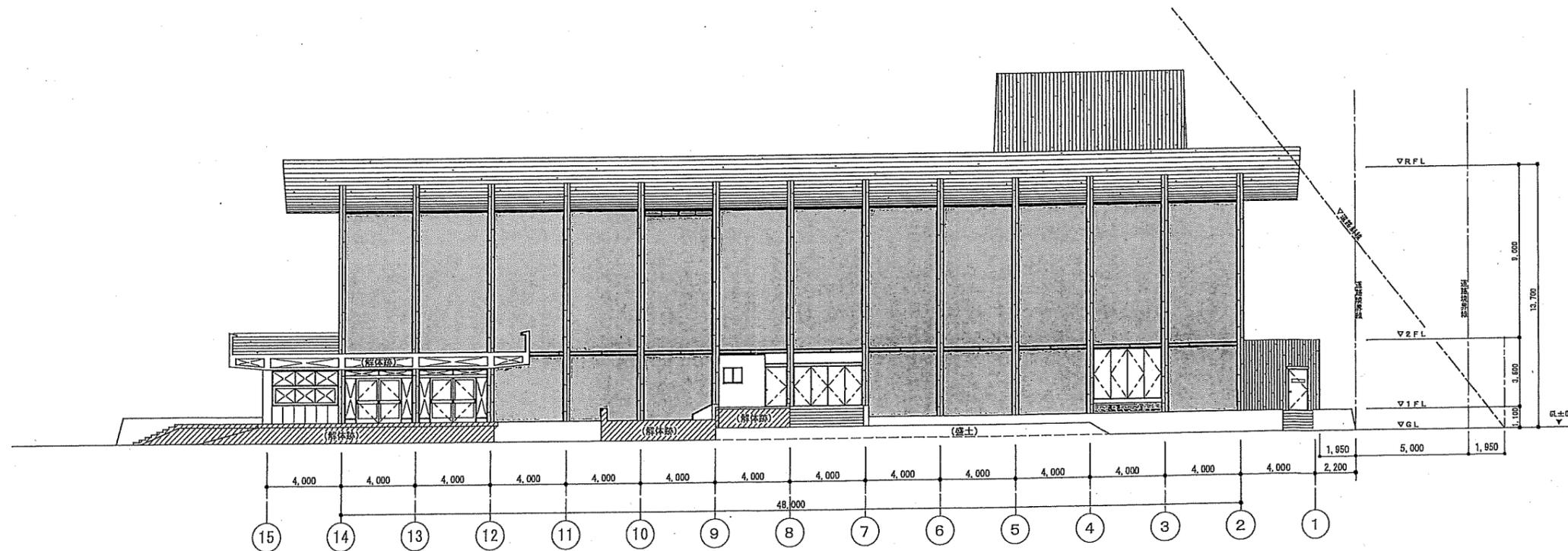
舞台屋上平面図 S=1/200

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2020.11.30	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務	図番 A-06
			縮尺 S=1/200	図面名 3階平面図(現況)	



東側立面図 S=1/200

■ ...外壁改修部分 (タイル張り部分)



西側立面図 S=1/200

特記事項

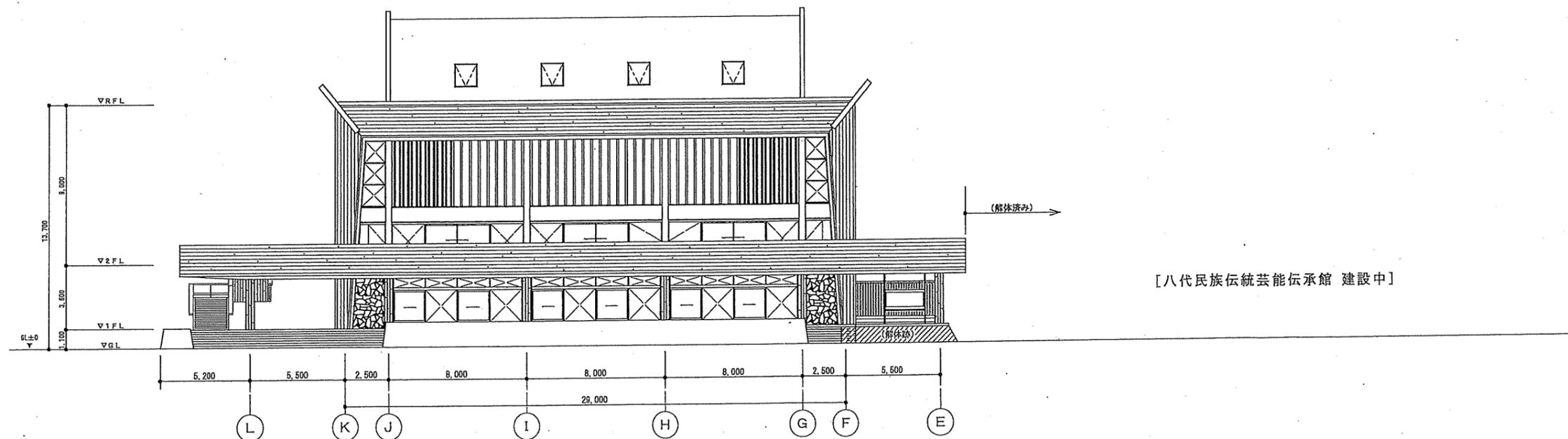
一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2020.11.30
 縮尺 S=1/200

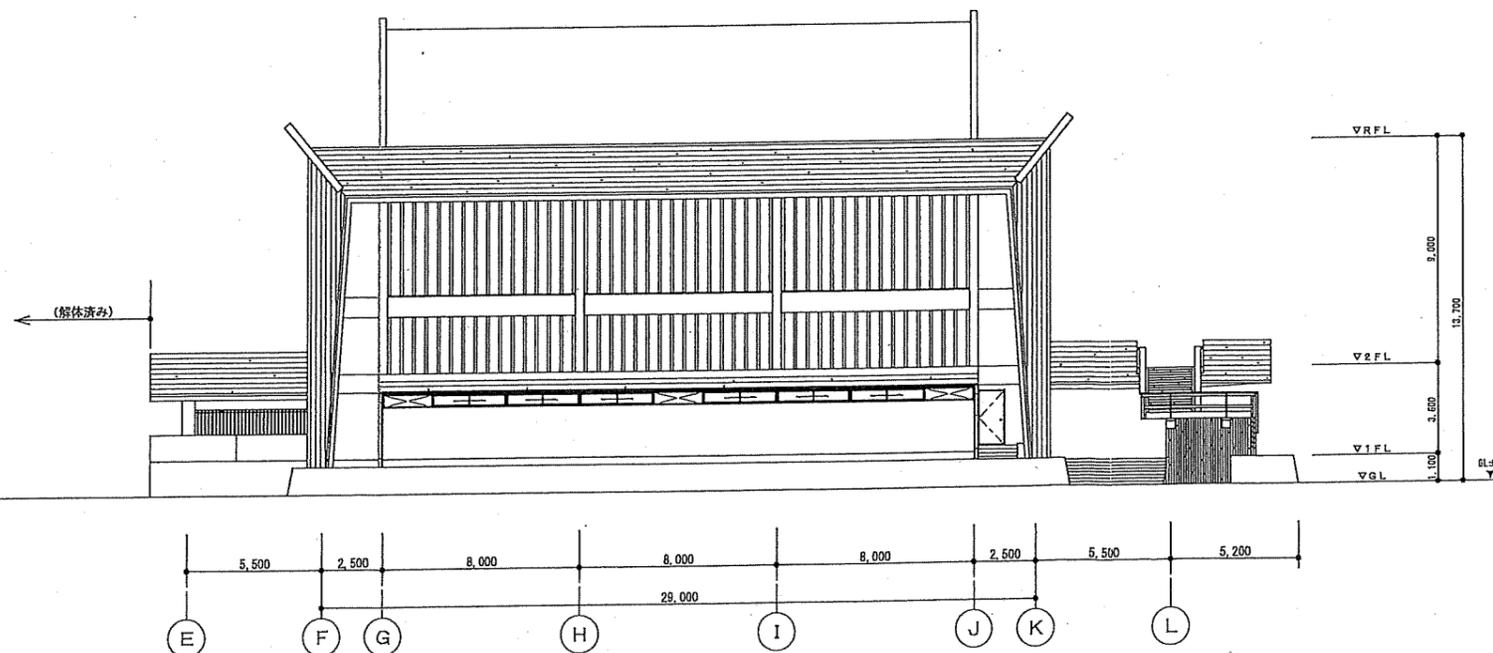
工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
 図面名 東側立面図、西側立面図 (現況)

図番 A-08



北側立面図 S=1/200

…外壁改修部分 (タイル張り部分)



南側立面図 S=1/200

特記事項

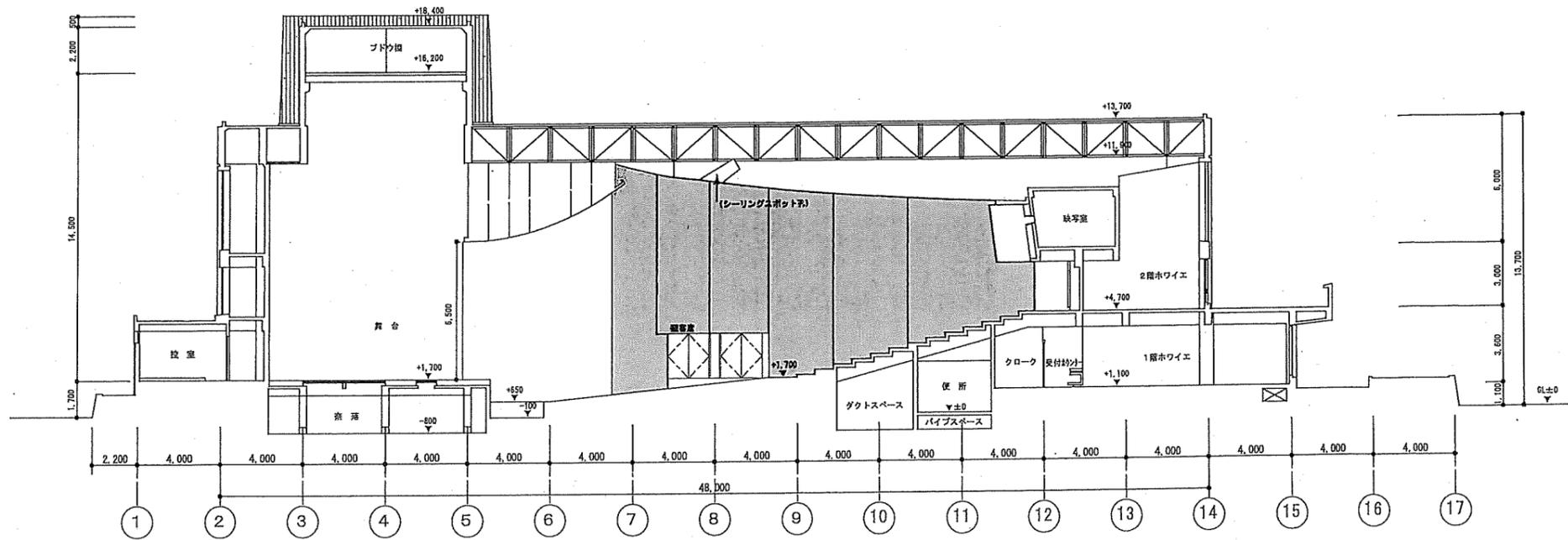
一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2020.11.30
 縮尺 S=1/200

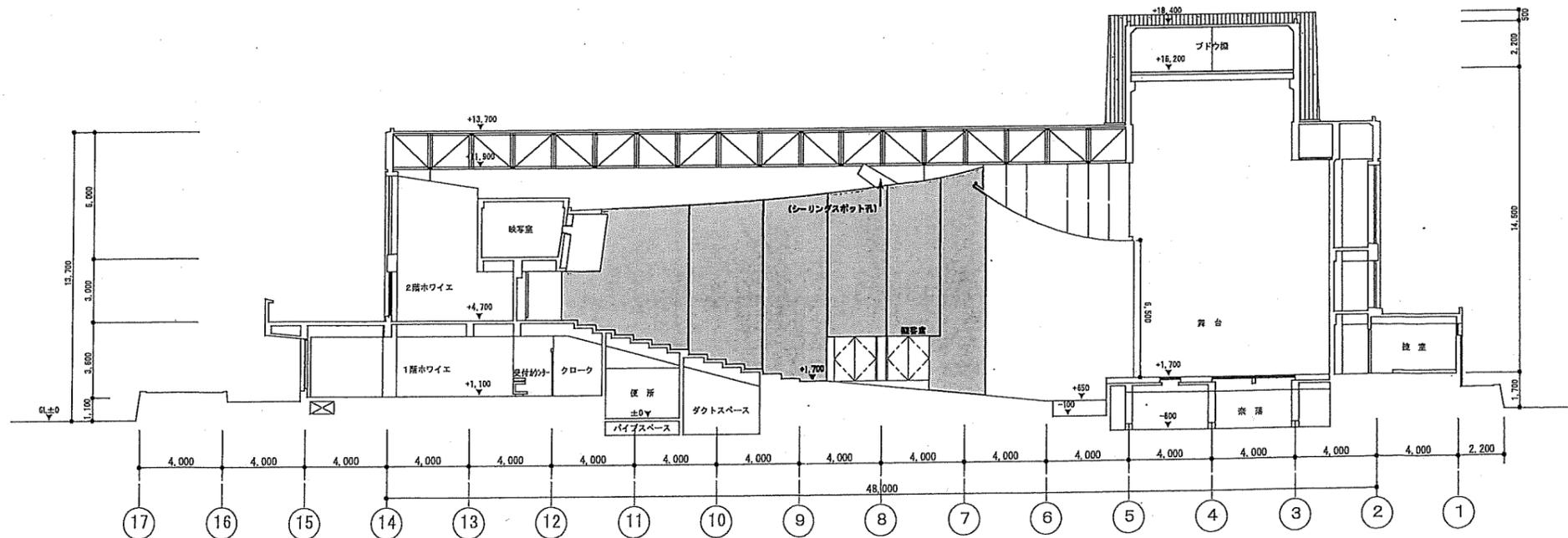
工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
 図面名 北側立面図、南側立面図 (現況)

図番 A-07



大ホール 断面図/西側展開図 S=1/200

…内壁改修部分 (大ホール観客席 タイル張り部分: 改修済み)

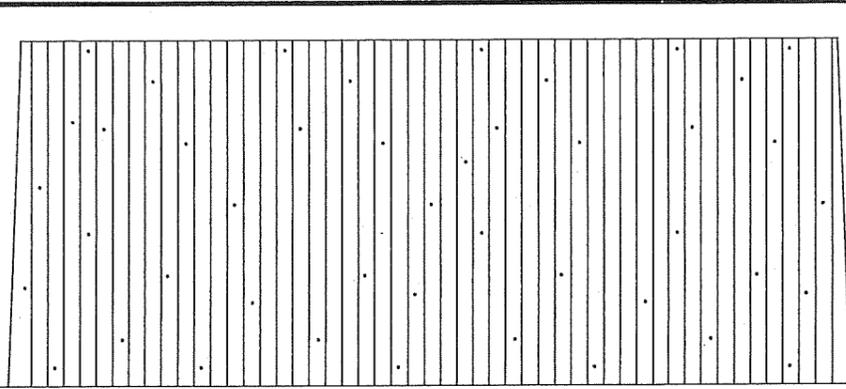


大ホール 断面図/東側展開図 S=1/200

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2020.11.30	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務	図番 A-09
			縮尺 S=1/200	図面名 [大ホール] 断面図/西側・東側展開図 (現況)	

厚生会館内外装劣化調査 工法区分図		
0.5m未満	○A	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 13本/12穴 (0.5m以上)の上、耐震ピンネット工法-石形塗材仕上
0.5m以上	○B	
細物		アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 6本/6穴
窓ガキ		
窓面台		
モルタル浮き補修		アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 5本
粗物(床・巾木)		アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 9本/m
平塚(庇)		
0.2m未満		シーリング工法
0.2m以上		パッドシーリング材工法(可とう性工材)
UV照射補修		シーリング工法
タイル 0.2m未満	○D	
タイル 0.2m以上	○E	Uカットシーリング+タイル補修工法
欠損補修	○G	タイル補修工法
鉄筋露出補修		浸透性防錆工法
鉄物中100程度		
鉄物中100程度	F	浸透性防錆工法
その他補修		除去
エフロ		打磨去
打磨		

※タイル浮き補修(0.5m未満及び全面) ○ 耐震ピンネット工法-石形塗材仕上



■厚生会館【本館】 東立面(左側)

ひび割れ補修 タイプ2 タイル 0.2m以上 E

番号	長さ	番号	長さ
1	0.10	15	0.10
2	0.10	16	0.10
3	0.30	17	0.10
4	0.70	18	0.20
5	3.65	19	0.20
6	2.60	20	0.30
7	0.40	21	0.10
8	0.10	22	3.65
9	0.30	23	0.10
10	3.65	24	3.65
11	0.20	25	0.10
12	1.80	26	0.10
13	3.65	27	0.30
14	0.20	28	0.30

合計 E 13.80

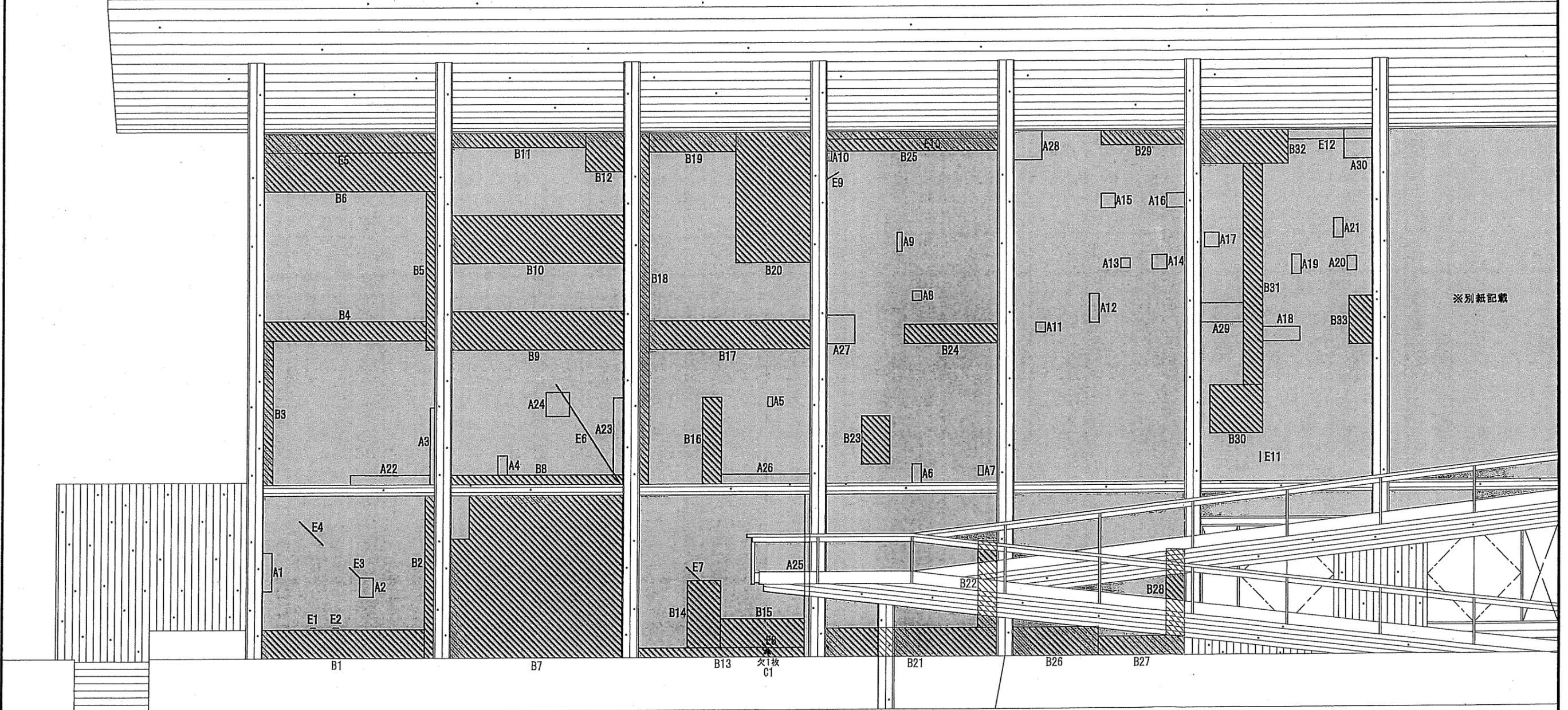
■厚生会館【本館】 東立面(左側)

ひび割れ補修 A (0.5m未満)

番号	幅	長さ	面積	1号	2号	面積	1号	2号	面積		
1	0.80	0.20	0.1600	18	0.30	0.80	0.2400	1	0.60	3.45	2.0700
2	0.40	0.30	0.1200	19	0.40	0.20	0.8000	2	3.38	0.20	0.6700
3	1.60	0.10	0.1600	20	0.30	0.20	0.6000	3	3.00	0.20	0.6000
4	0.40	0.20	0.0800	21	0.40	0.20	0.8000	4	0.40	3.45	1.3800
5	0.20	0.10	0.0200	22	0.20	1.70	0.3400	5	3.30	0.20	0.6600
6	0.40	0.20	0.0800	23	1.60	0.20	0.3200	6	1.20	3.65	4.3800
7	0.20	0.10	0.0200	24	0.60	0.60	0.3600	7	0.40	2.00	0.8000
8	0.20	0.10	0.0200	25	3.38	0.10	0.3380	8	0.20	3.65	0.7300
9	0.40	0.10	0.0400	26	0.20	1.90	0.3800	9	0.30	3.65	1.0950
10	0.20	0.10	0.0200	27	0.60	0.60	0.3600	10	1.00	3.65	3.6500
11	0.20	0.20	0.0400	28	0.60	0.60	0.3600	11	0.30	2.85	0.8550
12	0.60	0.20	0.1200	29	0.40	0.90	0.3600	12	0.80	0.80	0.6400
13	0.20	0.20	0.0400	30	0.60	0.60	0.3600	13	0.20	3.65	0.7300
14	0.30	0.30	0.0900					14	1.40	0.70	0.9800
15	0.30	0.30	0.0900					15	0.60	1.80	1.0800
16	0.30	0.40	0.1200					16	1.80	0.40	0.7200
17	0.30	0.30	0.0900					17	0.60	3.45	2.0700

合計 A 4.8500

合計 B 56.0800

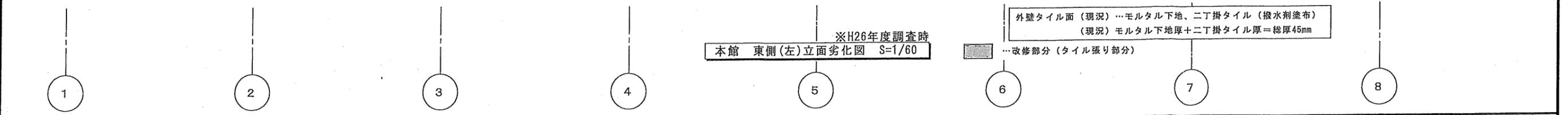


※別紙記載

※H26年度調査時
本館 東側(左)立面劣化図 S=1/60

外壁タイル面(現況)…モルタル下地、二丁掛タイル(撥水剤塗布)
(現況)モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm

…改修部分(タイル張り部分)



特記事項 ※耐震ピンネット工法の石形塗材=天然石調厚付け多彩模様仕上塗材 (タイル・タイル・1段目地 同等品)
※アンカーピンネットのピンは、70mm以上の長ピンとする。
※現況外壁面の撥水剤は、サングリ掛けにより除去する。

一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []
〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

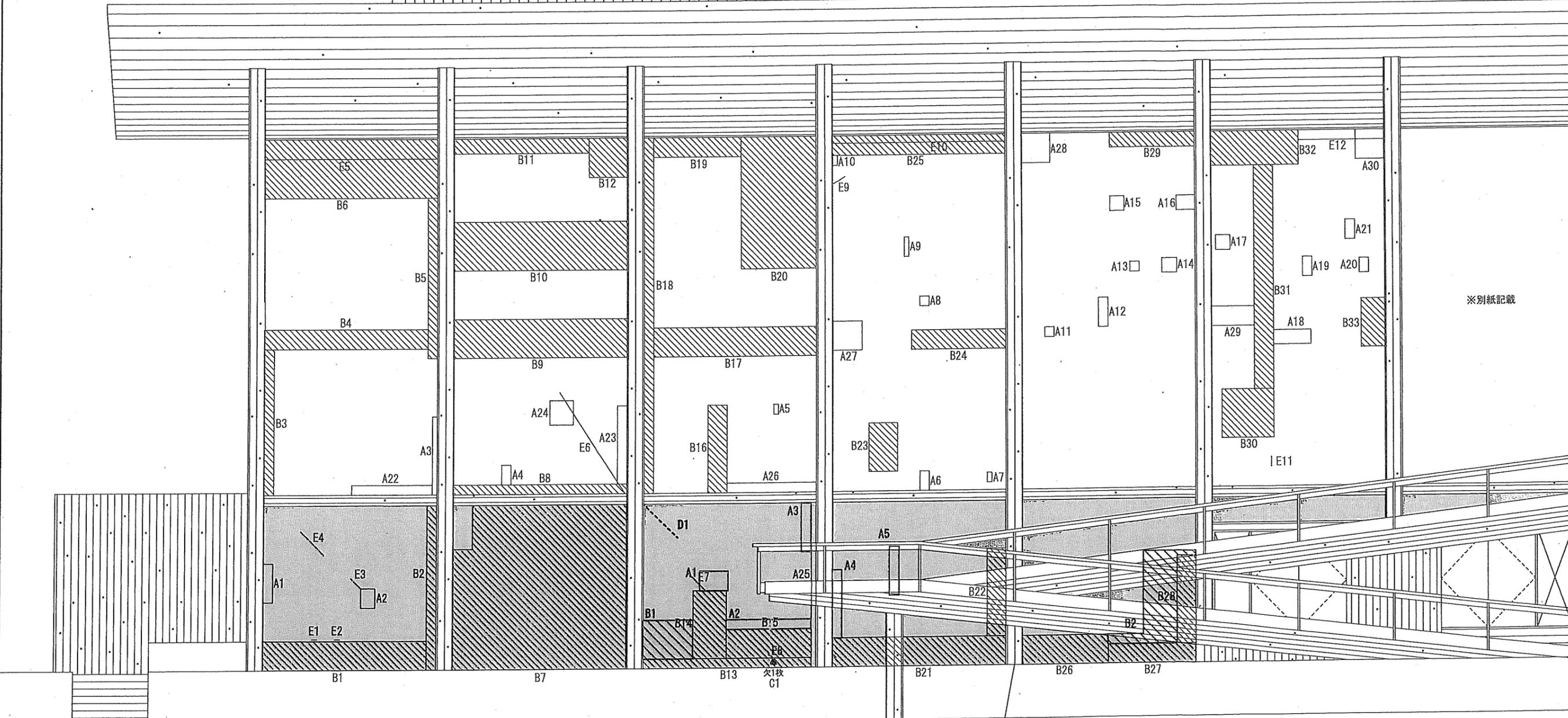
熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2020.11.30
縮尺 S=1/60

工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
図面名 【本館】東側(左)立面工法区分図(改修a)
※H26年度調査時

図番 A-10

厚生会館内装劣化調査 工法区分図			
タイル張り補修	0.5m未満	A	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 13本/12穴 (0.5m以上)の上、耐震ピンネット工法・石形塗材仕上
	0.5m以上	B	
	網物	G	
モルタル張り補修	網物(漆・巾木)	K	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 5本
	平場(漆)	L	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 9本/m ²
	0.2cm未満	M	シーリング工法
ひび割れ補修	0.2cm以上	N	切カットシーリング材充填工法(可とう性工法)
	タイル 0.2cm未満	D	シーリング工法
	タイル 0.2cm以上	E	切カットシーリング+タイル補修工法
欠損補修	タイル	C	タイル補修工法
鉄筋腐食補修	役物150角程度	P	浸透性防錆工法
	役物巾100程度	Q	浸透性防錆工法
その他補修	足場用アンカー跡	F	浸透性防錆工法
	エプロン	R	除去
	釘跡	S	打退去



※R2年度調査時
 本館 東側(左)立面劣化図 S=1/60
 ...調査部分(タイル張り部分)



特記事項 外壁タイル面(現況)…モルタル下地、二丁掛タイル(撥水剤塗布) (現況)モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2020.11.30 縮尺 S=1/60	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務 図面名 [本館]東側(左)立面工法区分図(改修b)	図番 A-10'
				※R2年度調査時	

厚生会館内外装劣化調査 工法区分			
タイル剥き繕	0.5m未満	○A	アンカーピンニング全面工ボキシ樹脂注入工法 13本/12穴 (0.5m以上)の上、耐震ピンネット工法・石形塗材仕上
	0.5m以上	○B	
モルタル剥き繕	縦割		アンカーピンニング部分工ボキシ樹脂注入工法 6本/6穴
	野タキ		
	冠面谷		
	縦割(溝・巾木)		アンカーピンニング部分工ボキシ樹脂注入工法 5本
	平塚(床)		アンカーピンニング部分工ボキシ樹脂注入工法 9本/m
ひび割れ繕	0.2m未満		シール工法
	0.2m以上	D	ひき出しシール材充填工法(同とう工法)
	タイル 0.2m未満		シール工法
	タイル 0.2m以上	○E	ひき出しシール+タイル張替工法
大面繕	タイル	C	タイル張替工法
鉄筋露出繕	鉄筋150角程度		浸透性防錆工法
	鉄筋100程度		
その他繕	足場用アンカー鉄	○F	浸透性防錆工法
	エフロ		除去
	釘跡	X	釘除去

※タイル剥き繕(0.5m未満及び健全部) ○ 耐震ピンネット工法・石形塗材仕上

■厚生会館【本館】東立面(右側)
ひび割れ繕 タイプ2 タイル 0.2m以上 E

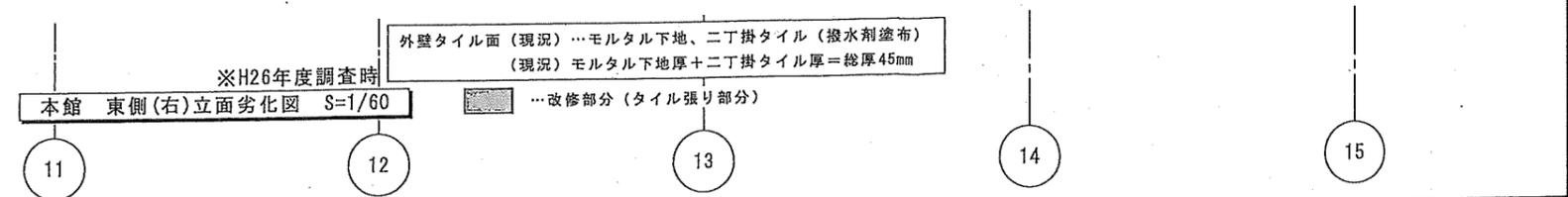
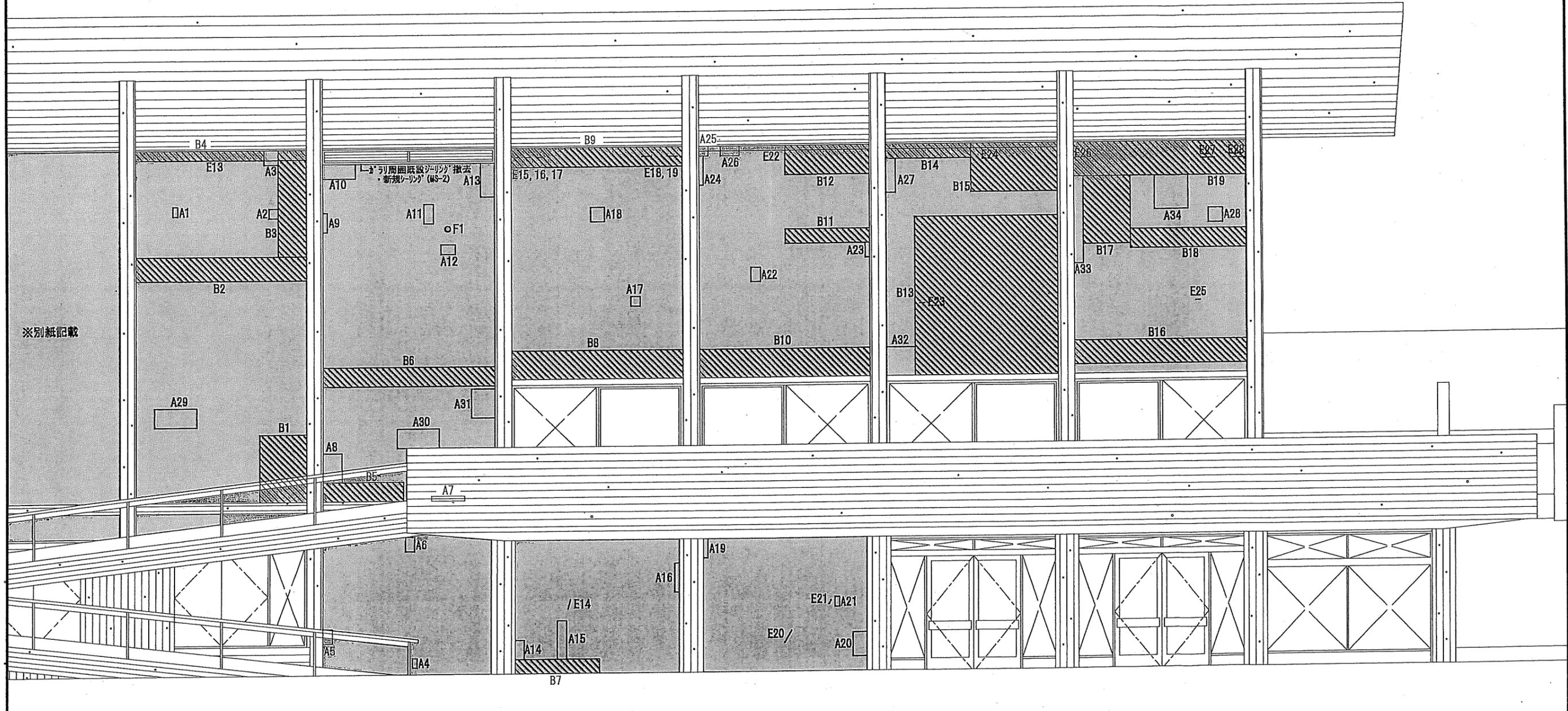
番号	長さ	番号	長さ
1	0.10	15	0.10
2	0.10	16	0.10
3	0.30	17	0.10
4	0.70	18	0.20
5	3.65	19	0.20
6	2.60	20	0.30
7	0.40	21	0.10
8	0.10	22	3.65
9	0.30	23	0.10
10	3.65	24	3.65
11	0.20	25	0.10
12	1.80	26	0.10
13	3.65	27	0.30
14	0.20	28	0.30

合計 E 13.15

■厚生会館【本館】東立面(右側)
ひび割れ繕 A (0.5m未満)
ひび割れ繕 B (0.5m以上)

番号	縦	横	面積	番号	縦	横	面積	番号	縦	横	面積
1	0.20	0.10	0.0200	18	0.30	0.30	0.0900	1	1.40	1.00	1.4000
2	0.20	0.20	0.0400	19	0.40	0.10	0.0400	2	0.50	3.65	1.8250
3	0.30	0.30	0.0900	20	0.50	0.30	0.1500	3	2.20	0.60	1.3200
4	0.20	0.10	0.0200	21	0.20	0.10	0.0200	4	0.20	2.75	0.5500
5	0.30	0.20	0.0600	22	0.30	0.20	0.0600	5	0.40	1.70	0.6800
6	0.30	0.30	0.0900	23	0.30	0.10	0.0300	6	0.40	3.65	1.4600
7	0.10	0.70	0.0700	24	0.60	0.10	0.0600	7	0.30	1.80	0.5400
8	0.80	0.40	0.3200	25	0.20	0.20	0.0400	8	0.60	3.65	2.1900
9	0.40	0.70	0.2800	26	0.40	0.20	0.0800	9	0.40	3.65	1.4600
10	0.30	0.70	0.2100	27	0.70	0.20	0.1400	10	0.60	3.65	2.1900
11	0.40	0.20	0.0800	28	0.30	0.30	0.0900	11	0.30	1.80	0.5400
12	0.20	0.30	0.0600	29	0.40	0.90	0.3600	12	0.60	1.80	1.0800
13	0.70	0.30	0.2100	30	0.40	0.90	0.3600	13	3.30	3.05	10.0500
14	0.40	0.20	0.0800	31	0.60	0.50	0.3000	14	0.30	1.80	0.5400
15	0.80	0.20	0.1600	32	0.60	0.60	0.3600	15	1.00	1.85	1.8500
16	0.60	0.10	0.0600	33	1.80	0.20	0.3600	16	0.50	3.65	1.8250
17	0.20	0.20	0.0400	34	0.70	0.70	0.4900	17	1.40	1.00	1.4000

合計 A 4.9700 合計 B 34.4300



特記事項 ※耐震ピンネット工法の石形塗材=天然石調厚付け多彩模様の仕上塗材 (タ'イ7-AST-1段目地 同等品)
 ※アンカーピンネットのピンは、70mm以上の長ピンとする。
 ※現況タイル面の撥水剤は、サンダー掛けにより除去する。

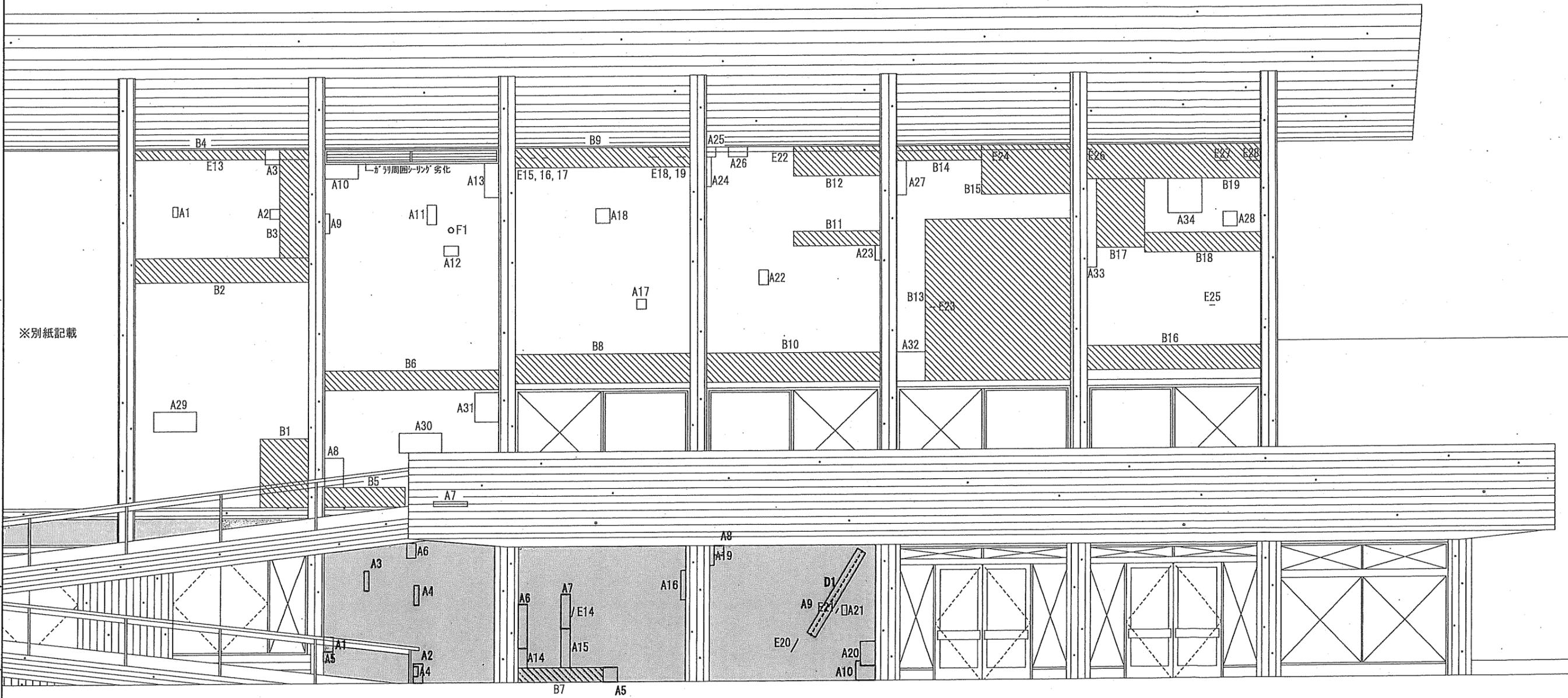
一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2020.11.30 工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
 縮尺 S=1/60 図面名 【本館】東側(右)立面工法区分図(改修a)

図番 A-11

厚生会館内装劣化調査 工法区分図			
タイル張り補修	0.5mm未満	A	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 13本/12穴
	0.5mm以上	B	(0.5mm以上)の上、樹脂ピンネット工法・石膏塗材仕上
モルタル浮き補修	粗物	G	
	細物	H	
ひび割れ補修	0.2mm未満	M	シーリング工法
	0.2mm以上	N	防割シート貼付工法(何とう工法)
欠損補修	タイル 0.2mm未満	D	シーリング工法
	タイル 0.2mm以上	E	リカットシート+タイル移植工法
腐食食補修	欠損150角程度	P	浸透性防錆工法
	欠損巾100程度	Q	浸透性防錆工法
その他補修	エプロン	R	除去
	釘跡	S	釘除去



※R2年度調査時
 本館 東側(右)立面劣化図 S=1/60
 ...調査部分(タイル張り部分)

8 9 10 11 12 13 14 15

特記事項 外壁タイル面(現況)…モルタル下地、二丁掛タイル(撥水剤塗布) (現況)モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2020.11.30 縮尺 S=1/60	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務 図面名 [本館] 東側(右)立面工法区分図 (改修b)	図番 A-11'
	※R2年度調査時				

厚生会館内装劣化調査 工法区分図		
0.5mm未満	○A	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 13本/12穴 (0.5mm以上)の上、耐震ピンネット工法-石形塗材仕上
0.5mm以上	○B	
細物	—	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 6本/6穴
窓サキ	—	
窓面台	—	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 5本
細物(漆・巾木)	—	
平場(床)	—	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 8本/m
0.2mm未満	—	シーリング工法
0.2mm以上	—	シカドール系封鎖工法(同とう工法)
0.2mm未満	D	シーリング工法
0.2mm以上	—	シーリング工法
0.2mm以上	○E	シカドール系+タイル移植工法
タイル	○G	タイル移植工法
タイル	○H	タイル移植工法
タイル	○I	タイル移植工法
タイル	○J	タイル移植工法
タイル	○K	タイル移植工法
タイル	○L	タイル移植工法
タイル	○M	タイル移植工法
タイル	○N	タイル移植工法
タイル	○O	タイル移植工法
タイル	○P	タイル移植工法
タイル	○Q	タイル移植工法
タイル	○R	タイル移植工法
タイル	○S	タイル移植工法
タイル	○T	タイル移植工法
タイル	○U	タイル移植工法
タイル	○V	タイル移植工法
タイル	○W	タイル移植工法
タイル	○X	タイル移植工法
タイル	○Y	タイル移植工法
タイル	○Z	タイル移植工法

■厚生会館【本館】西立面(左側)
ひび割れ補修 タイプ2 タイル 0.2mm以上 E

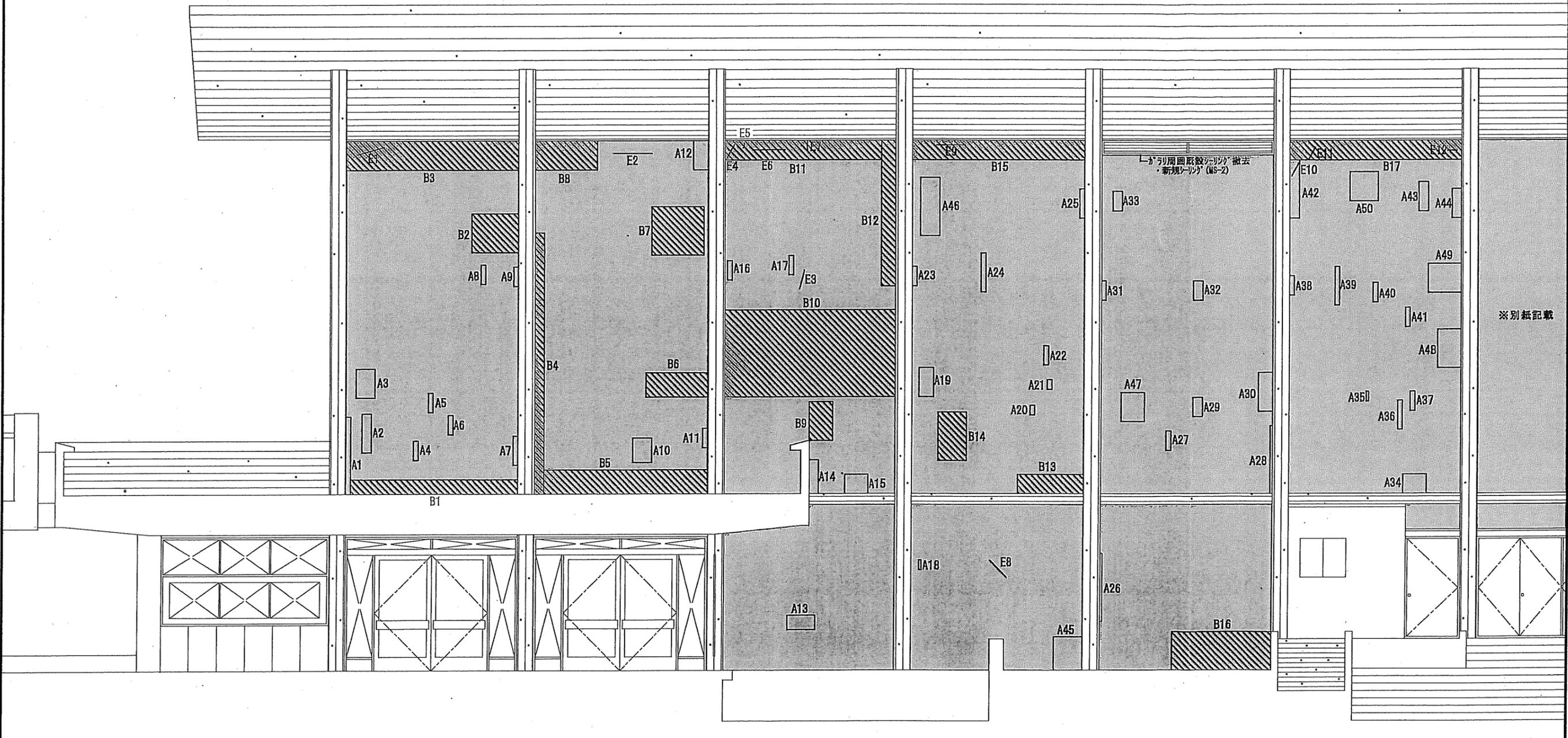
番号	長さ	番号	長さ
1	0.60	15	0.20
2	0.80	16	0.20
3	0.40	17	0.60
4	0.30	18	2.80
5	0.10	19	3.20
6	0.70	20	0.10
7	0.20	21	2.20
8	0.50	22	2.55
9	0.60	23	0.90
10	0.30	24	0.80
11	0.30	25	2.20
12	0.20	26	3.65
13	0.40	27	3.65
14	0.10		
合計	E		5.00

■厚生会館【本館】西立面(左側)
ひび割れ補修 A (0.5mm未満)

番号	長さ	番号	長さ
1	1.60	18	0.20
2	0.80	19	0.30
3	0.60	20	0.10
4	0.40	21	0.20
5	0.40	22	0.40
6	0.40	23	0.40
7	0.60	24	0.80
8	0.40	25	0.60
9	0.40	26	1.40
10	0.50	27	0.40
11	0.40	28	1.40
12	0.60	29	0.40
13	0.30	30	0.80
14	0.70	31	0.40
15	0.40	32	0.40
16	0.40	33	0.40
17	0.40	34	0.40
合計	A		6.3600

ひび割れ補修 B (0.5mm以上)

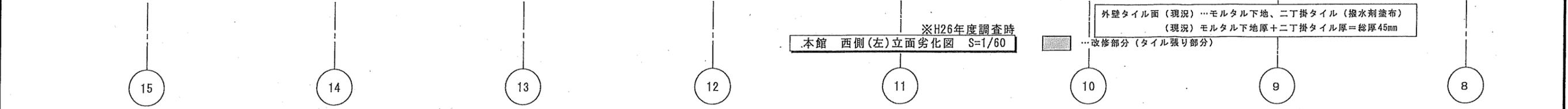
番号	長さ	番号	長さ
1	0.20	35	0.20
2	0.80	36	0.10
3	0.60	37	0.40
4	0.40	38	0.40
5	0.40	39	0.80
6	0.40	40	0.40
7	1.00	41	0.40
8	0.80	42	1.20
9	0.80	43	0.60
10	1.80	44	0.60
11	0.40	45	0.60
12	3.00	46	0.40
13	0.40	47	1.20
14	1.00	48	0.60
15	0.80	49	0.60
16	0.80	50	0.60
17	0.40	51	0.60
合計	B		24.3500



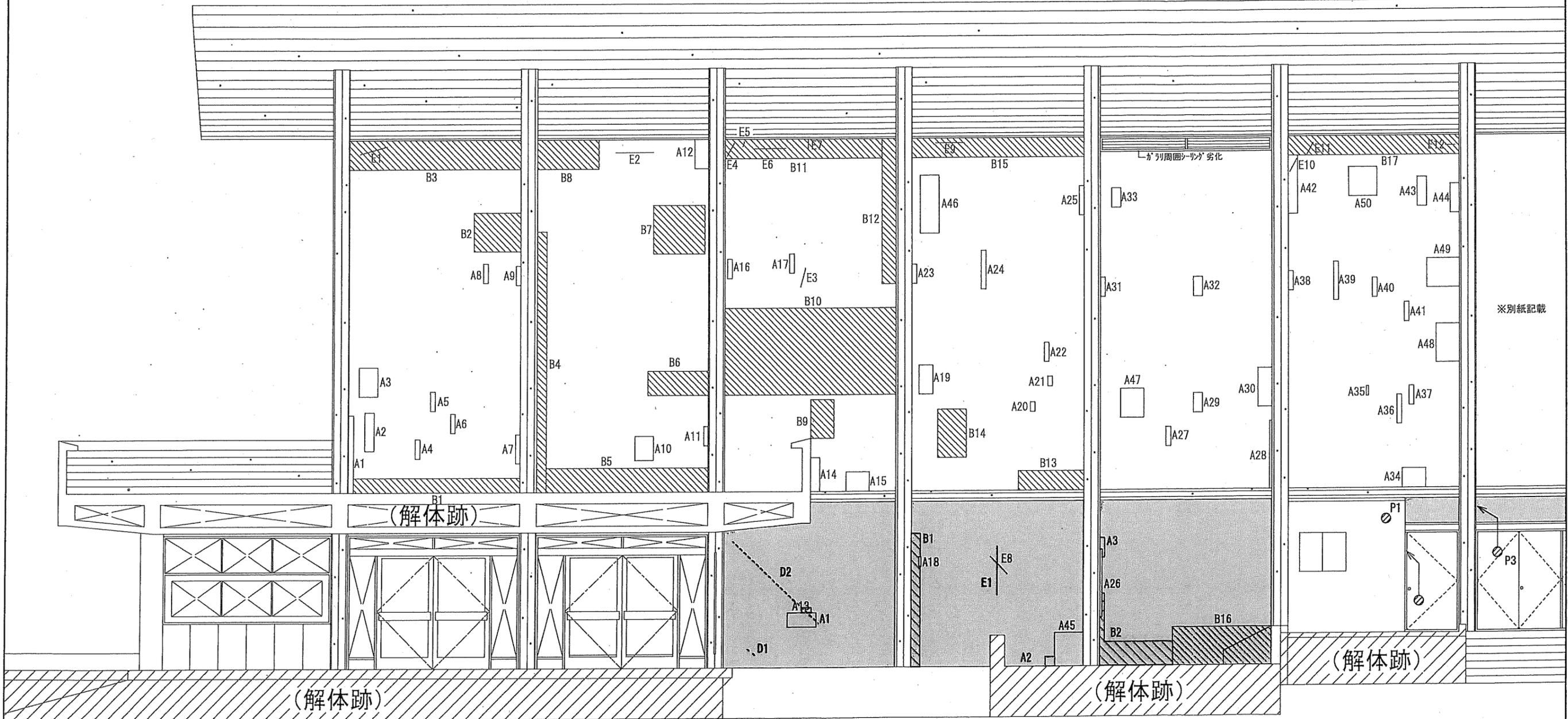
※H26年度調査時
本館 西側(左)立面劣化図 S=1/60

外壁タイル面(現況)…モルタル下地、二丁掛タイル(撥水剤塗布)
(現況)モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm

…改修部分(タイル張り部分)



厚生会館内装劣化調査 工法区分			
タイル浮き補修	0.5m未満	A	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 13本/12穴 (0.5m以上)の上、耐震ピンネット工法・石膏塗付仕上
	0.5m以上	B	
モルタル浮き補修	縦物	G	
	窓ダキ	H	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 6本/6穴
タイル剥れ補修	縦物(溝・巾木)	K	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 5本
	平床(床)	L	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 9本/m
欠損補修	0.2m未満	M	シーリング工法
	0.2m以上	N	ウットシール材取替工法(可とう性エポ)
柱筋腐食補修	タイル 0.2m未満	D	シーリング工法
	タイル 0.2m以上	E	ウットシール+タイル張替工法
その他補修	タイル	C	タイル張替工法
	縦物 150角程度	P	浸透性防蝕工法
その他補修	縦物 100程度	Q	浸透性防蝕工法
	足場用アンカー取	F	浸透性防蝕工法
その他補修	エフロ	R	除去
	釘跡	S	釘跡去



※R2年度調査時
本館 西側(左)立面劣化図 S=1/60
調査部分(タイル張り部分)

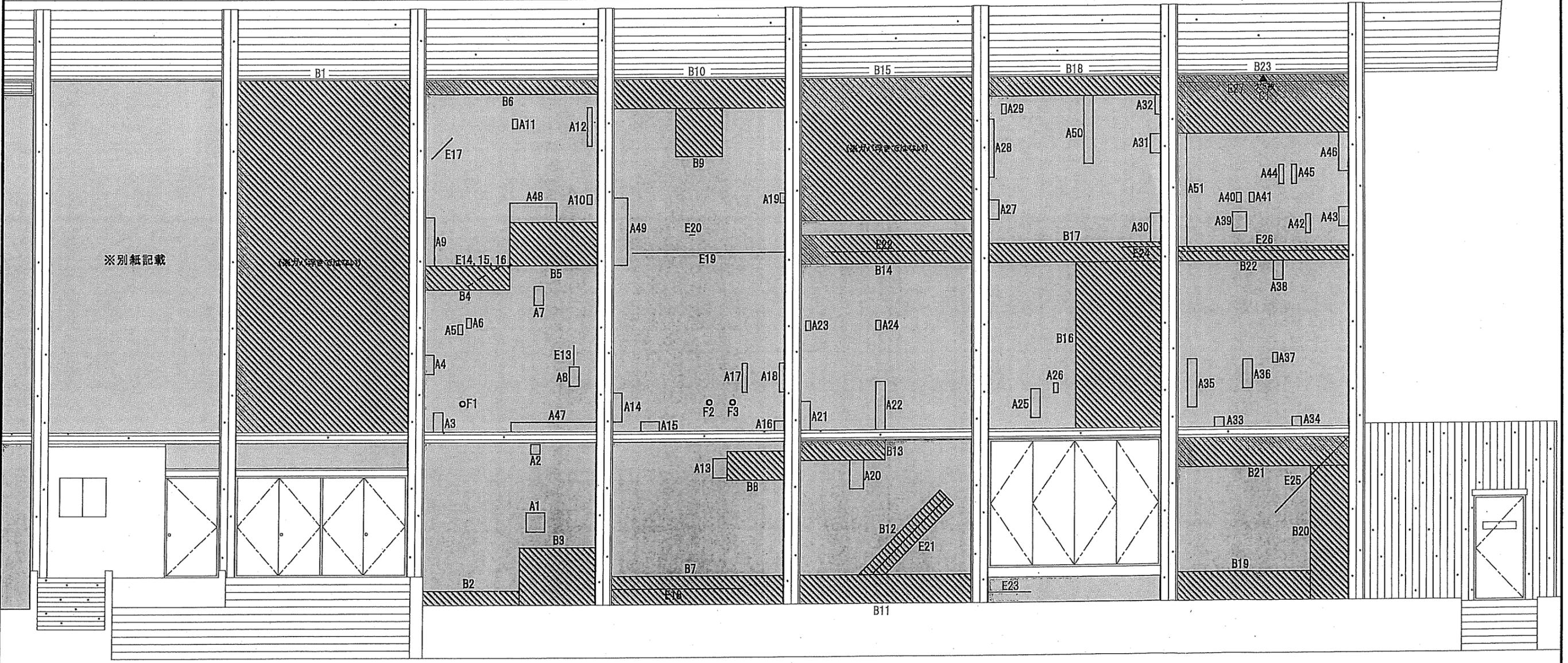
15 14 13 12 11 10 9 8

特記事項 外壁タイル面(現況)…モルタル下地、二丁掛タイル(撥水剤塗布) (現況)モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2020.11.30 縮尺 S=1/60	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務 図面名 [本館]西側(左)立面工法区分図(改修)	図番 A-12'
---	--	---	----------------------------	--	----------

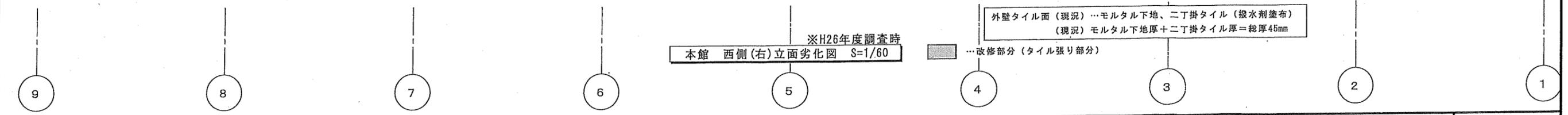
厚生会館内装劣化調査 工法区分	
0.5m未満	○A
0.5m以上	○B
細物	○C
平床	○D
0.5m未満	○E
0.5m以上	○F
釘跡	○G

厚生会館 [本館] 西立面 (右側) 外壁			
番号	長さ	番号	長さ
1	0.60	15	0.20
2	0.90	16	0.20
3	0.40	17	0.60
4	0.30	18	2.80
5	0.10	19	3.20
6	0.70	20	0.10
7	0.20	21	2.20
8	0.50	22	2.65
9	0.60	23	0.90
10	0.30	24	0.80
11	0.30	25	2.20
12	0.20	26	3.65
13	0.40	27	3.65
14	0.10		
合計		23.65	

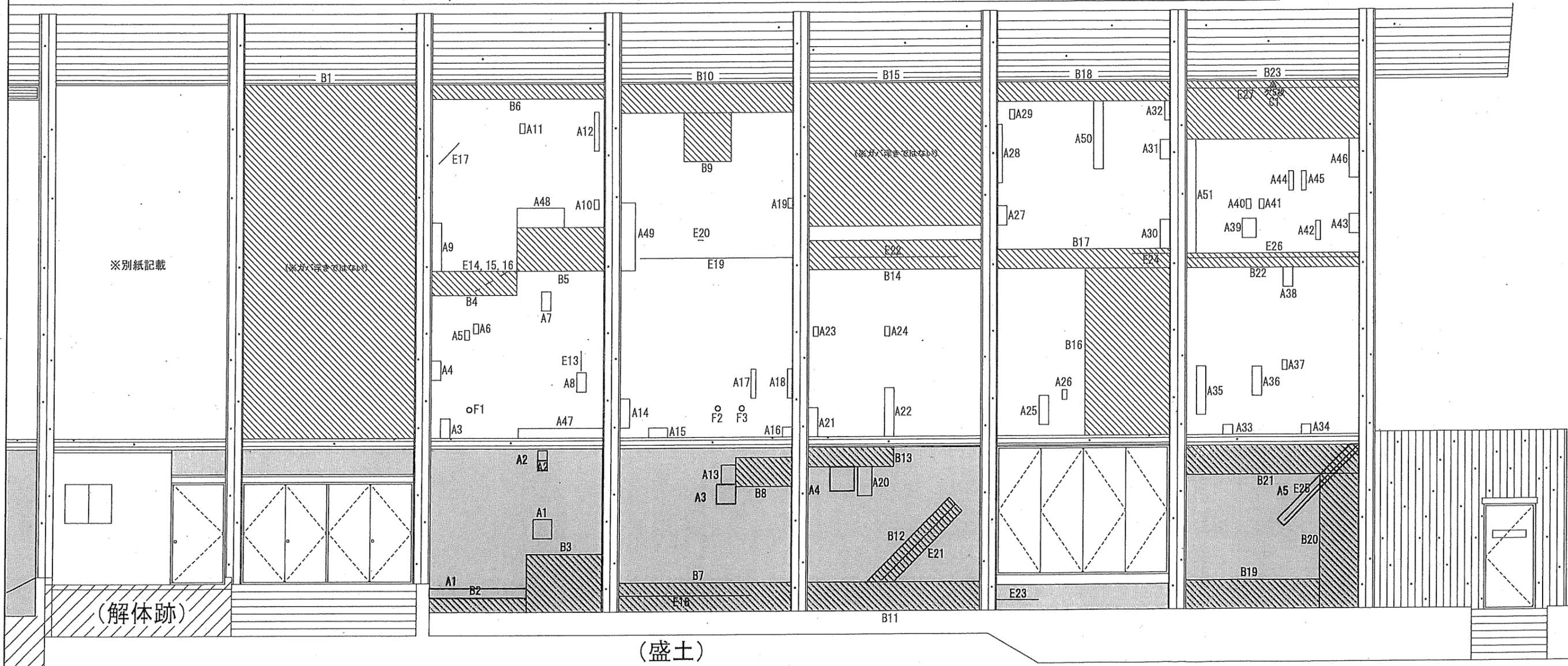
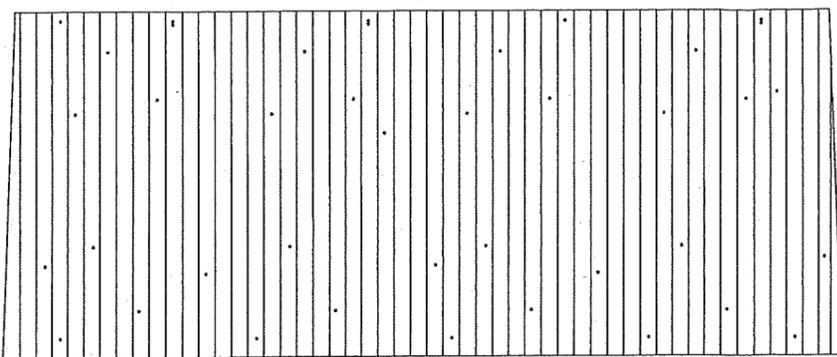
厚生会館 [本館] 西立面 (右側)											
○A (浮き剥離 A (0.5m未満))						○B (浮き剥離 B (0.5m以上))					
番号	長さ	面積	番号	長さ	面積	番号	長さ	面積	番号	長さ	面積
1	0.40	0.40	0.1600	27	0.40	0.20	0.0800	1	7.30	3.65	26.6400
2	0.20	0.20	0.0400	28	1.20	0.10	0.1200	2	0.30	2.05	0.6100
3	0.40	0.20	0.0800	29	0.20	0.10	0.0200	3	1.20	1.60	1.9200
4	0.20	0.20	0.0400	30	0.60	0.20	0.1200	4	0.60	1.80	0.9000
5	0.20	0.10	0.0200	31	0.40	0.20	0.0800	5	0.80	1.85	1.6800
6	0.40	0.10	0.0400	32	0.40	0.10	0.0400	6	0.30	3.65	1.0900
7	0.40	0.20	0.0800	33	0.20	0.20	0.0400	7	0.60	3.65	2.1900
8	0.40	0.20	0.0800	34	0.20	0.20	0.0400	8	0.60	1.20	0.7200
9	1.00	0.20	0.2000	35	1.00	0.20	0.2000	9	1.00	1.00	1.0000
10	0.20	0.10	0.0200	36	0.60	0.20	0.1200	10	0.60	3.65	2.1900
11	0.20	0.10	0.0200	37	0.20	0.10	0.0200	11	0.60	3.65	2.1900
12	0.80	0.10	0.0800	38	0.40	0.20	0.0800	12	2.26	0.40	0.9000
13	0.40	0.30	0.1200	39	0.40	0.30	0.1200	13	0.40	1.80	0.7200
14	0.60	0.20	0.1200	40	0.20	0.10	0.0200	14	0.60	3.65	2.1900
15	0.20	0.40	0.0800	41	0.20	0.10	0.0200	15	2.95	3.65	10.7600
16	0.20	0.20	0.0400	42	0.40	0.10	0.0400	16	3.45	1.80	6.2100
17	0.60	0.10	0.0600	43	0.40	0.20	0.0800	17	0.40	3.65	1.4600
18	0.60	0.10	0.0600	44	0.40	0.10	0.0400	18	0.40	3.65	1.4600
19	0.20	0.10	0.0200	45	0.40	0.10	0.0400	19	0.60	2.85	1.7100
20	0.60	0.30	0.1800	46	0.80	0.20	0.1600	20	2.78	0.80	2.2200
21	0.60	0.20	0.1200	47	0.20	1.80	0.3600	21	0.60	3.65	2.1900
22	1.00	0.20	0.2000	48	0.40	1.00	0.4000	22	0.30	3.65	1.0900
23	0.20	0.10	0.0200	49	1.40	0.30	0.4200	23	1.20	3.65	4.3800
24	0.20	0.10	0.0200	50	1.40	0.20	0.2800				
25	0.60	0.20	0.1200	51	2.35	0.20	0.4700				
26	0.20	0.10	0.0200								
合計 A						合計 B					
5.4500						76.4000					



※H26年度調査時
 本館 西側(右)立面劣化図 S=1/60
 外壁タイル面 (現況) …モルタル下地、二丁掛タイル (撥水剤塗布)
 (現況) モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm
 …改修部分 (タイル張り部分)



厚生会館内外装劣化調査 工法区分図			
タイル浮き補修	0.5㎡未満	A	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 13本/12穴
	0.5㎡以上	B	(0.5㎡以上)の上、耐震ピンネット工法・右記塗材仕上
	細 物	G	
	窓下キ	H	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 6本/6穴
モルタル浮き補修	縦割 (溝・巾木)	K	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 5本
	平埋 (床)	L	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 8本/㎡
	0.2㎡未満	M	シーリング工法
	0.2㎡以上	N	助っトシール材充填工法 (同とう工法)
ひび割れ補修	タイル 0.2㎡未満	D	シーリング工法
	タイル 0.2㎡以上	E	Uカットシール+タイル張替工法
	大換修	C	タイル張替工法
鉄筋腐食補修	役物150角程度	P	浸透性防錆工法
	役物巾100程度	Q	浸透性防錆工法
その他補修	足場用アンカー跡	F	浸透性防錆工法
	エフロ	R	除去
	釘跡	S	釘除去



※R2年度調査時
本館 西側(右)立面劣化図 S=1/60

9 8 7 6 5 4 3 2 1

特記事項
外壁タイル面 (現況) …モルタル下地、二丁掛タイル (撥水剤塗布)
(現況) モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm

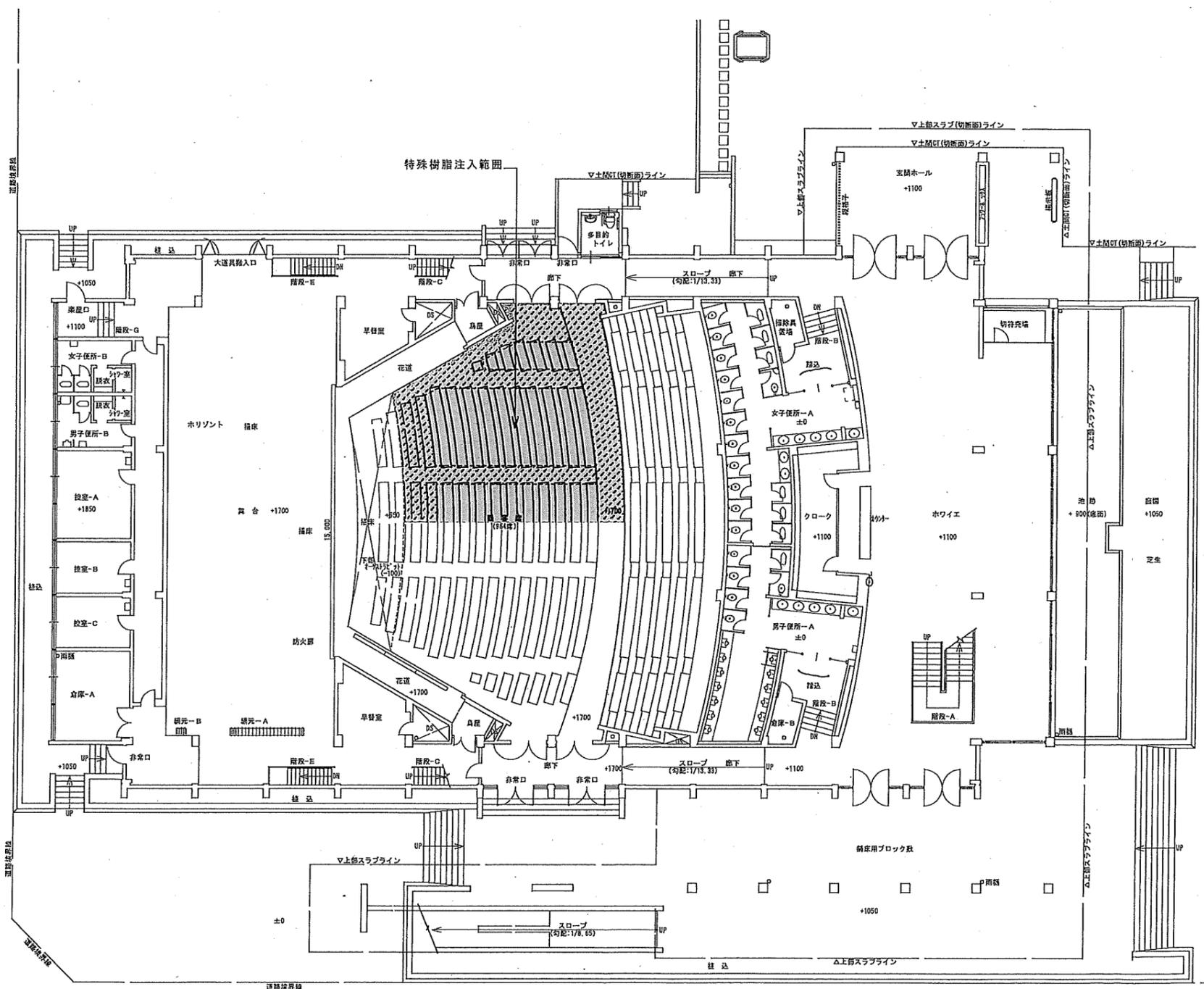
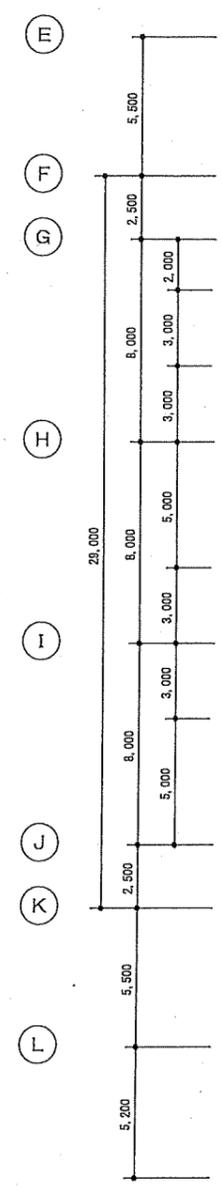
一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED]
〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2020.11.30
縮尺 S=1/60

工事名 八代厚生会館劣化等調査業務
図面名 [本館] 西側(右)立面工法区分図 (改修b)
※R2年度調査時

図番 A-13'

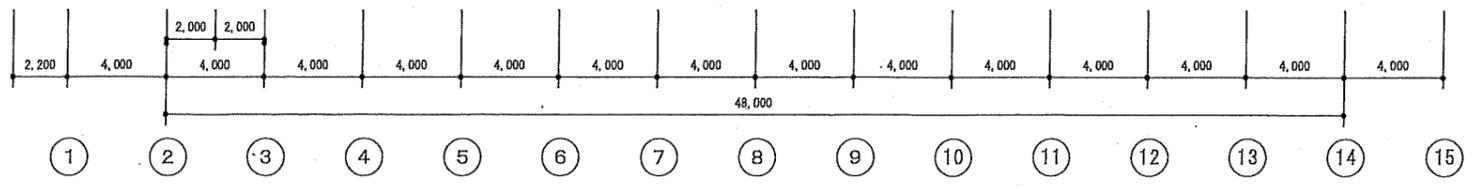
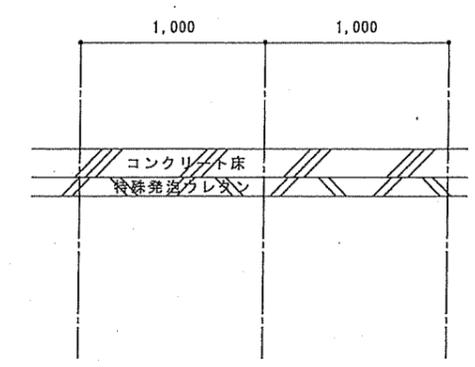


- 沈下修正・空隙充填については、以下の事項を充足するものとする
- 使用材料は、下記「特殊発泡ウレタン物性値」同等品とする（品質保証10年）
 - 削孔径は、φ16mm～φ22mm程度とする
 - 削孔間隔は、1mを標準とする
 - 削孔時は、粉塵飛散防止処置を実施すること（実用新案登録第3164895号が望ましい）

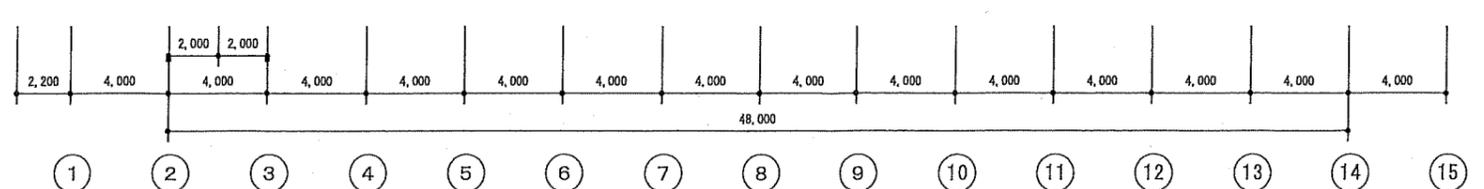
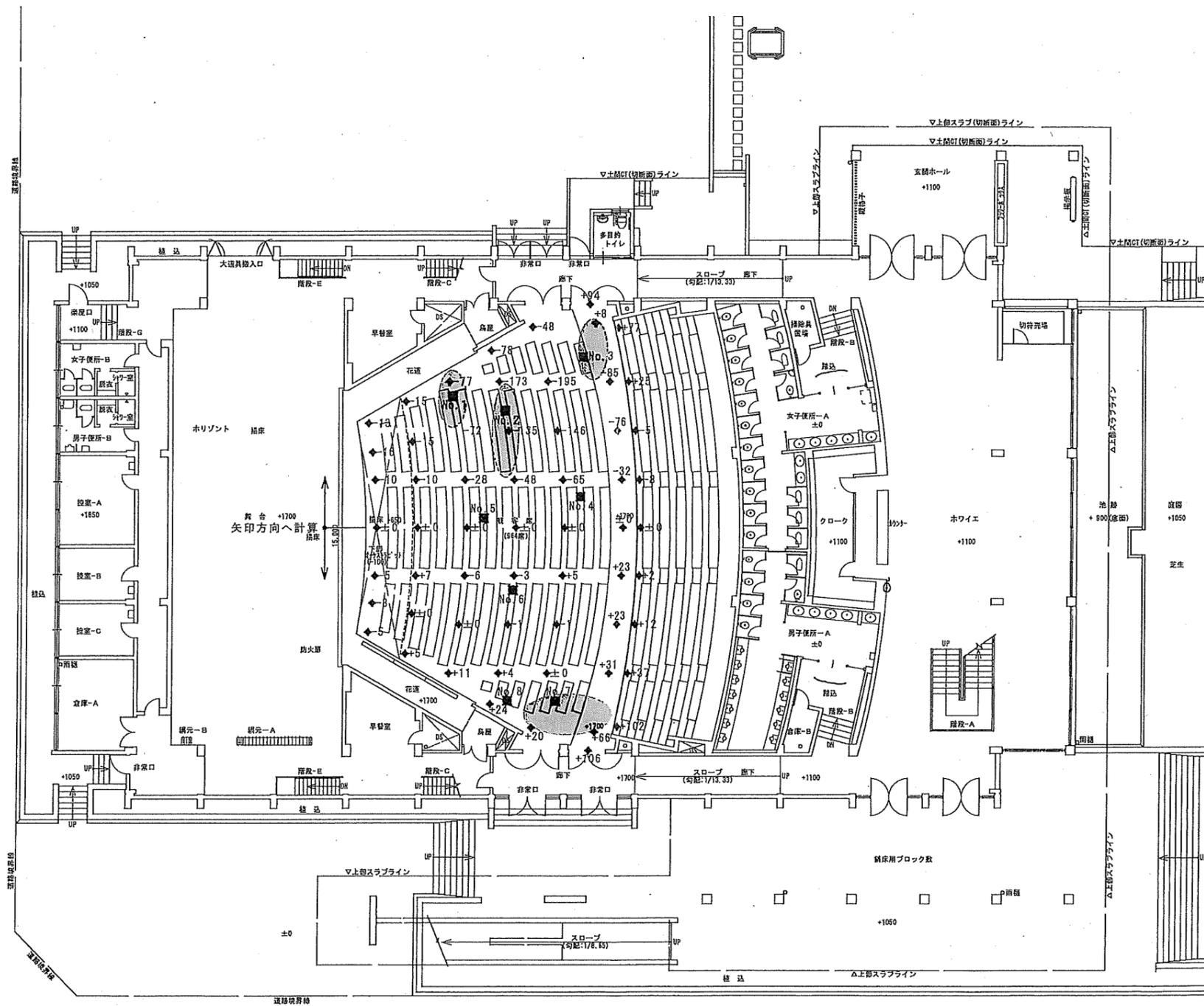
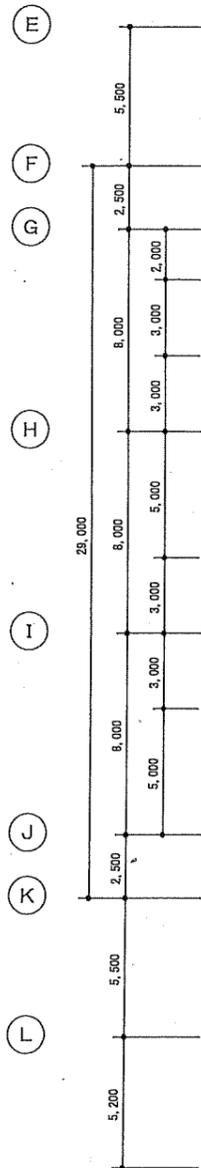
特殊発泡ウレタン物性値

特性項目	単位	物性値	試験方法適用規格
密度	Kg/m ³	62.0	JIS K 7222:2005
圧縮強さ	kPa	363	JIS K 7220:2006
曲げ強さ	kPa	771	JIS K 7221-2:2006

注入間隔図（標準）



…床沈下改修対象部分（大ホール 観客席床）
 ※破線ハッチング部分は、カーペット張りの範囲を示す。
 ※H26年度調査時
1階平面図 S=1/200
 1階・中2階床面積：1,584.60㎡



- No. 1~No. 8...穿孔調査位置
- No. 1...空隙：65mm
 - No. 2...空隙：60mm
 - No. 3...空隙：50mm
 - No. 4...空隙：無し
 - No. 5...空隙：無し
 - No. 6...空隙：無し
 - No. 7...空隙：170mm
 - No. 8...空隙：30mm

[凡例]
 土間下空隙部分を示す。
 現況レベル(横方向) ※H26年度調査時
 本館大ホール 1階 床レベル実測図(1) S=1/200

特記事項
 ※断面詳細図の土間コンクリート厚150mmについては、当時の設計図による寸法。
 (穿孔調査箇所での実測では100mm程度。)

一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
 〒866-0016 熊本県八代市新地町 8 5 5-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

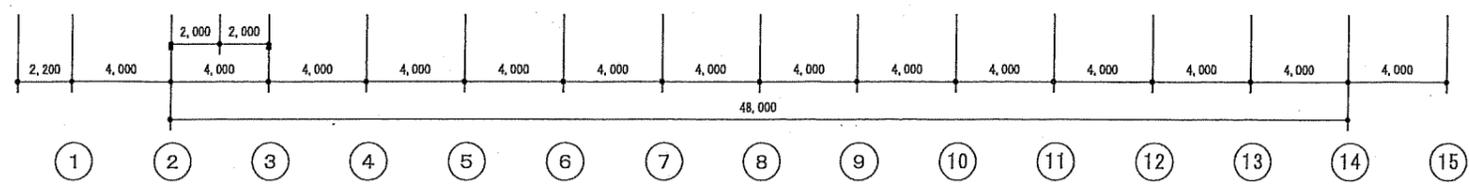
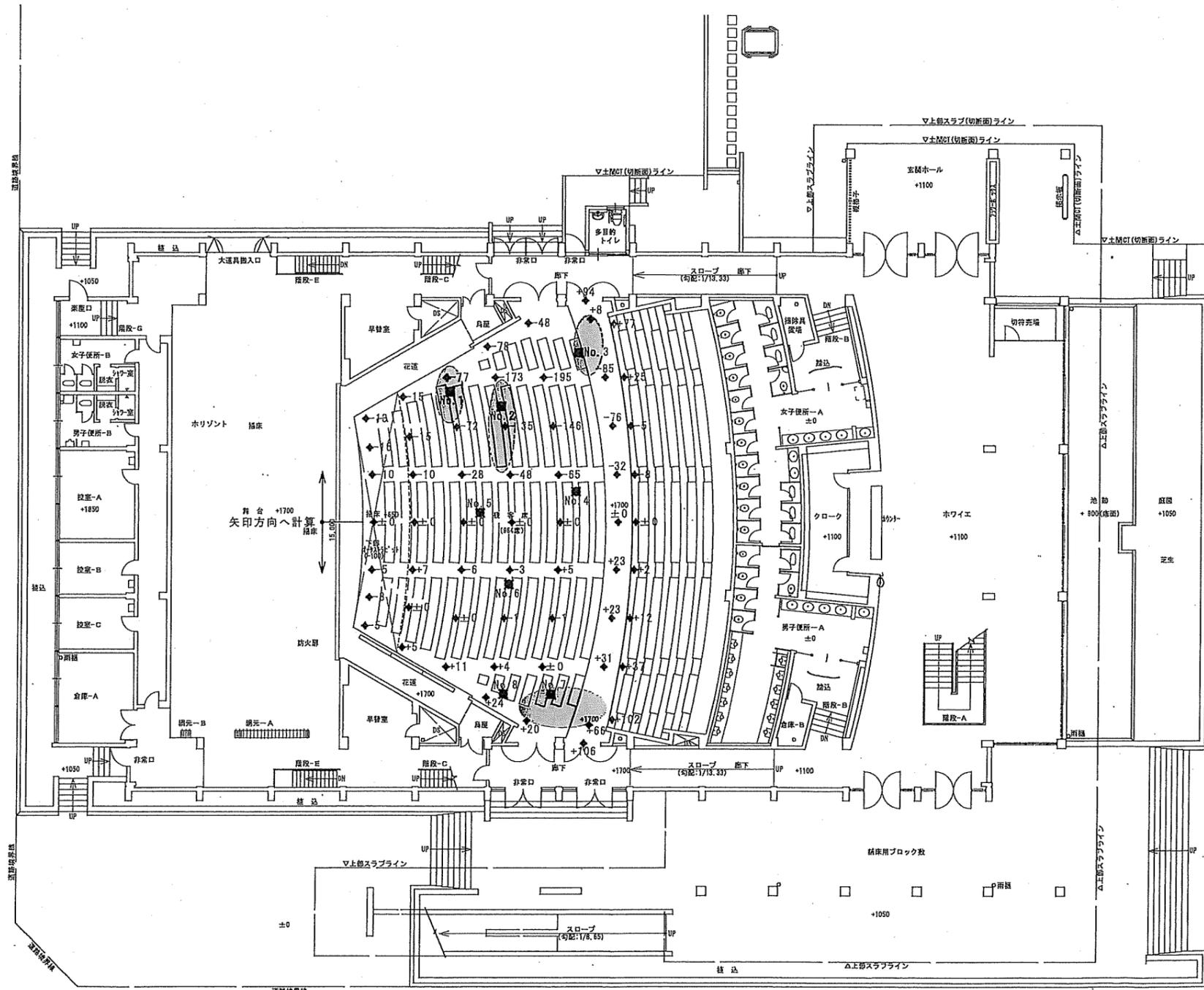
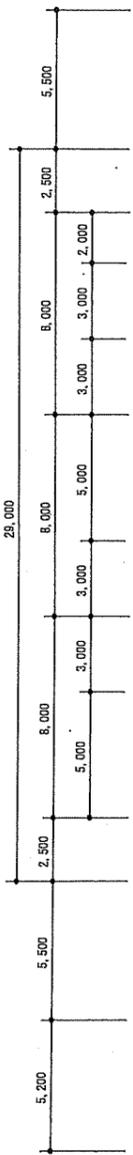
日付 2020.11.30
 縮尺 S=1/200

工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
 図面名 [本館大ホール] 1階 床レベル実測図(1) (現況a) ※H26年度調査時

図番 A-15



E
F
G
H
I
J
K
L



- 貫 No. 1~No. 8...穿孔調査位置
- No. 1...空隙: 65mm
 - No. 2...空隙: 60mm
 - No. 3...空隙: 50mm
 - No. 4...空隙: 無し
 - No. 5...空隙: 無し
 - No. 6...空隙: 無し
 - No. 7...空隙: 170mm
 - No. 8...空隙: 30mm

[凡例]
 土間下空隙部分を示す。

現況レベル(横方向) ※H26年度調査時
 本館大ホール 1階 床レベル実測図(1) S=1/200

特記事項
 ※断面詳細図の土間コンクリート厚150mmについては、当時の設計図による寸法。
 (穿孔調査箇所での実測では100mm程度。)

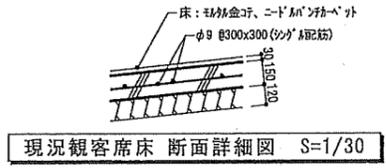
一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

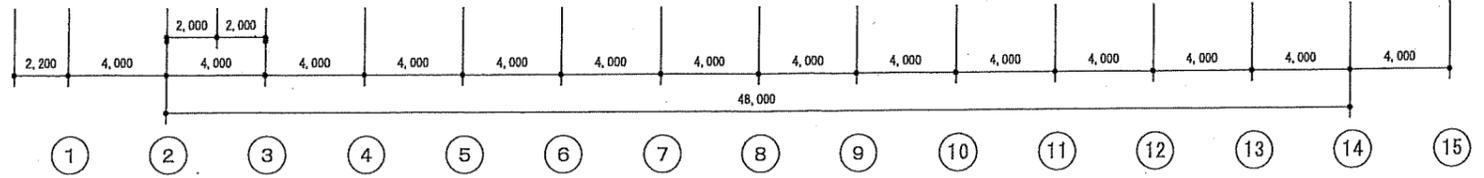
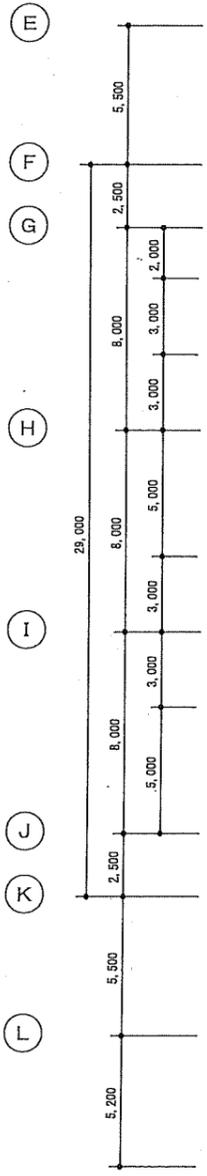
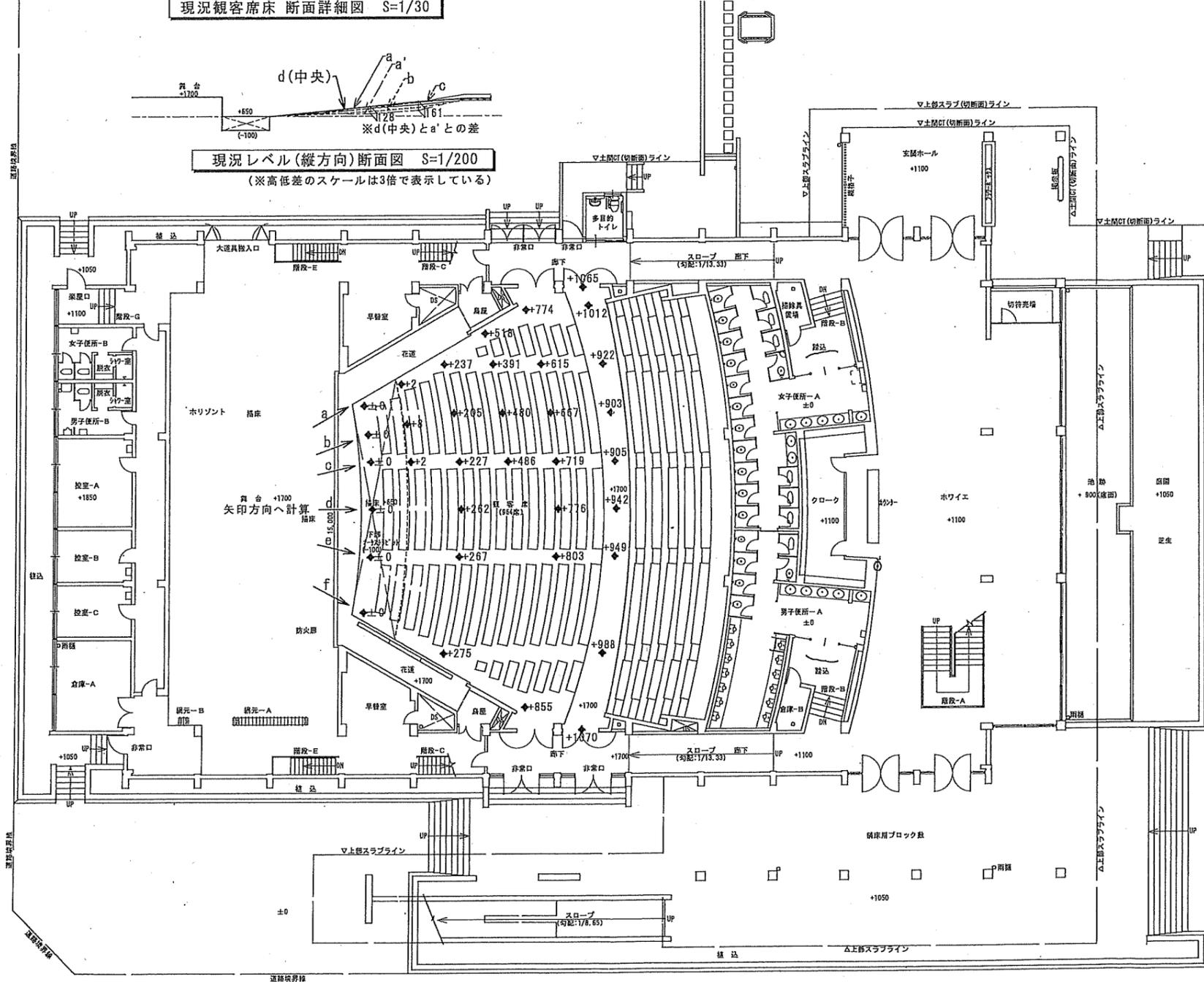
日付 2020.11.30
 縮尺 S=1/200

工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
 図面名 [本館大ホール] 1階 床レベル実測図(1) (現況a) ※H26年度調査時

図番 A-15



現況レベル(縦方向)断面図 S=1/200
(※高低差のスケールは3倍で表示している)



現況レベル(縦方向) ※R2年度調査時
本館大ホール 1階 床レベル実測図(2) S=1/200

特記事項
※断面詳細図の土間コンクリート厚150mmについては、当時の設計図による寸法。
(穿孔調査箇所での実測では100mm程度。)

一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
〒866-0016 熊本県八代市新地町 8 5 5 - 5
TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2020.11.30
縮尺 S=1/200

工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
※R2年度調査時
図面名 [本館大ホール] 1階 床レベル実測図(2)(現況a)

図番 A-16'

八代厚生会館劣化度等調査業務

[建築工事改修提案 / 概算工事費]

合計金額 ¥294,000,000

(直接工事費+改修設計委託費)

有限会社 葵一級建築士事務所

番号	名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	劣化部改修						
1-a	屋上防水改修		1	式		36,302,140	
1-b	外壁タイル部改修		1	式		25,418,397	
1-c	外周りSD塗装改修		1	式		464,742	
1-d	外部CT部クラック補修		1	式		512,934	
1-e	内部CT部クラック補修		1	式		3,735,630	
1-f	大ホール床沈下改修		1	式		5,895,710	
1-g	大ホール舞台床塗装改修		1	式		1,699,360	
	計					74,028,913	(直接工事費)
2	法適合改修						
2-a	1階控室周りドア改修		1	式		475,636	
2-b	大ホール天井耐震化		1	式		27,432,940	
2-c	大ホール座席改修		1	式		160,110,800	
	計					188,019,376	(直接工事費)
3	UD適合改修						
3-a	東側外部スロープ新設		1	式		3,477,651	
3-b	東側アプローチ改修		1	式		1,426,305	
3-c	主入口自動ドアに改修		1	式		10,178,258	
3-d	北側外部階段&77㎡改修		1	式		1,265,546	
3-e	屋内誘導用シート貼り新設		1	式		1,674,176	
	計					18,021,936	(直接工事費)

番号	名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	[直接仮設]						
	昇降用足場(梁屋屋根)	枠組足場 L5.4m*H4m	1	箇所	60000	60,000	見積り
	昇降用足場(2F→RF)	枠組足場 L5.4m*H11m	1	箇所	300000	300,000	見積り
	昇降用足場(RF→舞台)	枠組足場 L5.4m*H6m	1	箇所	150000	150,000	見積り
	転落防止柵	単管2段 アンカ-取付け	138	m	3,000	414,000	見積り
	資材搬入・搬出		1	式		100,000	見積り
	荷揚げ・荷降し設備費	25t 77タークレーン	1	式		300,000	見積り
	計					510,000	
2	[2階テラス防水改修]						
	既設防水押え金物撤去	シール共	161	m	800	128,800	見積り
	既設防水層撤去(平場)	脱気筒共	509	m ²	1200	610,800	見積り
	地下水洗い清掃	高圧洗浄 10~15MPa	509	m ²	250	127,250	見積り
	下地不良箇所補修	研り後、ポリアセメント塗り	1	式		150,000	見積り
	下地処理(平場)	ガオン性ポリアセメント t=2	509	m ²	1850	941,650	見積り
	改良アスルト・塗膜複合防水(平場)	絶縁工法・エポキシ ZST-300	481	m ²	12200	5,868,200	見積り
	改良アスルト・塗膜複合防水(立上)	密着工法・エポキシ ZST-200	28	m ²	9400	263,200	見積り
	脱気筒取付け	ステンレス製	5	箇所	15000	75,000	見積り
	改修用ドリル取付け	Φ120好型ストレーナー	4	箇所	30000	120,000	見積り
	防水押え金物押え	アルミ10x30	161	m	1300	128,800	見積り
	金物取合シリング	変性シリコン系10x10	161	m	700	128,800	見積り
	撤去材降し積込み		1	式		100,000	見積り
	計					8,642,500	

番号	名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1	[直接仮設]						
	養生		128	m ²	230	29,440	施工単価2020年秋号P.17
	清掃・片付け		128	m ²	890	113,920	コスト情報2020年10月P.111
	計					143,360	
2	[床沈下改修]						
	空隙充填工事費(UC-2使用)	空隙に軽量特殊樹脂で圧密充填	1	式		1,018,860	見積り
	沈下修正工事費(UC-2使用)	沈下床レベル修正(±5mm以内)	1	式		3,486,540	見積り
	資機材一式回送及び現場設置費		1	式		458,000	見積り
	現場諸経費		1	式		300,000	見積り
							見積り
							見積り
	計					300,000	
3	[解体処分費]						
	天井ボード撤去		602	m ²	3000	1,806,000	見積り
	軽天撤去		602	m ²	2850	1,715,700	見積り
	発生材積込運搬	ボード類	15	m ³	23000	345,000	見積り
	発生材積込運搬	金属類	11.4	m ³	20000	228,000	見積り
	産廃処分費	ボード類	15	t	50000	750,000	見積り
	産廃処分費	スクラップ鉄・HS	1.5	t	-16000	-24,000	建設物価2020年9月P.795
	計					4,820,700	

告示771号対応耐震天井

JIS19形仕様

天井ユニットの
水平許容耐力(N/㎡) 1700N

JIS25形仕様

天井ユニットの
水平許容耐力(N/㎡) 2500N

C40型仕様

天井ユニットの
水平許容耐力(N/㎡) 4200N

新耐震 Full Power天井

国土交通省告示第771号対応

国土交通省告示第771号のユニット試験を実施した工法です。



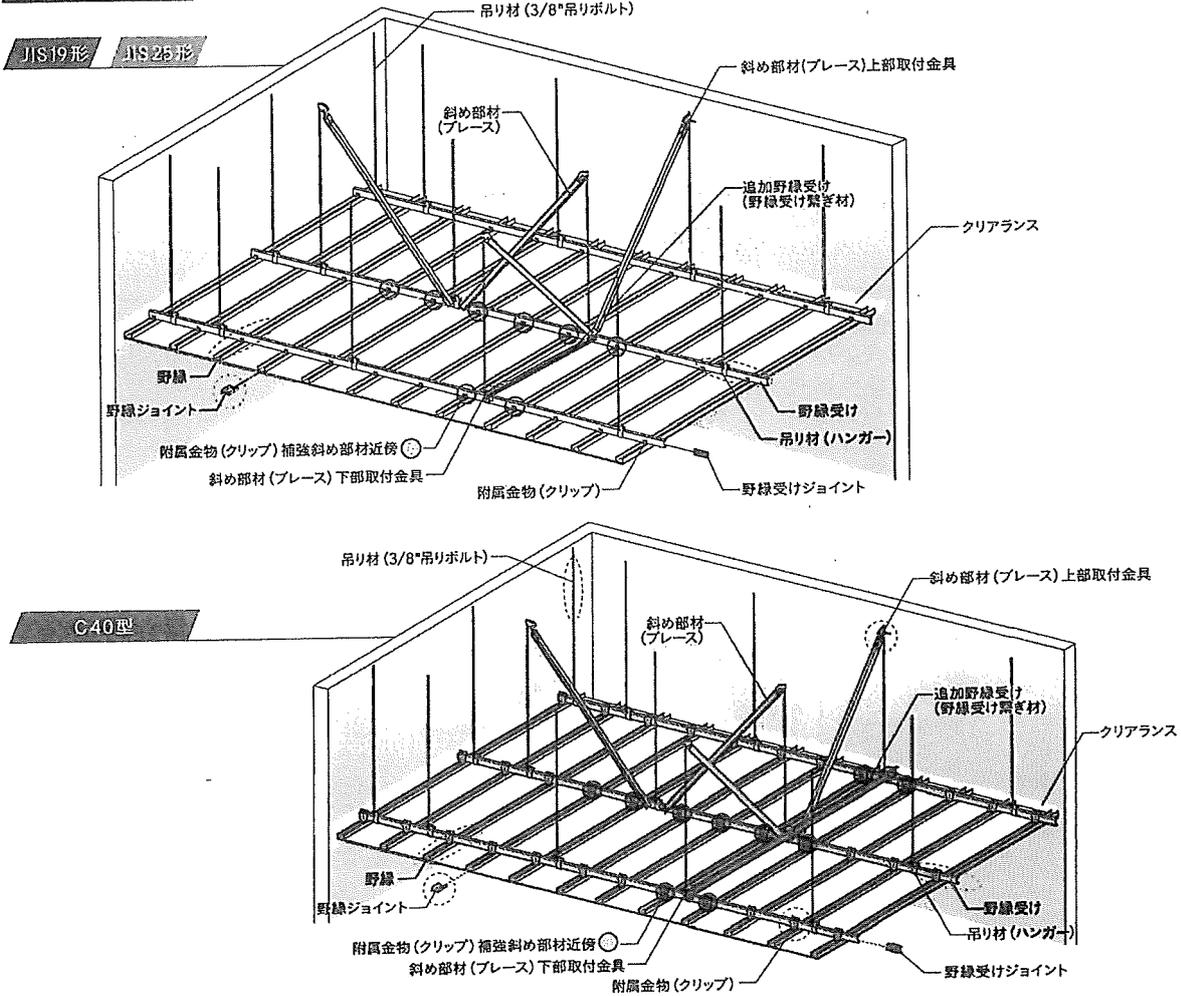
主な用途

エントランス、講堂、他

平成25年国土交通省告示第771号および関連法令で規定された特定天井を実現できる耐震天井工法です。平天井・勾配天井(5寸勾配まで)のどちらにも対応可能です。

天井姿図

△ 当該許容耐力値は各仕様の試験結果で設定された値であり、他社の製品に用いる事はできません。



部材一覧

各パーツの納期等は、別途お問い合わせください。

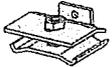
単位:mm

JIS19形、JIS25形、C40型共通

<p>吊り材(3/8"吊りボルト)</p>  <p>3/8"吊りボルト・ 3/8"ナット</p>	<p>斜め部材(ブレース)ーチャンネル</p>  <p>WB-19[19×10×1.2] CC-19[C-38×12×1.2] CC-25[C-38×12×1.6] C-38×15×1.6(折曲加工)</p> <p>C-40×17×1.6(折曲加工) C-40×20×1.2(折曲加工) C-40×20×1.6 C-40×20×2.3</p>	<p>斜め部材(ブレース)ーリップ付チャンネル</p>  <p>AS-25×19×5×1.0 AS-40×20×10×1.6 AS-50×23×9×1.6(折曲加工) AS-50×23×10×1.6(折曲加工) AS-50×28×10×1.6(折曲加工) AS-60×30×10×1.6</p>	
<p>斜め部材(ブレース)上部取付金具</p>			
<p>BKGスライド</p> 	<p>BKGフリー</p> 	<p>ブレース金具KF</p>  <p>40幅</p>  <p>60幅</p>  <p>キャッチャーボルト(2570) キャッチャーボルト(4070) キャッチャーボルト(5070) キャッチャーボルト(6070)</p>	<p>万能 キャッチャーボルト70</p> 
<p>斜め部材(ブレース)下端取付金具</p>  <p>ブレース金具RP[t1.6] ブレース金具RP(勾配用)[t1.6]</p>	<p>圧縮補強材</p>  <p>□-19×19×1.2 □-19×19×1.6 □-25×25×1.6</p>	<p>ボルト取付金具</p>  <p>ボルトホルダー[t2.0]</p>	<p>セルフドリリングビス</p>  <p>KIRII耐震ビス(PAN:4×16mm以上) KIRII耐震ビス(HEX-PAN:5×25mm以上)</p>

単位:mm

JIS19形

<p>ハンガー</p>  <p>RPハンガー (C38用)[t3.2]</p>  <p>勾配用 RPフリーハンガー (C38用)[t3.2]</p>	<p>野縁受け</p>  <p>CC-19 [C-38×12×1.2]</p>	<p>野縁受けジョイント</p>  <p>CC-19用ジョイント [t1.0]</p>	<p>野縁</p>  <p>CW-19 [19×50×0.5]</p>	<p>野縁ジョイント</p>  <p>CW-19用ジョイント [t0.5]</p>
<p>附属金物(クリップ)</p>  <p>RP-Wクリップ [上板、下板t2.3]</p>	<p>附属金物(クリップ) 補強</p>  <p>RP-Wカバー [t1.6]</p>	<p>野縁受け繋ぎ材</p>  <p>C-40×20×1.6</p>		

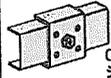
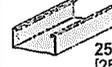
単位:mm

JIS25形

<p>ハンガー</p>  <p>RPハンガー (C38用)[t3.2]</p>  <p>勾配用 RPフリーハンガー (C38用)[t3.2]</p>	<p>野縁受け</p>  <p>CC-25 [C-38×12×1.6]</p>	<p>野縁受けジョイント</p>  <p>CC-25用ジョイント [t1.0]</p>	<p>野縁</p>  <p>CW-25 [25×50×0.5]</p>	<p>野縁ジョイント</p>  <p>CW-25用ジョイント [t0.5]</p>
<p>附属金物(クリップ)</p>  <p>RP-Wクリップ [上板、下板t2.3]</p>	<p>附属金物(クリップ) 補強</p>  <p>RP-Wカバー [t1.6]</p>	<p>野縁受け繋ぎ材</p>  <p>C-40×20×1.6</p>		

単位:mm

C40型

<p>ハンガー</p>  <p>RPハンガー (C40用)[t3.2]</p>  <p>勾配用 RPフリーハンガー (C40用)[t3.2]</p>	<p>野縁受け</p>  <p>C-40×20×1.6</p>	<p>野縁受けジョイント</p>  <p>C40用Power ジョイント</p>	<p>野縁</p>  <p>25形Wバー-(0.8) [25×50×0.8]</p>	<p>野縁ジョイント</p>  <p>25形Wバー-(0.8)用 ジョイント[t0.5]</p>
<p>附属金物(クリップ)</p>  <p>耐風圧Wクリップ (C40用)[t1.6]</p>	<p>附属金物(クリップ) 補強</p>  <p>TBN-Wカバー [t1.6]</p>	<p>野縁受け繋ぎ材</p>  <p>C-40×20×2.3</p>		

※斜め部材(ブレース)は個別の設計が必要です
 ※斜め部材(ブレース)負担面積は斜め部材(ブレース)の座屈耐力によって変わります。詳細はお問い合わせください
 ※JIS19形とJIS25形、C40型では天井ユニットの水平許容耐力が異なります

天吊り耐震天井

その他天井補強対策

告示74号対応耐震天井

準構造耐震天井

軽質・直張天井

システム天井

関連パーツ一覧

技術資料

新耐震 Full Power 天井

試験データ

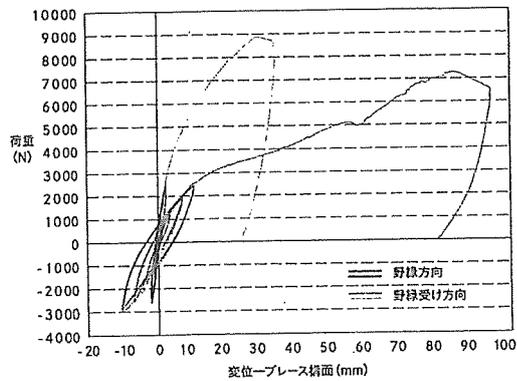
『建築物における天井脱落対策に係る技術基準』

試験規格：天井及びその部材・接合部の耐力・剛性の設定方法 第4章ユニット試験・評価

その他の試験データに関しては、耐震天井（告示対応）試験データ集をご確認ください。

JIS19形仕様

天井ふところ1000



参考風圧力例	野縁方向	野縁受け方向
荷重	7265N	6870N
損傷時の荷重Pd	2550N	2550N
→変位1.5Da+	10.36mm	2.17mm
制御変位Da+	6.91mm	1.45mm
→変位0.5Da+	3.45mm	0.72mm
→変位1.5Da-	-10.36mm	-2.17mm
制御変位Da-	-6.91mm	-1.45mm
→変位0.5Da-	-3.45mm	-0.72mm

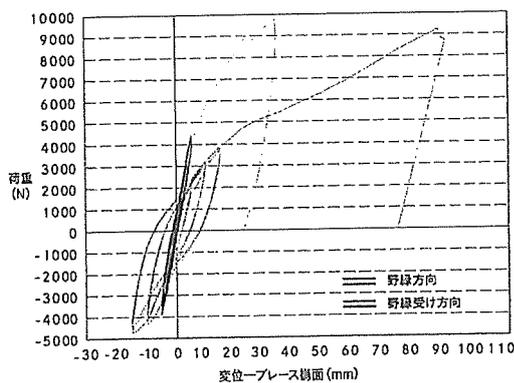
△ 損傷時の荷重はグラフより目視で確認しております。

：許容耐力 Pa±=1700N

制御変位1.5Daにおける各荷重		
	野縁方向	野縁受け方向
P'd+ (1)	2420N	2445N
P'd+ (2)	2460N	2515N
P'd+ (3)	2450N	2502N
P'd- (1)	-2990N	-2628N
P'd- (2)	-2900N	-2560N
P'd- (3)	-2885N	-2452N
0.8×(1.5Pa)=0.8×2550 2040N		
Pd' ≥0.8×(1.5Pa)		

JIS25形仕様

天井ふところ1000



参考風圧力例	野縁方向	野縁受け方向
荷重	9251N	8768N
損傷時の荷重Pd	3750N	3750N
→変位1.5Da+	14.64mm	5.18mm
制御変位Da+	9.76mm	3.45mm
→変位0.5Da+	4.88mm	1.73mm
→変位1.5Da-	-14.64mm	-5.18mm
制御変位Da-	-9.76mm	-3.45mm
→変位0.5Da-	-4.88mm	-1.73mm

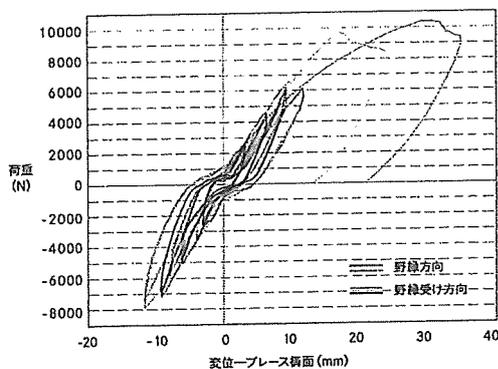
△ 損傷時の荷重はグラフより目視で確認しております。

：許容耐力 Pa±=2500N

制御変位1.5Daにおける各荷重		
	野縁方向	野縁受け方向
P'd+ (1)	3808N	4435N
P'd+ (2)	3645N	4432N
P'd+ (3)	3740N	4438N
P'd- (1)	-4726N	-3885N
P'd- (2)	-4560N	-3885N
P'd- (3)	-4451N	-3762N
0.8×(1.5Pa)=0.8×3750 3000N		
Pd' ≥0.8×(1.5Pa)		

C40型仕様

天井ふところ1000



参考風圧力例	野縁方向	野縁受け方向
荷重	10395N	9710N
損傷時の荷重Pd	6300N	6300N
→変位1.5Da+	11.7mm	9.2mm
制御変位Da+	7.8mm	6.2mm
→変位0.5Da+	3.9mm	3.1mm
→変位1.5Da-	-11.7mm	-9.2mm
制御変位Da-	-7.8mm	-6.2mm
→変位0.5Da-	-3.9mm	-3.1mm

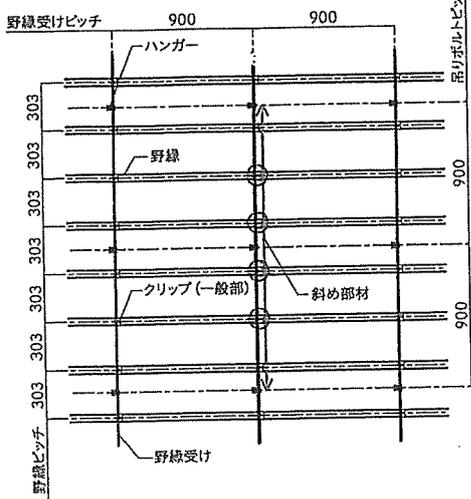
△ 損傷時の荷重はグラフより目視で確認しております。

：許容耐力 Pa±=4200N

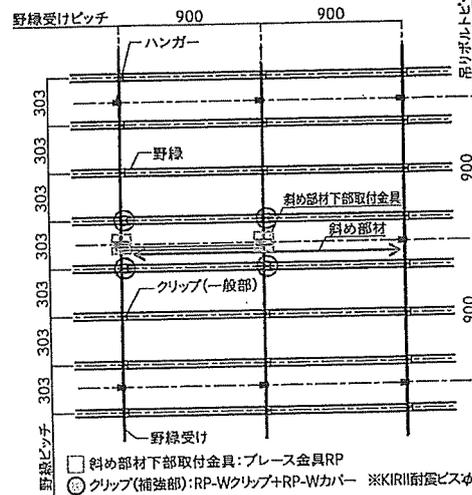
制御変位1.5Daにおける各荷重		
	野縁方向	野縁受け方向
P'd+ (1)	6155N	6210N
P'd+ (2)	6145N	6110N
P'd+ (3)	6070N	6035N
P'd- (1)	-7890N	-7210N
P'd- (2)	-7475N	-7020N
P'd- (3)	-7415N	-6885N
0.8×(1.5Pa)=0.8×6300 5040N		
Pd' ≥0.8×(1.5Pa)		

各部材の平面配置図

■斜め部材が野縁受け方向に配置される場合



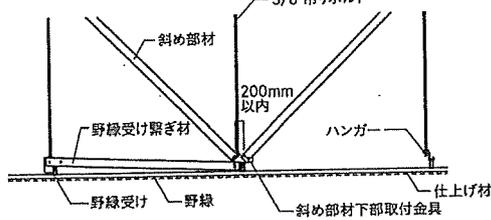
■斜め部材が野縁方向に配置される場合



※野縁方向・野縁受け方向の斜め部材が近接する場合クリップ補強部が重なる箇所については、省略が可能です。

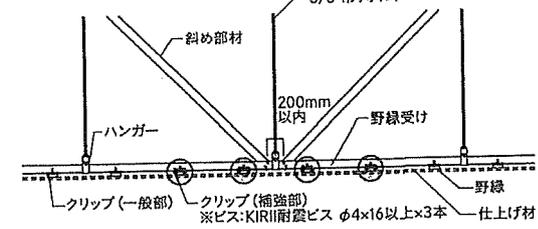
斜め部材下部納まり詳細図

■野縁受け方向断面図



※1:斜め部材下部のビス固定(2本/箇所)
※2:野縁受け緊ぎ材のビス固定(2本/箇所)

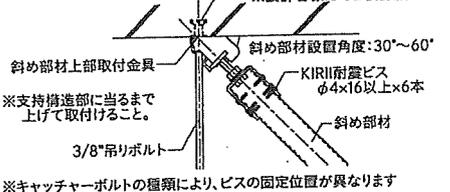
■野縁方向断面図



○クリップ補強部
※1:斜め部材下部のビス固定(2本/箇所)

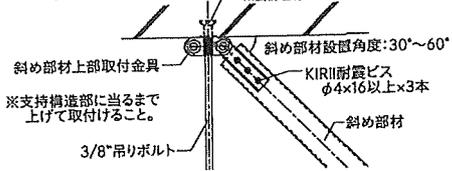
斜め部材上部納まり詳細図

■BKGスライド



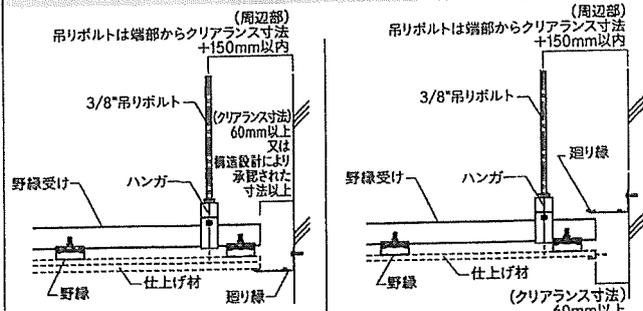
※キャッチャーボルトの種類により、ビスの固定位置が異なります

■ブレース金具 KF



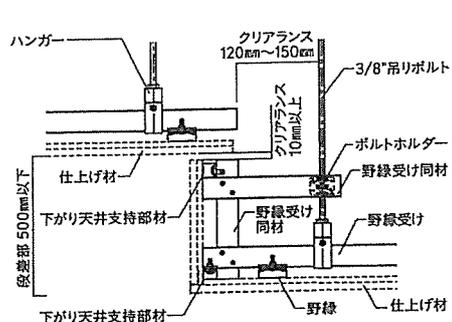
※支持構造部に当るまで上げて取付けること。

端部(クリアランス)詳細図



※廻り縁は施工状況および意匠を勘案して選定ください。

段差部詳細図



六面耐震天井

その他天井補強対策

告示(1)対応耐震天井

準耐震耐震天井

壁・直張天井

システム天井

関連パーツ一覧

技術資料

八代厚生会館劣化度等調査業務

[大ホール／床レベル検証]

有限会社 葵一級建築士事務所

■大ホール床レベル測定値 検証（放射方向）

		(舞台前	▶ 中間横通路)				
放射	a R2年	±0	2	237	518	774	1065
	a H26年	±0	8	178	453	735	1066
	R2年-H26年	0	-6	59	65	39	-1
放射	a' R2年	±0	2	237	391	615	922
	a' H26年	±0	8	178	358	588	887
	R2年-H26年	0	-6	59	33	27	35
放射	b R2年	±0	8	205	480	667	903
	b H26年	±0	11	186	399	640	899
	R2年-H26年	0	-3	19	81	27	4
放射	c R2年	±0	2	227	486	719	905
	c H26年	±0	10	224	480	715	937
	R2年-H26年	0	-8	3	6	4	-32
放射	d R2年	±0		262		776	942
	d H26年	±0		242		770	959
	R2-H26	0		59		39	32
放射	e R2年	±0		267		803	949
	e H26年	±0		241		780	987
	R2年-H26年	0		26		23	-38
放射	f R2年	±0		275		855	1070
	f H26年	±0		258		795	1070
	R2年-H26年	0		17		60	0

[考察]

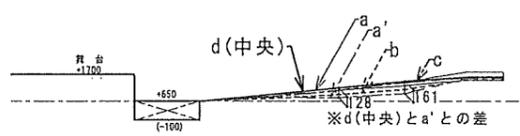
- ・着色部がH26年調査時から沈下した数値となっているが、その他の調査ポイントでは逆に上った数値となっている。R2年とH26年の測定ポイントが正確に一致している訳ではないのと、測定者による測定誤差もあるかと思われる。着色部の数値を見ても微量なので、全体的にH26年調査時から沈下が進行しているとは言い難い。
- 今回、土間スラブに穿孔してカメラを入れた空隙状況調査は実施していないが、前述の内容からH26年の調査結果と改修方法を採用して良いと判断する。

業務打合せ記録

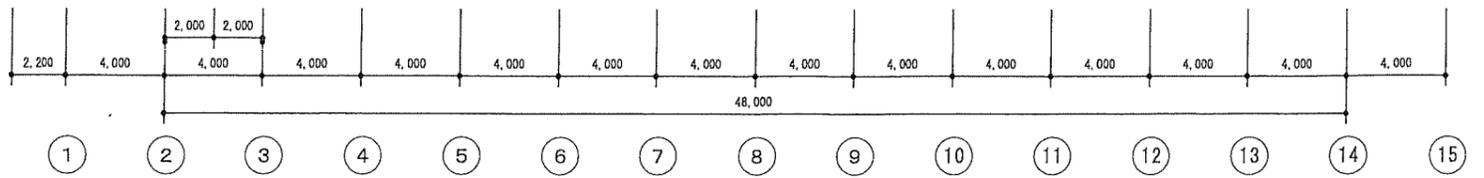
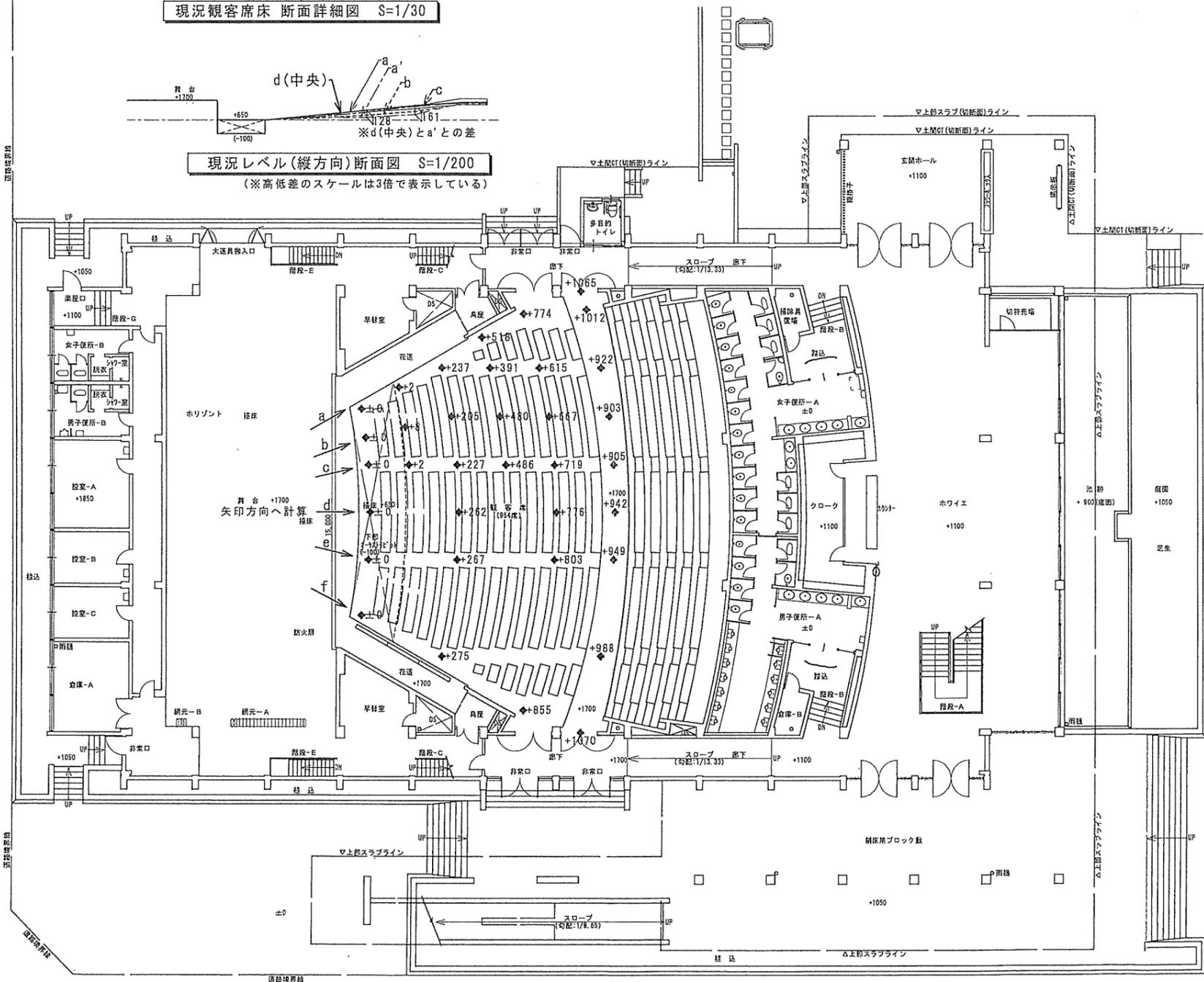
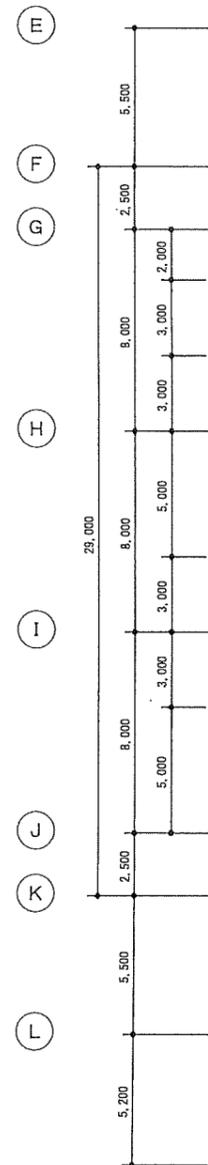
仕様書番号	営委 第3号	委託業務名	厚生会館劣化度等調査業務委託
日時	令和2年11月20日(金) AM9:30~10:00		場所 八代市営繕課、建築指導課
出席者	営繕課：田中氏		
	建築指導課：鶴長氏		
	葵一級建築士事務所：[REDACTED]		
記録者	葵一級建築士事務所 [REDACTED]		
質疑・協議事項		回答	
<p>「厚生会館図面借用、用途地域（建築禁止用途）打合せ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成元年の大規模改修図面を借用したい。(葵設計 [REDACTED]) ・用途地域について質疑：厚生会館の位置は、第2種住居地域なので「劇場」は建築してはならない建築物のほうでは？ (葵設計 [REDACTED]) <p style="text-align: right;">以上</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成元年の大規模改修図面貸与。(営繕課・田中氏) ・都市計画法が制定されたのが昭和43年なので、建設時(昭和37年)には制限が無かったと思われる。 将来、新築する場合は適用となるので、現在地に建設する場合は審査会に掛けて適用を除外してもらう必要がある。(建築指導課・鶴長氏) 	



現況観客席床 断面詳細図 S=1/30



現況レベル(縦方向)断面図 S=1/200
(※高低差のスケールは3倍で表示している)



現況レベル(縦方向) ※R2年度調査時
本館大ホール 1階 床レベル実測図(2) S=1/200

特記事項
※断面詳細図の土間コンクリート厚150mmについては、当時の設計図による寸法。
(穿孔調査箇所での実測では100mm程度。)

一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []
〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
有限会社 葵一級建築士事務所

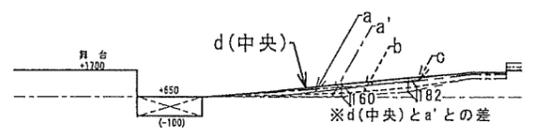
日付 2020.11.30
縮尺 S=1/200

工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
図面名 [本館大ホール] 1階 床レベル実測図(2)(現況a)

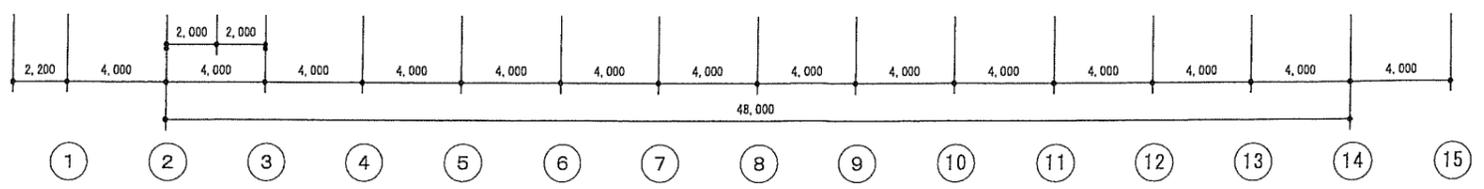
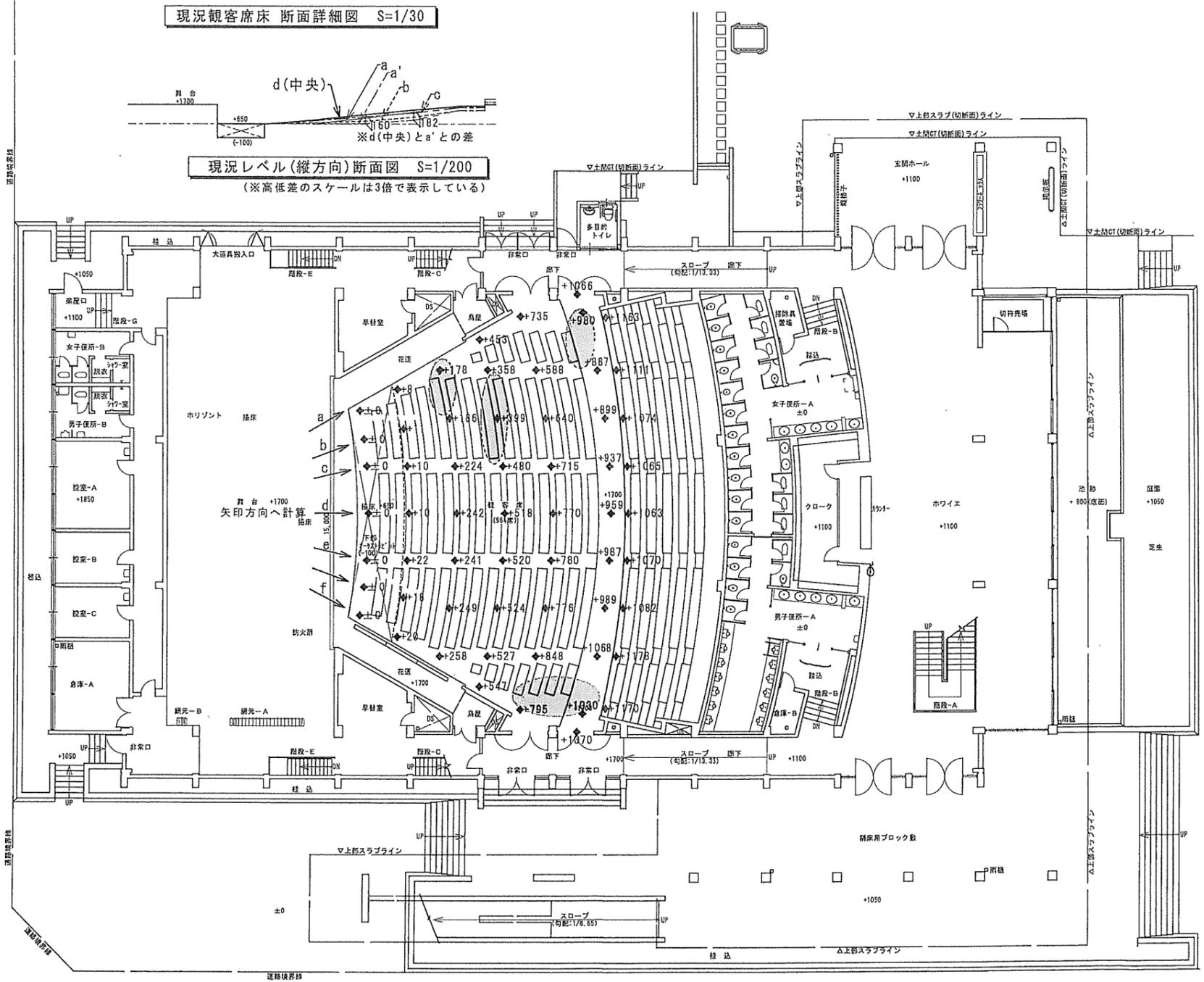
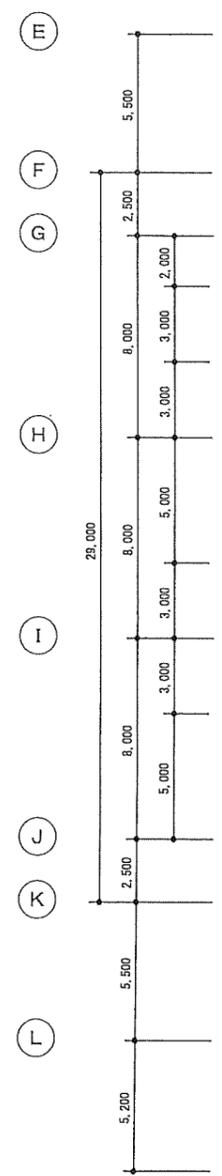
図番 A-16'



現況観客席床 断面詳細図 S=1/30



現況レベル(縦方向)断面図 S=1/200
(※高低差のスケールは3倍で表示している)



[凡例]
● 土間下空隙部分を示す。

現況レベル(縦方向) ※H26年度調査時
本館大ホール 1階 床レベル実測図(2) S=1/200

特記事項
※断面詳細図の土間コンクリート厚150mmについては、当時の設計図による寸法。
(穿孔調査箇所での実測では100mm程度。)

一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []
〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2020.11.30
縮尺 S=1/200

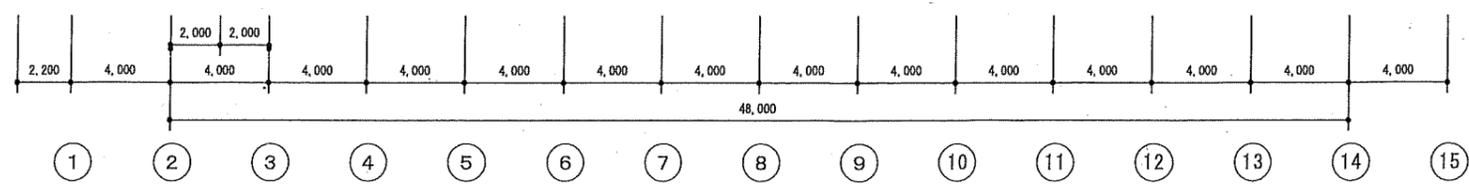
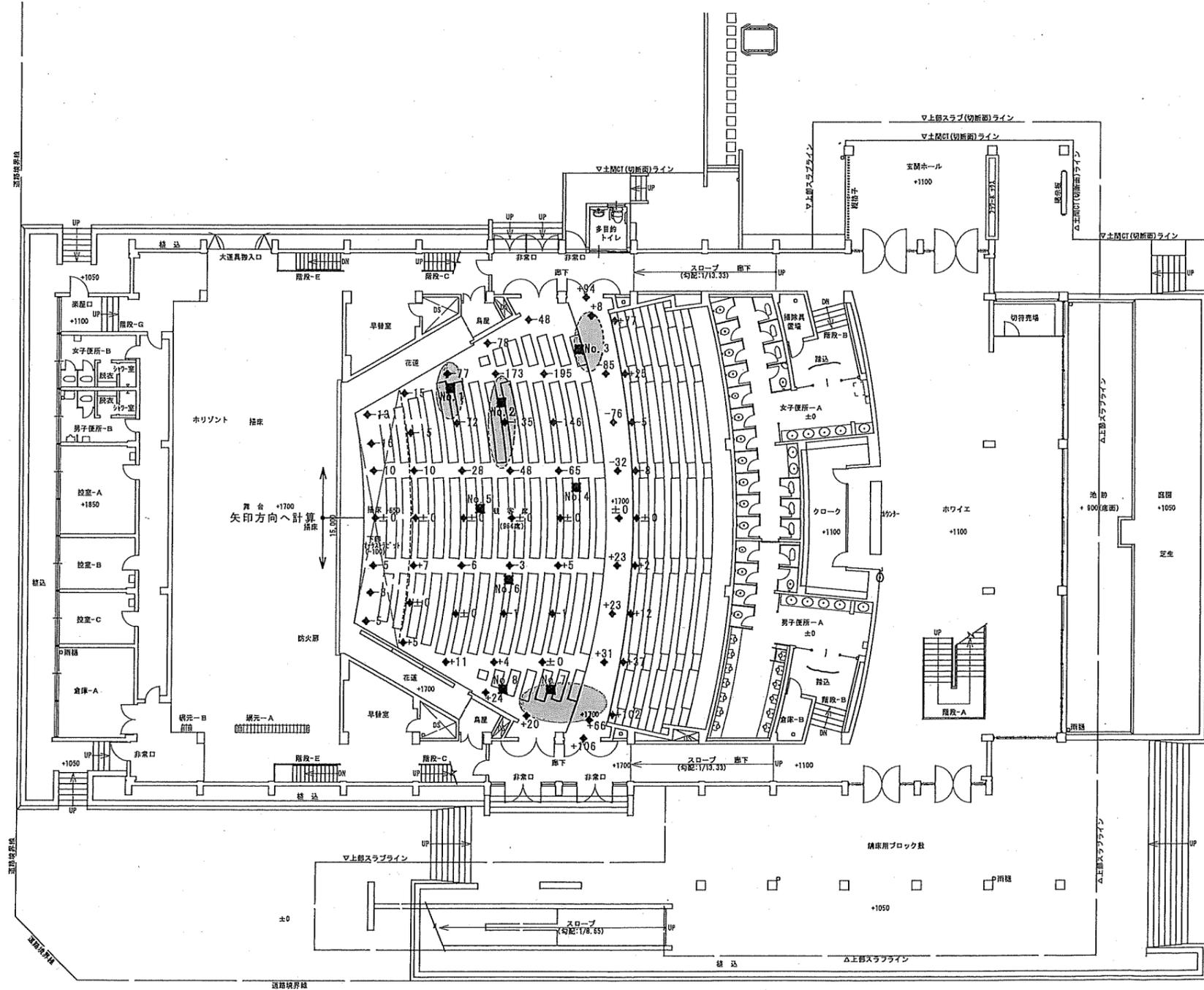
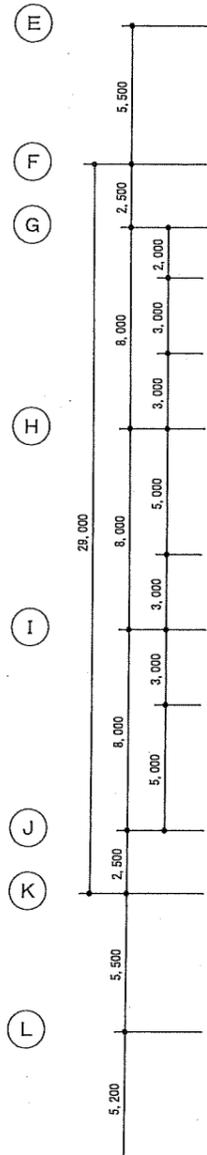
工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
図面名 [本館大ホール] 1階 床レベル実測図(2)(現況a)

図番 A-16

■大ホール床レベル測定値 検証 (横方向)

(東側 ← 中央 → 西側)

横方向	1列目	R2年	-2	3	±0	-4	-9			-9	
	1列目	H26年	-5	-5	±0	-10	-16			-13	
		R2年-H26年	3	8	0	6	7			4	
横方向	3列目	R2年	11	8	±0	-9	-66			-34	
	3列目	H26年	11	-6	±0	-28	-72			-77	
		R2年-H26年	0	14	0	19	6			43	
横方向	5列目	R2年	77	30	±0	-31	-118	-170		-11	
	5列目	H26年	20	5	±0	-65	-146	-195		-48	
		R2年-H26年	57	25	0	34	28	25		37	
横方向	6列目	R2年	126	44	10	±0	-32	-48	-29	61	114
	6列目	H26年	106	31	23	±0	-32	-76	-85	8	94
		R2年-H26年	20	13	-13	0	0	28	56	53	20



- 貫 No. 1~No. 8...穿孔調査位置
- No. 1...空隙：65mm
 - No. 2...空隙：60mm
 - No. 3...空隙：50mm
 - No. 4...空隙：無し
 - No. 5...空隙：無し
 - No. 6...空隙：無し
 - No. 7...空隙：170mm
 - No. 8...空隙：30mm

[凡例]
 土間下空隙部分を示す。

現況レベル(横方向) ※H26年度調査時
 本館大ホール 1階 床レベル実測図(1) S=1/200

特記事項
 ※断面詳細図の土間コンクリート厚150mmについては、当時の設計図による寸法。
 (穿孔調査箇所での実測では100mm程度。)

一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
 〒866-0016 熊本県八代市新地町 8 5 5 - 5
 TEL: 0965-32-0050・FAX: 0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2020.11.30
 縮尺 S=1/200

工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
 図面名 [本館大ホール] 1階 床レベル実測図(1)(現況a) ※H26年度調査時

図番 A-15

【1. 既存不適格条項確認チェックシート】 八代厚生会館(S37年建築)RC造・地上3階/地下1階建て・2,956.28㎡_964席

1. 主な構造規定

分類	条項	概要	適用	基準時と適用	確認
全般	法 第20条	構造耐力	■	□ S25.11.23 ■ H12.6.1 ■ H19.6.20	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第38条	基礎に要求される性能	■	■ S46.1.1 ■ H12.6.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
構造部材等	令 第39条	屋根ふき材の緊結	□	□ S25.11.23 □ S31.7.1 □ S46.1.1 □ H12.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
	令 第42条	土台及び基礎の構造方法	□	□ S25.11.23 □ S46.1.1 □ S56.6.1 □ S62.11.16	□ 既存不適格 □ 現行法適合
木造	令 第43条	柱の小径の必要最小寸法	□	□ S25.11.23 □ S34.12.23 □ S46.1.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
	令 第46条	必要壁量等	□	□ S25.11.23 □ S34.12.23 □ S46.1.1 □ S56.6.1 □ H12.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
	令 第47条	柱、はり等の緊結	□	□ S25.11.23 □ S46.1.1 □ S56.6.1 □ H12.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
組積造	令 第61条	組積造のへい	□	□ S25.11.23 □ S46.1.1 □ S56.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
補強CB	令 第62条の7	全般	□	□ S34.12.23	□ 既存不適格 □ 現行法適合
	令 第62条の8	補強CB造のへい	□	□ S34.12.23 □ S56.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
鉄骨造	令 第66条	柱の脚部の緊結	■	□ S25.11.23 ■ H12.6.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第67条	柱、はり等の接合	■	□ S25.11.23 □ S34.12.23 ■ S46.1.1 ■ S56.6.1 ■ H12.6.1 ■ H15.7.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
RC造	令 第73条	鉄筋の継手及び定着	■	□ S25.11.23	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第74条	コンクリートの強度	■	□ S25.11.23 □ S34.12.23 ■ S56.6.1 ■ H12.6.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第80条	無筋コンクリート造	□	□ S25.11.23 □ S56.6.1 □ S62.11.16	□ 既存不適格 □ 現行法適合
補則	令 第80条の3	土砂災害特別警戒区域における建築物の構造方法	□	□ H13.4.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
構造計算	令 第82条の2	層間変形角	■	■ S56.6.1 ■ S62.11.16	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第82条の3	保有水平耐力	■	■ S56.6.1 ■ S62.11.16 ■ H7.12.25 ■ H19.6.20	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第82条の4	屋根ふき材等の構造計算	■	■ H12.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
	令 第82条の6	剛性率、偏心率	■	■ S56.6.1 ■ S62.11.16 ■ H7.12.25	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第86条	積雪荷重	■	□ S25.11.23 ■ H12.6.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第87条	風圧力	■	□ S25.11.23 □ S31.7.1 ■ S56.6.1 ■ H12.6.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第88条	地震力	■	□ S25.11.23	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第89条	木材	■	□ S25.11.23 □ S34.12.23 ■ S56.6.1 ■ S62.11.16 ■ H12.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
建築設備	令 第129条の2の4	建築設備の構造強度	■	■ S56.6.1 ■ H12.6.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
	令 第129条の2の5	給排水その他の配管設備の構造	■	□ S34.1.1 ■ S46.1.1 ■ S56.6.1 ■ S57.12.1 ■ H12.6.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合

2. 主な単体規定

分類	条項	概要	適用	基準時と適用	確認
防火壁	法 第26条	防火壁の設置	□	□ S25.11.23 □ H5.6.25 □ H12.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
構造要求	法 第27条第1項、別表第1	耐火建築物としなければならない特殊建築物	■	□ S25.11.23 ■ S46.1.1 ■ S50.4.1 ■ S52.11.1 ■ H5.6.25 ■ H11.5.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
居室の採光	法 第28条第1項	居室の有効採光面積の確保	■	□ S25.11.23 ■ S46.1.1 ■ H12.6.1 ■ H15.3.28	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
居室の換気	法 第28条第2項	居室の有効換気面積の確保及び換気設備の設置	■	□ S25.11.23 ■ S46.1.1 ■ S53.4.1 ■ S57.12.1 ■ H12.6.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
石綿関係	法 第28条の2第1号、第2号	建築材料への石綿添加の禁止、石綿添加建材の使用禁止	■	■ H18.10.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
シックハウス	法 第28条の2第3号	石綿等以外の物質に関する材料及び換気設備の基準(シックハウス規制)	■	■ H15.7.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合
地階における住宅等の居室	法 第29条	地階に設ける居室の技術基準	□	□ S25.11.23 □ S34.12.23 □ H12.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
便所	法 第31条	水洗便所以外の制限、浄化槽の構造	□	□ S25.11.23 □ S29.7.1 □ S34.4.23 □ S40.12.2 □ S44.5.1 □ S44.7.3 □ S46.6.24 □ S56.6.1 □ S63.4.1 □ H3.4.1 □ H8.4.1 □ H12.6.1 □ H13.4.1 □ H18.2.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
			□	□ S25.11.23 □ S34.1.1 □ S46.1.1 □ S56.6.1 □ H12.6.1 □	□ 既存不適格 □ 現行法適合
昇降機	法 第34条第1項	昇降機の構造	□	□ S25.11.23 □ S34.1.1 □ S46.1.1 □ S56.6.1 □ H12.6.1 □	□ 既存不適格 □ 現行法適合
非常用昇降機	法 第34条第2項	非常用昇降機の設置、構造	□	□ S46.1.1 □ S46.1.29 □ S49.1.1 □ H12.6.1	□ 既存不適格 □ 現行法適合
無窓居室	法 第35条の3	無窓居室の定義	■	□ S34.12.23 ■ S46.1.1	□ 既存不適格 ■ 現行法適合

3. 主な集団規定 ※第二種住居地域(容積率200%、建蔽率60%)

分類	条項	概要	適用	基準時と適用	確認
用途地域等	法 第48条第1項～第13項	用途地域等内における建築制限	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> S25.11.23 <input type="checkbox"/> S34.12.23 <input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1 <input checked="" type="checkbox"/> H5.6.25 <input checked="" type="checkbox"/> H19.11.30 <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 現行法適合
	令		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 現行法適合
容積率	法 第52条	容積率制限	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1 <input checked="" type="checkbox"/> S52.11.1 <input checked="" type="checkbox"/> S62.11.16 <input checked="" type="checkbox"/> H5.6.25 <input checked="" type="checkbox"/> H7.5.25 <input checked="" type="checkbox"/> H13.5.18 <input checked="" type="checkbox"/> H15.1.1	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
建ぺい率	法 第53条	建ぺい率制限	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> S25.11.23 <input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1 <input checked="" type="checkbox"/> S50.4.1 <input checked="" type="checkbox"/> S52.11.1 <input checked="" type="checkbox"/> H5.6.25 <input checked="" type="checkbox"/> H13.5.18 <input checked="" type="checkbox"/> H15.1.1	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
外壁後退	法 第54条第1項	外壁後退距離	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> S25.11.23 <input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1 <input type="checkbox"/> H5.6.25	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
絶対高さ	法 第55条第1項	絶対高さ制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> S25.11.23 <input type="checkbox"/> S46.1.1 <input type="checkbox"/> S62.11.16 <input type="checkbox"/> H5.6.25	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 現行法適合
道路斜線	法 第56条第1項第1号	道路斜線制限	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> S25.11.23 <input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1 <input checked="" type="checkbox"/> S62.11.16	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
	令 第131条の2	前面道路とみなす道路等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> S34.12.23 <input checked="" type="checkbox"/> S39.1.15 <input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1 <input checked="" type="checkbox"/> H5.6.25 <input checked="" type="checkbox"/> H7.5.25	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
	令 第132条	2以上の前面道路がある場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> S25.11.23 <input checked="" type="checkbox"/> S34.12.23	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
隣地斜線	法 第56条第1項第2号	隣地斜線制限	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1 <input checked="" type="checkbox"/> S62.11.16 <input checked="" type="checkbox"/> H5.6.25 <input checked="" type="checkbox"/> H9.9.1 <input checked="" type="checkbox"/> H13.5.18	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
	令 第135条の3	制限の緩和	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> S39.1.15 <input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
北側斜線	法 第56条第1項第3号	北側斜線制限	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1 <input checked="" type="checkbox"/> S52.11.1 <input checked="" type="checkbox"/> H5.6.25	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
	令 第135条の4	北側の前面道路又は隣地についての制限の緩和	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> S46.1.1	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
日影規定	法 第56条の2第1項	日影規定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> S52.11.1 <input checked="" type="checkbox"/> H5.6.25 <input checked="" type="checkbox"/> H13.5.18 <input checked="" type="checkbox"/> H15.1.1 <input checked="" type="checkbox"/> H17.6.1	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 現行法適合
防火地域	法 第61条	防火地域内における建築物の構造制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> S25.11.23 <input type="checkbox"/> S34.12.23 <input type="checkbox"/> H5.6.25	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 現行法適合
準防火地域	法 第62条第1項	準防火地域内における建築物の構造制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> S25.11.23 <input type="checkbox"/> S34.12.23 <input type="checkbox"/> S62.11.16 <input type="checkbox"/> H5.6.25 <input type="checkbox"/> H12.6.1	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 現行法適合

(1) 項イ 劇場・映画館 公会堂・集会場 (特定防火対象物)

対象物条件	設置すべき消防用設備等 (細部条件)	チェック	
延面積	全部	誘導灯 (客席誘導灯を含む)	OK
	"	消火器具 [(1) 項イのみ]	OK
	"	カーテン等の防災措置	OK
	150㎡	消火器具 [(1) 項イのみ]	OK
	300㎡	*4漏電火災警報器 (ラスモルタルのみ)	
	"	自動火災報知設備	OK
	500㎡	屋内消火栓設備 [準耐火 \geq 200㎡, 耐火 \geq 300㎡]	OK
	"	*1動力消防ポンプ設備 [" "]	OK
	"	消防機関へ通報する火災報知設備	
	3,000㎡	屋外消火栓設備 [準耐火建築物 \geq 6,000㎡, 耐火建築物 \geq 9,000㎡ (1~2Fのみ)]	
	"	*2動力消防ポンプ設備 (" ")	
	5,000㎡	消防用水 (敷地面積 \geq 20,000㎡, かつ準耐火建築物 \geq 10,000㎡, 耐火建築物 \geq 15,000㎡ (1~2Fのみ))	
	8,000㎡	スプリンクラー設備 (平屋建を除く)	
25,000㎡	消防用水 (高さ $>$ 31m, 地階を除く)		
50,000㎡	総合操作盤		
舞台部	500㎡	排煙設備	
	300㎡	スプリンクラー設備 (地階・無窓階又は4階以上の階) 開放型ヘッド	OK
	500㎡	" (1~3Fで無窓階以外のもの)	
地階・無窓階	50㎡	消火器具 [(1) 項イのみ]	OK
	100㎡	屋内消火栓設備 (準耐火 \geq 200㎡, 耐火 \geq 300㎡)	OK
	"	*1動力消防ポンプ設備 (" ")	OK
	700㎡	連結散水設備 (地階のみ)	OK
	1,000㎡	スプリンクラー設備 (平屋建を除く)	OK
	"	ガス漏れ火災警報設備 (地階のみ)	
5,000㎡	総合操作盤 (") (消防長等が必要と認めるもののみ)		
階の規模	地下 3階	非常警報設備 (放送設備付加)	
	地上 3階	消火器具 (床面積 \geq 50㎡の階) [(1) 項イのみ]	OK
	4階	スプリンクラー設備 (1500㎡以上の階)	
	"	屋内消火栓設備 (一般 \geq 100㎡, 準耐火 \geq 200㎡, 耐火 \geq 300㎡)	
	"	*3動力消防ポンプ設備 (" ")	
	(地階以外) 5階	連結送水管 (延面積 \geq 6,000㎡のみ)	
	(") 階	総合操作盤 (延面積 \geq 20,000㎡で消防長等が必要と認めるもののみ)	
	(") 11階	連結送水管	
	(") 階	自動火災報知設備 (11階以上のみ)	
	(") 階	非常コンセント設備	
	(") 階	スプリンクラー設備	
(") 階	非常警報設備 (放送設備付加)		
(") 階	総合操作盤 (延面積 \geq 10,000㎡で消防長等が必要と認めるもののみ)		
(") 15階	" (延面積 \geq 10,000㎡)		
特殊条件	回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着場	*5水噴霧消火設備等	
	600㎡	" (屋上) (通路部分床面積)	
	400㎡	" (上記以外) (")	
	200㎡	" (地階、2階以上) (駐車場・自動車整備部分床面積)	
	500㎡	" (1階) (")	
	300㎡	" (屋上) (駐車場床面積)	
	10台	" (機械装置駐車台数)	
	200㎡	" (電気設備室・ボイラー室床面積)	
	500㎡	" (通信機器室床面積)	
	200㎡	自動火災報知設備 (地階、2階以上) (駐車場床面積)	
	600㎡	" (屋上) (通路部分床面積)	
400㎡	" (上記以外) (")		
直通階段1のみ	" (避難階以外の階) (避難階への直通階段)		
50A	*4漏電火災警報器 (ラスモルタルのみ) (契約電流容量)		
収容人員	(階) 10人	避難器具 (3階以上で直通階段1のみの階)	
	20人	非常警報設備 (地階、無窓階)	
	30人	防火管理者の選任	
	50人	非常警報 (一般階)	
	(階) 50人	避難器具 (1階・耐火の2倍は不要)	
	300人	非常警報設備 (放送設備付加)	OK
(備考)	収容人員=従業者数+座席数		
貯蔵・取扱		[指定可燃物の貯蔵・取扱 (指定数量)]	
	全部	消火器具 (少量危険物についても同じ)	
	500倍	自動火災報知設備	
	750倍	屋内消火栓設備 (可燃性液体類に係るものを除く)	
	1000倍	スプリンクラー設備 (")	
	*5水噴霧消火設備等		

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条による災害危険区域の指定及び建築制限、法第40条による建築物の敷地又は構造に関する制限の附加、法第43条第2項による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の附加並びに法第56条の2第1項による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定は、この条例の定めるところによる。(い)

第2章 建築物の敷地及び構造

(がけに近接する建築物)

第2条 建築物を高さ2メートルをこえるがけに接し、又は近接して建築しようとする場合は、がけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、その建築物との間に、そのがけの高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。

2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物を、がけの上に建築しようとする場合は、前項の基準を安全上支障がない程度に増大しなければならない。

3 前二項の規定は、建築物の用途、規模若しくは構造、擁壁の設置又はがけの状況により建築物の安全上支障がないと認められる場合には、適用しない。

(木造建築物等の防蟻)

第3条 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物の木造部分については、その構造耐力上主要な部分は、地面からの高さ20センチメートル以内の部分に設けてはならない。ただし、平家建ての建築物で延べ面積が50平方メートル以内のものについては、この限りでない。(ほ)

第4条 階数2以上で、かつ、延べ面積500平方メートルをこえる木造の建築物は、防蟻上有効な措置を構じなければならない。ただし、土地及び建築物の状況により蟻害のおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

(連続式店舗の通路)

第5条 建築物内に設ける各構えごとに区画された連続式店舗（その床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）の前面には、幅員2.5メートル以上の通路を避難上有効に設けなければならない。ただし、通路の片側のみを構えを有するものにあつては、1.5メートル以上とすることができる。

第3章 特殊建築物の構造

第1節 劇場 映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(出入口の構造)

第6条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場の用途（以下この項において「興行の用途」という。）のみに供する建築物（複数の興行の用途に供する部分から成る建築物を除く。以下「興行場等」という。）又は一の建築物の中に複数の興行の用途に供する部分が設置される場合若しくは興行の用途に供する部分と興行の用途以外の用途（以下「他の用途」という。）に供する部分とが複合して設置される場合における興行の用途に供する一の客席部分と当該客席部分に併せて設けられる客用の通路、舞台、楽屋等の部分とを合わせた一団の部分（以下「興行場の用途に供する部分」という。）の出入口は、次の各号に定めるところにより設け、かつ、これを避難上有効に配置しなければならない。(に)

- 一 出入口の数は、2以上とすること。(に) <4 .:OK 241人*0.8=192.8cm<216cm .:OK
 - 二 出入口の幅は、避難の際に当該出入口を通過すると想定される人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値（その数値が1メートルに満たないときは、1メートル）以上とすること。(に)
 - 三 日常的に使用する出入口の幅の合計は、前号の出入口の幅の合計の2分の1以上とすること。(に)OK
- 2 興行場等又は興行場の用途に供する部分の客席部分（一の舞台に併せて設けられる客席部分が、避難の際に相互に行き来できない部分に区画されるときは、それぞれの区画された部分をいう。以下この項において同じ。）の出入口は、次の各号に定めるところにより設け、かつ、これを避難上有効に配置しなければならない。(に)
- 一 出入口の数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上とすること。(に)

客席部分の定員（単位 人）	出入口数
29以下のもの	1
30以上299以下のもの	2
300以上599以下のもの	3
<u>600以上999以下のもの</u>	<u>4</u>
1000以上のもの	5

<8 .:OK

- 二 出入口の幅は、前項第二号及び第三号に定めるところによること。(に) OK
- 3 前項第一号の表の客席部分の定員は、次の各号に掲げる数を合算して算定する。(に)
- 一 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数 (に)
 - 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該部分にある長いす席の幅を0.4メートルで除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。）(に)
 - 三 配列が特定できないいす席を設ける部分については、当該部分の面積を0.45平方メートルで除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。）(に)
 - 四 ます席を設ける部分については、当該部分の面積を0.3平方メートルで除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。）(に)
 - 五 立ち席の部分については、当該部分の面積を0.2平方メートルで除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。）(に)
- (階段の幅等)

第7条 興行場等又は興行場の用途に供する部分の避難の際に使用される階段の幅は、避難の際に当該階段を通過すると想定される人数に1センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。(に) OK

2 前項の規定にかかわらず、階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第123条に規定する屋外に設ける避難階段又は特別避難階段とした場合の興行場等又は興行場の用途に供する部分の避難の際に使用される一の階から直下階（その階が地階にあるときは、直上階）に通じる階段の幅は、当該階段を避難経路とする階（一の興行場の用途に供する部分の客席部分が複数階にわたるときは、当該階段を避難経路とする階のうち当該一の興行場の用途に供する部分の階を併せて一の階とみなす。）のうち避難の際に当該階段へ進入すると想定される人数が最大の階における当該人数に1センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。(に) 適用なし

- 3 前項の屋外に設ける避難階段には、各階ごとに避難の際に当該階段を通過すると想定される人数に0.05平方メートルを乗じて得た数値以上の面積の前室又はバルコニーを設けなければならない。(に) 適用なし
- 4 興行場等又は興行場の用途に供する部分の避難の際に使用される階段は、第1項及び第2項の規定により計算した数値の合計の2分の1以上が、前条第1項第三号の日常的に使用する出入口の付近に通じるように配置しなければならない。(に) OK
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、興行場の用途に供する部分の避難の際に使用される階段で、他の興行場の用途に供する部分又は他の用途に供する部分と共用するものの幅は、共用するそれぞれの用途の部分につき、第1項若しくは第2項又は令第23条若しくは令第124条の規定により必要とされる階段の幅を合計した数値以上としなければならない。(に) (へ) 適用なし
- 6 興行場等又は興行場の用途に供する部分の避難の際に使用される階段に通じる避難階以外の階における出入口の幅は、避難の際に当該階段に進入すると想定されるそれぞれの階における人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値(その数値が1メートルに満たないときは、1メートル)以上としなければならない。(に) $90人 \times 0.8 = 72cm < 130cm \therefore OK$
- 7 興行場等又は興行場の用途に供する部分の避難の際に使用される階段の避難階における出入口の幅は、当該階段の避難階における幅の10分の8以上としなければならない。(に)
(避難階段等の設置) 適用なし $148cm \times 8/10 = 118.4cm < 187cm \therefore OK$
- 第7条の2 興行場等又は興行場の用途に供する部分の避難の際に使用される階段で、次の各号の一に該当するものは、令第123条に規定する屋外に設ける避難階段又は特別避難階段としなければならない。(に)
- 一 客席部分から直接進入することができる階段 (に)
 - 二 客席部分の最下部が避難階より6メートルを超えて下方にある場合における当該客席部分の避難の際に使用される階段 (に)
(避難通路の幅等) 適用なし
- 第7条の3 興行場の用途に供する部分から第7条第5項に規定する階段までの経路は、他の興行場の用途に供する部分又は他の用途に供する部分(共用の部分を除く。)を経由してはならない。(に)
- 2 避難階における興行場の用途に供する部分から屋外に避難するための出入口(以下「屋外出入口」という。)までの経路は、他の興行場の用途に供する部分又は他の用途に供する部分(共用の部分を除く。)を経由してはならない。(に)
- 3 前二項の経路となる通路及び当該通路に通じる屋外出入口の幅は、興行場の用途に供する部分の避難の際に当該通路を通過すると想定される人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。(に)
- 4 興行場の用途に供する部分の避難の際に使用される階段の避難階における出入口(次項において「階段出入口」という。)から屋外出入口までの経路は、他の興行場の用途に供する部分又は他の用途に供する部分(共用の部分を除く。)を経由してはならない。(に)
- 5 前項の経路となる通路及び当該通路に通じる屋外出入口の幅は、当該通路に通じる階段出入口の幅を合計した数値以上としなければならない。(に)
- 6 第4項の経路を第2項の経路と共用するときの当該経路となる通路及び当該通路に通じる屋外出入口の幅は、前項に規定する幅と第3項に規定する幅とのいずれか大きい幅としなければならない。(に)
- 7 興行場等及び興行場の用途に供する部分を有する建築物の敷地内には、屋外出入口及び屋外に設ける避難階段の地上における出入口から、幅4メートル以上の道(都市計画区域内にあつては、

- 法第42条第1項に規定する道路)、公園、広場その他の空地に通じる通路を設けなければならない。(に)
- 8 前項の通路の幅は、当該通路に通じる屋外出入口及び屋外に設ける避難階段の地上における出入口の幅を合計した数値以上としなければならない。(に)

(客用の通路の構造)

- 第8条 興行場等及び興行場の用途に供する部分の内部の客用の通路(客席部分の通路を除く。)は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。(に)
- 一 通路の幅は、避難の際に当該通路を通過すると想定される人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値(その数値が1.2メートルに満たないときは、1.2メートル)以上とすること。(に)
 - 二 通路の幅は、当該通路に面した扉の開閉の際においても前号の数値の2分の1以上を確保すること。(に) OK
 - 三 通路の幅は、避難方向に向かつて狭くならないこと。(に) OK
 - 四 避難のために用いられない通路の長さは、10メートル以下とすること。(に) OK
- (客席部分の構造)

- 第9条 興行場等及び興行場の用途に供する部分の客席部分の客席がいす席である場合は、いすの前後の間隔は、水平投影距離で35センチメートル以上とし、当該客席が横列8席を超える場合は、35センチメートルに、8席を超える1席につき1センチメートルの割合で加算して得た数値以上としなければならない。(に)
 $(10-8) \times 1 + 35cm = 37cm$

$37cm > 22.5cm$
∴ NG

- 2 興行場等及び興行場の用途に供する部分の客席部分の床を段床とする場合は、各段の床幅は、80センチメートル以上とし、前段との高さの差が50センチメートル以上あるときは、客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けなければならない。(に)
- 3 興行場等及び興行場の用途に供する部分の客席部分の通路は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。(に)
- 一 客席がいす席である場合は、客席横列の両側に縦通路を設け、客席縦列20席以内ごとに横通路を設けること。(に) OK
 - 二 客席がます席である場合は、すべてのます席が縦通路又は横通路に面するように設けること。(に)
 - 三 両側に客席を有する縦通路はその最前部及び最後部を横通路又は客席部分の出入口に連結し、横通路は客席部分の出入口に連結すること。(に) OK
 - 四 段床を縦断する縦通路でその高低差が3メートルを超えるものにあつては、高低差3メートル以内ごとに横通路を設けること。(に) OK
 - 五 縦通路の幅は、避難の際に当該通路を通過すると想定される人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値(両側に客席がある場合でその数値が80センチメートルに満たないときは80センチメートル、片側だけに客席がある場合でその数値が60センチメートルに満たないときは60センチメートル、ます席に面する場合でその数値が40センチメートルに満たないときは40センチメートル)以上とすること。(に)
 $80cm < 81cm \therefore OK$
 $60cm < 68cm \therefore OK$
 - 六 横通路の幅は、避難の際に当該通路を通過すると想定される人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値(その数値が1メートルに満たないときは1メートル、ます席に面する場合でその数値が40センチメートルに満たないときは40センチメートル)以上とすること。(に) OK
 $242人 \times 0.6 = 145.2cm < 146cm \therefore OK$
 - 七 通路を傾斜路とする場合は、そのこう配を10分の1以下とすること。(に)
 $1/10 \geq 1/10 \therefore OK$
- (客席部分と舞台部分との区画)

- 第10条 客席部分(通路を除く。)の床面積の合計が200平方メートルを超える興行場等及び興行場の用途に供する部分の舞台部分(花道等の部分を除く。)と客席部分との境界は、準耐火構造の額壁で

区画し、これを小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。(に) (へ)OK

(映写室とその他の部分との区画)

第11条 興行場等及び興行場の用途に供する部分の映写室とその他の部分との境界は、準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。(に) (へ)OK

(この節における制限の緩和)

第12条 この節の規定については、知事が防火上及び避難上支障がないと認める場合は、制限を緩和することができる。(に) (ほ)OK

第2節 公衆浴場、旅館及びホテル

(ボイラー室等の構造)

第13条 公衆浴場、旅館及びホテルのボイラー室等の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 主要構造部を耐火構造とすること。ただし、屋根については、不燃材料で造り、又はふく場合は、この限りでない。
- 二 外壁の開口部には、法第2条第九号の二口に規定する防火設備を設けること。(へ)
- 三 ボイラー室等とその他の部分とは、耐火構造で区画し、その開口部には、特定防火設備を設けること。(へ)

第3節 共同住宅、寄宿舍及び長屋

(共同住宅等の内装)

第14条 共同住宅、寄宿舍又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物の床（最下階の床を除く。）又は階段が木造である場合（準耐火構造である場合を除く。）においては、その床下の天井又はその階段裏の仕上げは、準不燃材料でしなければならない。(は) (へ)

第4節 自動車車庫及び自動車修理工場

(車庫等の構造)

第15条 自動車車庫（その床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、主要構造部を法第27条第1項ただし書の政令で定める主要構造部の準耐火性能に係る技術的基準に適合する準耐火構造（以下「適合準耐火構造」という。）とし、又は不燃材料で造らなければならない。(は) (へ)

- 一 当該用途に供する部分の上に2以上の階があるもの
- 二 当該用途に供する部分の上の階の居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの (は)

(他の部分との区画)

第16条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合において、当該用途に供する部分（以下本条において「当該部分」という。）は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 当該部分とその他の部分とは、準耐火構造の壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画すること。(は) (へ)
- 二 当該部分の床及び天井には、その他の部分に通ずる開口部を設けないこと。
- 三 その他の部分のために設ける避難用の出入口は、当該部分に設けないこと。

第4章 建築物又はその敷地と道路との関係

(適用区域)

第17条 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第18条 建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるものの敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(ほ)

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第19条 次の各号のいずれかに該当する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものの敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(は) (ほ)

- 一 学校及び体育館
 - 二 病院及び診療所
 - 三 物品販売業を営む店舗及び展示場
 - 四 卸売市場
 - 五 ダンスホール、遊技場及びキャバレー (は)
 - 六 公衆浴場
 - 七 旅館、ホテル及び下宿
 - 八 共同住宅等
 - 九 自動車車庫及び自動車修理工場
 - 十 倉庫業を営む倉庫及び貨物等の集配所
- (興行場等の敷地と道路との関係)

第20条 興行場等及び興行場の用途に供する部分を有する建築物の敷地は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。(は) (に) (ほ)

客席部分の定員 (単位 人)	道路の幅員 (単位 メートル)
300以下のもの	4.0
301以上1000以下のもの	6.0
1001以上のもの	8.0

2 前項の建築物の主要な出入口の前面には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の奥行を有し、かつ、第6条第1項第二号の規定により計算した数値以上前項の道路に接する空地を設けなければならない。(は) (に)

○熊本県興行場法施行条例

(昭和59年9月25日条例第22号)

改正 昭和61年3月27日条例第13号 昭和62年7月4日条例第20号
平成4年3月22日条例第25号 平成7年3月16日条例第21号
平成10年3月25日条例第9号 平成11年3月16日条例第18号
平成12年3月23日条例第9号 平成13年3月23日条例第9号
令和2年3月4日条例第13号

熊本県興行場法施行条例をここに公布する。

熊本県興行場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 興行場の名称及び所在地
- (3) 興行場の種別及び構造設備
- (4) 入場者の定員
- (5) その他知事が必要と認める事項

(変更等の届出)

第3条 興行場営業を営む者は、前条の申請書に記載した事項を変更したとき、又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、10日以内に、規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(設置の場所及び構造設備の基準)

第4条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所の公衆衛生上必要な基準は、採光、排水及び換気に支障のない場所その他入場者の衛生に支障のない場所であることとする。ただし、当該興行場の構造設備により公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備の公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 観覧席(興行を見せ、又は聞かせるため、入場者に利用させる場所をいう。以下同じ。)は、ロビー、食堂、売店、便所その他興行場内の他の施設とは隔壁等により区画されていること。OK
- (2) 喫煙所を設ける場合は、当該喫煙所が、健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第1項に規定する厚生労働省令で定める技術的基準に適合すること。
- (3) 次の要件を備えた便所が設けられていること。
 - ア 興行場内に設置されていること。ただし、興行場が、主として当該興行場以外の用途に供する建築物の中に設置された小規模のものであって、当該興行場に近接した場所に入場者が利用できる適当な規模の便所が設置されている場合は、この限りでない。
 - イ 男性用及び女性用が区画され、それぞれ1箇所以上設けられていること。OK
 - ウ 観覧席が複数階に及ぶ場合にあっては、各階ごと又は上下階から等距離にある中間階に男性用と女性用が区画して設けられ、入場者にその旨が明らかに分かるように表示されていること。OK

エ 出入口が、直接観覧席に開口しない構造であること。ただし、観覧席との間に次室を設けた水洗便所であって、衛生上支障がない場合は、この限りでない。OK

オ 床面及び床面から1メートルの高さまでの内壁は、不浸透性の材料を用いて造られ、清掃が容易な構造であること。OK

カ 便器は、陶磁器製その他不浸透性の材料で造られたものであること。

キ 便器の数は、次のとおりであること。

(ア) 興行場の規模、入場者の定員等に応じ、興行場内の衛生を保持するために必要な数の便器が設けられていること。OK

(イ) 男性用大便器は、小便器5個までごとに1個設けられていること。ただし、小便器と兼用できる便器の場合は、この限りでない。OK

ク 水洗式であること。ただし、付近に終末処理場のある下水道その他これに類する排水施設がない場合その他やむを得ない事情がある場合で、公衆衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。OK

ケ 手洗い設備は、流水式であること。OK

(4) 興行場の規模に応じ、衛生的空気環境を確保するために必要な機械換気設備(送風機の機械力を利用して室内の空気を入れ換える設備をいう。以下同じ。)又は空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給し、及び排出することができる設備をいう。以下同じ。)が設置されていること。OK

(5) 入場者が利用する場所には、床面から80センチメートルの高さにおいて20ルクス以上(興行中の観覧席にあつては、床面において0.2ルクス以上)の照度を確保することができる照明設備が設置されていること。OK

(6) ごみ箱が適当な場所に配置されていること。OK
(承継の届出)

第4条の2 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 被相続人の氏名及び住所(法人にあつては、合併により消滅した法人又は分割をした法人の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(3) 相続開始の年月日(法人にあつては、合併又は分割の年月日)

(4) 興行場の名称及び所在地

(5) その他知事が必要と認める事項

2 第3条の規定は、前項の届出書に記載した事項の変更について準用する。

(入場者の衛生に必要な措置の基準)

第5条 法第3条第2項の規定による入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 入場者が利用する場所は、毎月1回以上消毒し、常に清潔に保ち、その消毒の実施記録は、2年間保存すること。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除を半年に1回以上行い、その実施記録は、2年間保存すること。

(3) ごみ箱は、ごみその他の廃棄物が飛散し、又は流出しないよう管理するとともに、ごみその他の廃棄物は、適切に搬出すること。

(4) 機械換気設備及び空気調和設備並びに照明設備は、定期的に点検を行い、その機能を維持できるよう整備すること。

- (5) 興行時間が2時間30分を超えるときは、おおむね2時間30分以内ごとに観覧席の換気を行うこと。
- (6) 救急医療品を適切に備えておくとともに、医療機関への連絡体制を確立しておくこと。
- (7) 興行場の業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)のうちから責任者を定め、興行場の衛生管理及び業務従事者の衛生教育を行わせること。
- (8) 伝染するおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いのある者は、医師の診断により支障がないと認められる場合を除き、業務に従事させないこと。

(基準の緩和等)

第6条 知事は、屋外に観覧席を有する興行場、一時的に設置する興行場その他特別な事情がある興行場については、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、第4条又は前条に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
(興行場法第3条に規定する措置の基準に関する条例の廃止)
- 2 興行場法第3条に規定する措置の基準に関する条例(昭和24年熊本県条例第4号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現になされている申請その他の手続については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に法第2条第1項の規定による許可を受けて興行場を経営している者の当該興行場に係る設置の場所及び構造設備の基準については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月27日条例第13号)

この条例は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則(昭和62年7月4日条例第20号)

この条例は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則(平成4年3月22日条例第25号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に興行場法(昭和23年法律第137号。以下この項において「法」という。)第2条第1項の規定による許可を受けて興行場を経営している者(以下この項において「営業者」という。)及び法第2条の2第1項の規定により営業者の地位を継承する者並びにこの条例の施行前に改正前の熊本県興行場法施行条例第2条の規定により興行場の経営の許可の申請を行っている者の当該興行場に係る構造設備の基準は、改正後の熊本県興行場法施行条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月16日条例第21号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月25日条例第9号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月16日条例第18号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月23日条例第9号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第9号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月4日条例第13号)

- 1 この条例中第4条第2項第3号キ及び第6条の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 喫煙所を設ける場合において当該喫煙所につき健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則第4条第1項の規定の適用があるときは、改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、同号中「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第1項に規定する厚生労働省令で定める」とあるのは、「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則第4条第1項に規定する」とする。

八代広域行政事務組合火災予防条例

止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第5章 避難管理

(劇場等の客席)

第35条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 椅子は、床に固定すること。OK
- (2) 椅子背(椅子背のない場合にあつては、椅子背に相当する椅子の部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、80センチメートル以上とし、椅子席の間隔(前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。
<90cm ∴OK
>22.5cm ∴NG
(42.5cm:椅子UP時)
<44cm ∴OK
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。>1.05m ∴OK
- (4) 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。
<100cm ∴OK
 - ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席の基準席数(8席に椅子席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあつては、20席とする。))をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。OK
 - イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル(片側のみが椅子席に接する縦通路にあつては、60センチメートル)未満としてはならない。
<81cm ∴OK
<68cm ∴OK
 - ウ 椅子席を設ける客席の部分には、縦に並んだ椅子席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。<1.46m ∴OK
 - エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。(該当なし)
 - オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。OK

第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 椅子は、床に固定すること。
- (2) 椅子背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては、椅子背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設ける。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席10席(椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては、20席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席(椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては10席)以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。
 - イ 椅子席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。
 - ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。
 - エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

(基準の特例)

第36条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(キャバレー等の避難通路)

第37条 キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの(以下「キャバレー等」という。)及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル(飲食店にあつては、1.2メートル)以上の避難通路を、客席の各部分から椅子席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

(ディスコ等の避難管理)

第37条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの(以下「ディスコ等」という。)の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

(百貨店等の避難通路等)

第38条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル(売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル)以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。

2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

(劇場等の定員)

第39条 劇場等の関係者は、次の各号に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

- (1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数(以下「定員」という。)を超えて客を入場させないこと。
 - ア 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を40センチメートルで除して得た数(1未満の端数は、切り捨てるものとする。)とする。
 - イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数
 - ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数
- (2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。
- (3) 1のます席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を収容しないこと。
- (4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

(避難施設の管理)

第40条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

- (1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないよう常に維持すること。
- (2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭げないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。
- (3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

(個室型店舗の避難管理)

第40条の2 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの(以下「個室型店舗」という。)の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、解放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(防火設備の管理)

第41条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

(準用)

第42条 第35条から第36条の2まで及び第37条の2から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

ユニバーサルデザインの調査結果

八代厚生会館

■移動空間（１） アプローチ

※ガイドラインに合わせてcm表示とする

項目	ガイドライン	現 状	判定
人と車の分離	歩行者通路と自動車通路は分離する	分離出来ていない。	NG
アプローチの幅員	180cm以上、230cm以上が望ましい	—	OK
アプローチの勾配	段差を設けない	段差有り	NG
	段差がある場合はスロープを設ける	階段のみで、スロープ無し	
アプローチの仕上	床は滑りにくい材料又は仕上	コンクリート舗装面（粗面）	OK
車寄せ	雨天時を考慮し庇を設ける	車寄せ無し	OK
排水溝蓋の形式	通路に溝はできるだけ設けず、設ける場合は車椅子やハイヒールに考慮する	通路部分に排水溝はない	OK
サイン	美観に配慮し分かりやすい位置に設置	サイン無し	NG

■移動空間（２） 駐車場

項目	ガイドライン	現 状	判定
駐車場	床に段差をつけない	床に段差はない	OK
	歩行者専用通路を設ける	歩行者専用通路はない	NG
	ゆったりとした車路・車室とする	ゆったりとした余裕はない（W:230cm）	NG
	床ペイントは駐車しやすさに配慮	通常の単線ライン引き	NG

■移動空間（３） 車椅子使用者用駐車スペース

項目	ガイドライン	現 状	判定
駐車スペースの位置	玄関の近くで利用しやすい位置	最寄りではあるが車路を挟む	NG
駐車スペースの数	駐車台数の2%以上を目安とする	33台×2%=0.66台≒2台分	OK
駐車スペースの寸法	幅350cm以上、奥行き600cm以上	幅350cm、奥行きは450cm	NG
	車両両側に乗降者用スペースを設ける	乗降者用スペースは片側	NG
アプローチ	段差を設けないようにする、やむを得ず段差が生じる場合はスロープを設ける	階段のみで、スロープ無し	NG
	必要に応じて手摺を設ける	手摺り無し	NG
	雨天時利用のために庇を設ける	庇無し	NG
サイン	車椅子使用者駐車スペースのサイン	サイン無し	NG
	床面への障害者マークの表示	床面の障害者マーク表示あり	OK

■移動空間（４） 玄関

項目	ガイドライン	現 状	判定
出入口の床の構造	段差を設けない	段差はない	OK
	滑りにくい材料又は仕上とする	コンクリート粗面、一部玉石洗出し仕上	OK
	埋込式沓拭きマットを設ける	埋込式沓拭きマット有り	OK
玄関扉前後のスペースの確保	車椅子の操作ができるスペース	支障無し	OK
	外部出入口には庇を設ける	大型の庇有り	OK
出入口扉の幅員と開閉方式	主要部は幅員120cm以上、自動引き分け	幅員223cm(両開き)、自動引き分けではな	NG
	他も上記程度、引戸なら90cm以上	同上	NG
ガラス面への衝突防止への配慮	大きなガラス面には、視線の高さのシール貼付、手摺や枠の設置等を行う	両開き扉の中間高さに帯状押板(H170・ステンレス製) 有り	OK
安全への配慮	引戸式扉の召合わ部にクッション材取付	引戸式扉なし	—
	ドアクローザーを設ける	フロアヒンジドアとなっている	OK
	自動ドアには挟み込み防止措置を設ける	自動ドア無し	—
サイン	玄関に総合的な情報サインを設ける	総合的な施設案内サイン無し	NG
	サインを見る十分な空間を確保する	十分な空間は有る	OK

■移動空間（５） 廊下等

項目	ガイドライン	現 状	判定
廊下の幅員	180cm以上、少なくとも120cm以上	幅員190cm	OK
	手摺設置の場合、手摺の内側で確保	手すり無し	—
床の仕上	段差を設けないようにする、やむを得ず段差が生じる場合はスロープを設ける	スロープとなっている	OK
	滑りにくい材料又は仕上とする	ニードルパンチカーペット仕上	OK
出隅の処理	面を取るかコーナーガードを設ける	面取りやコーナーガード無し	NG
突出物をなくす	床置きをなくし移動のスムーズさに配慮	移動に支障となるような突出物無し	OK

■移動空間（６） 出入口

項目	ガイドライン	現 状	判定
出入口の幅員	車椅子等を考慮し90cm以上とする	観客席への出入口は有効で187cm、130cm	OK
出入口廻りスペース	車椅子での動作を考慮したスペースとする	出入口廻りのスペースは確保されている	OK
扉の開閉形式	引戸またはロールライドドアとする	観客席への出入口扉はすべて開き戸	NG
ドアハンドル	開き戸はバーハンドル、引戸は棒状	観客席への出入口両開きドアは押板(SUS)	NG
	ハンドルの高さは85cm～90cm程度	同上押板(200角)高さは85～95cm	OK

扉開閉時危険防止	ガラス小窓等を設ける	観客席への出入口扉は、ガラス小窓入り	OK
ガラス面の衝突防止	全面透明ガラスの建具等にはシール等貼付	全面透明ガラスの建具はない	—

■移動空間（7） エレベーター

項目	ガイドライン	現 状	判定
エレベーターの設置	低層建物でもできるだけ設置し、少なくとも1台は車椅子使用者・障害者対応とする		
	ELV、階段は利用者が選択できるよう分かりやすい位置に近接して設ける		
	動線上効果的な場合は2方向出入口型の検討し、シースルー型の設置を検討する		
エレベーター乗降ロビー	ゆったりとした空間を確保し、車椅子の転回やすれ違いができるよう180cm角以上とする		
カゴの大きさ	できる限り13人乗り以上とし、少なくとも11人乗り以上とする		
扉の幅員	少なくとも90cm以上とする		
操作盤及び操作ボタン	手の甲や肘で押せるように大きなものとし、分かりやすい表示を行い、設置高さは100cm程度とする		
	点字の表示を行う		
その他のエレベーター設備	カゴ内で車椅子の転回ができないものは、出入口を確認するための鏡を設ける		
	カゴ内に手摺を設け、必要に応じて腰掛け等の設備を設ける		
	防犯上の配慮が必要な場合には外部からの視認性を確保するため、ガラス窓を扉に設ける		
情報	音声案内、音響案内、昇降方向表示等の情報サインを設け、緊急時の連絡のための情報機器を設ける		

■移動空間（８） 階段

項目	ガイドライン	現 状	判定
形式	回り階段にはせず踊場に段を設けない	折り返し階段で踊場に段なし	OK
段の形状	蹴上16cm以下、踏面30cm以上	蹴上15cm、踏面30cm	OK
	寸法を途中で変えることは避ける	寸法は一定	OK
	蹴込のない階段、ガラス蹴込は避ける	蹴込あり（踏面と同じ仕上）	OK
仕上	滑りにくい材料、又は仕上	Pタイル仕上	OK
	段鼻、蹴上、踏面がはっきり分かる色使いとし、先端に滑り止めを設ける	段鼻、蹴上、踏面がはっきり分かる色使い(黄色)で、先端に滑り止め有り	OK
手摺	両側に連続して設け、端部は50cm程度延ばし、下方又は壁方向に曲げる	両側に連続して有るが、端部の50cm程度延ばしや、下方又は壁方向に曲げ無し	NG
	できる限り2段とする	2段有り	OK
	落下防止に有効な形式	下部隙間にはアクリル板を取付けてある	OK
明るさの確保	自然採光の利用 照明の工夫で足元の明るさを確保	自然採光が十分にある	OK

■移動空間（９） スロープ

項目	ガイドライン	現 状	判定
形式・勾配	直線で、勾配は1/20以下	勾配は、外部1/8.65・内部1/13.33	NG
床仕上	滑りにくい、屋外は濡れを考慮	外部:コンクリート粗面、内部:ニードルパンチカーペット	OK
形状・踊場	始終点、折り返し、他との交差部分及び高さ75cm以内毎に150cmの踊場を設ける	始終点、折り返しの踊り場は150cm以上有るが、外部は高さ75cm以内每ではなく高さ180cmで折り返し1箇所のみ	OK
	脱輪防止の立ち上がりを設ける	立上り有り	OK
	屋内は側壁側に車椅子当たりを設ける	車椅子当たり有り	OK
手摺	両側に連続して握りやすく設け、端部は終端から45cm程度延ばし、下方又は壁方向に曲げる	両側手摺有り、端部延長無し、下方曲げ無し	NG
	できる限り2段とする	2段である	OK
	転落防止に配慮した形式とする	転落を考慮する必要性はない	—

■生活空間（1） トイレ

項目	ガイドライン	現 状	判定
位置と形態	利用者数に対応した数とする	利用者数に対応した数、有り	OK
	各階の分かりやすい位置に配置し、周囲から穏やかな見通しの確保など安全に安心して使えるよう配慮する	建物玄関に近い位置に有り、ピクトサインで誘導されるように配慮されている	OK
	多機能トイレと一般トイレを区別しない	多機能トイレは無い	NG
	扉を設けないトラップ型の平面とする	扉を設けないトラップ型に改修済み	OK
	多機能トイレは設備の位置が左利き用と右利き用のものを設ける	多機能トイレは無い	NG
	女子用トイレの内部には、必要に応じて男児用の小便器を設ける	女子トイレ及び男子トイレ両方共、小児用の便器有り	OK
洗面	車椅子使用者や子供も利用しやすい洗面台を設ける	下部開放となっていないので車椅子使用者は使いにくい。子供も利用しやすい洗面台は有り	NG
	手動操作もできる自動水栓又はレバー式	自動水栓に改修済み	OK
	鏡の高さは子供や車椅子利用者から長身の人までの目線高さに配慮する	鏡は大きいが下端高さ100cmで高いが、一部下端高さ78cmもあり、子供や車椅子利用者の配慮もされている	OK
	車椅子やベビーカーでの利用に配慮したレイアウトとする	男子トイレ・女子トイレとも階段を5段下りた位置にあり、車椅子やベビーカーの利用者が利用するのに支障あり	NG
	女性用トイレはパウダールームとしての利用を考慮する	パウダールームとして利用できる	OK
	荷物や杖を置く設備を設ける	特に配慮はされていない	NG
ブースの扉	ブース扉は未使用時は常時開放	ブース扉は未使用時は常時開放	OK
	扉の錠は容易に操作でき非常解錠付	扉の錠は容易に操作できるが非常解錠無し	NG
ブース内部の設備	温水洗浄便座付きの洋便器とする	洋便器は、温水洗浄便座無し	NG
	大きめの汚物入れ、荷物置き、上着掛け、ワnハンドカットのペーパーホルダー等の設備を設ける	汚物入れ有り、荷物置き有り、上着掛け無し、ワnハンドカットではない	NG
	必要に応じて、ベビーシート、ベビーチェアの設備を検討する	女子トイレにベビーシートがあるがブース内部ではない。ベビーチェアの設置は女子トイレの一部のみ。	NG
小便器	手摺付き小便器は、出入り口に近くに背後に余裕をもって設置する	手摺付き小便器は、出入り口に近くにあり、背後に余裕あり	OK
	ストール式又は低リップ式とする	ストール式	OK

	面台は、荷物を置くことを考慮した高さや奥行きとする	面台有り、高さは支障無し、奥行15cm（やや狭い）	NG
ベビーシート	ブース内にベビーシートを設ける	ブース内にベビーシートはない	NG
ベビーチェア	ブース内にベビーチェアを設ける	女子トイレのみブース内にベビーチェア有り	NG
床・壁の仕上	掃除のしやすさを考慮する	床：磁器質タイル張り、壁：陶器質タイル張り	OK

■生活空間（2） 多機能トイレ（※現況は車椅子用トイレで、多機能トイレには該当しないと思われる）

項目	ガイドライン	現 状	判定
ブースの大きさ	車椅子の転回を考慮し、少なくとも直径150cmのスペースを確保できる大きさとする	150cmの転回スペースの確保は出来ている	NG
出入口扉	できる限り自動扉、自動解錠	押しボタン式自動扉(片引き)自動解錠	OK
手摺	両側に垂直・水平に設け、片方可動式	両側に水平に設け、片方可動式	OK
鏡	平面鏡、床上80cmから目線高さ	床上90cmから上方に取付けされている	NG
便器・水栓装置	正面からアプローチでき、右又は左からの側面移乗ができる場所に便器を設置し温水洗浄機能付き便座とする	正面からのアプローチで、便器右からの側面移乗が出来、温水洗浄機能付き便座	OK
	水洗は、大型のレバー式、自動感知式とし、操作ボタンは分かりやすく表示し、必要に応じ使用方法を明示する	水洗は手かざしセンサー式で、表示や使用方法は明示されている	OK
装置 (非常呼出ボタン)	腰掛けたまま利用できる位置 転倒しても利用できる位置	腰掛けたまま利用できる位置に設置、 転倒しても利用できる位置には無い	NG
(ペーパーホルダー)	ワンハンドカット式とする	ワンハンドカット式	OK
(荷物台)	支障ない場所に荷物台やフックを設ける	荷物台やフックは設けられていない	NG
(チェンジングシート)	必要に応じてチェンジングシートを設ける	チェンジングシートは設けられていない	NG
(汚物入れ)	オストメイトの利用を考慮し、大きめのものとする	汚物入れ無し	NG
(オストメイト対応)	パウチ等の洗浄が可能な設備を設置する場合は、立った姿勢でも洗浄が可能な高さに設け、温水機能が付いたシャワー式水栓とする	オストメイト対応設備は設けられていない	NG

■生活空間（3） 操作ボタン・スイッチ等

項目	ガイドライン	現 状	判定
サイン	スイッチ等は判別しやすいよう大きな文字で表示し、できる限り点字表示、浮き文字表示を行う	特に配慮はされていない	NG

■情報装置 情報サイン

項目	ガイドライン	現 状	判定
視覚情報サイン	サインの設置高さ、突き出しサインの位置、サインの視認距離、ピクトグラムの活用、書体、色彩環境その他	サインは視認しやすいが、ピクトグラムはトイレのみで、その他は文字のみの室名札	NG
触覚情報サイン	誘導の方法、点字・誘導ブロックの基本事項、点字・サイン・触知案内図の基本事項その他	特に配慮はされていない	NG
聴覚・嗅覚情報サイン	音響誘導案内システム等、音による空間認知、聴覚障害者用情報伝達システム、嗅覚による情報認知	特に配慮はされていない	NG
情報機器	防災設備機器、非常連絡装置等、情報ディスプレイ	防災設備機器、非常連絡装置等、情報ディスプレイ無し	NG

※移動空間、生活空間ともに、ガイドラインでは上記以外の項目もあるが、該当しないものは割愛した。

八代厚生会館劣化度等調査業務

[建築工事改修提案 / 数量調書]

有限会社 葵一級建築士事務所

【八代厚生会館】※1-d 外部CTクラック劣化

※塗装補修（EP塗り、下地処理共）

位置	部位	L	W	箇所	塗装面積
1階・東北西	アブローチ軒天/ひび割れ	39.7	1	1	39.7
〃	アブローチ軒天/ひび割れ	32	1	1	32
〃	アブローチ軒天/鉄筋腐食	1	1	4	4
〃	アブローチ軒天/鉄筋腐食	9.55	1	1	9.55
					85.25
					↓
					85.3㎡

※仮設（養生、仮設足場及び整理清掃）

位置	部位	L	W	箇所	塗装面積
1階・東北西	アブローチ軒天/ひび割れ	39.7	1	1	39.7
〃	アブローチ軒天/ひび割れ	32	1	1	32
〃	アブローチ軒天/鉄筋腐食	1	1	4	4
〃	アブローチ軒天/鉄筋腐食	9.55	1	1	9.55
					85.25
					↓
					85.3㎡

【八代厚生会館】※1-d 内部CTクラック劣化

※塗装補修（EP塗り、下地処理共）

位置	部位	L	W	箇所	塗装面積
内壁	内壁ひび割れ部total	407	1	1	407
					407
					↓
					407㎡

※仮設（養生及び整理清掃）

位置	部位	L	W	箇所	塗装面積
内部	梁床	257	1	1	257
〃	軸組	407	1	1	407
〃	展開（BF～3F梁）	42.7	1	1	42.7
					706.7
					↓
					707㎡

※仮設（仮設足場）

位置	部位	L	W	箇所	塗装面積
〃	軸組	178	1	1	178
〃	展開（BF～3F梁）	30	1	1	30
					208
					↓
					208㎡

足場算定

2'通り	9	1	1	9
3通り	1	1	1	1
5通り	4	1	1	4
12通り	13	1	1	13
14通り	27	1	1	27
F通り	48	1	1	48
G通り	10	1	1	10
H通り	2	1	1	2
I通り	2	1	1	2
J通り	14	1	1	14
K通り	48	1	1	48
[軸組 脚立足場計]	178			178
BF梁	5	1	1	5
1F梁	7	1	1	7
3F梁	14	1	1	14

養生

18
3
6
18
27
65
10
2
2
14
49
214
5
10
15

4F梁	4	1	1	4	4
[展開 脚立足場計]	30			30	34
			集計	208	248
				↑足場	↑養生

【八代厚生会館】※1-b 大ホール舞台床塗装改修

位置	計算式	塗装面積
1階・舞台	CAD計測	294
		↓
		294㎡

※仮設（養生及び整理清掃）

位置	開閉方法	面積
1階・玄関	CAD計測	294
		↓
		294㎡

※仮設（脚立足場）

位置	開閉方法	面積
1階・玄関	CAD計測	294
		↓
		294㎡

【八代厚生会館】※2-b 大ホール耐震天井化

■仮設			
・ 墨出し、養生、清掃片付け		577㎡ (CAD計測)	577㎡
・ 内部枠組仕上足場		577㎡ (CAD計測)	577㎡
■仕上げ			
・ 天井ボード		602㎡ (CAD計測)	602㎡
・ 軽天下地		602㎡ (CAD計測)	602㎡
■解体撤去			
・ 天井ボード撤去		602㎡ (CAD計測)	602㎡
・ 軽天下地撤去		602㎡ (CAD計測)	602㎡
・ 発生材積込・運搬		602*0.019	11.4m ³
・ 同上処分費		602*2.5kg/㎡	1.5 t

【八代厚生会館】※3-a 東スロープ新設

■仮設			
・ 墨出し、養生、清掃片付け		46.2㎡ (CAD計測)	46.2㎡
■躯体			
・ 盛土		5.01㎡ (CAD計測) x1.75	8.77m ³
・ 砕石地業		2.65㎡ (CAD計測) x1.75	4.64m ³
・ 鉄筋		9.1m ³ x0.16t/m ³	1.46t
・ 差し筋アンカー	D13 下向き	立上り部：113本(道路側)+97本(石垣側)	210本
・ 差し筋アンカー	D10 横向き	土間部：9本(UP端)+9本(ON端)	18本
・ 立上りコンクリート	(道路側)	13.08㎡ (CAD計測) x0.15	1.96m ³
・ 立上りコンクリート	(石垣側)	7.65㎡ (CAD計測) x0.15	1.15m ³
		コンクリート合計	計：3.14m ³
・ 土間コンクリート		3.15㎡ (CAD計測) x1.9	5.99m ³
・ 普通型枠	立上り(土間下)	7.65㎡ (CAD計測) +7.65㎡ (CAD計測)	15.30m ²
・ 打放し型枠	道路側+立上り内	13.08㎡ (CAD計測) +2.31㎡ (CAD計測)	15.39m ²
		型枠合計	計：30.7m ²
■仕上げ			
・ 床・スロープ タイル	150角	36.1㎡ (CAD計測)	36.1㎡
・ 床・誘導タイル	300角	7.02㎡ (CAD計測)	7.02㎡
・ タイル下地モルタル		〃	43.12㎡
・ 立上り・吹付タイル	複層塗材RE	15.39(壁)+3.41(天端)	18.8㎡
・ 2段SUS手摺	(道路側)	23.4 m	23.4 m
・ 2段SUS手摺	(石垣側)	22.5 m	22.5 m
		SUS手摺合計	計：45.9 m

【八代厚生会館】※3-b 東アプローチ改修

■仮設			
・墨出し、養生、清掃片付け		80.19㎡ (CAD計測)	80.2㎡
■仕上げ			
・床・外装床タイル	300角	70.47㎡ (CAD計測)	70.5㎡
・床・誘導タイル	300角	9.72㎡ (CAD計測)	9.7㎡
・タイル下地モルタル		//	80.2㎡
■解体撤去			
・カッター入れ		31.7m (CAD計測)	31.7m
・土間コンクリート研り	t50	80.19㎡ (CAD計測)	80.2㎡
・発生材積込・運搬		80.2*0.05	4.0m ³
・同上処分費		4.0*2.0	8.0 t

【八代厚生会館】※3-d 北側外部階段改修及びアプローチ誘導タイル

■仮設			
・ 墨出し、養生、清掃片付け		5.15+7.2㎡ (CAD計測)	12.35㎡
■躯体			
・ 砕石地業		0.311㎡ (CAD計測) x2.85	0.89m ³
・ 鉄筋		1.29m ³ x0.16t/m ³	0.2t
・ 立上りコンクリート	袖壁	0.876㎡ (CAD計測) x0.15	0.13m ³
・ 階段コンクリート		0.43㎡ (CAD計測) x2.7	1.16m ³
・ 普通型枠	階段	0.15*2.7*6段	2.43m ²
・ 打放し型枠	袖壁	0.876+0.318+0.03+0.015	1.24m ²
		型枠合計	計：3.67m ²
■仕上げ			
・ 床・外装床タイル	300角	2.7*0.15*6	2.43m ²
・ 床・ノ段鼻	300x150垂れ付き	2.7*6	16.2m
・ 床・誘導タイル	300角	7.2㎡ (CAD計測)	7.2m ²
・ タイル下地モルタル		上計14.6㎡ (CAD計測)	14.6m ²
・ 立上り・吹付タイル	複層塗材RE	15.39(壁)+3.41(天端)	18.8m ²
・ 2段SUS手摺	(伝承館側)	2.55m	2.55m
・ 2段SUS手摺	(石垣側)	2.55m	2.55m
		SUS手摺合計	計：45.9m
■解体撤去			
・ 階段コンクリート研り	350x150 6段	0.35*0.15*2.85*6	0.9m ³
・ 発生材積込・運搬		〃	0.9m ³
・ 同上処分費		0.9*2.0	1.8 t

【八代厚生会館】※3-e 屋内誘導用シート貼り

■仮設			
・ 墨出し、養生、清掃片付け		1F・29.28㎡+2F・11.14㎡ (CAD計測)	40.4㎡
■仕上げ			
・ 床・誘導シート貼り	300角	1F・29.28㎡+2F・11.14㎡ (CAD計測)	40.4㎡

八代厚生会館劣化度等調査業務

調査報告書/外内部全般

[調査内容]

- ・ 目視による危険箇所及び劣化調査
- ・ 打診による危険箇所及び劣化調査
- ・ コンクリートコアサンプルによる中性化試験
- ・ コンクリートコアサンプルによるコンクリート強度試験

有限会社 葵一級建築士事務所
(再委託調査者/株式会社 調査診断センター)

厚生会館

- 第1章. 一 般 概 要
- 第2章. 試 験 結 果 一 覧
- 第3章. 現 状 記 録 写 真
- 第4章. 劣 化・漏 水 写 真
- 第5章. 外 壁 劣 化 数 量 表
- 第6章. 外 壁 劣 化 記 録 図 面
- 第7章. 数 量 元 拾 表

第1章. 一般概要

- 1-1 建物名称
厚生会館[本館]
- 1-2 所在地
熊本県八代市西松江城1-47
- 1-3 建物概要
- ・建築年 昭和45年竣工
 - ・構造 RC造 地下1階、地上3階
 - ・外壁 二丁掛タイル張り+吹付タイル
 - ・内壁 二丁掛タイル張り・コンクリート打放し
- 1-4 現地調査日
令和2年9月17日～9月18日、令和2年9月18日
- 1-5 調査範囲
外内部全般
屋上
- 1-6 調査内容
- ・目視による危険箇所及び劣化調査
 - ・打診による危険箇所及び劣化調査
 - ・コンクリートコアサンプルによる中性化試験
 - ・コンクリートコアサンプルによるコンクリート強度試験
- 1-7 調査目的
建物の改修計画を前提とし、内外部全般における劣化の発生、数量、規模、位置、躯体の状態の確認を行い建物全体の劣化状況を正確に把握すると共に、今後の補修、改修工事の積算の資料とする。

第2章. 調査結果一覽表

2. 調査結果

外 壁

(公共建築改修工事標準仕様書平成31年度版4章外壁改修工事を適用)

タイル浮き	現況	2015年調査時より拡大および新規に発生している浮きが確認された。 1階部分のみの調査のため、上階についても同様に浮きが増加していると想定し、全面的な補修の検討が必要である。
	対策	剥落防止対策として、タイル面全体にピンネット工法による改修が有効である。 下地補修として0.5㎡以上の浮きに対してはアンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法による補修が必要である。

タイル ひび割れ	現況	2015年調査時より新規に発生しているひび割れが確認された。 0.2mm以上のひび割れについては雨水浸入による内部への漏水に繋がる恐れがあるため、補修の検討が必要である。
	対策	0.2mm以上のひび割れについてはタイル張替および下地のひび割れ補修としてUカットシール工法が有効である。 0.2mm未満のひび割れについては同様の補修または経過観察による検討が必要である。

ひび割れ	現況	南北面の外壁や2階スロープおよびアプローチ外壁に発生が見られた。 ひび割れの進行により内部鉄筋の腐食や下階への漏水、美観の低下に繋がる事が懸念されるため、補修の検討が必要である。
	対策	ひび割れの進行次第ではシール工法またはUカットシール工法による補修の検討が必要である。

鉄筋腐食	現況	西面に3箇所程度発生が見られた。 被り厚の不足が原因の一つと考えられ、腐食の進行による周辺コンクリートの剥落に繋がる恐れがある。
	対策	腐食の進行を防止するため、浸透性防錆工法による補修の検討が必要である。

内 部

(公共建築改修工事標準仕様書平成31年度版4章外壁改修工事を適用)

ひび割れ	現況	各階各部位に発生が確認された。 コンクリート強度は基準値を超えているため、乾燥収縮によるものが主な原因と考えられる。
	対策	剥落防止対策として、タイル面全体にピンネット工法による改修が有効である。 下地補修として0.5㎡以上の浮きに対してはアンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法による補修が必要である。

2. 調査結果

中性化

中性化	現況	全体的に中性化の進行はあまり進んでいないが、3階で標準深度を上回る結果(3.0cm)が1箇所確認された。
	対策	鉄筋腐食の一因となるため、今後も経過観察を行う事が望ましい。

強度

コンクリート 強度	現況	全体的に基準強度を上回っており、中性化が発生していた箇所で基準値以下の強度が確認された。
	対策	部分的な強度低下の可能性もあるため、ひび割れの発生状況等、今後も経過観察を行う事が望ましい。

漏水

漏水	現況	1階に1箇所、3階に9箇所発生が確認された。 機械や鉄部に影響を及ぼしている箇所もあるため、早急な対応が必要である。
	対策	天井部の漏水ひび割れを補修するとともに、漏水部の上部でもひび割れの補修および防水の改修が必要である。

2.調査結果(物性試験)

施設名	厚生会館
実施日	2020年9月17日

・ 中性化試験

単位: cm

仕上	試験面	測定値		平均値
打放し	壁1-1	0.0	-	0.6
	壁1-2	0.0	-	
	壁1-3	0.5	0.0	
	壁2-1	0.0	-	
	壁2-2	0.0	-	
	壁2-3	0.0	-	
	壁3-1	3.2	-	
	壁3-2	0.0	-	
	壁3-3	2.5	-	

・ 計算式

$$\text{中性化標準深度}(X) = 0.37 \times \sqrt{t}$$

t = 建物の経過年数

$$t = 50\text{年}$$

$$(X) = 2.62\text{cm}$$

・ コンクリート強度試験

単位: N/mm²

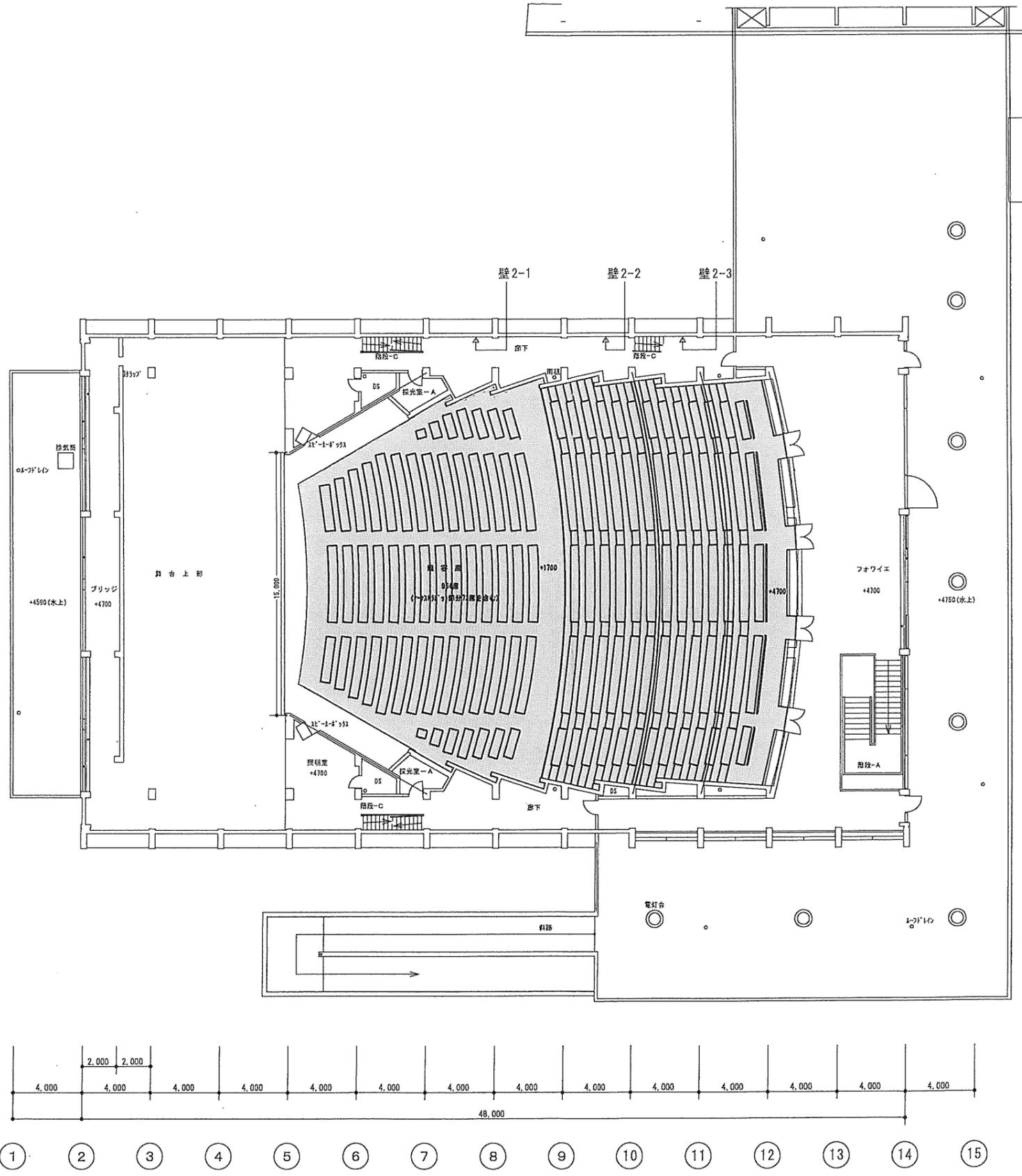
試験面	測定値	全平均値	標準偏差	補正強度
壁1-1	43.6	32.5	7.6	28.7
壁1-2	26.6			
壁1-3	27.3			
壁2-1	38.8			
壁2-2	34.3			
壁2-3	34.5			
壁3-1	18.8			
壁3-2	38.8			
壁3-3	29.7			

・ 設計基準強度

21.0 N/mm²

C
D
E
F
G
H
I
J
K
L

4,000
8,000
5,500
2,500
8,000
3,000
3,000
3,000
8,000
3,000
3,000
8,000
3,000
3,000
2,500
5,500
5,200



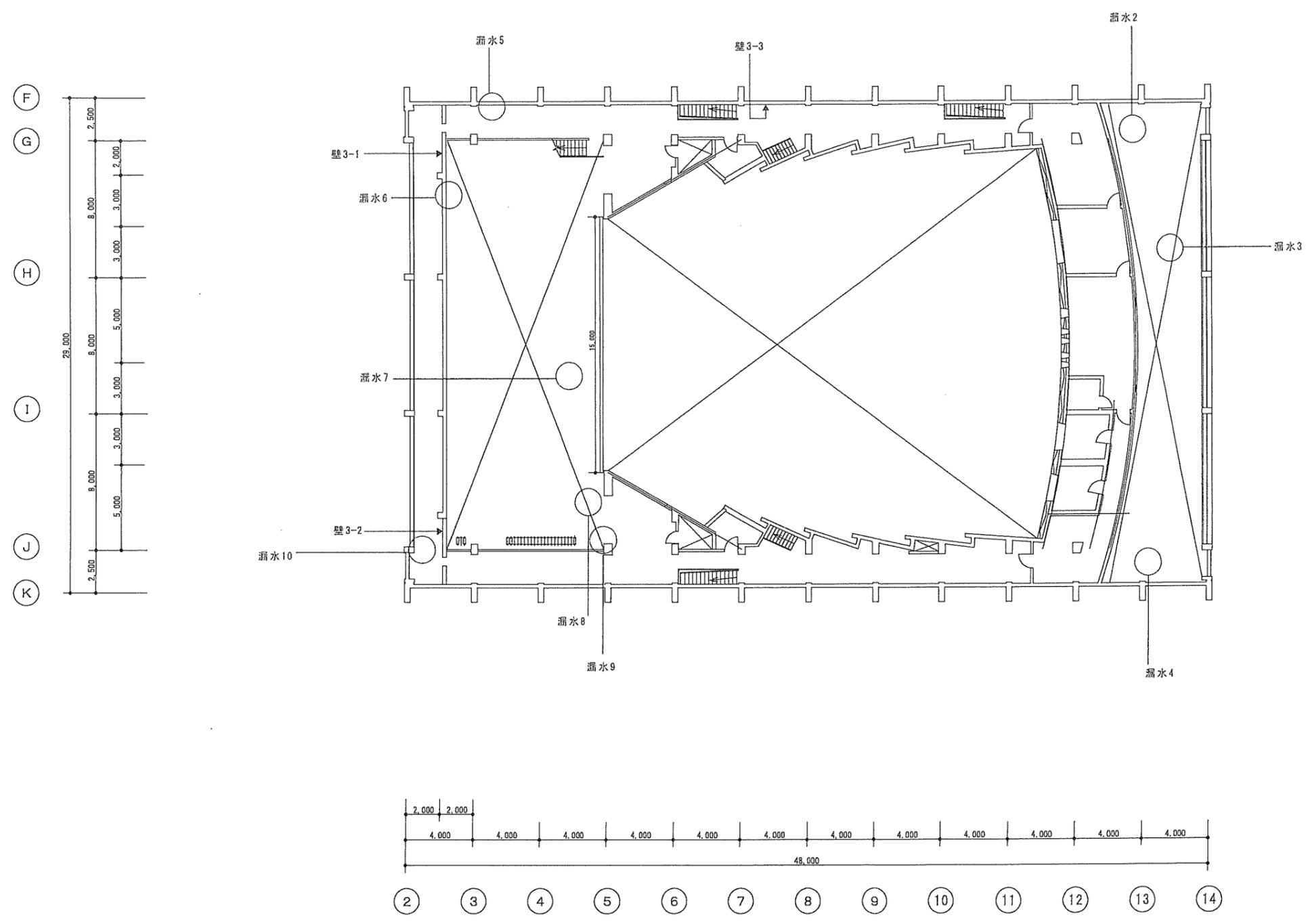
4,000 2,000 2,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000

48,000

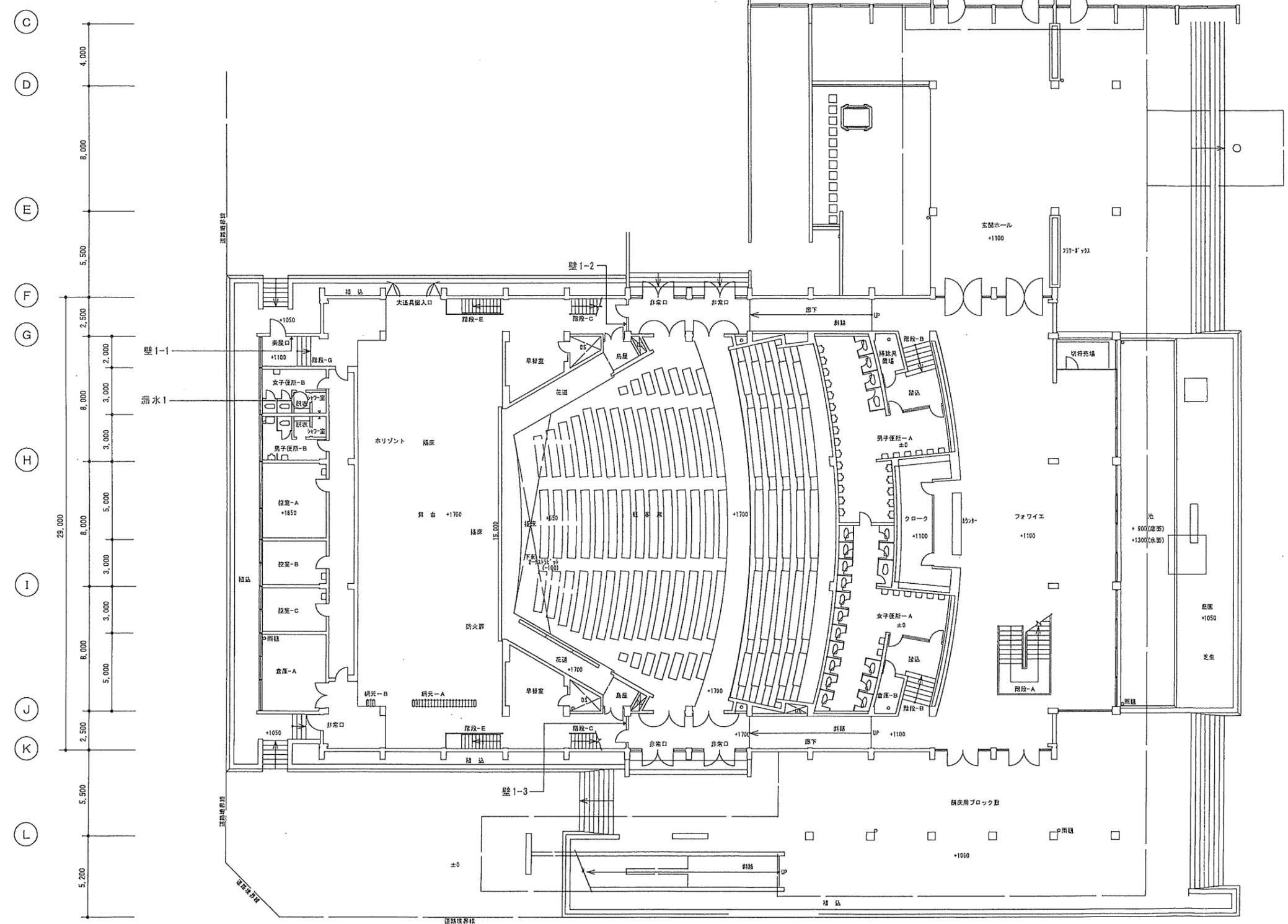
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

本館 2階 平面図 S=1/200 ...改修対象部分 (大ホール 内壁・タイル壁)

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted] 〒866-0016 熊本県八代市新地町 8 5 5-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30 縮尺 S=1/200	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務 図面名 [本館] 2階 平面図 (現況)	図番
------	---	---	-----------------------------	--	----



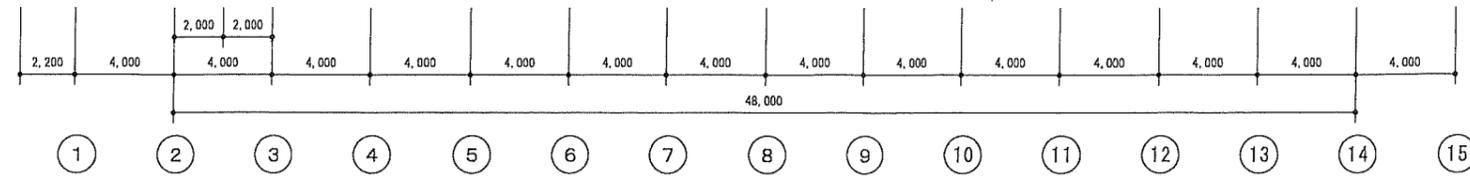
特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付	2015.01.30	工事名	八代厚生会館劣化度等調査業務	図番
			縮尺	S=1/200	図面名	[本館] 3階 平面図 (現況)	



Grid line labels: C, D, E, F, G, H, I, J, K, L

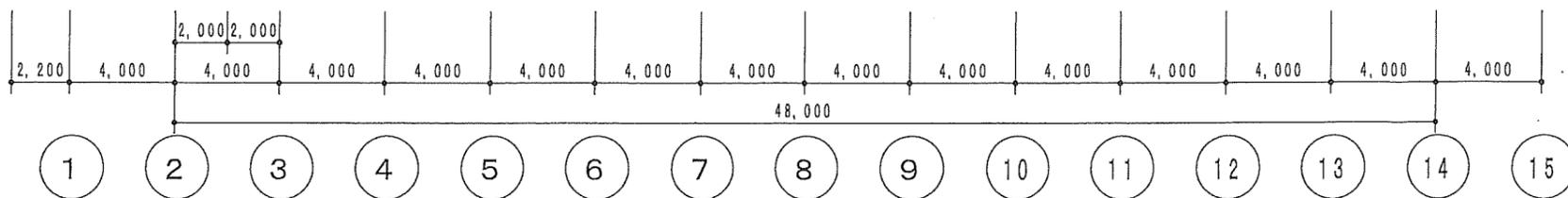
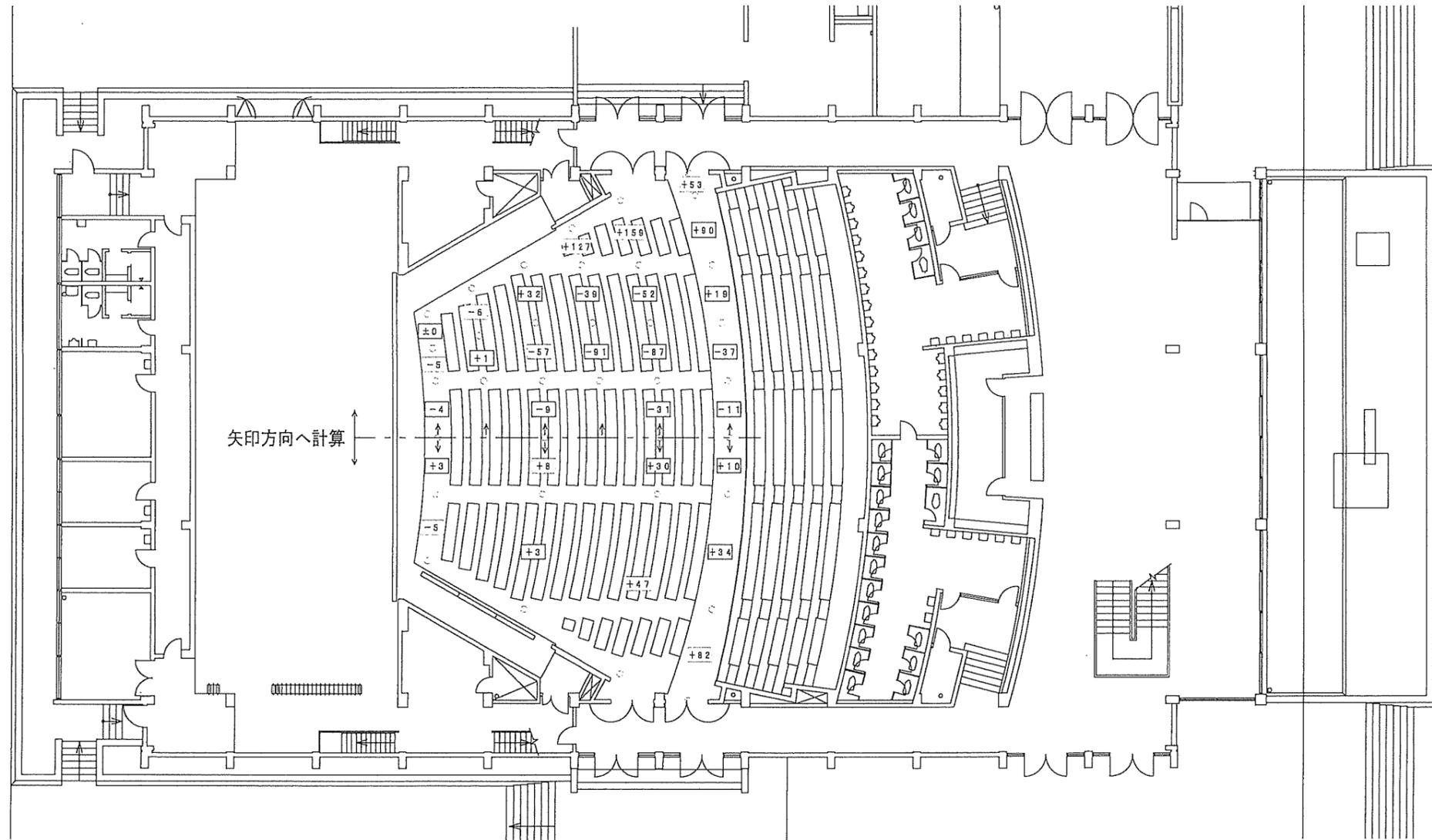
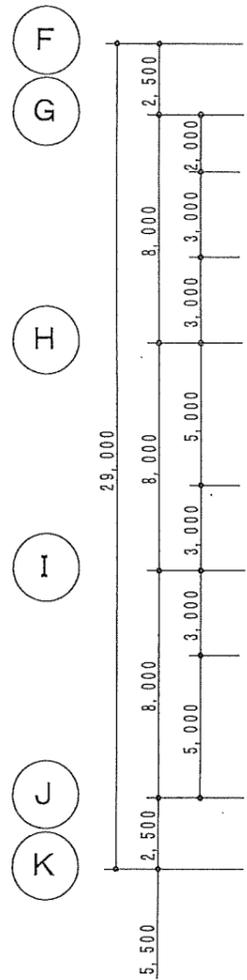
Vertical dimensions (mm): 4,000, 6,000, 5,500, 2,500, 2,000, 6,000, 3,000, 3,000, 5,000, 3,000, 3,000, 8,000, 5,000, 2,500, 8,000, 5,500, 5,200

Total vertical dimension: 29,000



本館 1階 平面図 S=1/200

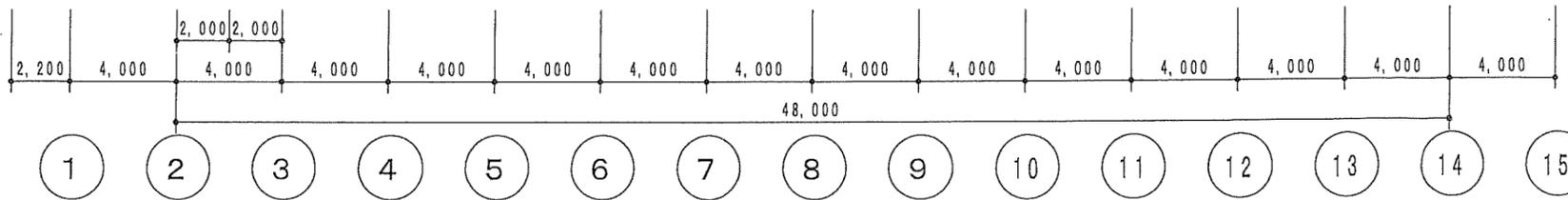
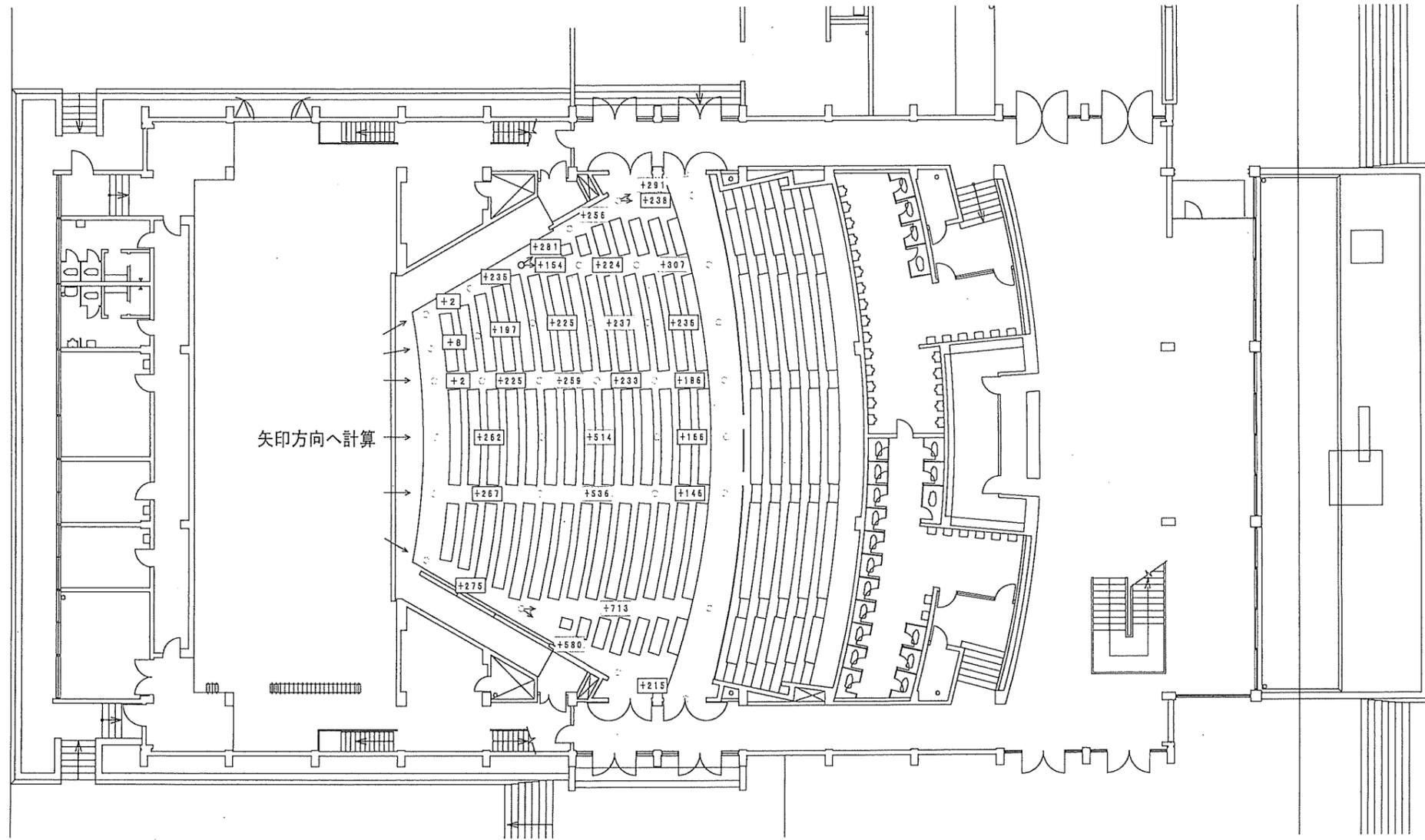
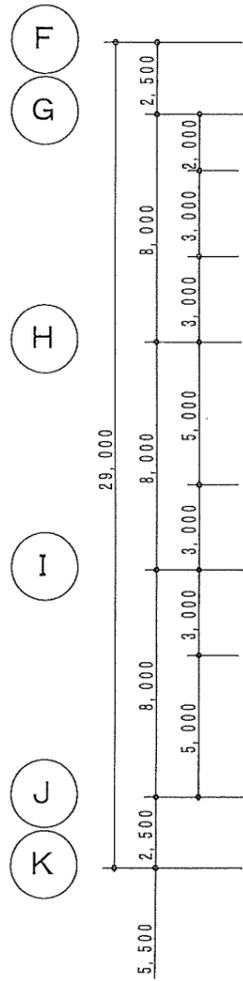
特記事項 	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30 縮尺 S=1/200	工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務 図面名 [本館] 1階 平面図 (現況)	図番
--------------	--	---	-----------------------------	--	----



※ ○ は測点位置
 ※ □ は最大沈下量

○ 1階平面図

記	工事名称	八代厚生会館劣化度等調査業務	図面名称	1階平面図 不同沈下	NO.
	縮尺	S=1:250	有限会社 葵一級建築士事務所 〒866-0016 八代市新地町855-5 ☎ 0965(32)0050		



※ ○ は測点位置
 ※ □ は最大沈下量

○ — 1階平面図

記	工事名称	八代厚生会館劣化度等調査業務	図面名称	1階平面図 不同沈下	NO.
		有限会社 葵一級建築士事務所 〒866-0016 八代市新地町855-5 ☎ 0965(32)0050	縮尺	S=1:250	

試験報告書

依頼された試験について次のとおり報告します。

令和 2年 9月 25日

熊本高等専門学校

建設技術材料試験所

所長 浦野 登志雄

【熊本県生コンクリート品質管理監査会議指定試験所】

試験方法	コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法 (JIS A 1107)							
試験依頼者名 及び住所・電話	有限会社 葵一級建築士事務所 〒866-0016 八代市新地町 855-5 TEL. 0965-32-0050							
調査対象建築物の 名称など	厚生会館内外壁等調査及び改修工事設計業務委託 (コア) 厚生会館							
コア採取場所	壁							
コア採取年月日	令和 2年 9月 17日							
供試体受領年月日	令和 2年 9月 17日							
試験実施年月日	令和 2年 9月 25日							
試験結果	供試体 番号	質量 (g)	平均直径 (mm)	平均高さ (mm)	補正 係数	最大荷重 (kN)	補正前の 圧縮強度 (N/mm ²)	補正後の 圧縮強度 (N/mm ²)
	壁 1-1	1376	83.0	109.3	0.94	251	46.4	43.6
	壁 1-2	1172	83.0	95.9	0.91	158	29.2	26.6
	壁 1-3	1399	82.9	114.1	0.94	157	29.1	27.3
	壁 2-1	1426	84.0	110.1	0.93	231	41.7	38.8
	壁 2-2	1498	84.0	116.0	0.94	202	36.4	34.3
	壁 2-3	1472	84.1	116.1	0.94	204	36.7	34.5
備考								
試験責任者	役職・承認署名者 (所長 ・ 浦野 登志雄)							
試験場所	熊本高等専門学校建設技術材料試験所 〒866-8501 熊本県八代市平山新町 2627 試験所 TEL/FAX.0965(53)1348 総務課受付 TEL.0965(53)1390							

受付番号【00051】

試験所長の文書による承認なしでは、完全な複製を除き、
一部分のみを複製してはならない。

試験報告書

依頼された試験について次のとおり報告します。

令和 2年 9月 25日

熊本高等専門学校

建設技術材料試験所

所長 浦野 登志雄

【熊本県生コンクリート品質管理監査会議指定試験所】

試験方法	コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法 (JIS A 1107)							
試験依頼者名 及び住所・電話	有限会社 葵一級建築士事務所 〒866-0016 八代市新地町 855-5 TEL. 0965-32-0050							
調査対象建築物の 名称など	厚生会館内外壁等調査及び改修工事設計業務委託 (コア) 厚生会館							
コア採取場所	壁							
コア採取年月日	令和 2年 9月 17日							
供試体受領年月日	令和 2年 9月 17日							
試験実施年月日	令和 2年 9月 25日							
試験結果	供試体 番号	質量 (g)	平均直径 (mm)	平均高さ (mm)	補正 係数	最大荷重 (kN)	補正前の 圧縮強度 (N/mm ²)	補正後の 圧縮強度 (N/mm ²)
	壁 3-1	1402	84.0	116.6	0.94	111	20.0	18.8
	壁 3-2	1441	84.0	113.8	0.94	229	41.3	38.8
	壁 3-3	1602	84.0	122.3	0.95	173	31.2	29.7
備考								
試験責任者	役職・承認署名者 (所長 ・ 浦野 登志雄)							
試験場所	熊本高等専門学校建設技術材料試験所 〒866-8501 熊本県八代市平山新町 2627 試験所 TEL/FAX.0965(53)1348 総務課受付 TEL.0965(53)1390							

受付番号【00051】

試験所長の文書による承認なしでは、完全な複製を除き、
一部分のみを複製してはならない。

第5章. 外壁劣化数量表

八代厚生会館 劣化数量集計表(外壁)

※タイル部総面積(883㎡)に対し調査数量(200㎡)であるため、調査範囲外を含む想定劣化数量とし450%の割増を行う。

症状	処置	面	部位	名称	単位	数量	→	想定数量	
タイル浮き補修	タイル浮き0.5㎡未満 A	東立面図	左	面積	㎡	1.28	→	5.76	
			右	面積	㎡	1.13		5.09	
		西立面図	左	面積	㎡	0.08		0.36	
			右	面積	㎡	1.29		5.81	
	合計							3.78	17.02
	タイル浮き0.5㎡以上 B		東立面図	左	面積	㎡		2.35	10.58
			西立面図	左	面積	㎡		1.35	6.08
			合計						3.70
ひび割れ補修	タイル0.2mm未満 D	東立面図	左	長さ	m	1.00	4.50		
			右	長さ	m	2.00	9.00		
		西立面図	左	長さ	m	2.70	12.15		
			合計						5.70
	タイル0.2mm以上 E		西立面図	左	長さ	m	1.00	4.50	
			合計						1.00
鉄筋腐食補修	一般150角程度 P	西立面図	左	箇所	ヶ	3	3		
		合計						3	3

八代厚生会館 劣化数量集計表(外壁)

※タイル部総面積(883㎡)に対し調査数量(200㎡)であるため、調査範囲外を含む想定劣化数量とし450%の割増を行う。

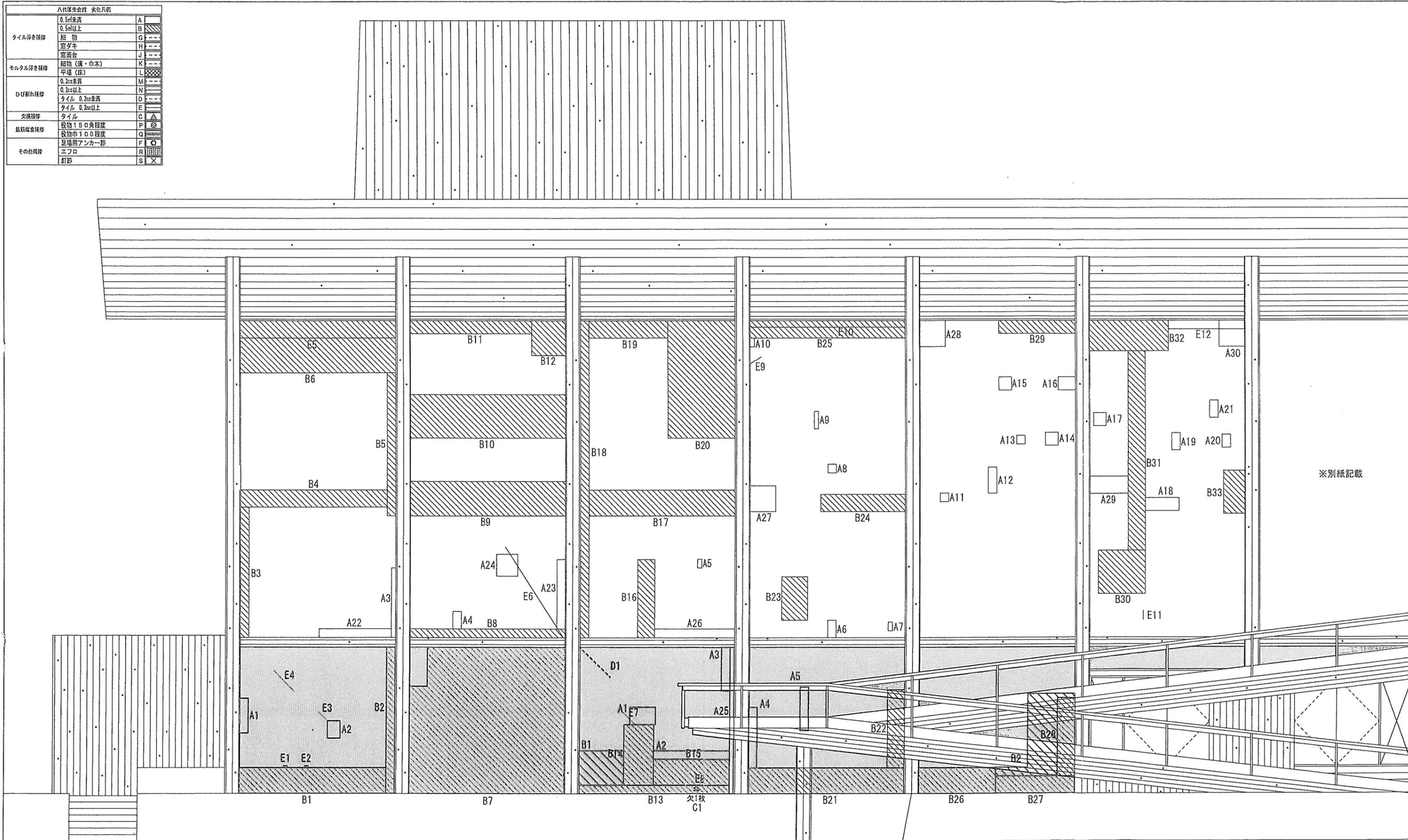
症状	処置	面	部位	名称	単位	数量	→	想定数量	
タイル浮き補修	タイル浮き0.5㎡未満 A	東立面図	左	面積	㎡	1.28	→	5.76	
			右	面積	㎡	1.13		5.09	
		西立面図	左	面積	㎡	0.08		0.36	
			右	面積	㎡	1.29		5.81	
	合計						3.78		17.02
	タイル浮き0.5㎡以上 B		東立面図	左	面積	㎡	2.35	→	10.58
西立面図			左	面積	㎡	1.35	6.08		
合計						3.70	16.66		
ひび割れ補修	0.2mm未満 M	見上図	1階	長さ	m	39.70	→	39.70	
		合計						39.70	39.70
	0.2mm以上 N	見上図	1階	長さ	m	32.00	→	32.00	
		合計						32.00	32.00
	タイル0.2mm未満 D		東立面図	左	長さ	m	1.00	→	4.50
				右	長さ	m	2.00		9.00
			西立面図	左	長さ	m	2.70		12.15
	合計						5.70	25.65	
タイル0.2mm以上 E		西立面図	左	長さ	m	1.00	→	4.50	
		合計						1.00	4.50
鉄筋腐食補修	役物150角程度 P	西立面図	左	箇所	ヶ	3	→	3	
		見上図	1階	箇所	ヶ	1		1	
		合計						4	3
鉄筋腐食補修	役物巾100程度 Q	見上図	1階	長さ	m	9.55	→	9.55	
		合計						9.55	9.55

八代厚生会館 劣化数量集計表(内部劣化)

症状	処置	面	部位	名称	単位	数量		
ひび割れ補修	ひび割れ	梁床伏図	地階	床	長さ	m	27.10	
				梁・天井	長さ	m	24.30	
			1階	床	長さ	m	33.00	
				梁・天井	長さ	m	103.50	
			2階	床	長さ	m	21.70	
				梁・天井	長さ	m	1.70	
			3階	床	長さ	m	47.90	
				梁・天井	長さ	m	2.00	
			4階	床	長さ	m	1.50	
				梁・天井	長さ	m	2.20	
			軸組図	1通	梁・壁面	長さ	m	18.02
				2通	梁・壁面	長さ	m	49.18
				2'通	梁・壁面	長さ	m	34.57
				3通	梁・壁面	長さ	m	1.17
		4通		梁・壁面	長さ	m	-	
		5通		梁・壁面	長さ	m	9.95	
		6通		梁・壁面	長さ	m	-	
		7通		梁・壁面	長さ	m	-	
		8通		梁・壁面	長さ	m	-	
		9通		梁・壁面	長さ	m	-	
		10通		梁・壁面	長さ	m	-	
		11通		梁・壁面	長さ	m	-	
		12通		梁・壁面	長さ	m	27.61	
		13通		梁・壁面	長さ	m	-	
		14通		梁・壁面	長さ	m	40.07	
		15通		梁・壁面	長さ	m	1.89	
		D通		梁・壁面	長さ	m	-	
		E通	梁・壁面	長さ	m	-		
		F通	梁・壁面	長さ	m	100.04		
		G通	梁・壁面	長さ	m	16.04		
		H通	梁・壁面	長さ	m	5.55		
		I通	梁・壁面	長さ	m	3.17		
		J通	梁・壁面	長さ	m	29.39		
		K通	梁・壁面	長さ	m	70.78		
		L通	梁・壁面	長さ	m	-		
		展開図	地下1階梁	梁・壁面	長さ	m	1.83	
			1階	梁・壁面	長さ	m	16.93	
			3階	梁・壁面	長さ	m	22.04	
			3階梁	梁・壁面	長さ	m	1.92	
		東立面図		外壁	長さ	m	26.40	
		西立面図		外壁	長さ	m	-	
南立面図		外壁	長さ	m	59.69			
北立面図		外壁	長さ	m	68.31			

第6章. 外壁劣化記録図面

八代厚生会館 劣化尺形		
タイル浮き補修	0.5m未満	A
	0.5m以上	B
	総 物	G
モルタル浮き補修	窓タキ	H
	窓面台	J
	総物(漆・市木)	K
ひび割れ補修	平埴(床)	L
	0.2cm未満	M
	0.2cm以上	N
交換補修	タイル 0.2cm未満	D
	タイル 0.2cm以上	E
板状腐食補修	タイル	C
	役物150角程度	P
	役物巾100程度	Q
その他補修	足場用アンカー筋	F
	エフロ	R
	釘筋	S



本館 東側(左)立面劣化図 S=1/60

調査部分(タイル張り部分)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

特記事項
 外壁タイル面(現況) …モルタル下地、二丁掛タイル(撥水剤塗布)
 (現況) モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm

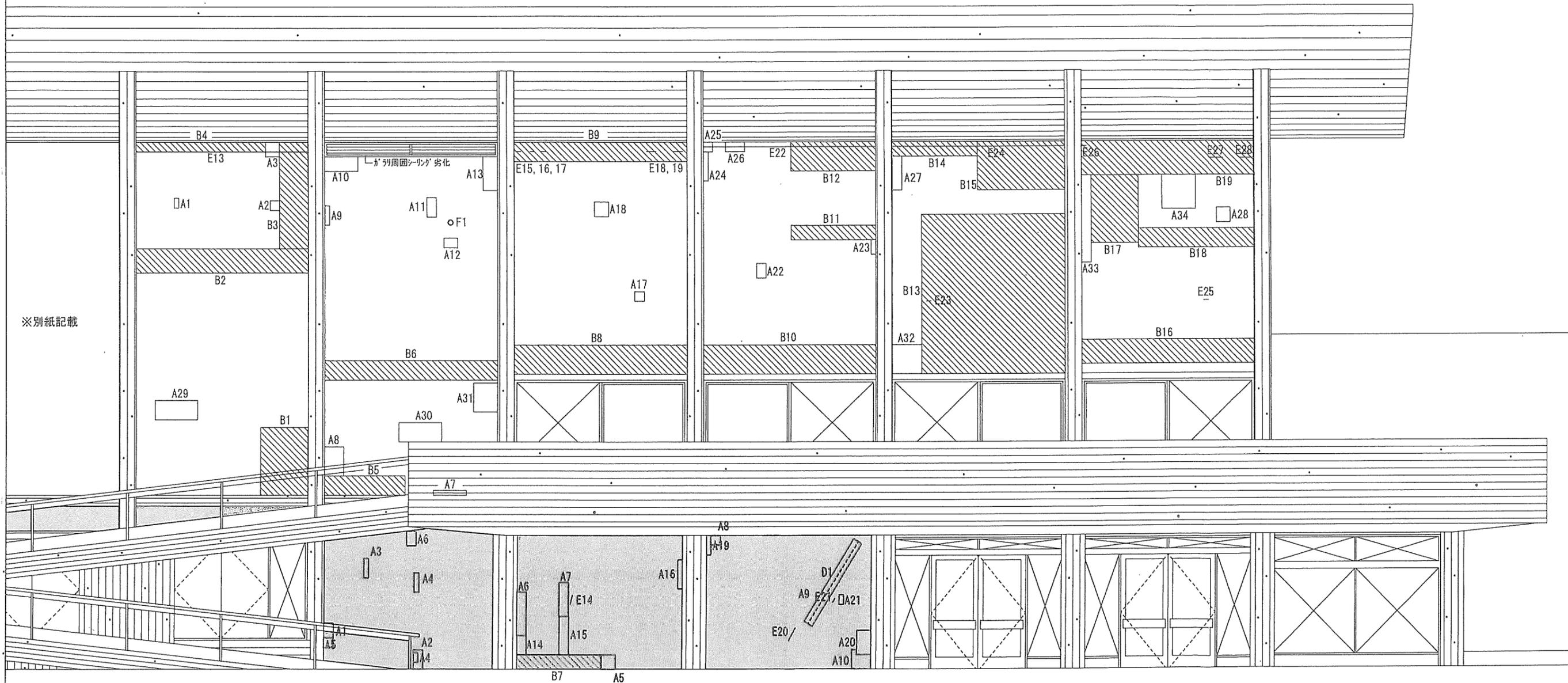
一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []
 〒866-0016 熊本県八代市新地町8-5-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2015.01.30 工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
 縮尺 S=1/60 図面名 [本館] 東側(左)立面劣化図(現況)

図番 A-18

八代厚生会館 劣化凡例		
0.5mm未満	A	
0.5mm以上	B	
タイル浮き剥離	G	
破タテ	H	
窓面汚	J	
モルタル浮き剥離	K	
結露(清・巾木)	L	
平場(床)	M	
0.2mm未満	N	
0.2mm以上	D	
タイル 0.2mm未満	E	
タイル 0.2mm以上	C	
欠損剥離	P	
タイル	Q	
破損剥離	R	
タイル 1.50角程度	F	
タイル 1.00程度	S	
足場用アンカー跡	R	
エフロ	S	
釘跡	S	



本館 東側(右)立面劣化図 S=1/60

...調査部分(タイル張り部分)

8

9

10

11

12

13

14

15

特記事項
外壁タイル面(現況) …モルタル下地、二丁掛タイル(撥水剤塗布)
(現況) モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm

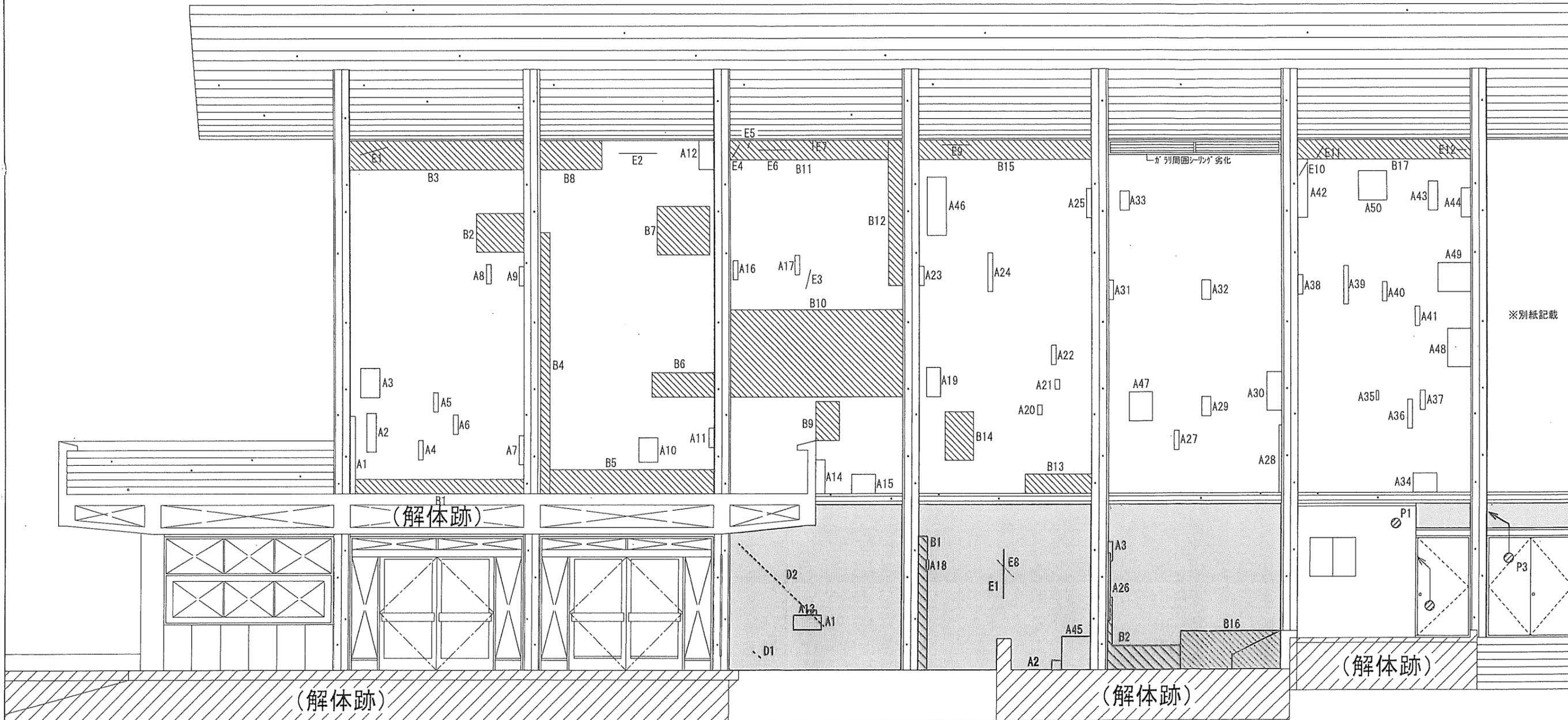
一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2015.01.30 工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
縮尺 S=1/60 図面名 [本館] 東側(右)立面劣化図(現況)

図番 A-19

八代厚生会館 劣化凡例		
タイル浮き剥離	0.5m未満	A
	0.5m以上	B
モルタル浮き剥離	細物	G
	窓ダキ	H
	窓面台	J
ひび割れ剥離	経物(溝・巾木)	K
	平場(床)	L
	0.2m未満	M
欠損剥離	0.2m以上	N
	タイル 0.2m未満	D
敷居腐食剥離	タイル 0.2m以上	E
	タイル	C
その他	役物150角程度	P
	役物巾100程度	Q
	足場用アンカー跡	F
その他	エフロ	R
	釘跡	S



本館 西側(左)立面劣化図 S=1/60

…調査部分(タイル張り部分)

15

14

13

12

11

10

9

8

特記事項
 外壁タイル面(現況)…モルタル下地、二丁掛タイル(撥水剤塗布)
 (現況)モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm

一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []
 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

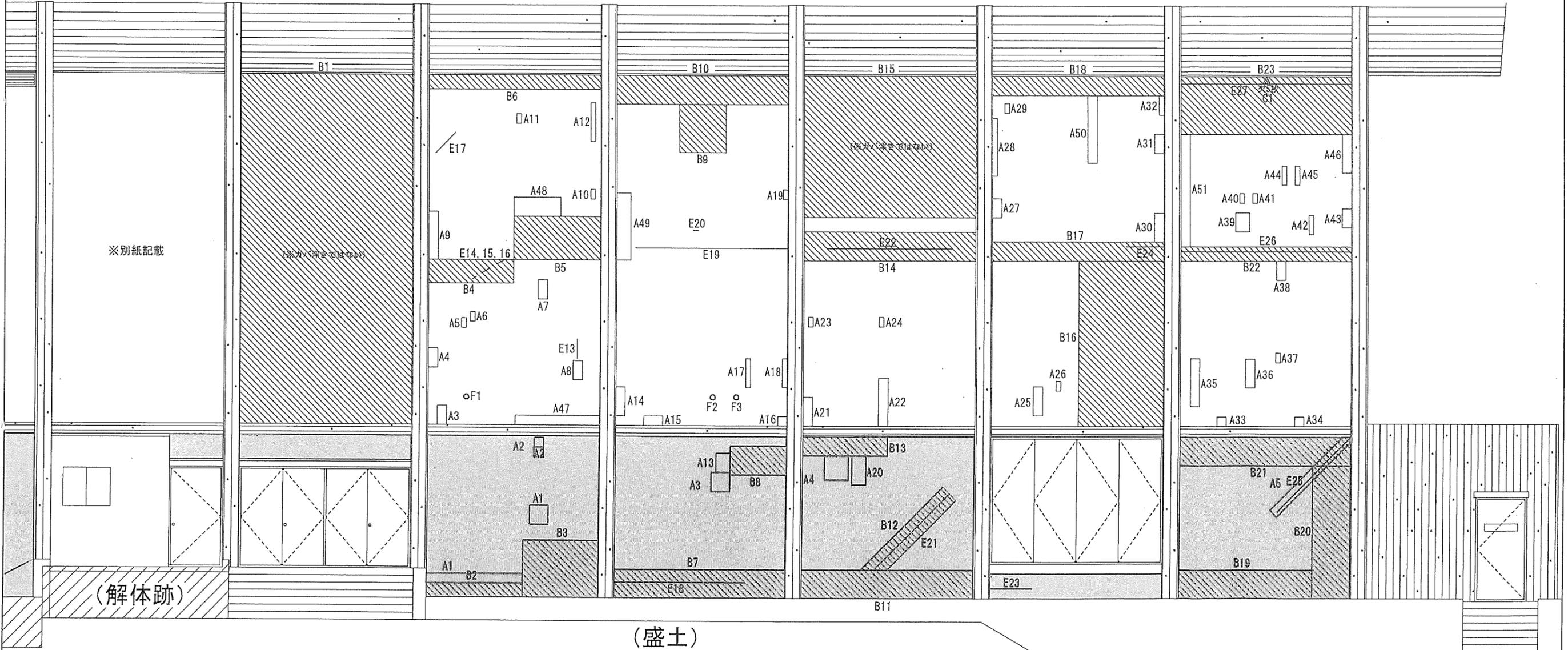
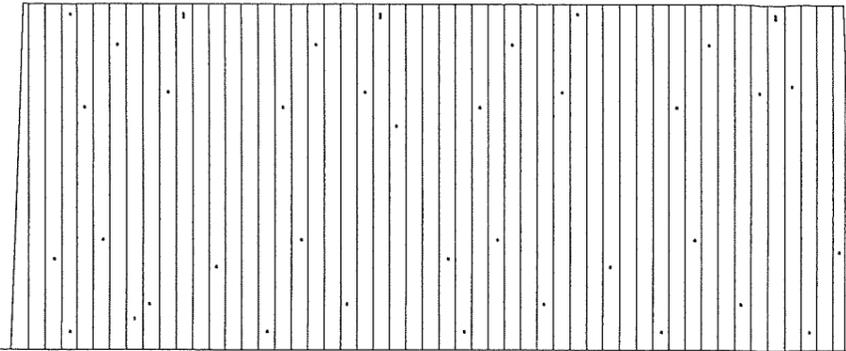
熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2015.01.30
 縮尺 S=1/60

工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
 図面名 [本館]西側(左)立面劣化図(現況)

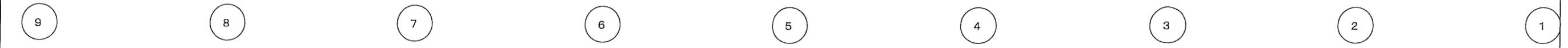
図番 A-20

八代厚生会館 劣化凡例		
0.5m未満	A	
0.5m以上	B	
細物	G	
窓ダキ	H	
窓面台	J	
モルタル浮き剥離	細物(漆・巾木)	K
	平場(床)	L
	0.2m未満	M
	0.2m以上	N
ひび割れ剥離	タイル 0.2m未満	D
	タイル 0.2m以上	E
欠損剥離	タイル	C
鉄筋露出剥離	鉄物150角程度	P
	鉄物100程度	Q
	足場用アンカー鉄	F
その他剥離	エフロ	R
	釘跡	S



本館 西側(右)立面劣化図 S=1/60

…調査部分 (タイル張り部分)



特記事項
 外壁タイル面 (現況) …モルタル下地、二丁掛タイル (撥水剤塗布)
 (現況) モルタル下地厚+二丁掛タイル厚=総厚45mm

一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []
 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

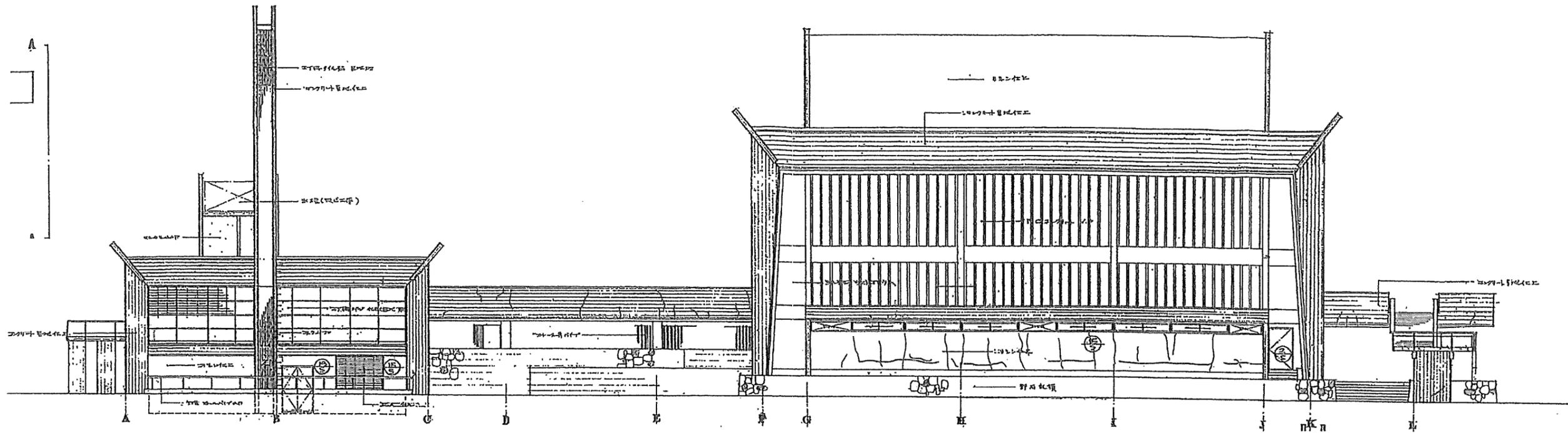
熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2015.01.30
 縮尺 S=1/60

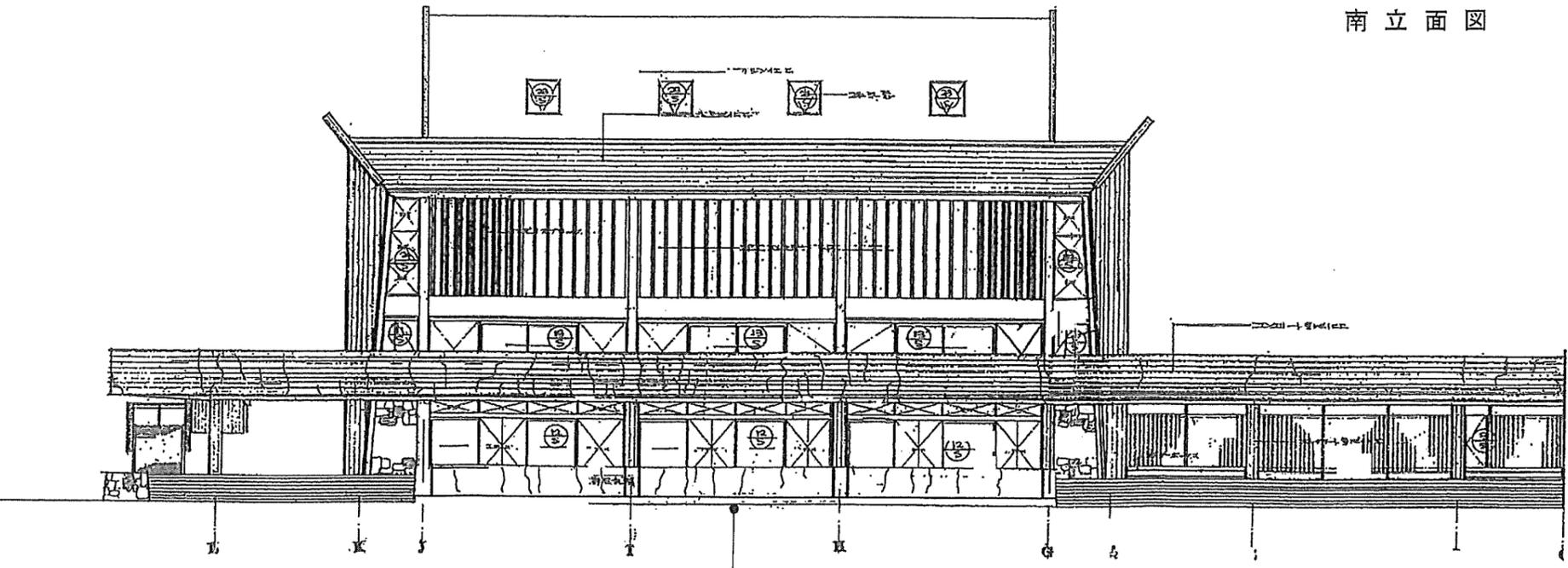
工事名 八代厚生会館劣化度等調査業務
 図面名 [本館] 西側(右)立面劣化図 (現況)

図番 A-21

第7章. 数量元拾表(外壁)



南立面图



北立面图

凡例

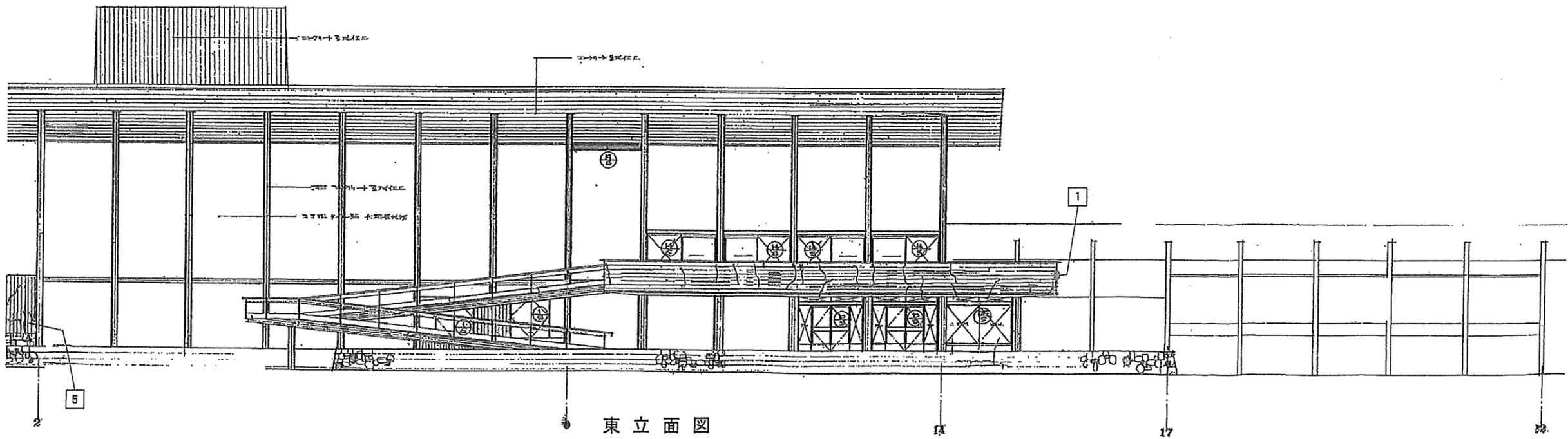
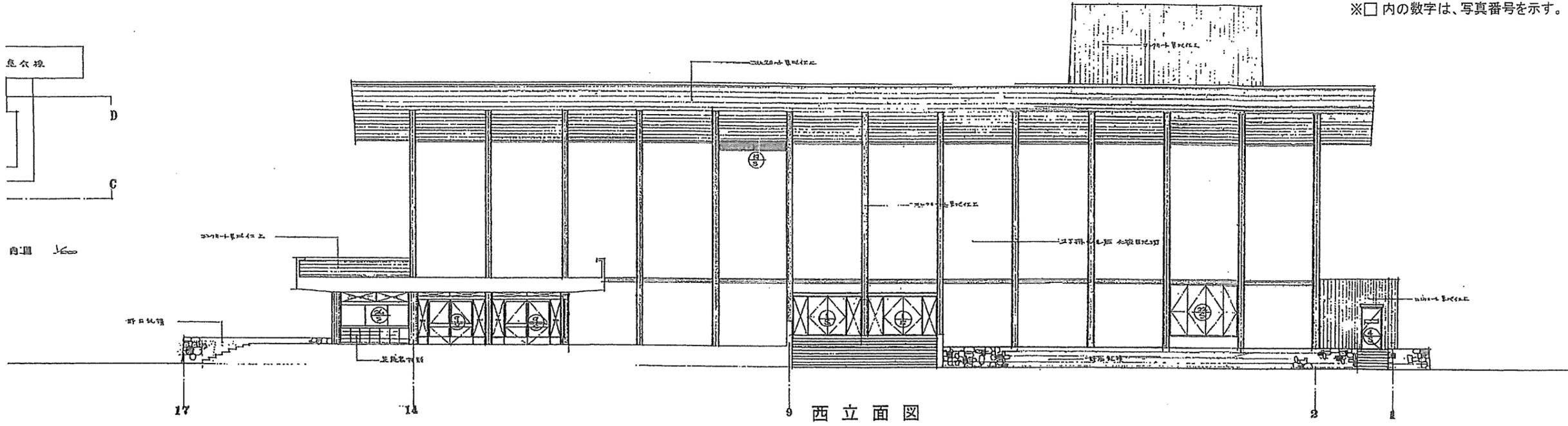
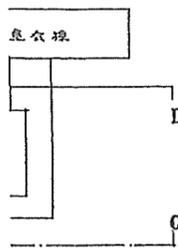
項目	記号
ひび割れ	〰
亀甲状ひび割れ	■
爆裂	■
欠損	■
鉄筋露出	●
漏水跡	■

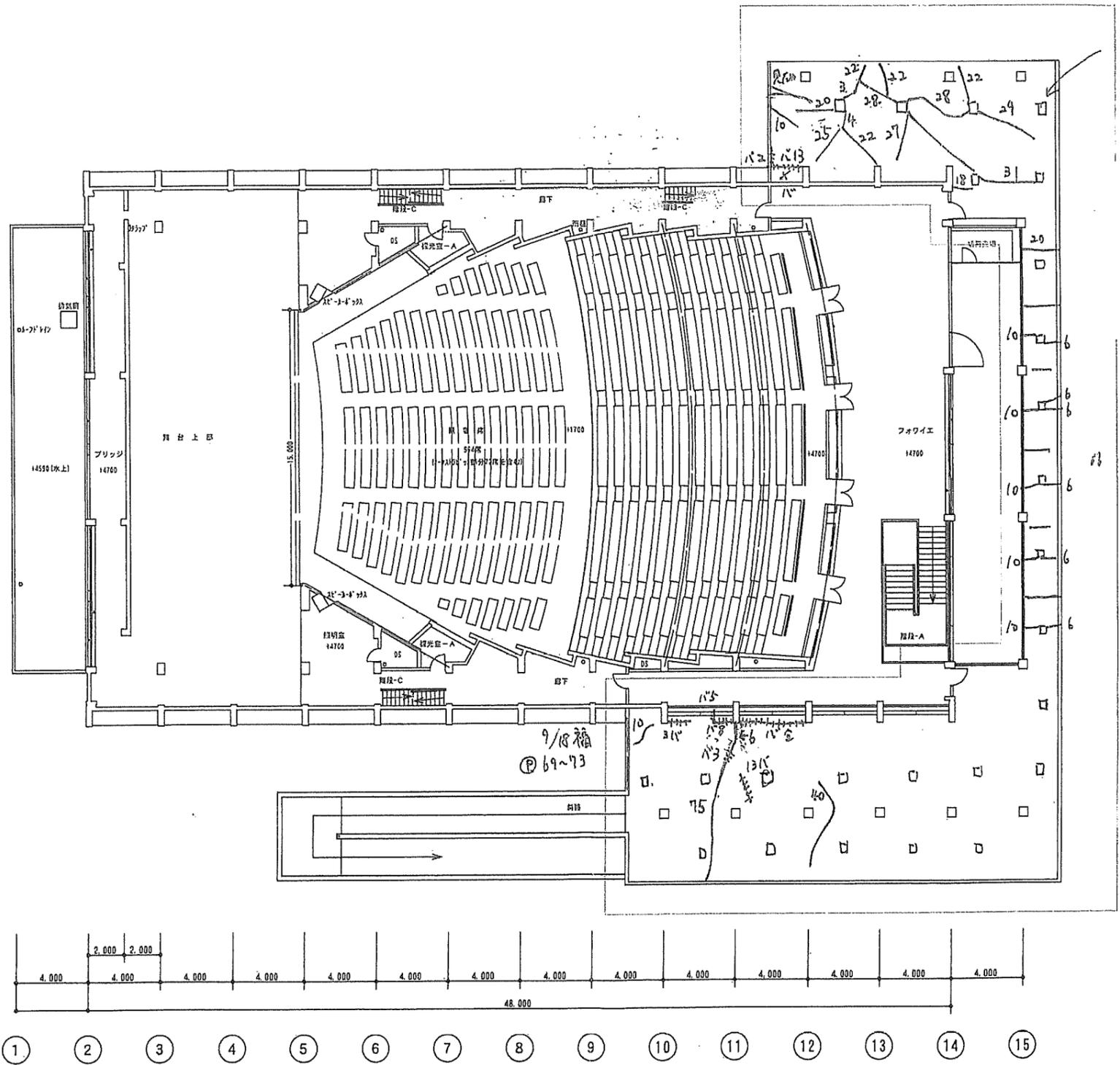
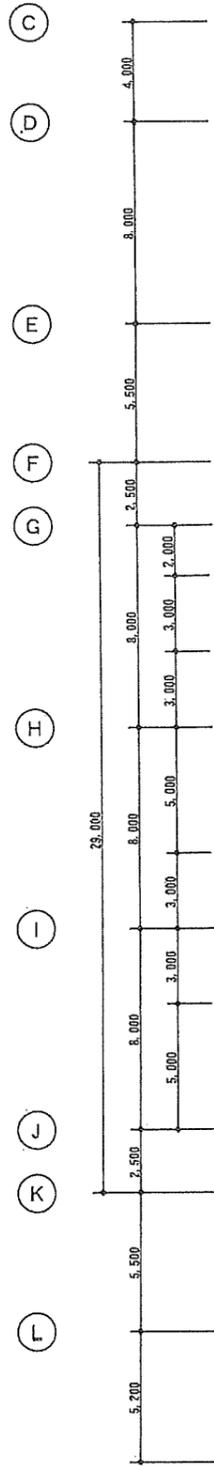
※□内の数字は、写真番号を示す。

凡 例

項目	記号
ひび割れ	〰
亀甲状ひび割れ	▨
爆 裂	■
欠 損	■
鉄筋露出	⊕
漏水跡	■

※□内の数字は、写真番号を示す。





本館 1階 見上図 S=1/200

…改修対象部分 (大ホール 内壁・タイル壁)

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号	日付	2015.01.30	工事名	厚生会館内外壁等改修工事	図番 A-10
	〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	有限会社 葵一級建築士事務所	縮尺	S=1/200	図面名	[本館] 2階 平面図 (現況)	

第7章. 数量元拾表(内壁)

八代厚生会館 劣化数量集計表(内部劣化)

症状	処置	図面名	部位	名称	単位	数量	
ひび割れ補修	ひび割れ	基礎梁床伏図	地階	床	長さ	m	27.10
		1階梁床伏図		梁・天井	長さ	m	24.30
			2階梁床伏図	1階	床	長さ	m
		3階梁床伏図		2階	梁・天井	長さ	m
			4階梁床伏図	3階	床	長さ	m
		梁・天井			長さ	m	1.70
		R階梁床伏図	4階	床	長さ	m	47.90
				梁・天井	長さ	m	2.00
		軸組図	1通	梁・壁面	長さ	m	18.02
			2通	梁・壁面	長さ	m	49.18
			2'通	梁・壁面	長さ	m	34.57
			3通	梁・壁面	長さ	m	1.17
			4通	梁・壁面	長さ	m	-
			5通	梁・壁面	長さ	m	9.95
			6通	梁・壁面	長さ	m	-
			7通	梁・壁面	長さ	m	-
			8通	梁・壁面	長さ	m	-
			9通	梁・壁面	長さ	m	-
			10通	梁・壁面	長さ	m	-
			11通	梁・壁面	長さ	m	-
			12通	梁・壁面	長さ	m	27.61
			13通	梁・壁面	長さ	m	-
			14通	梁・壁面	長さ	m	40.07
			15通	梁・壁面	長さ	m	1.89
			D通	梁・壁面	長さ	m	-
			E通	梁・壁面	長さ	m	-
			F通	梁・壁面	長さ	m	100.04
			G通	梁・壁面	長さ	m	16.04
		H通	梁・壁面	長さ	m	5.55	
		I通	梁・壁面	長さ	m	3.17	
		J通	梁・壁面	長さ	m	29.39	
		K通	梁・壁面	長さ	m	70.78	
		L通	梁・壁面	長さ	m	-	
		展開図	地下1階梁	梁・壁面	長さ	m	1.83
			1階	梁・壁面	長さ	m	16.93
			3階	梁・壁面	長さ	m	22.04
			3階梁	梁・壁面	長さ	m	1.92
		東立面図		外壁	長さ	m	26.40
		西立面図		外壁	長さ	m	-
		南立面図		外壁	長さ	m	59.69
北立面図		外壁	長さ	m	68.31		

八代厚生会館 2階梁床伏図

ひび割れ補修 1階 天井面

番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ
1	1.40	41	1.10						
2	3.90	42	4.50						
3	2.50	43	1.00						
4	2.20	44	1.60						
5	4.50	45	2.20						
6	2.70	46	2.00						
7	2.50	47	2.20						
8	0.30	48	2.20						
9	1.50	49	2.20						
10	1.00	50	1.50						
11	3.70	51	2.20						
12	0.30	52	0.90						
13	0.30	53	0.50						
14	0.30	54	0.40						
15	0.80	55	1.50						
16	1.30	56	1.30						
17	0.40	57	1.90						
18	0.40	58	2.60						
19	0.40	59	1.10						
20	0.40	60	0.50						
21	0.40	61	0.60						
22	0.40	62	2.50						
23	0.40	63	0.20						
24	4.30	64	0.20						
25	2.80	65	0.20						
26	0.30	66	0.20						
27	0.60								
28	3.20								
29	0.70								
30	2.90								
31	4.70								
32	1.00								
33	2.80								
34	0.50								
35	2.00								
36	0.80								
37	3.00								
38	2.70								
39	1.50								
40	0.40								
小計	66.20	小計	37.30						

合計 103.50

八代厚生会館 内壁 2通軸組図

ひび割れ補修

番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ
1	0.50	41	0.79						
2	0.69	42	2.00						
3	0.39	43	1.59						
4	0.29	44	0.50						
5	0.29	45	0.59						
6	0.50	46	0.89						
7	0.50	47	1.39						
8	0.50	48	0.69						
9	1.00	49	1.50						
10	1.00	50	0.29						
11	0.50	51	0.39						
12	1.00	52	0.50						
13	0.79	53	0.19						
14	0.50								
15	0.50								
16	0.50								
17	0.79								
18	0.79								
19	0.79								
20	0.50								
21	1.00								
22	0.79								
23	0.69								
24	1.79								
25	0.39								
26	1.39								
27	5.79								
28	1.00								
29	0.79								
30	0.59								
31	1.50								
32	0.50								
33	0.69								
34	1.19								
35	0.79								
36	1.59								
37	1.79								
38	1.00								
39	1.89								
40	0.39								
小計	37.87	小計	11.31						

合計 49.18

八代厚生会館 内壁 14通軸組図

ひび割れ補修

番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ
1	0.39	41	1.59						
2	0.39	42	1.00						
3	0.50	43	0.39						
4	0.50	44	0.19						
5	0.50	45	0.29						
6	0.50								
7	0.59								
8	0.50								
9	0.50								
10	0.79								
11	0.29								
12	0.89								
13	0.79								
14	0.39								
15	0.79								
16	0.39								
17	0.59								
18	0.50								
19	0.29								
20	0.29								
21	0.29								
22	0.29								
23	0.29								
24	0.89								
25	0.39								
26	2.00								
27	1.79								
28	2.00								
29	1.79								
30	1.89								
31	1.89								
32	0.79								
33	2.00								
34	0.89								
35	0.29								
36	1.69								
37	1.59								
38	2.00								
39	1.69								
40	1.79								
小計	36.61	小計	3.46						

合計 40.07

八代厚生会館 内壁 F通軸組図

ひび割れ補修

番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ
1	0.29	41	0.39	81	0.39	121	0.50		
2	0.19	42	0.39	82	0.39	122	1.00		
3	2.00	43	0.39	83	0.39	123	0.79		
4	0.89	44	0.39	84	0.39	124	1.00		
5	0.19	45	1.50	85	2.09	125	0.39		
6	0.19	46	0.09	86	0.19	126	1.00		
7	0.19	47	0.19	87	0.29	127	0.79		
8	0.19	48	0.39	88	2.50	128	3.50		
9	0.19	49	0.39	89	1.19				
10	0.19	50	1.59	90	1.09				
11	1.50	51	3.39	91	2.19				
12	1.50	52	0.29	92	0.29				
13	0.39	53	0.29	93	0.39				
14	0.29	54	0.29	94	1.09				
15	2.00	55	2.69	95	0.39				
16	0.19	56	2.89	96	0.89				
17	0.19	57	2.29	97	2.19				
18	0.19	58	1.00	98	0.39				
19	0.19	59	0.39	99	0.79				
20	0.19	60	0.09	100	1.00				
21	0.19	61	0.39	101	1.50				
22	1.00	62	1.29	102	0.59				
23	0.19	63	0.19	103	0.50				
24	0.19	64	0.19	104	0.39				
25	0.19	65	0.19	105	0.50				
26	0.19	66	0.59	106	0.59				
27	0.19	67	0.39	107	1.00				
28	0.19	68	0.19	108	0.59				
29	0.19	69	0.39	109	0.79				
30	0.39	70	0.29	110	0.29				
31	1.50	71	1.19	111	0.89				
32	0.39	72	0.89	112	0.89				
33	0.39	73	1.19	113	0.69				
34	0.19	74	2.19	114	1.09				
35	0.19	75	0.59	115	1.09				
36	0.19	76	0.39	116	0.59				
37	0.19	77	3.29	117	0.50				
38	0.19	78	2.50	118	1.09				
39	0.09	79	1.09	119	1.00				
40	0.09	80	2.89	120	0.89				
小計	17.46	小計	39.63	小計	33.98	小計	8.97		

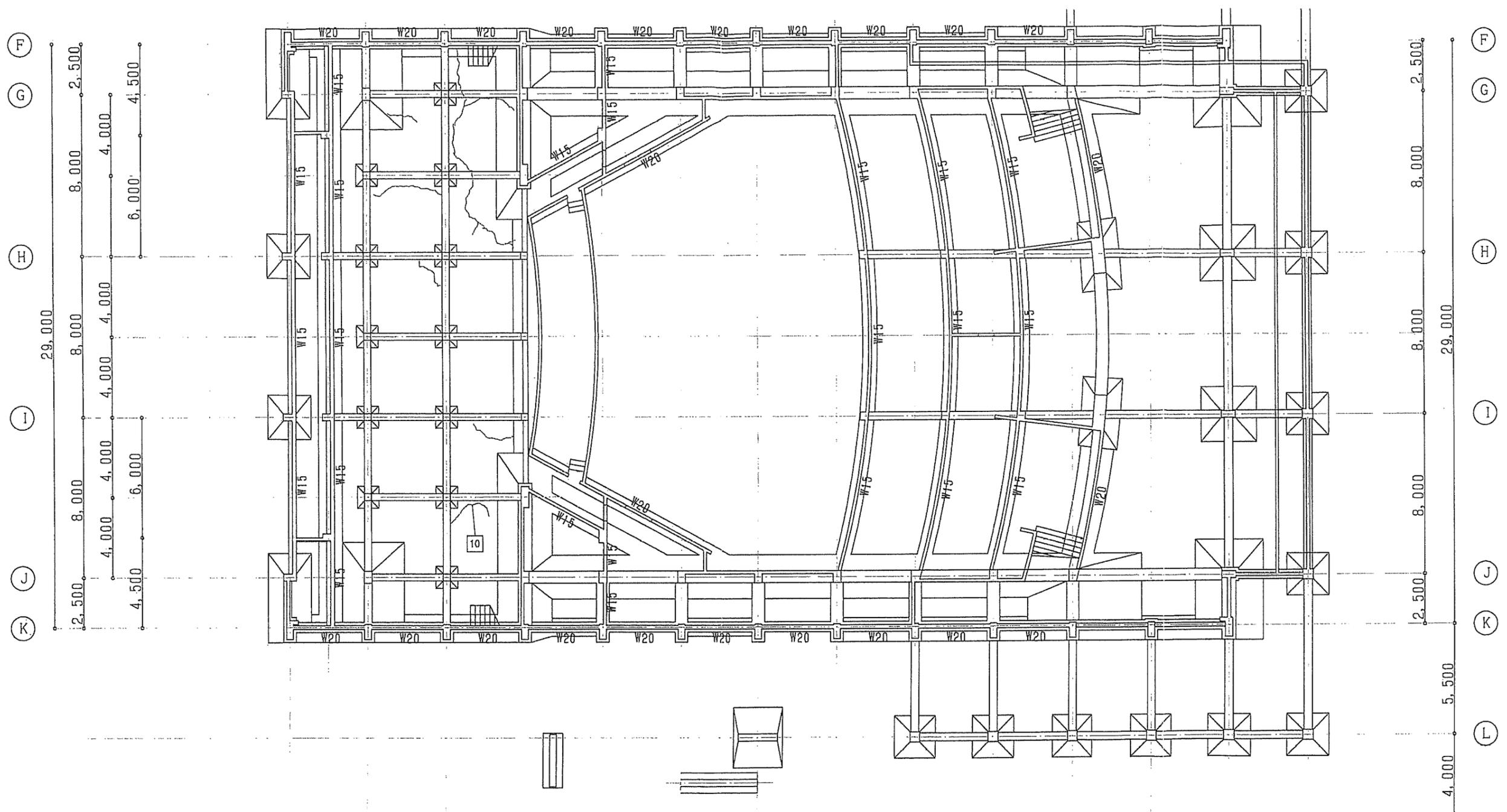
合計 100.04

八代厚生会館 外壁（北立面図）

ひび割れ補修

番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ	番号	長さ
1	0.80	41	0.50						
2	1.00	42	0.50						
3	1.00	43	1.50						
4	1.00	44	0.69						
5	1.00	45	0.50						
6	0.90	46	1.00						
7	1.00	47	1.50						
8	1.10	48	0.50						
9	0.60	49	1.00						
10	1.10	50	0.79						
11	1.00	51	0.79						
12	0.70	52	0.89						
13	0.40	53	0.79						
14	0.20	54	0.69						
15	0.90	55	0.59						
16	0.90	56	2.00						
17	0.90	57	0.79						
18	0.90	58	1.00						
19	1.00	59	1.19						
20	0.70	60	1.00						
21	1.50	61	1.00						
22	0.70	62	1.00						
23	1.10	63	0.89						
24	1.10	64	1.79						
25	0.80	65	1.59						
26	1.60	66	1.00						
27	0.50	67	1.19						
28	0.70	68	0.19						
29	0.40	69	1.50						
30	1.20	70	1.09						
31	1.20	71	1.09						
32	0.30	72	1.39						
33	0.60	73	0.59						
34	1.10	74	0.69						
35	1.50								
36	0.50								
37	0.70								
38	1.20								
39	0.70								
40	0.60								
小計	35.10	小計	33.21						

合計 68.31



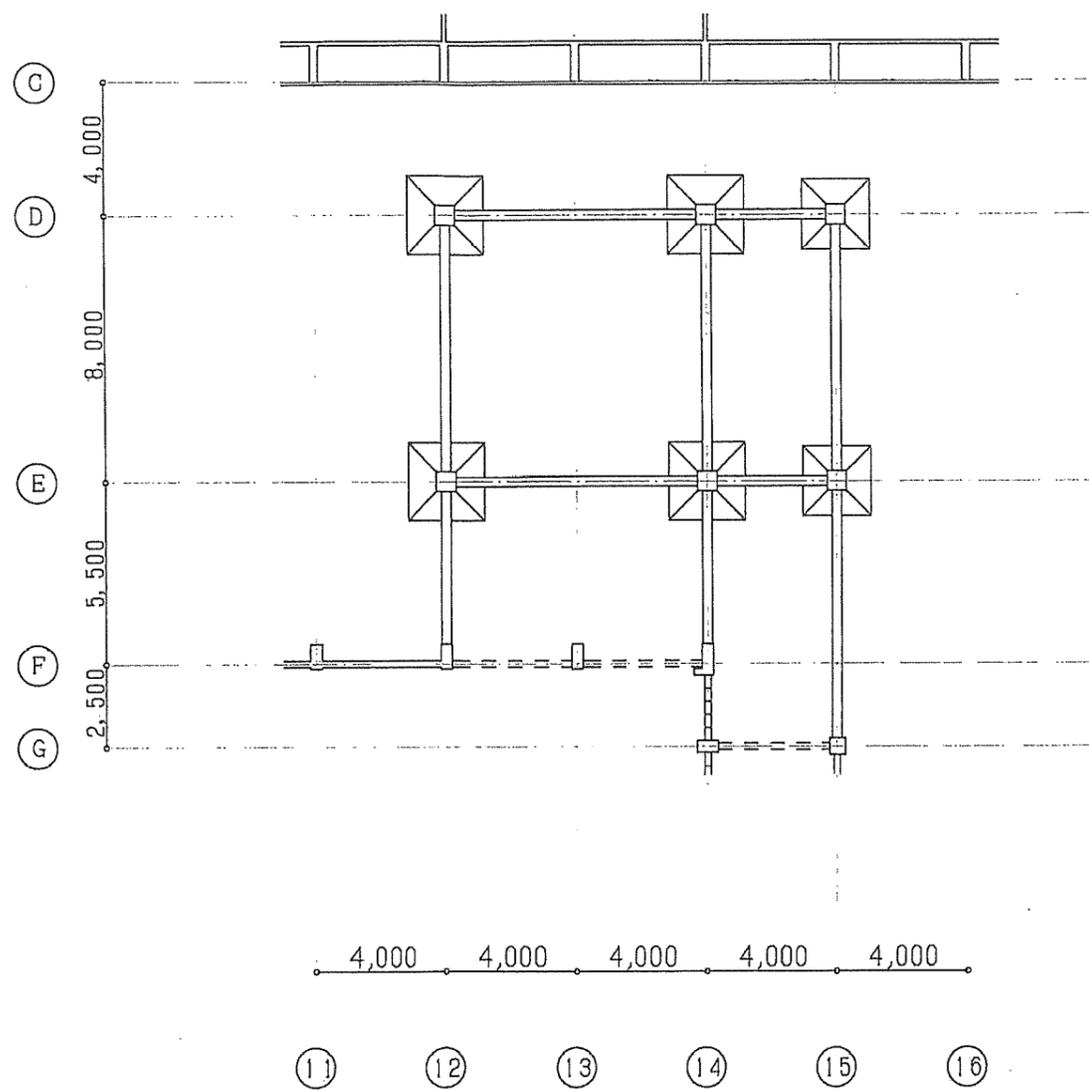
凡 例

項目	記号	
	床側	天井側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
湧 裂	▲	▲
欠 損	▲	▲
鉄筋露出	▲	▲
漏水跡	▲	▲

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。

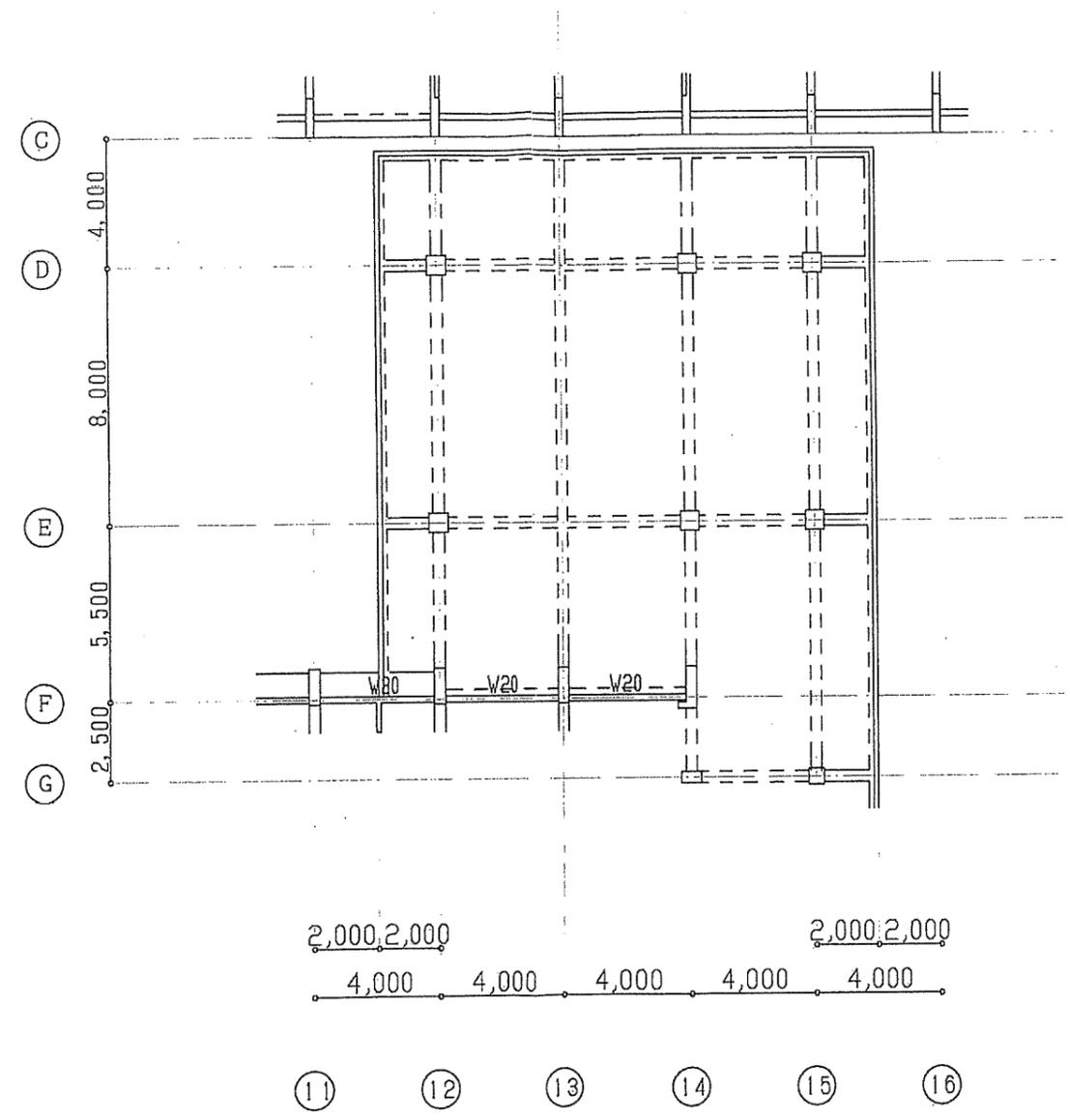
基礎伏図 1:200

特記を除き、壁は、W12



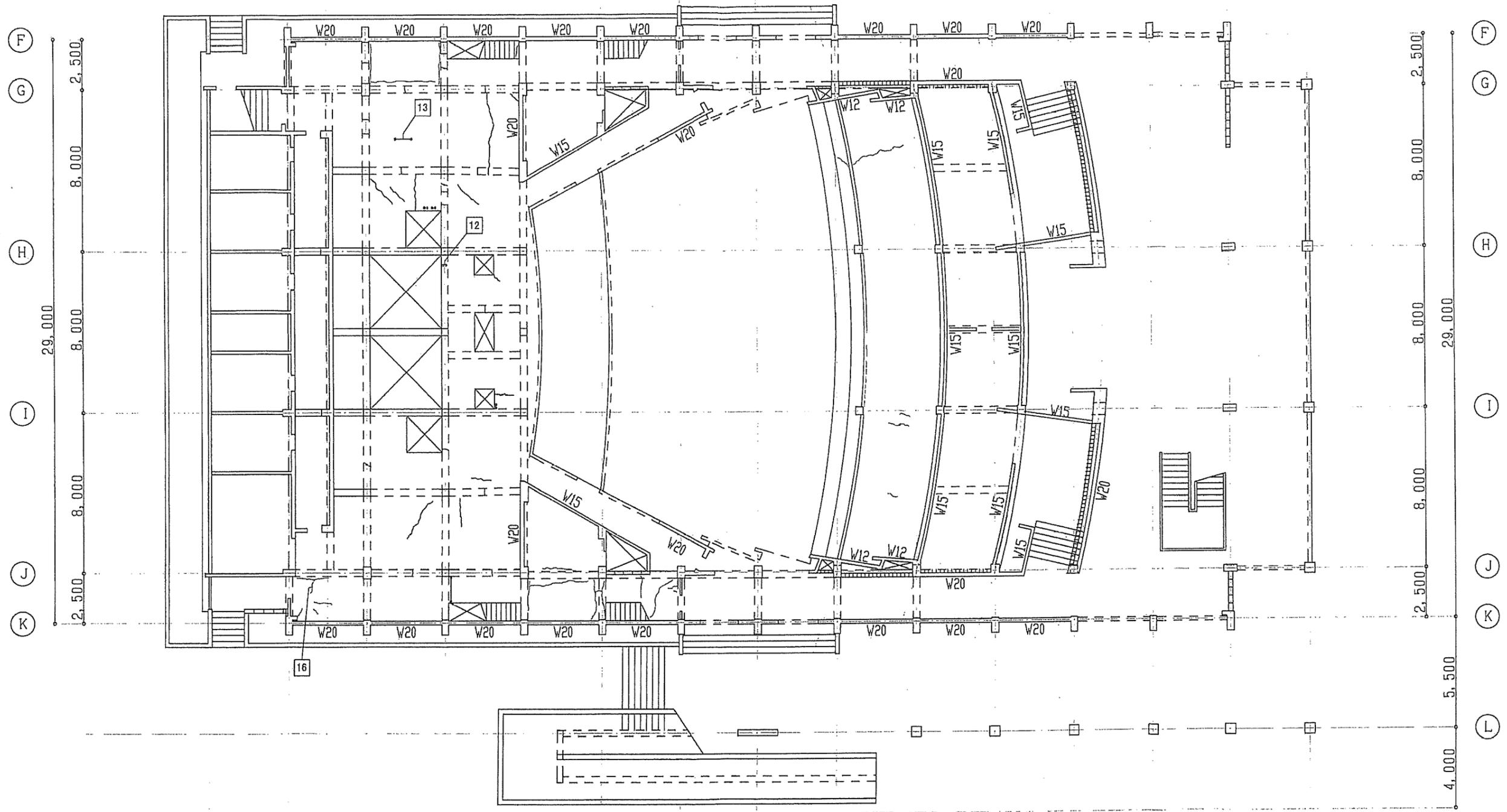
1階梁床伏図 1:200

特記を除き、壁は、W12



2階梁床伏図 1:200

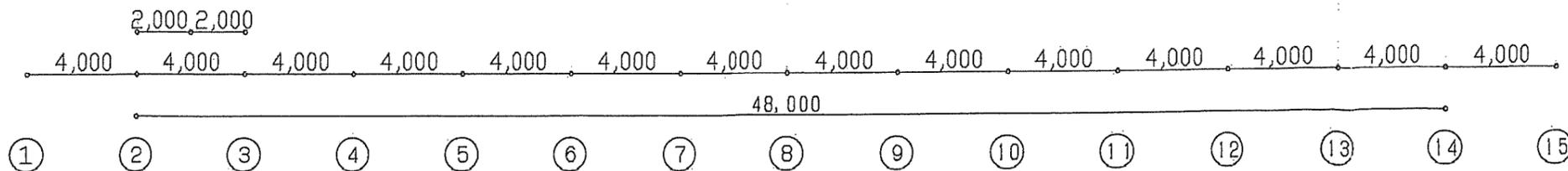
特記を除き、壁は、W12



凡例

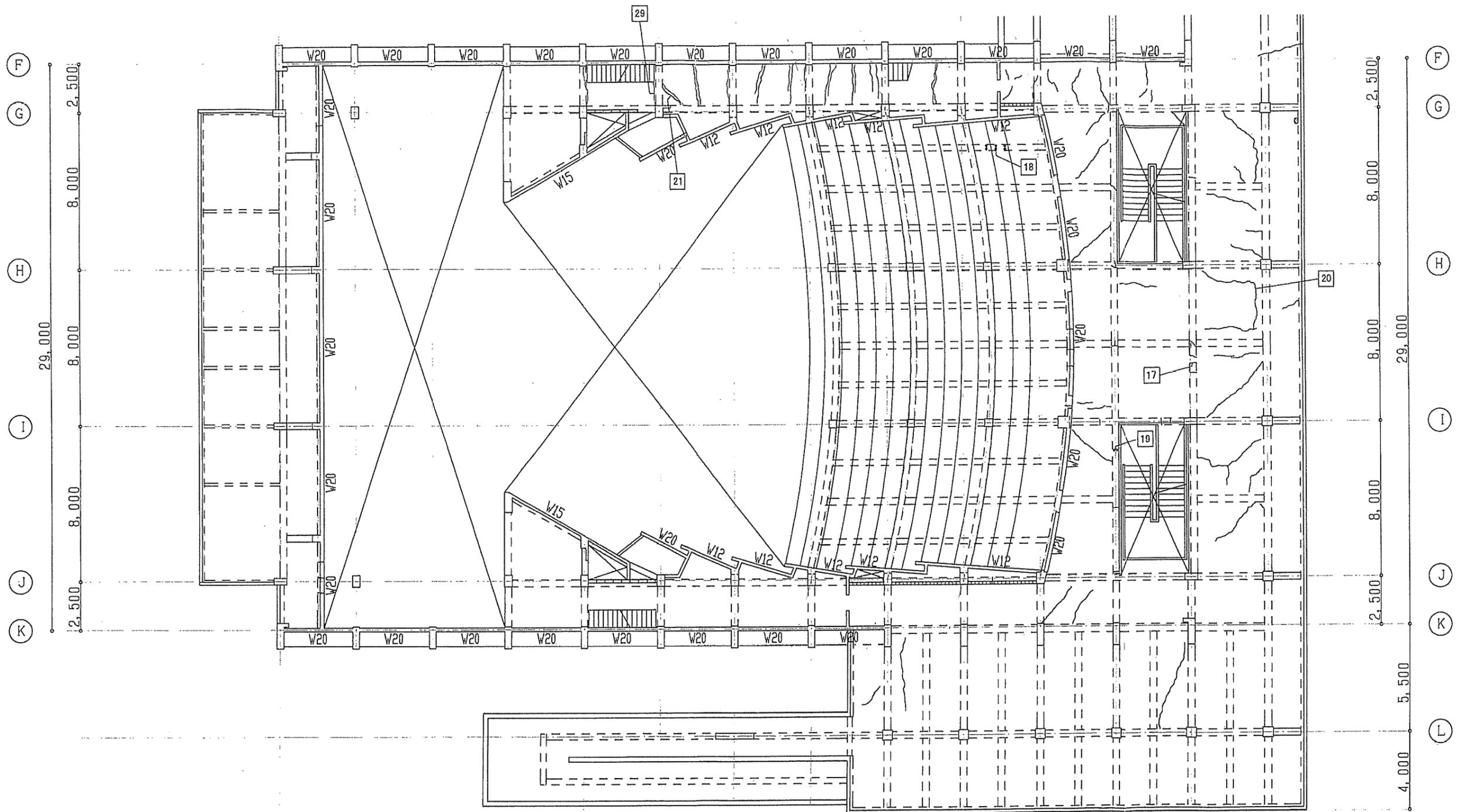
項目	記号	
	床側	天井側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆裂	△	△
欠損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。



1階梁床伏図 1:200

特記を除き、壁は、W12



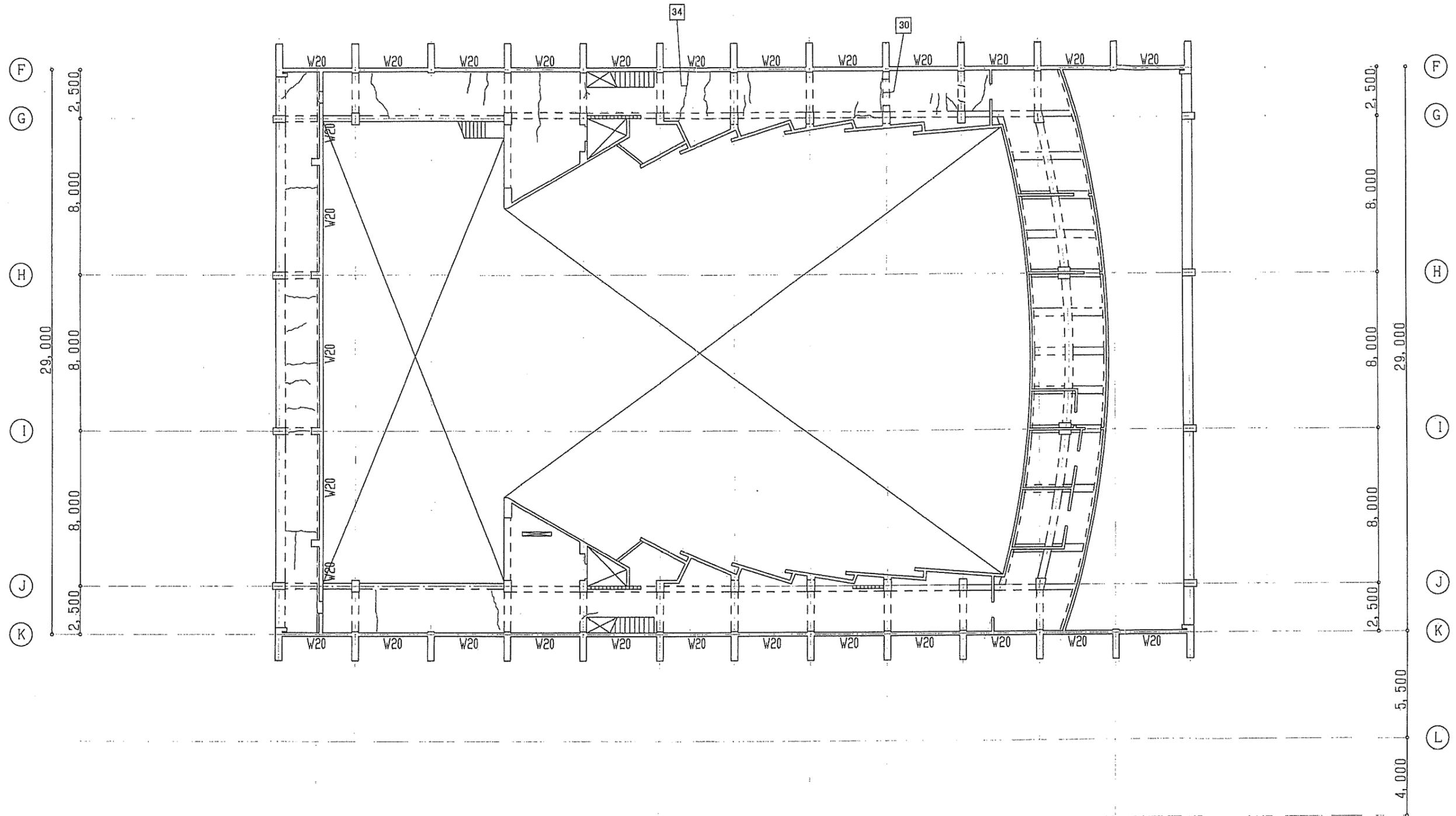
凡 例

項 目	記 号	
	床 面	天 井 側
ひび割れ		
亀甲状ひび割れ		
爆 裂		
欠 損		
鉄筋露出		
漏水跡		

※ □内の数字は、写真番号を示す。

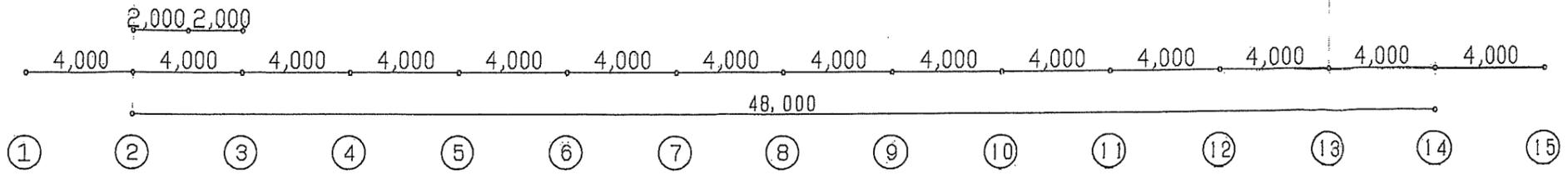
2階梁床伏図 1:200

特記を除き、壁は、W12



凡例

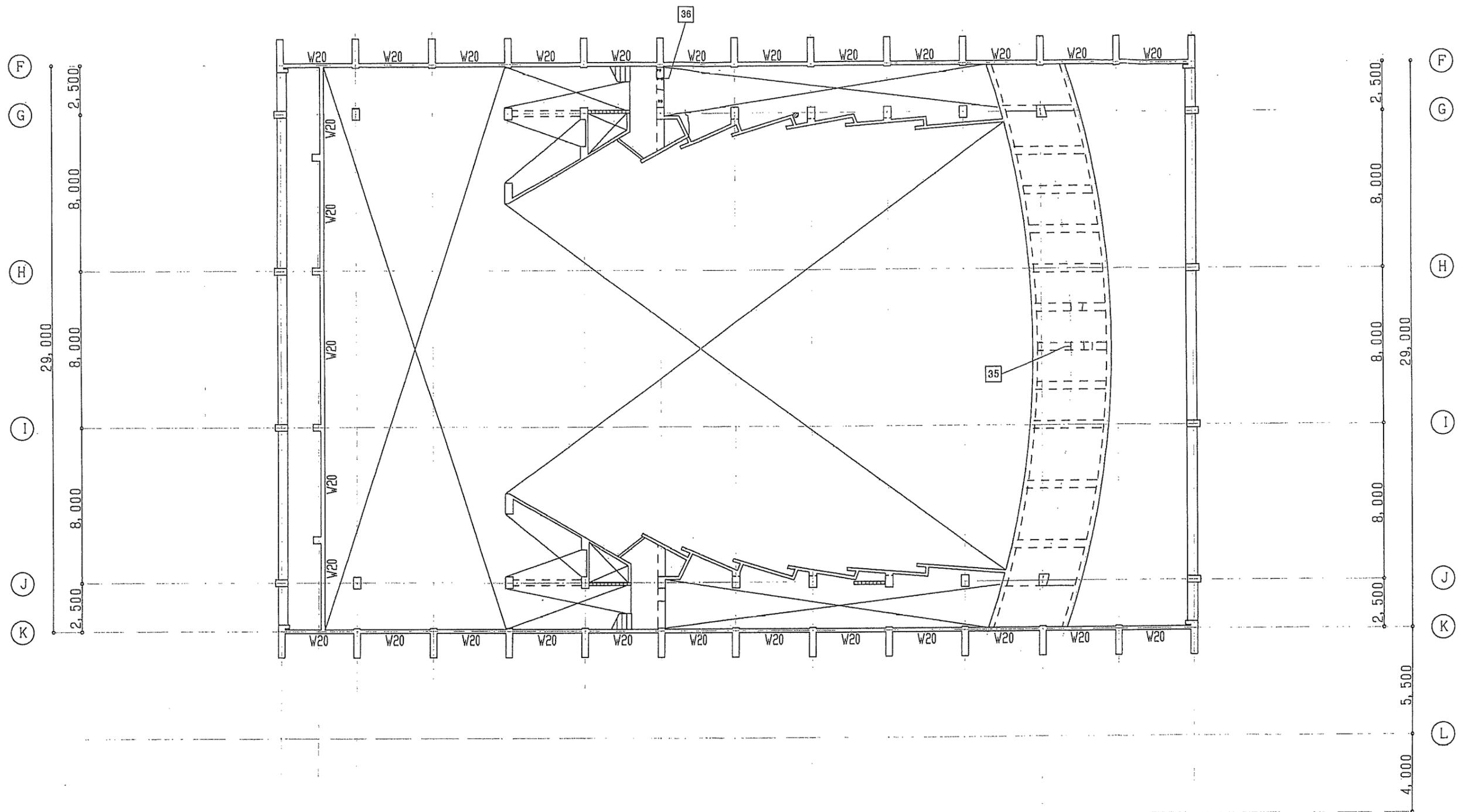
項目	記号	
	床側	天井側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆裂	△	△
欠損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△



3階梁床伏図 1:200

特記を除き、壁は、W12

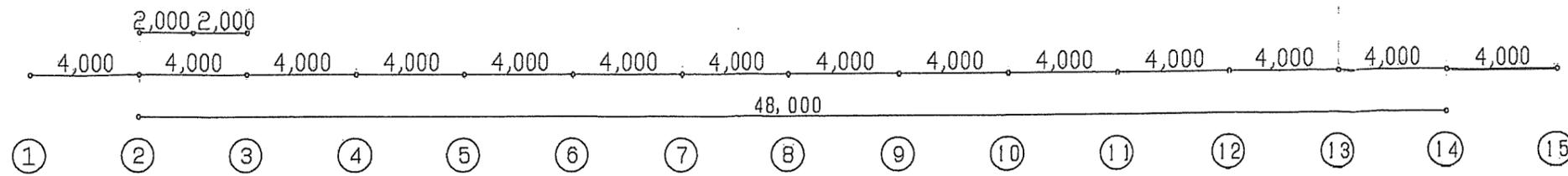
※ □内の数字は、写真番号を示す。



凡例

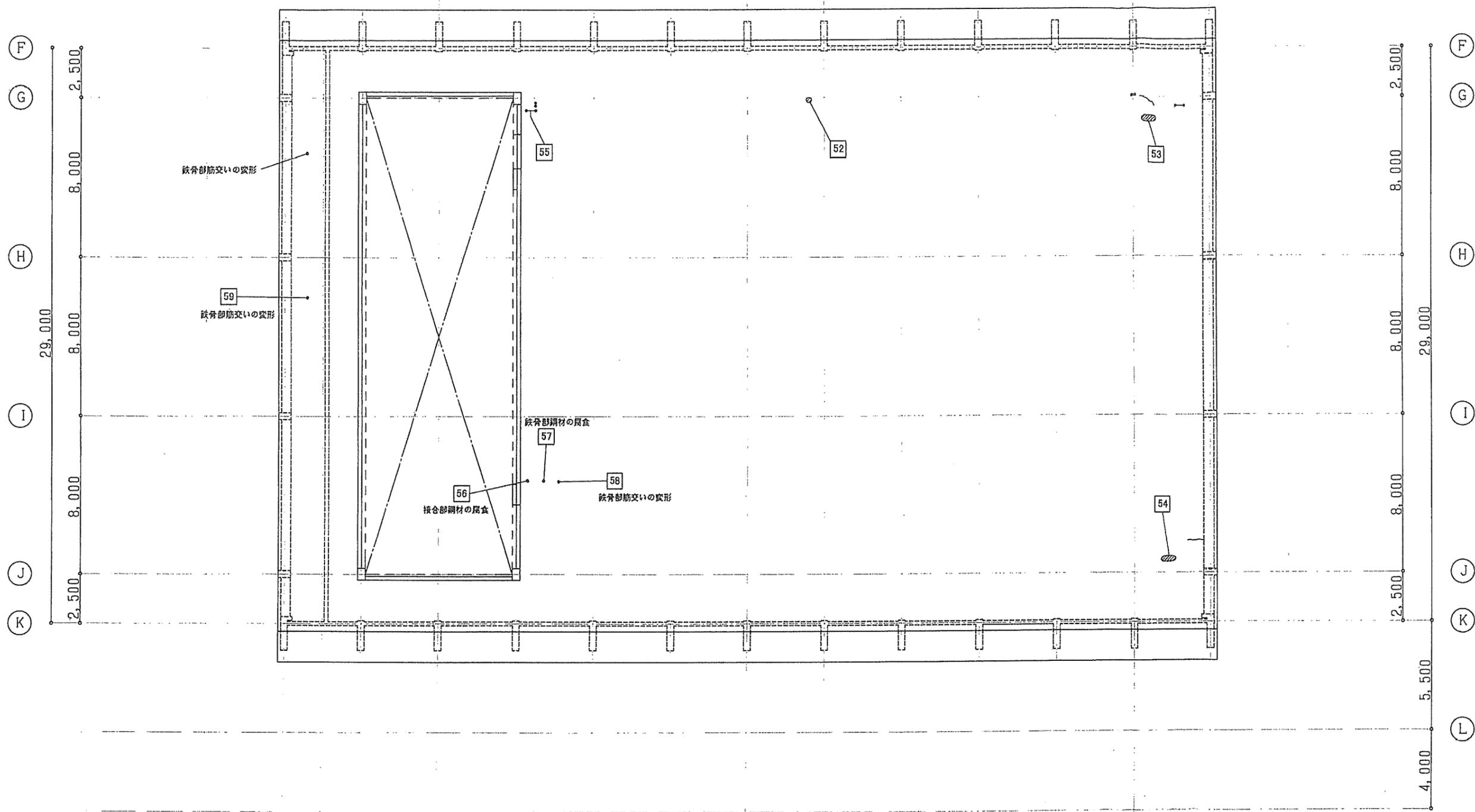
項目	記号			
	床側		天井側	
ひび割れ				
亀甲状ひび割れ				
爆裂				
欠損				
鉄筋露出				
漏水跡				

※ □内の数字は、写真番号を示す。



4階梁床伏図 1:200

特記を除き、壁は、W12



凡 例

項 目	記 号	
	床 側	天井側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆 裂	△	△
欠 損	△	△
鉄 筋 露 出	△	△
漏 水 跡	△	△

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。

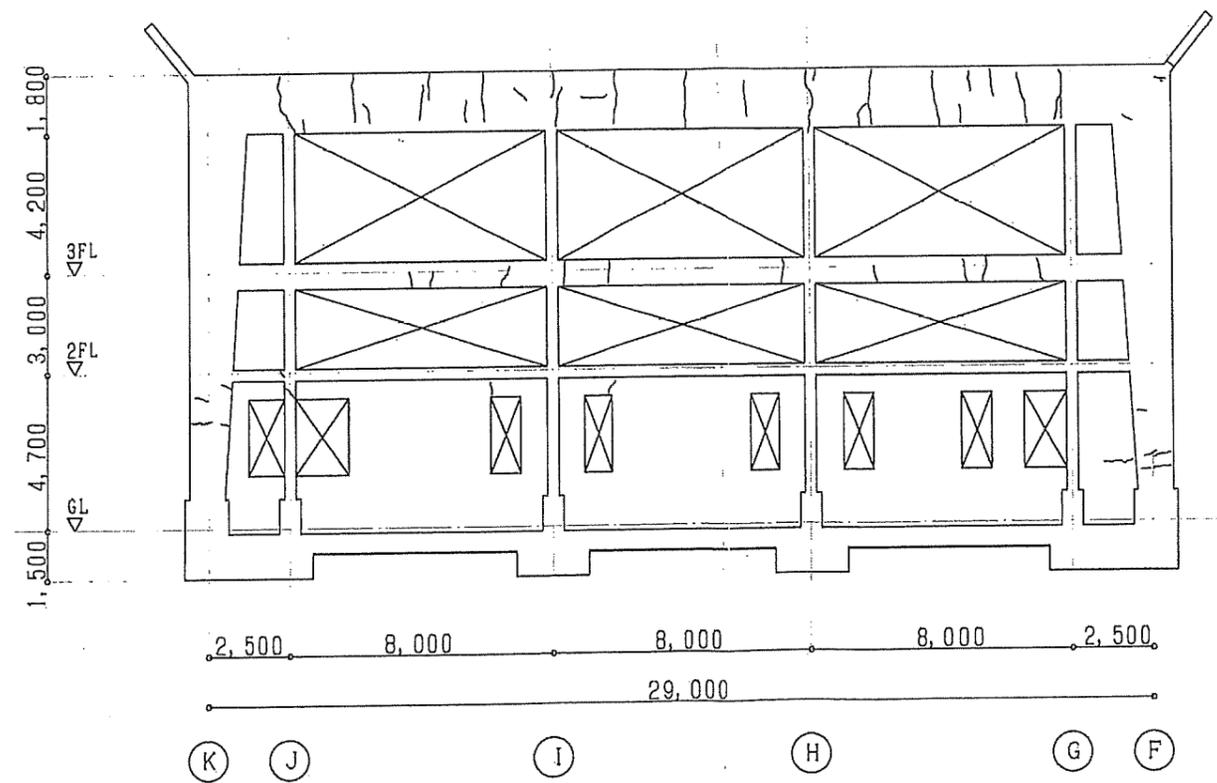
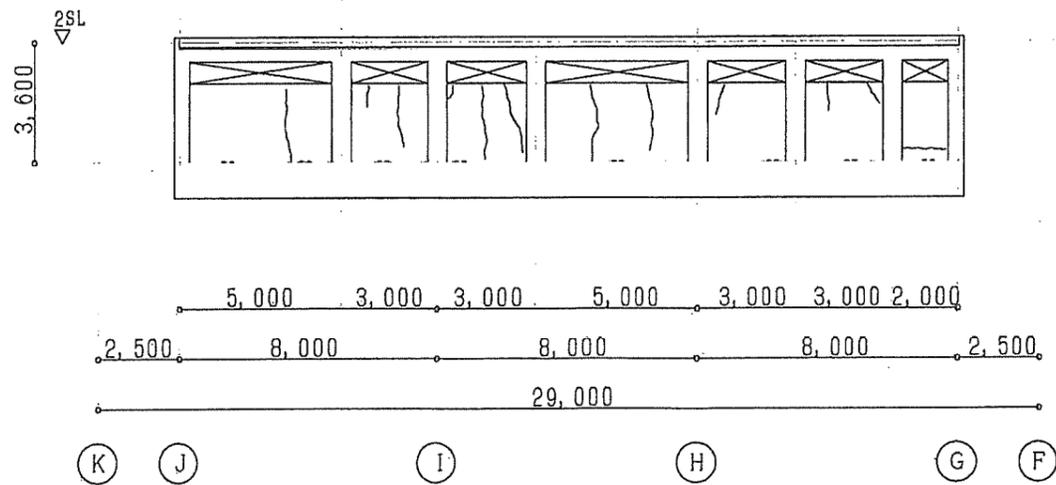
R階梁床伏図 1:200

特記を除き、壁は、W12

凡例

項目	記号	
	正面側	対面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆 裂	△	△
欠 損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

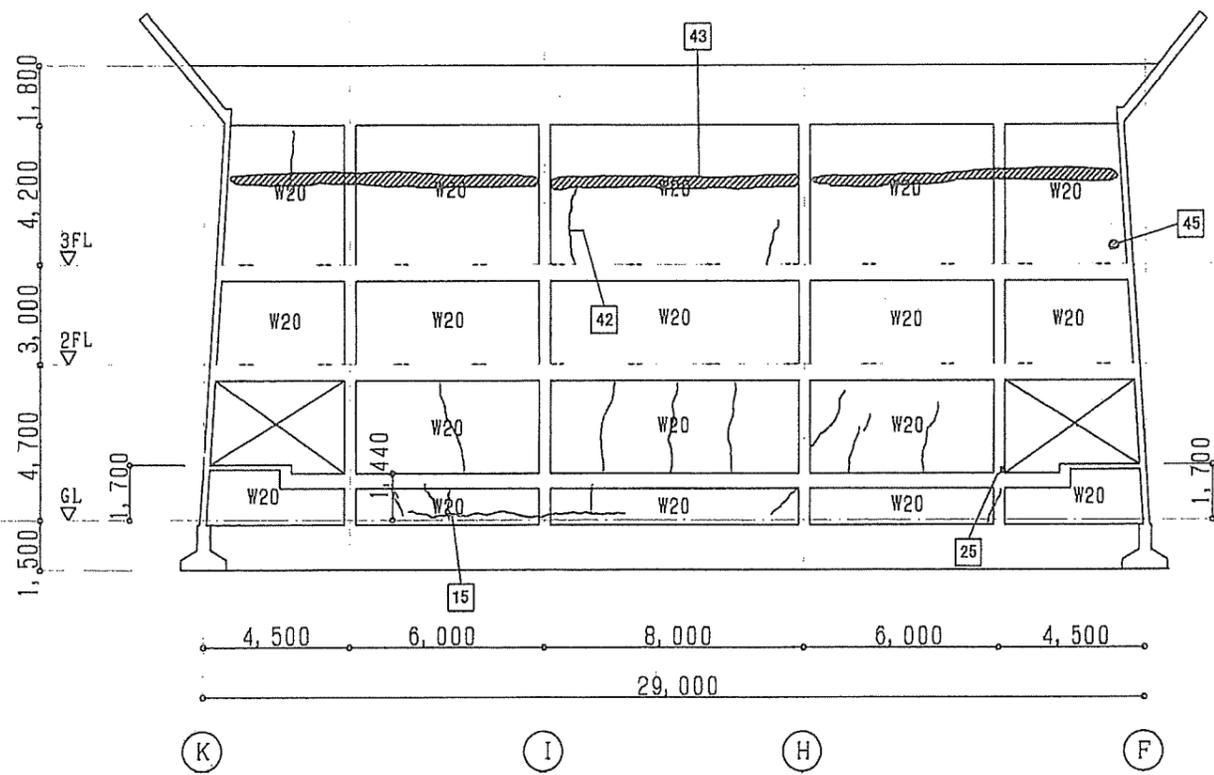
※ □ 内の数字は、写真番号を示す。



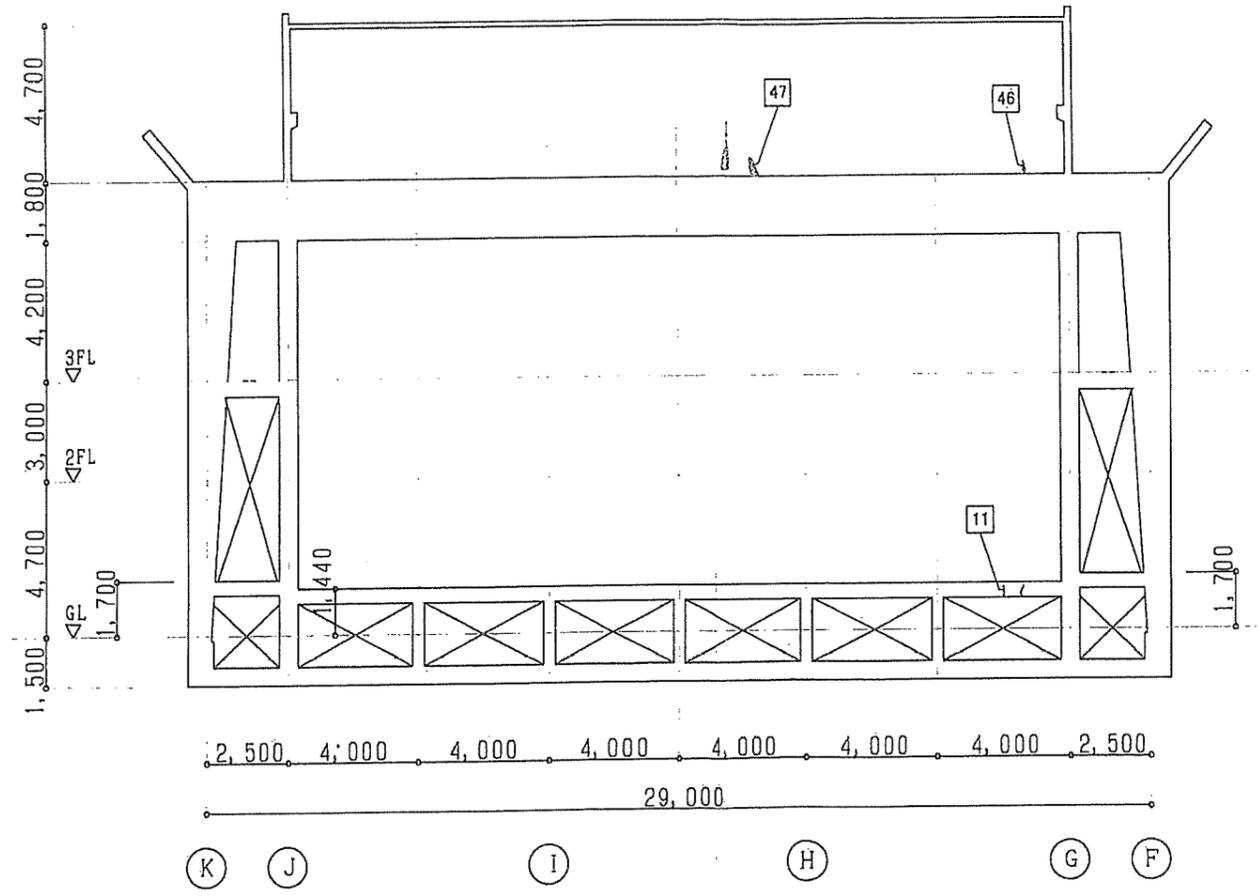
凡 例

項 目	記 号	
	正面側	対面側
ひび割れ	〰️ △	〰️ △
亀甲状ひび割れ	▨ △	▨ △
爆 裂	▨ △	▨ △
欠 損	▨ △	▨ △
鉄筋露出	— △	— △
漏水跡	▨ △	▨ △

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。



2' 通軸組図 1:200

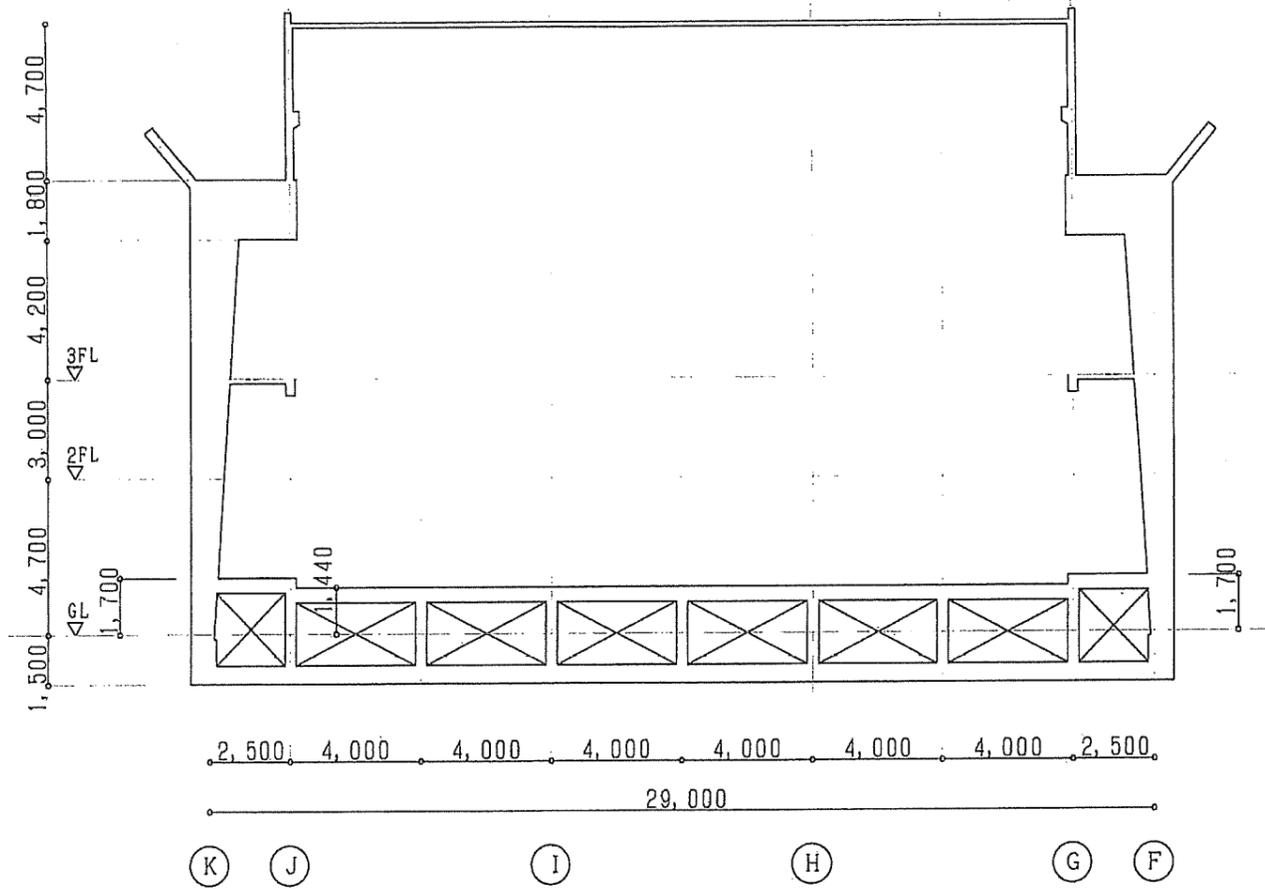


3通軸組図 1:200

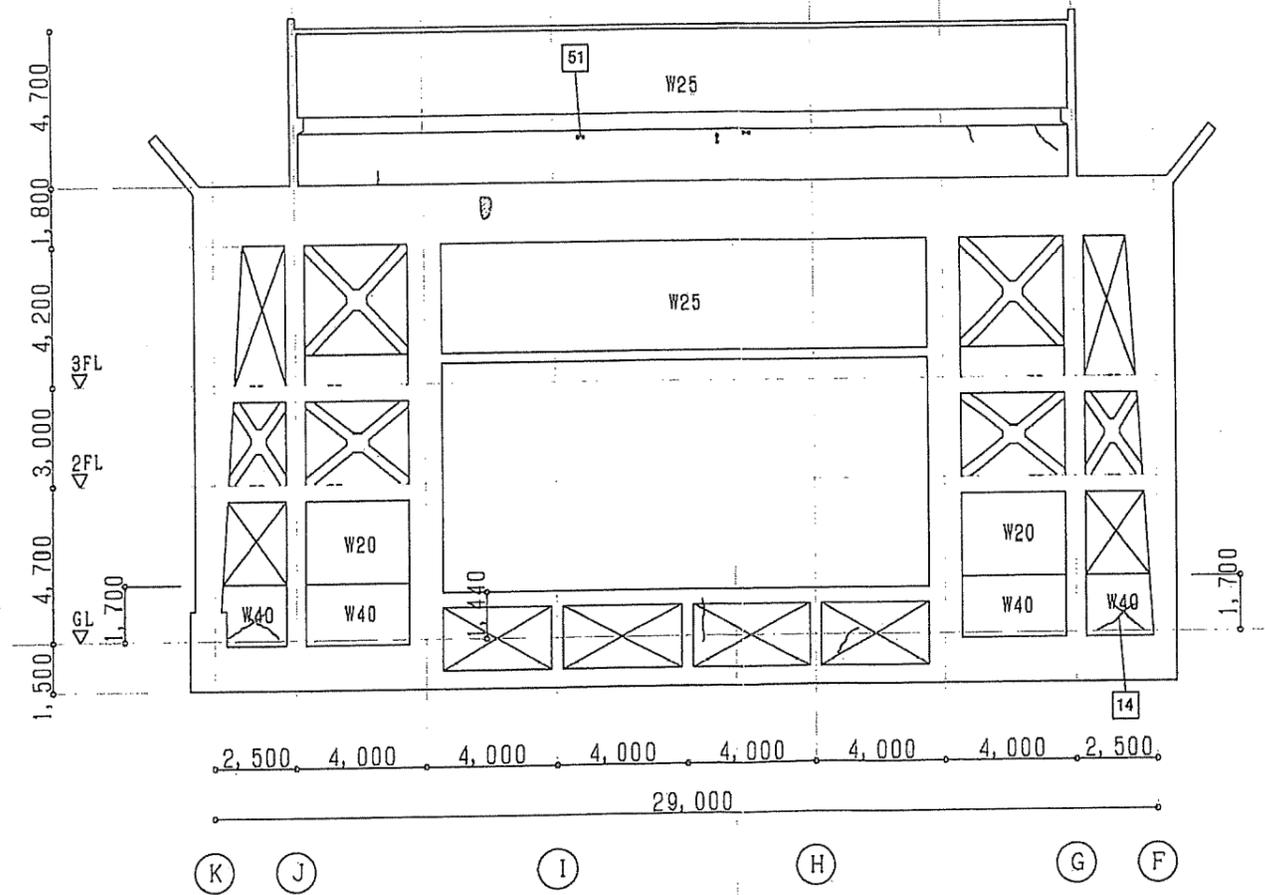
凡例

項目	記号	
	正面側	対面側
ひび割れ	~ △	~ △
亀甲状ひび割れ	▨ △	▨ △
爆 裂	▨ △	▨ △
欠 損	▨ △	▨ △
鉄筋露出	← △	← △
漏水跡	▨ △	▨ △

※ □内の数字は、写真番号を示す。



4通軸組図 1:200

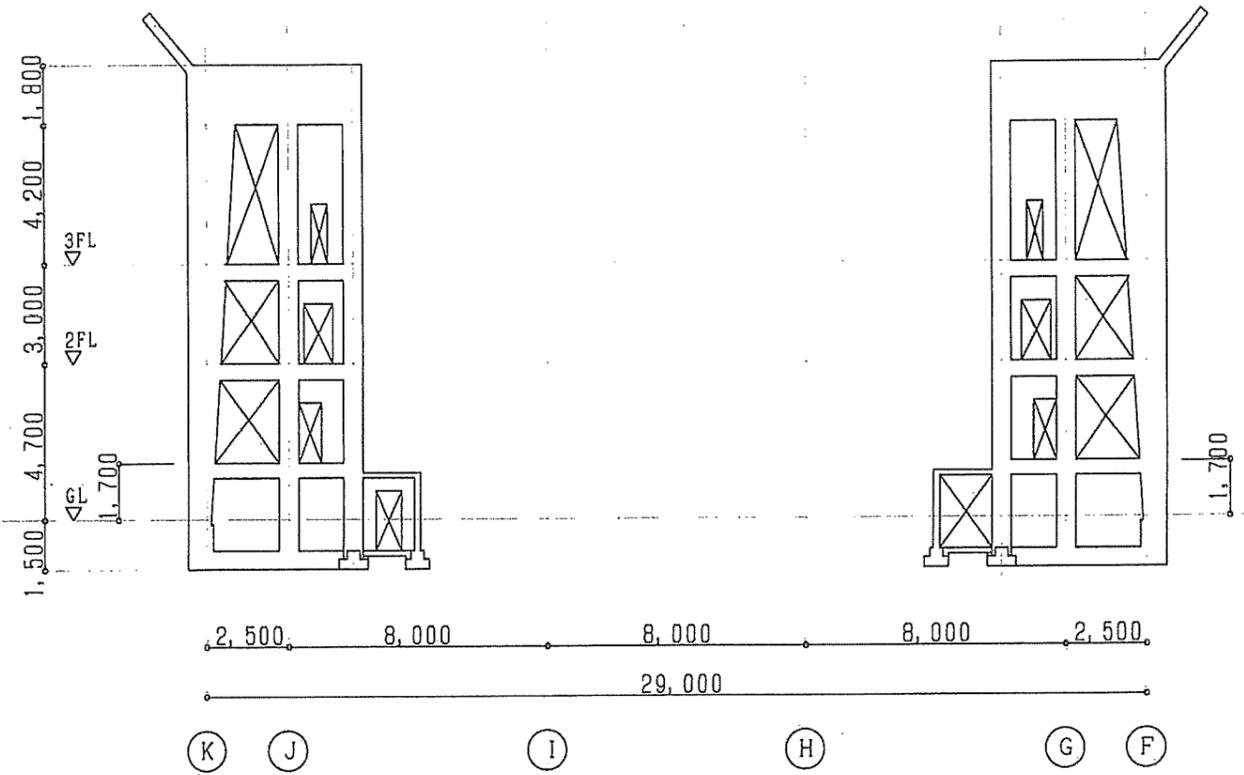


5通軸組図 1:200

凡 例

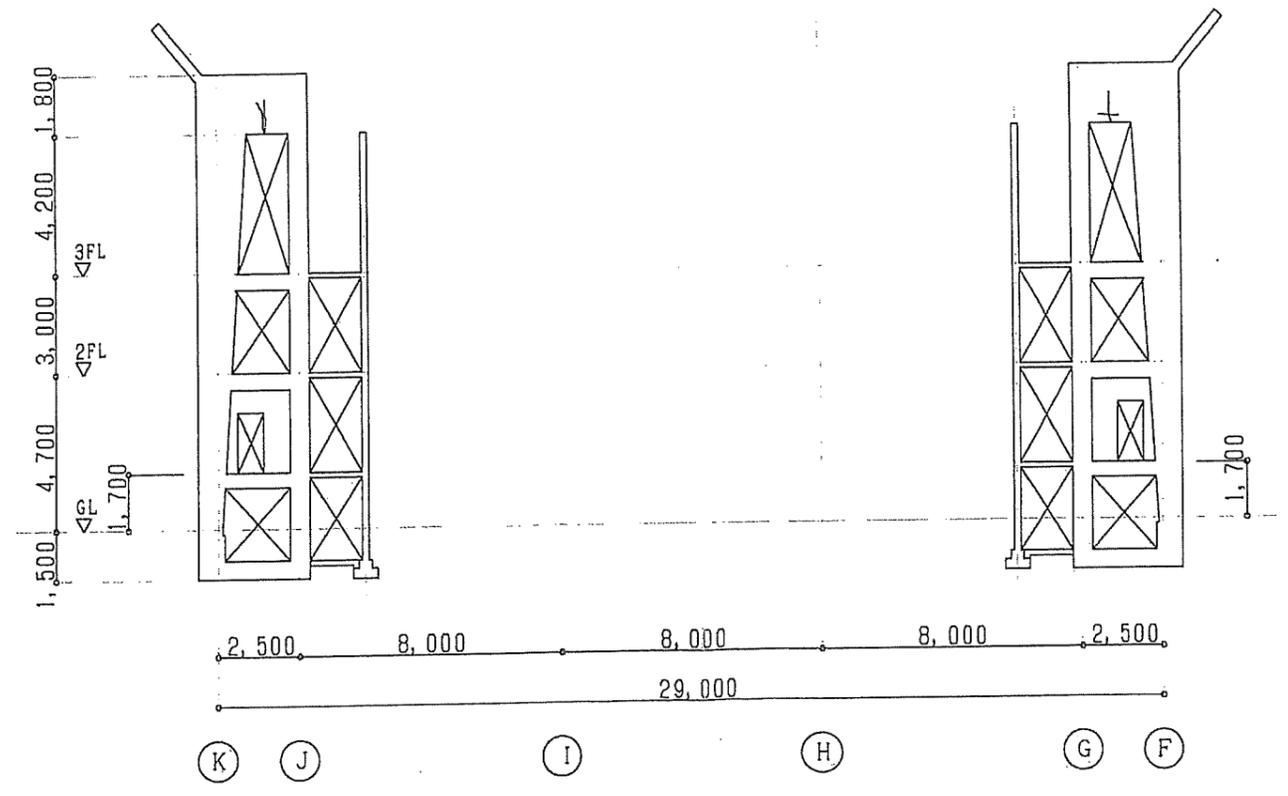
項目	記号	
	正面側	対面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆 裂	△	△
欠 損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。



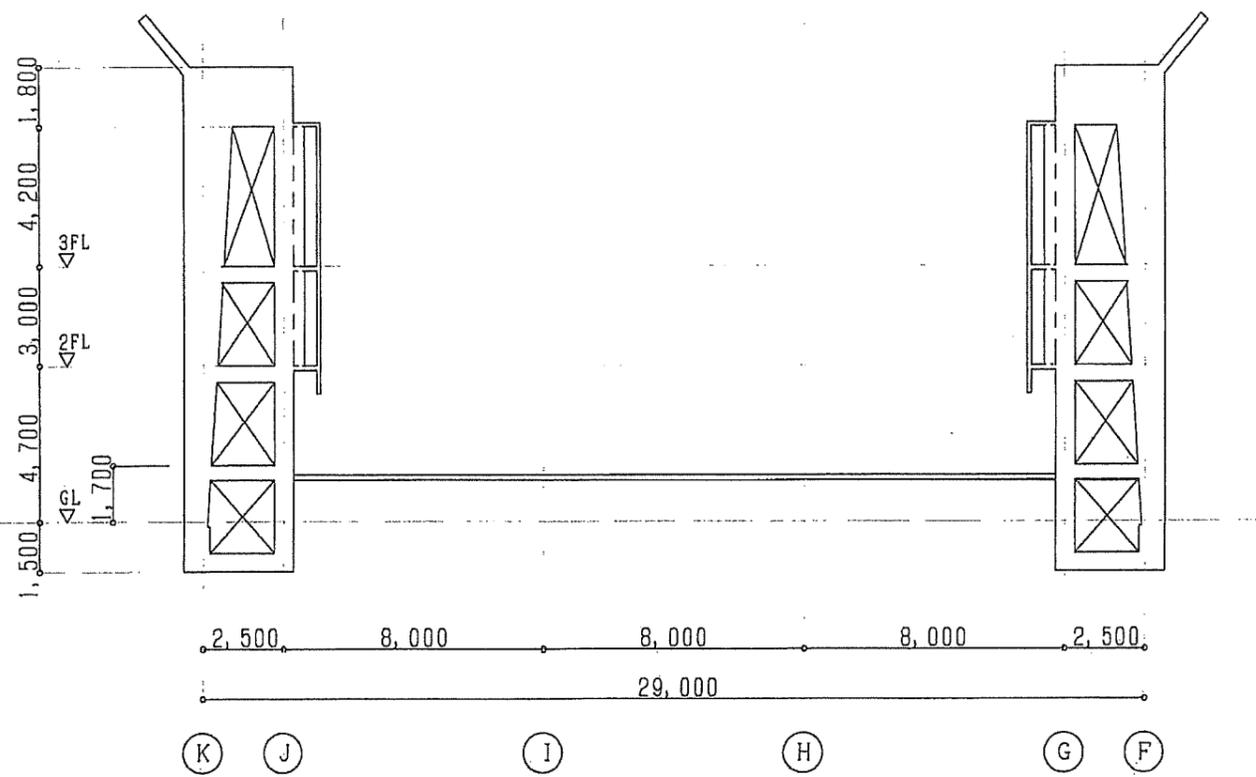
6通軸組図 1:200

特記を除き、壁は、W15

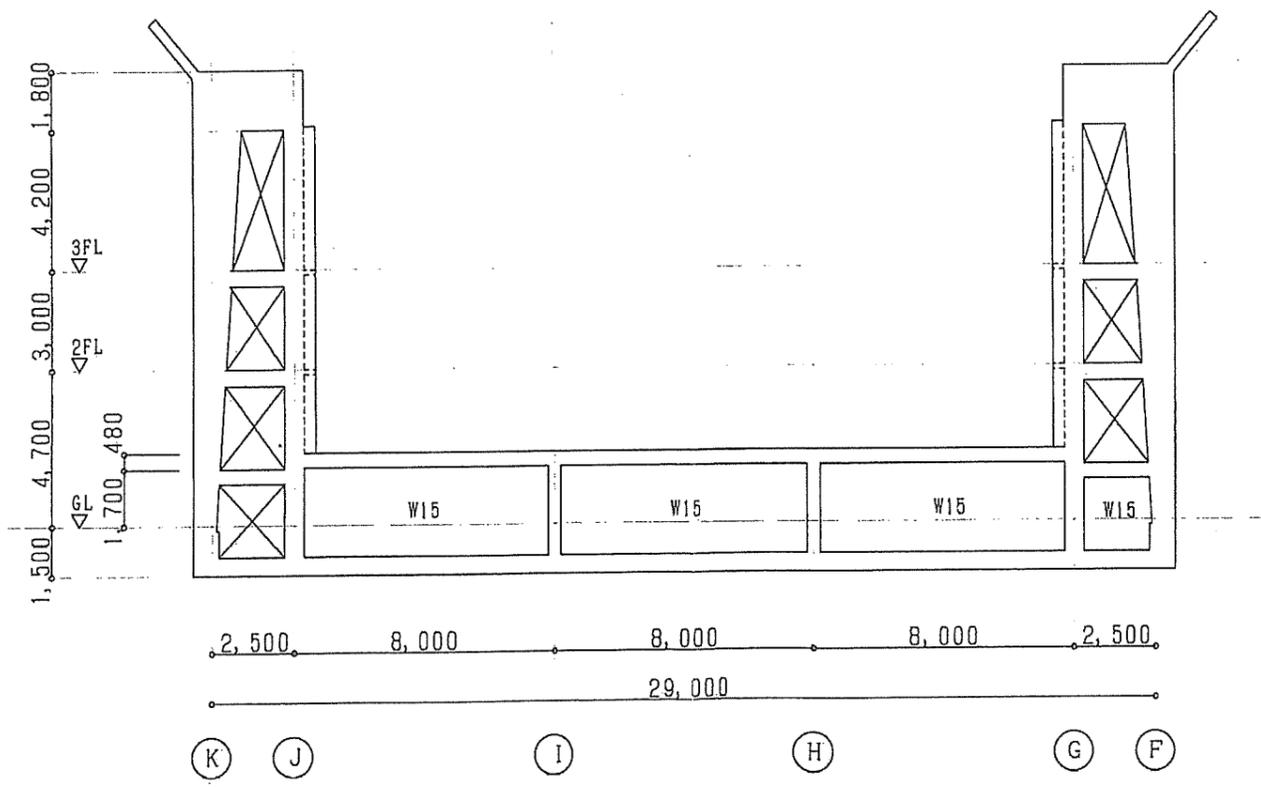


7通軸組図 1:200

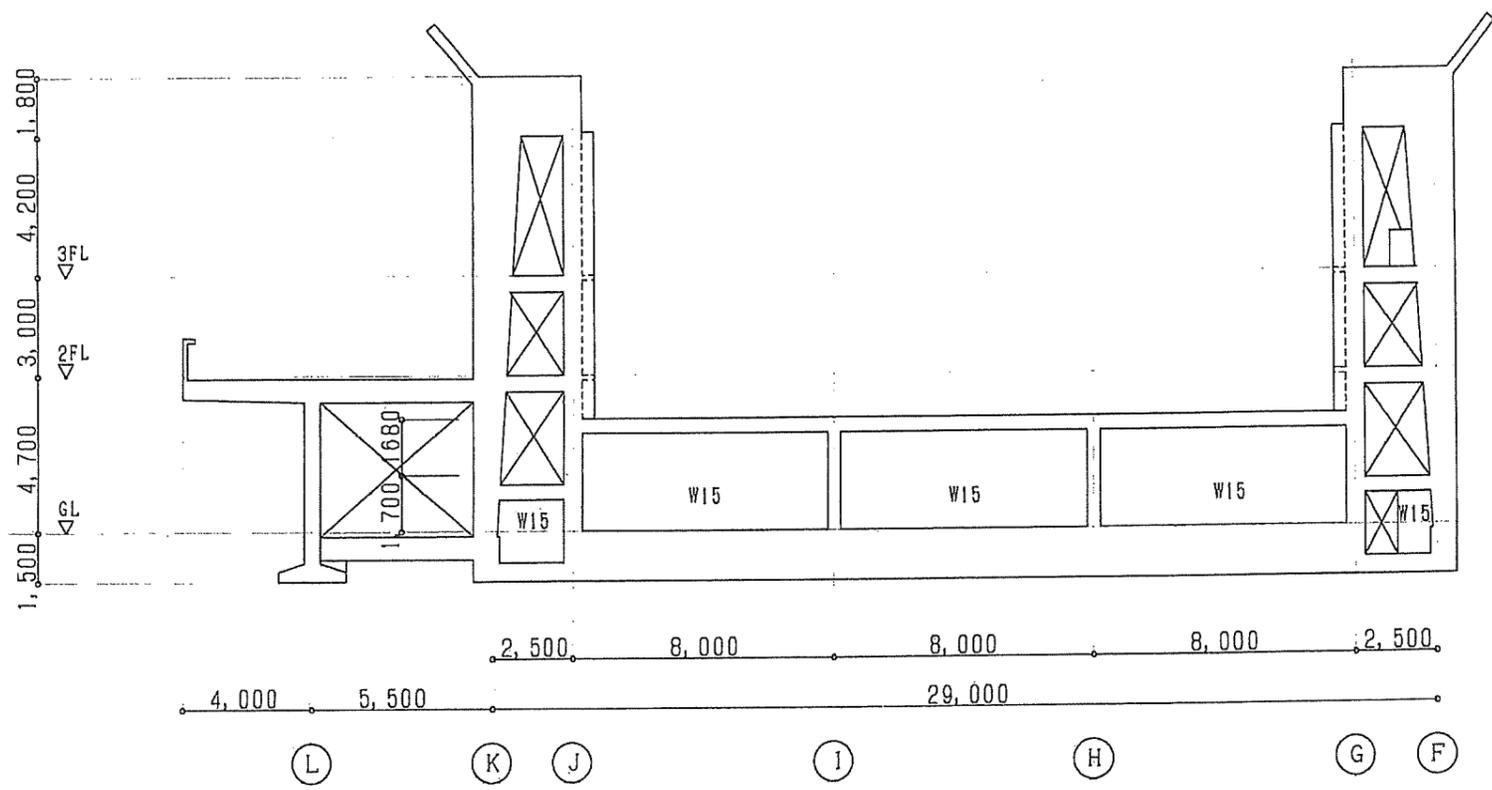
特記を除き、壁は、W15



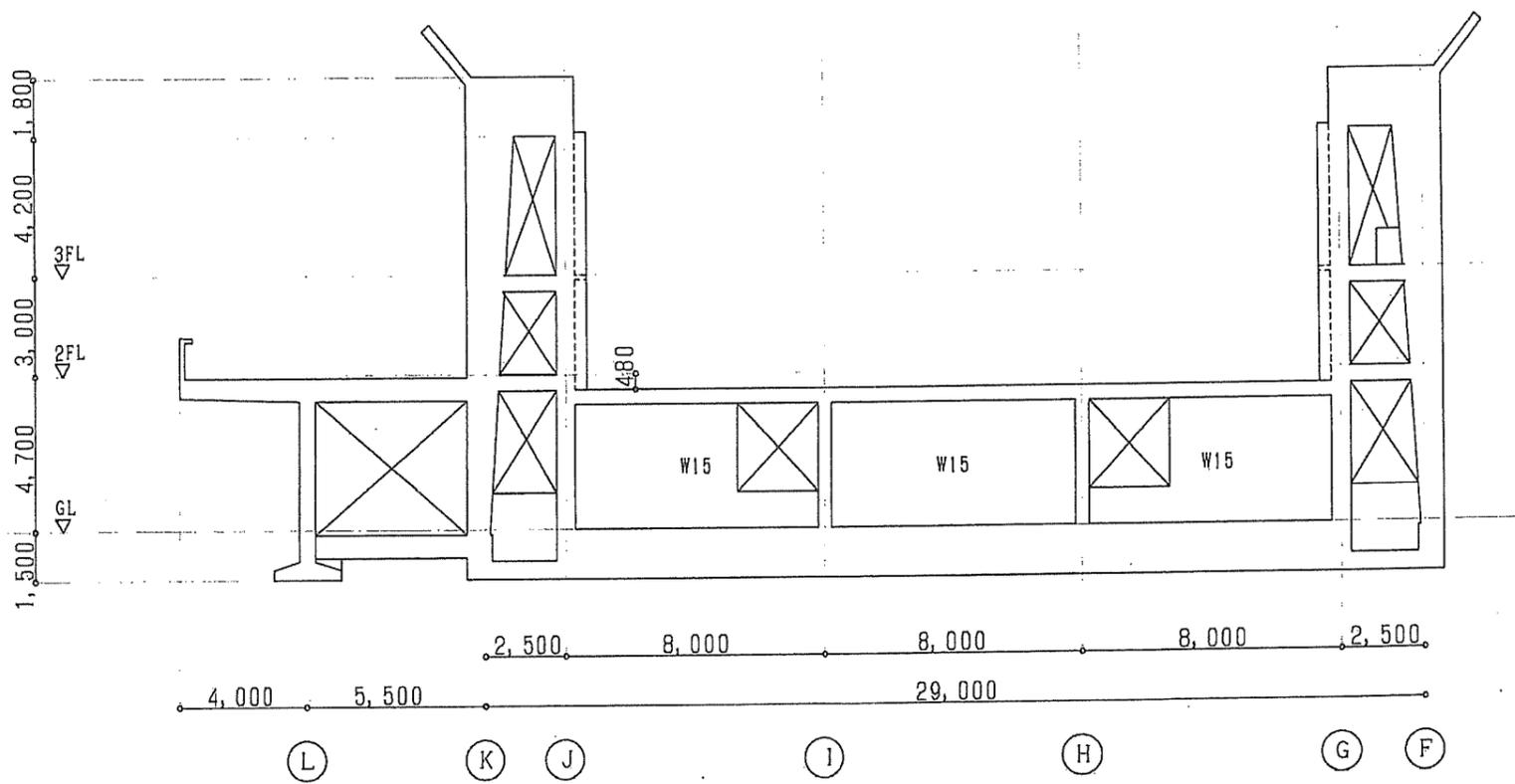
8通軸組図 1:200



9通軸組図 1:200



10通軸組図 1:200

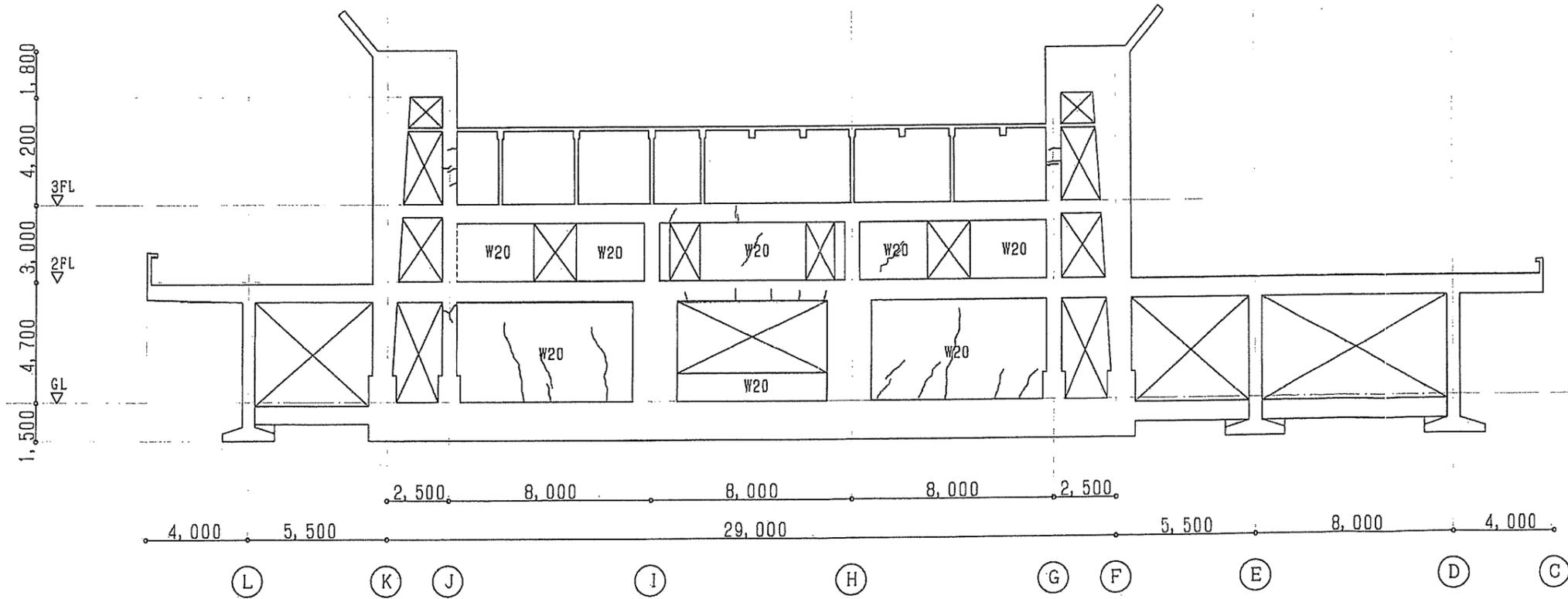


1 1 通軸組図 1:200

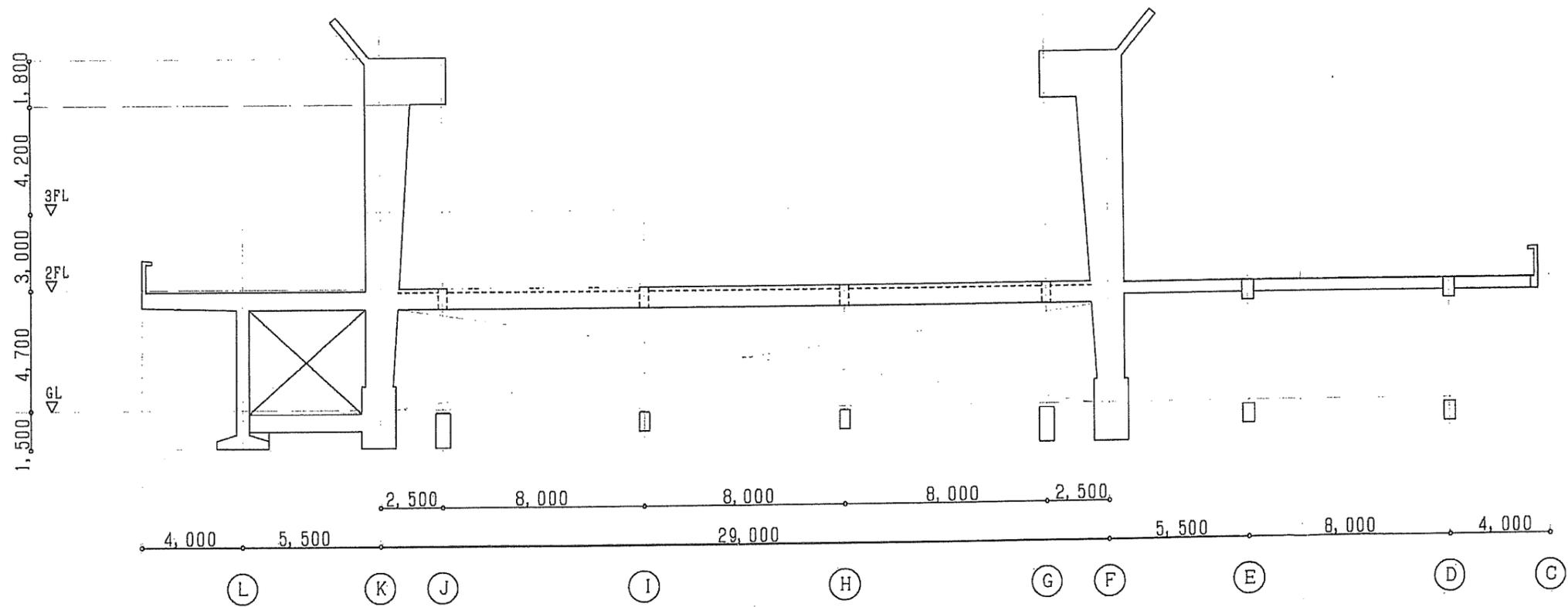
凡 例

項 目	記 号	
	正面側	対面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆 裂	△	△
欠 損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。



12通軸組図 1:200

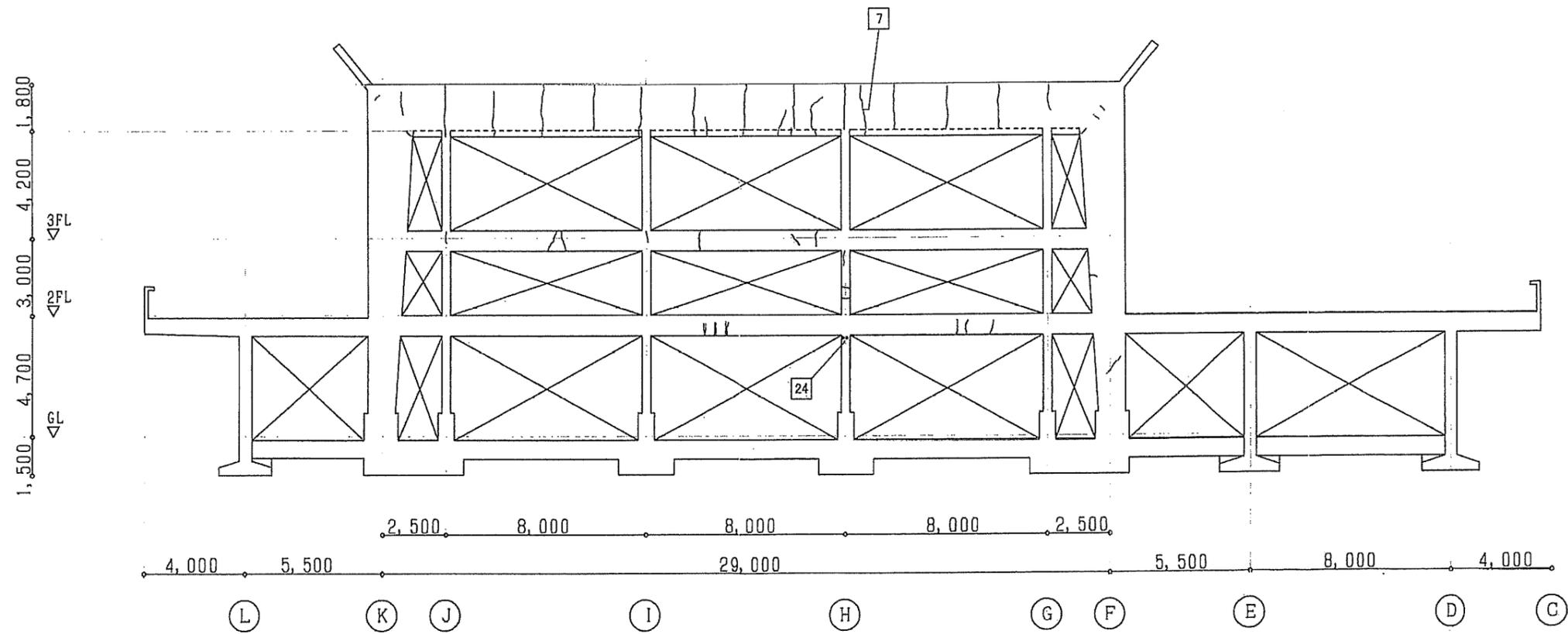


13通軸組図 1:200

凡 例

項 目	記 号	
	正面側	対面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆 裂	△	△
欠 損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。



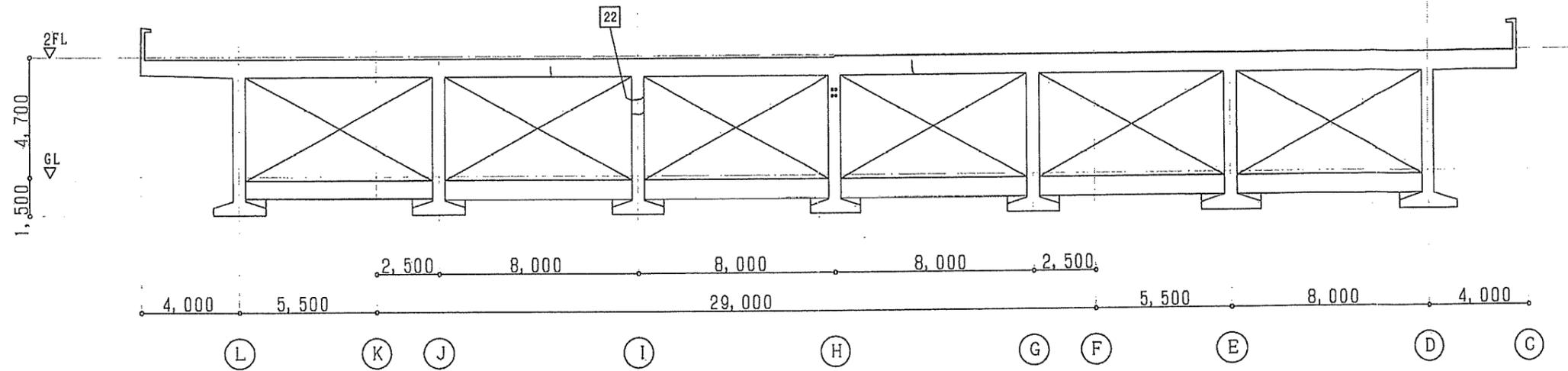
14通軸組図 1:200

特記を除き、壁は、W15

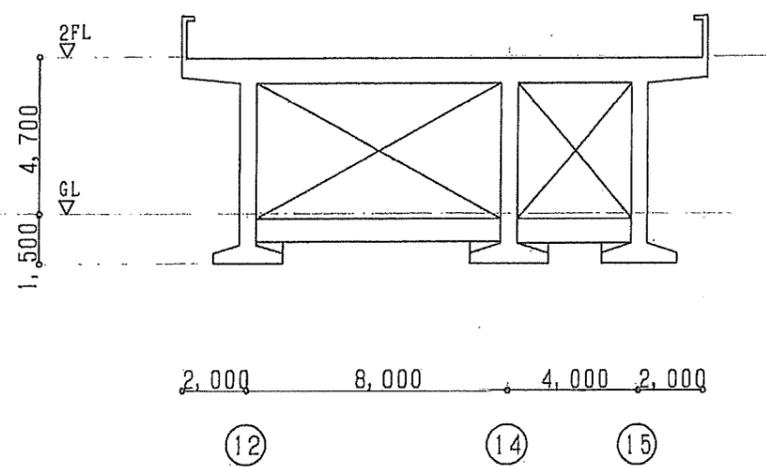
凡例

項目	記号	
	正面側	対面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆裂	△	△
欠損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

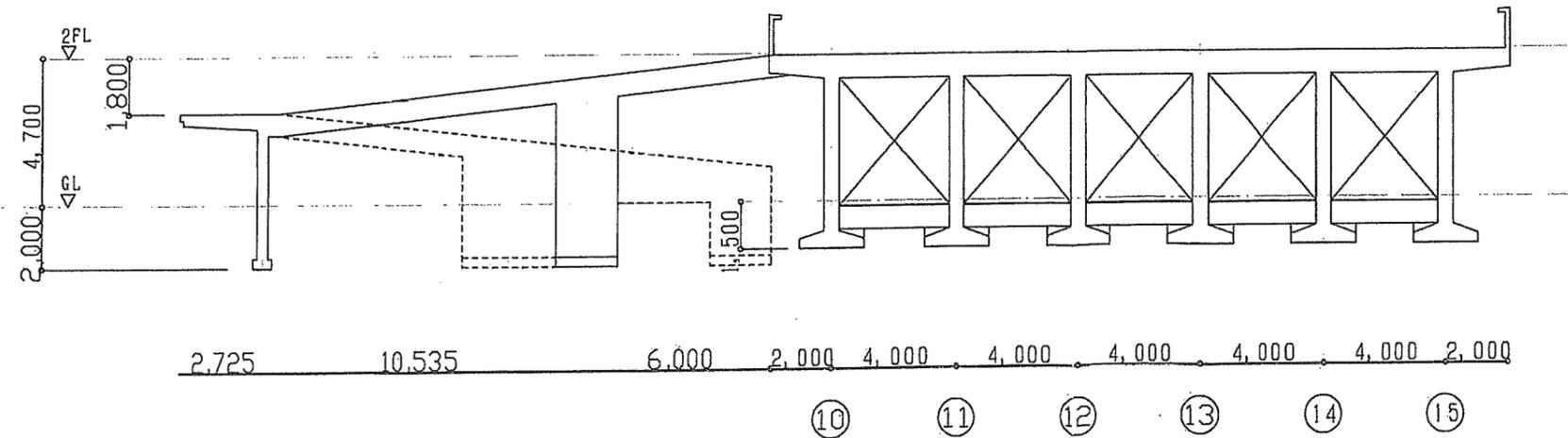
※ □ 内の数字は、写真番号を示す。



15通軸組図 1:200



D、E通軸組図 1:200

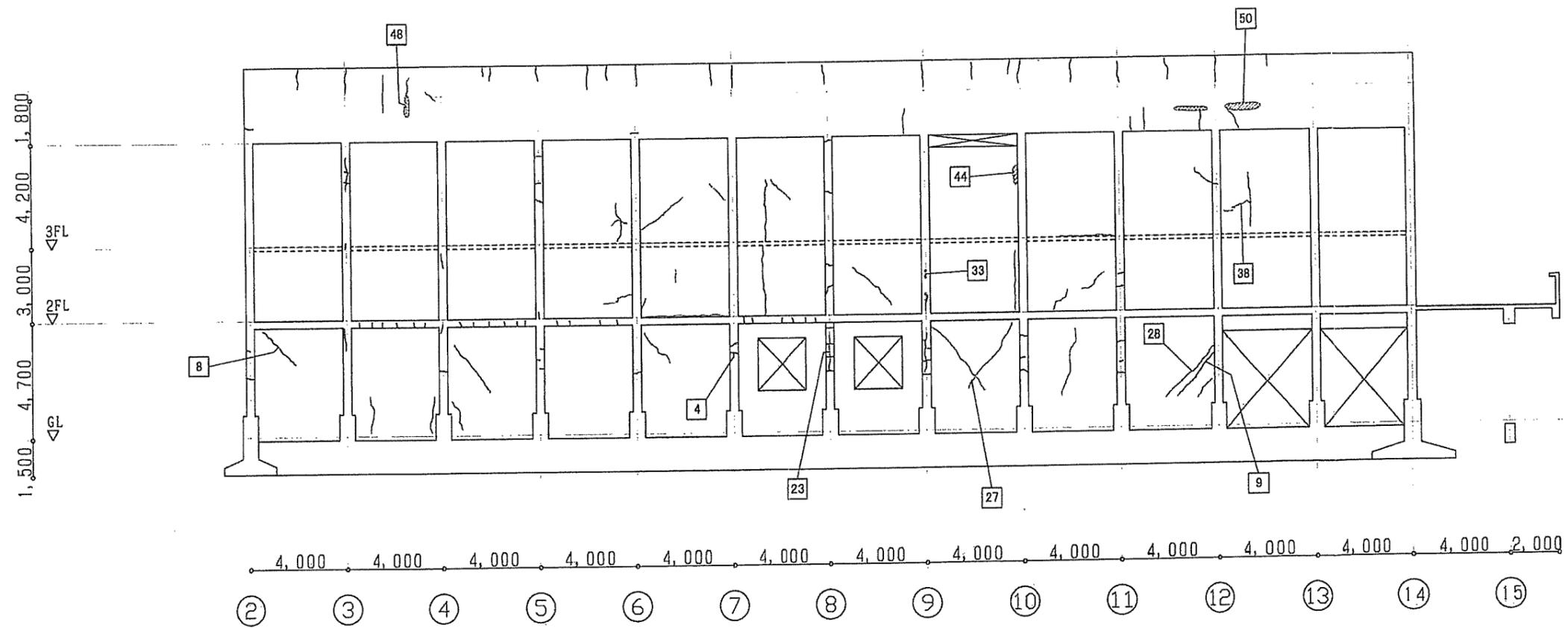


L通軸組図 1:200

凡例

項目	記号	
	正面側	背面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆裂	△	△
欠損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

※ □内の数字は、写真番号を示す。



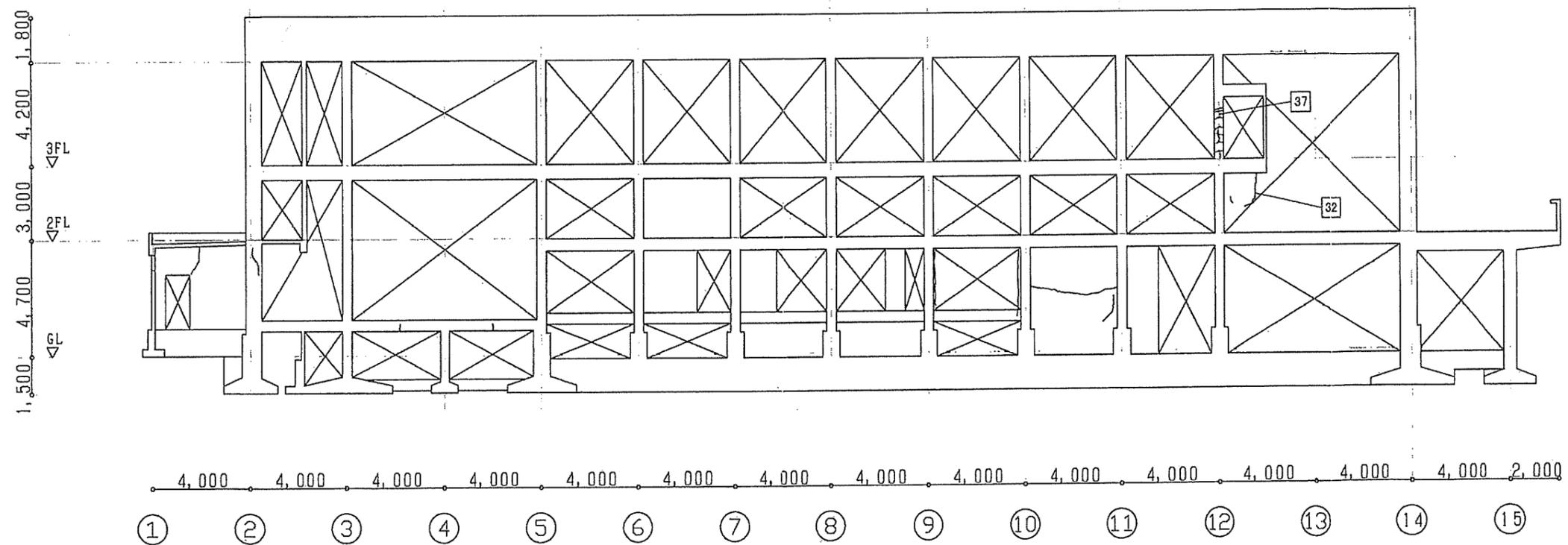
F 通軸組図 1:200

特記を除き、壁は、W20

凡 例

項 目	記 号	
	正面側	背面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆 裂	△	△
欠 損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。



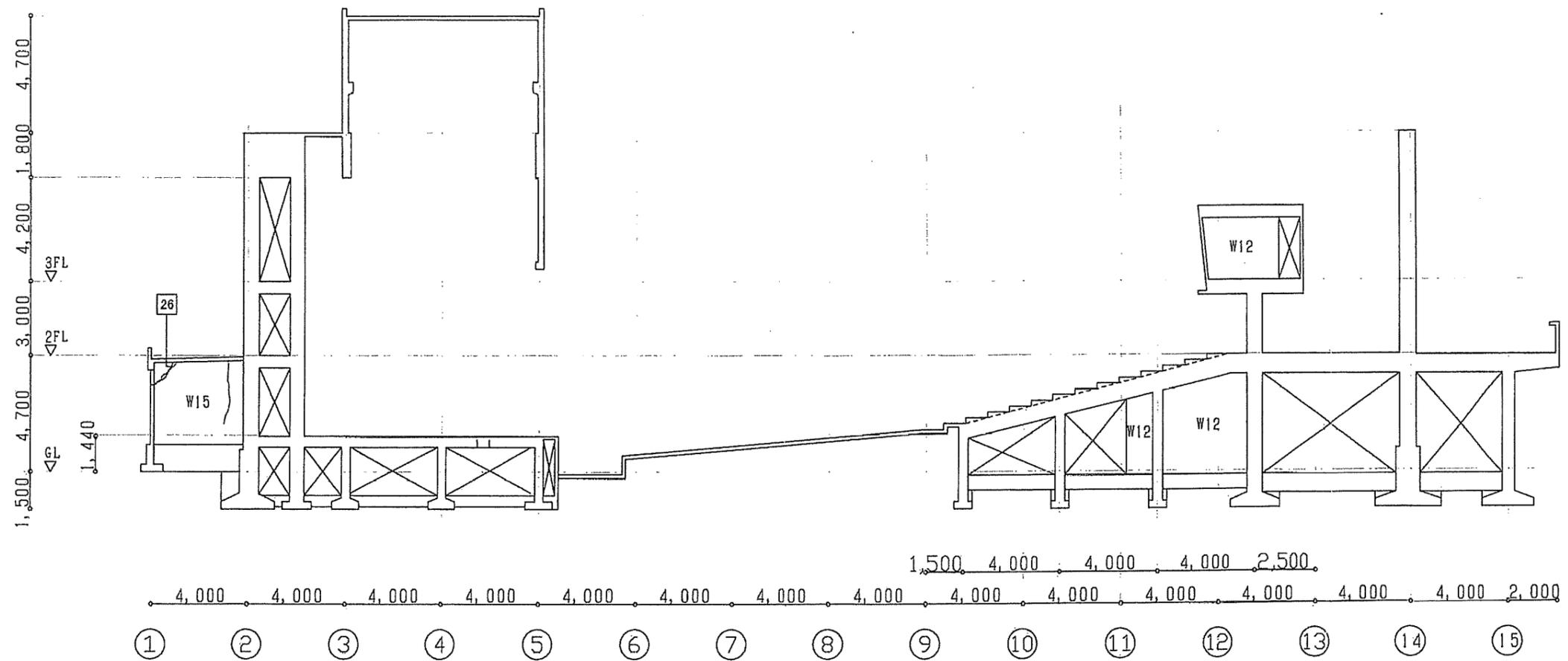
G通軸組図 1:200

特記を除き、壁は、W15

凡 例

項 目	記 号	
	正面側	対面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
沸 裂	△	△
欠 損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

※ □内の数字は、写真番号を示す。

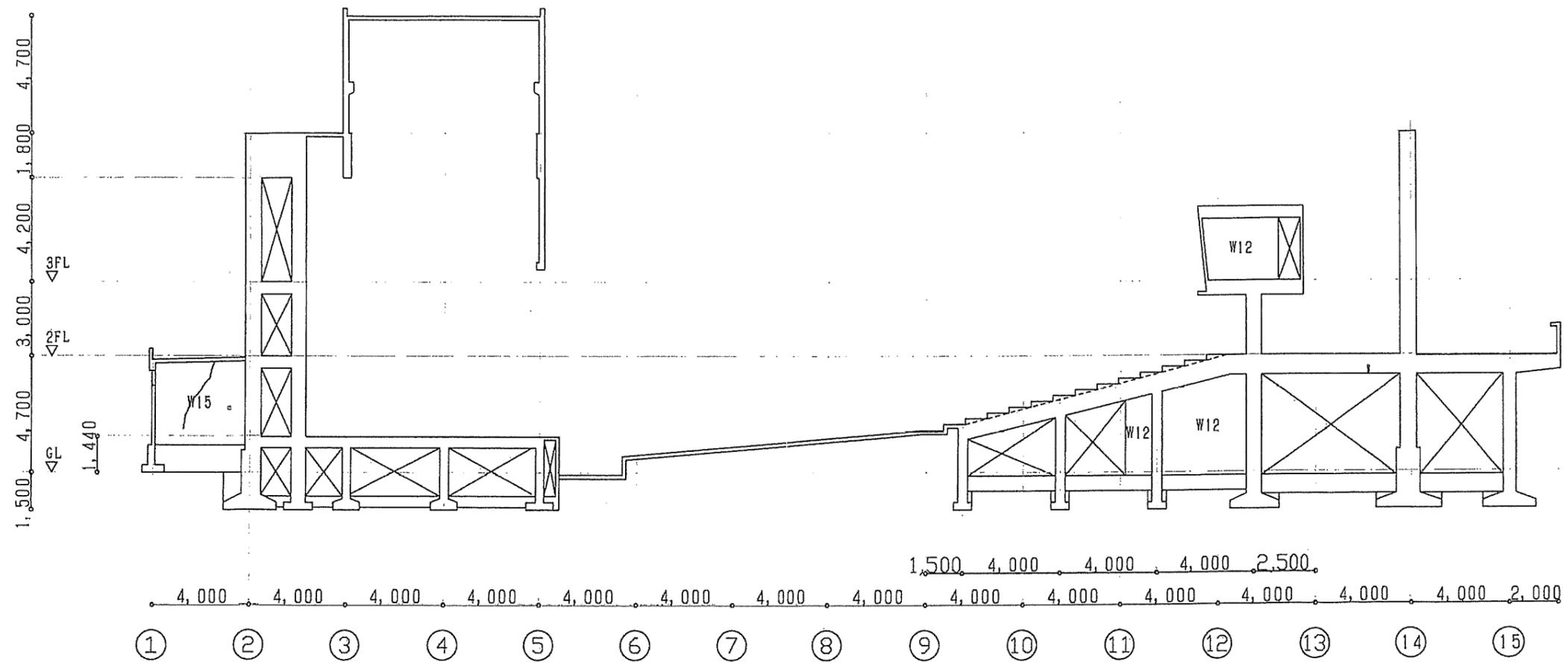


H通軸組図 1:200

凡 例

項 目	記 号	
	正面側	対面側
ひび割れ	〰️ △	〰️ △
亀甲状ひび割れ	▨ △	▨ △
爆 裂	▨ △	▨ △
欠 損	▨ △	▨ △
鉄筋露出	→ △	→ △
漏水跡	▨ △	▨ △

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。

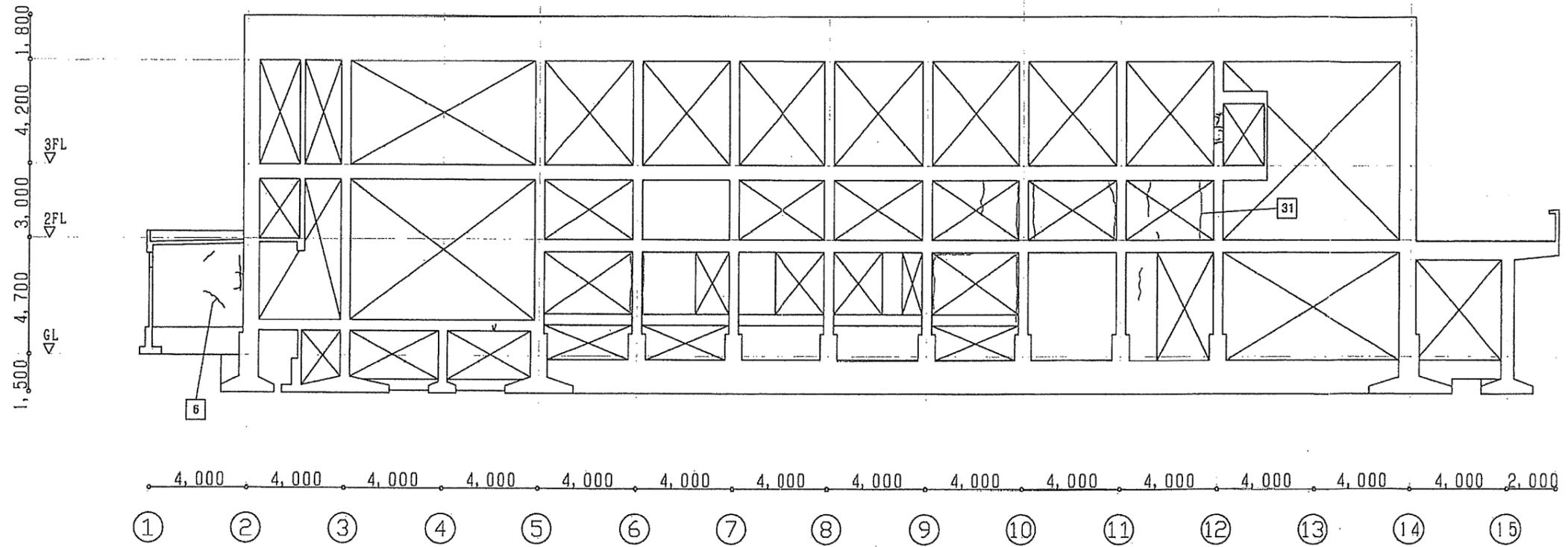


I 通軸組図 1:200

凡 例

項 目	記 号	
	正面側	対面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆 裂	△	△
欠 損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

※ □内の数字は、写真番号を示す。



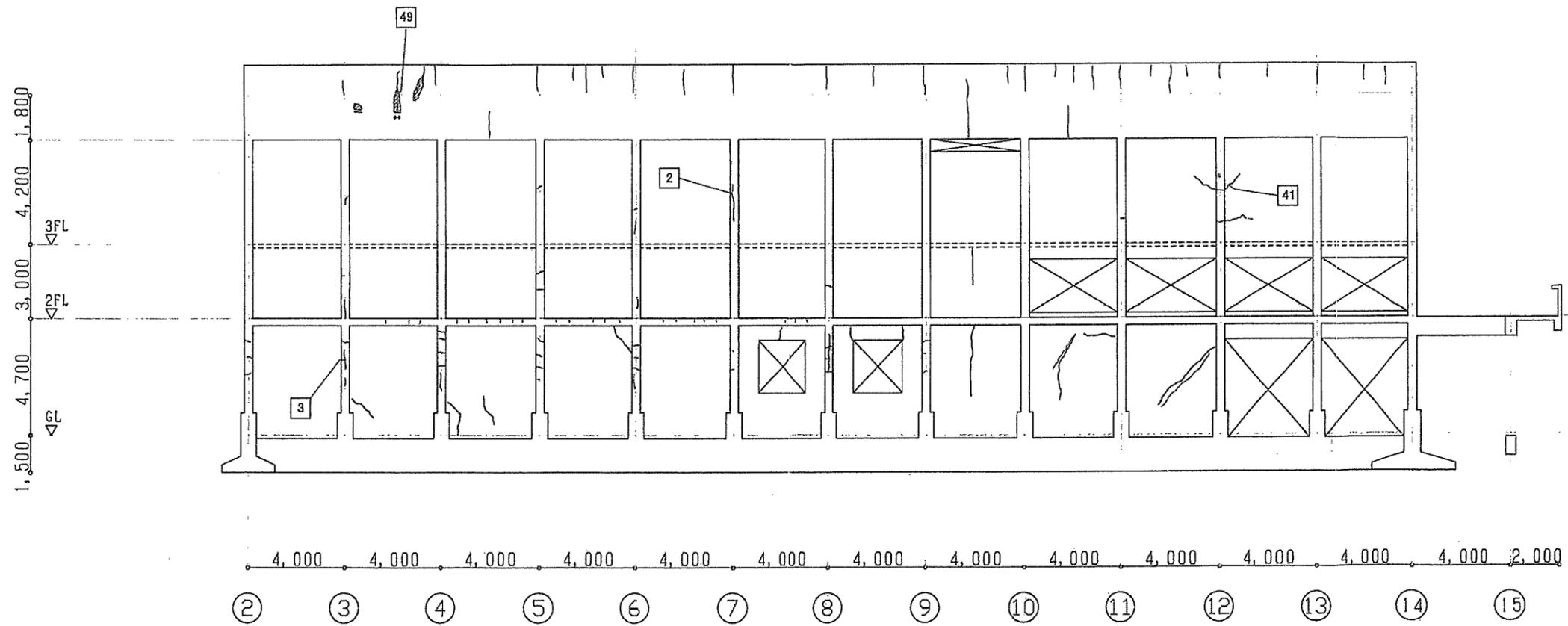
J 通軸組図 1:200

特記を除き、壁は、W15

凡 例

項 目	記 号	
	正面側	対面側
ひび割れ	△	△
亀甲状ひび割れ	△	△
爆 裂	△	△
欠 損	△	△
鉄筋露出	△	△
漏水跡	△	△

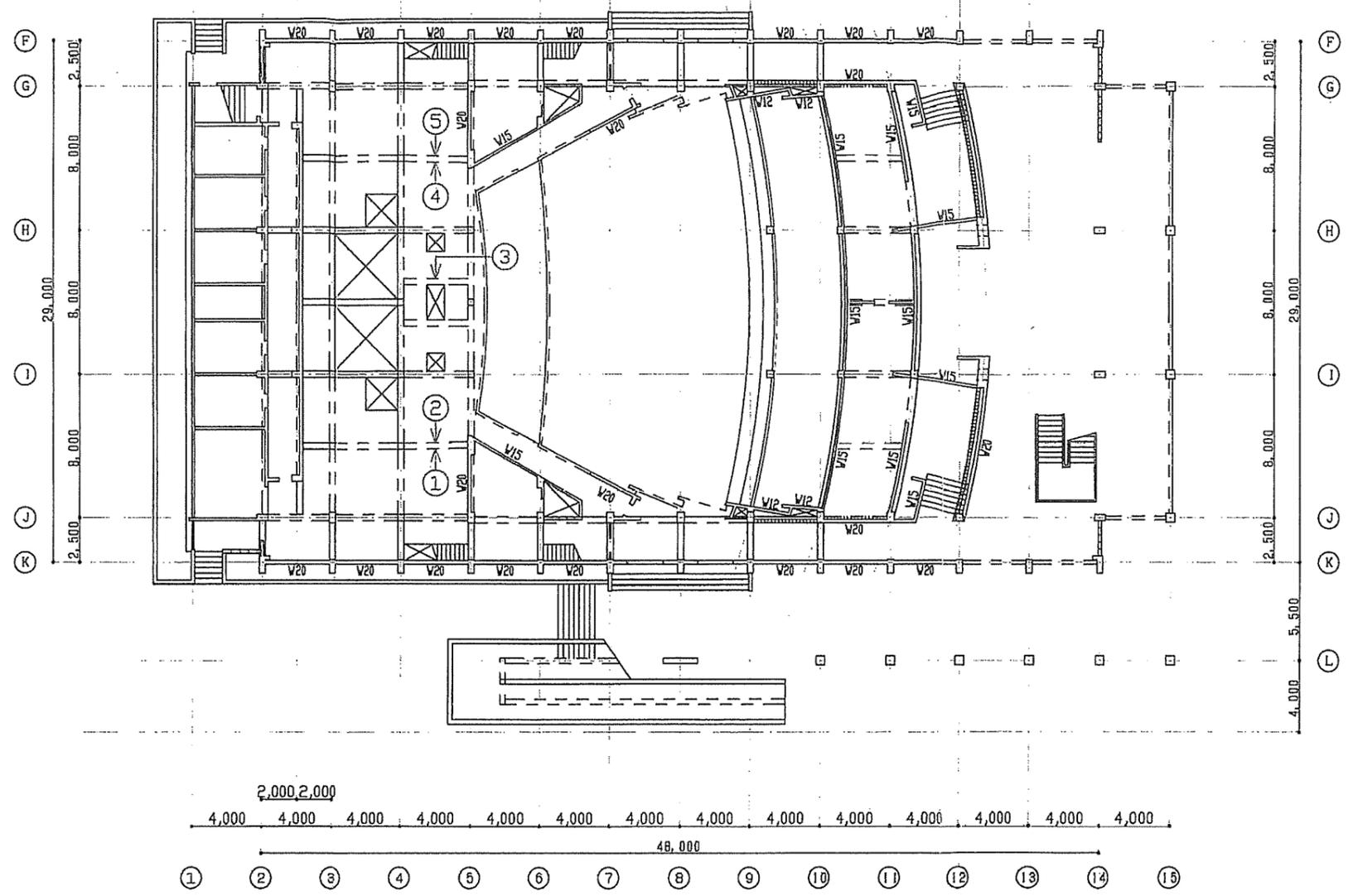
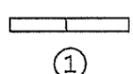
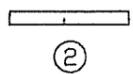
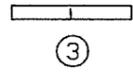
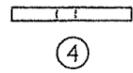
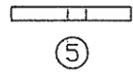
※ □ 内の数字は、写真番号を示す。



K通軸組図 1:200

特記を除き、壁は、W20

○ 展開図 (地下1階梁)

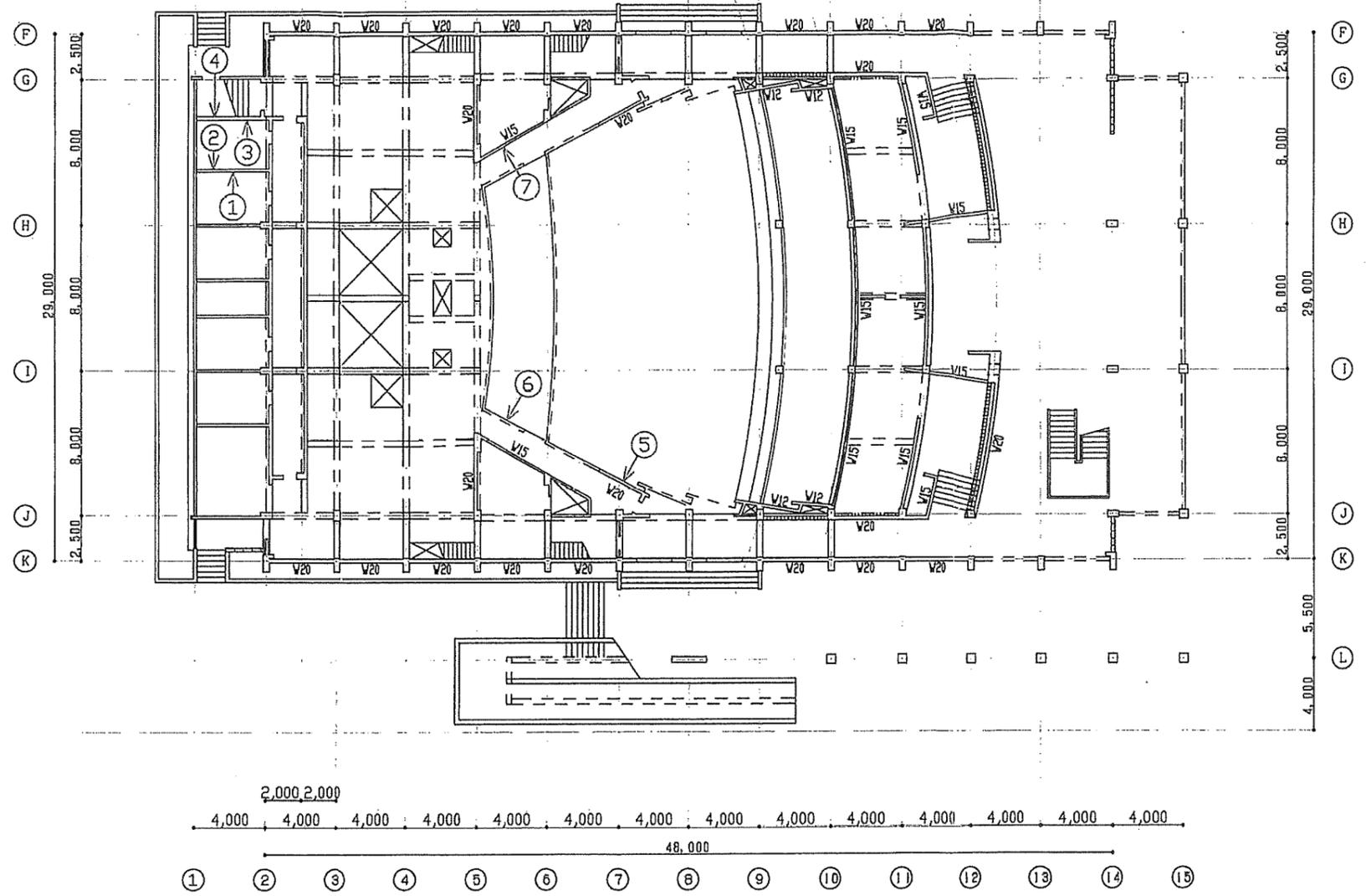
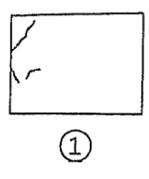
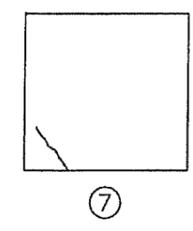
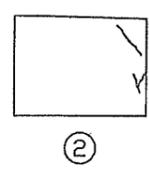
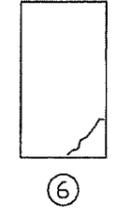
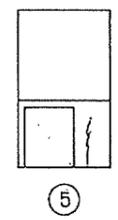
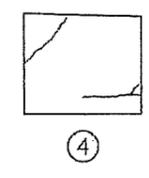


キープラン 1階梁床伏図

項目	記号
ひび割れ	△
亀甲状ひび割れ	▲
爆 裂	▲
欠 損	▲
鉄筋露出	▲
漏水跡	▲

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。

○ 展開図 (1階)

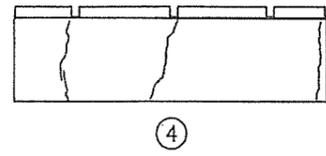


キープラン 1階梁床伏図

項目	記号
ひび割れ	△
亀甲状ひび割れ	△
爆 裂	△
欠 損	△
鉄筋露出	△
漏水跡	△

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。

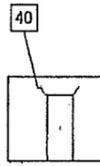
○ 展開図 (3階)



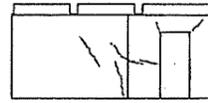
④



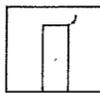
⑧



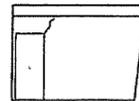
③



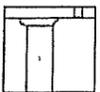
⑦



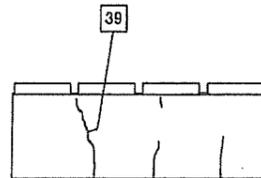
②



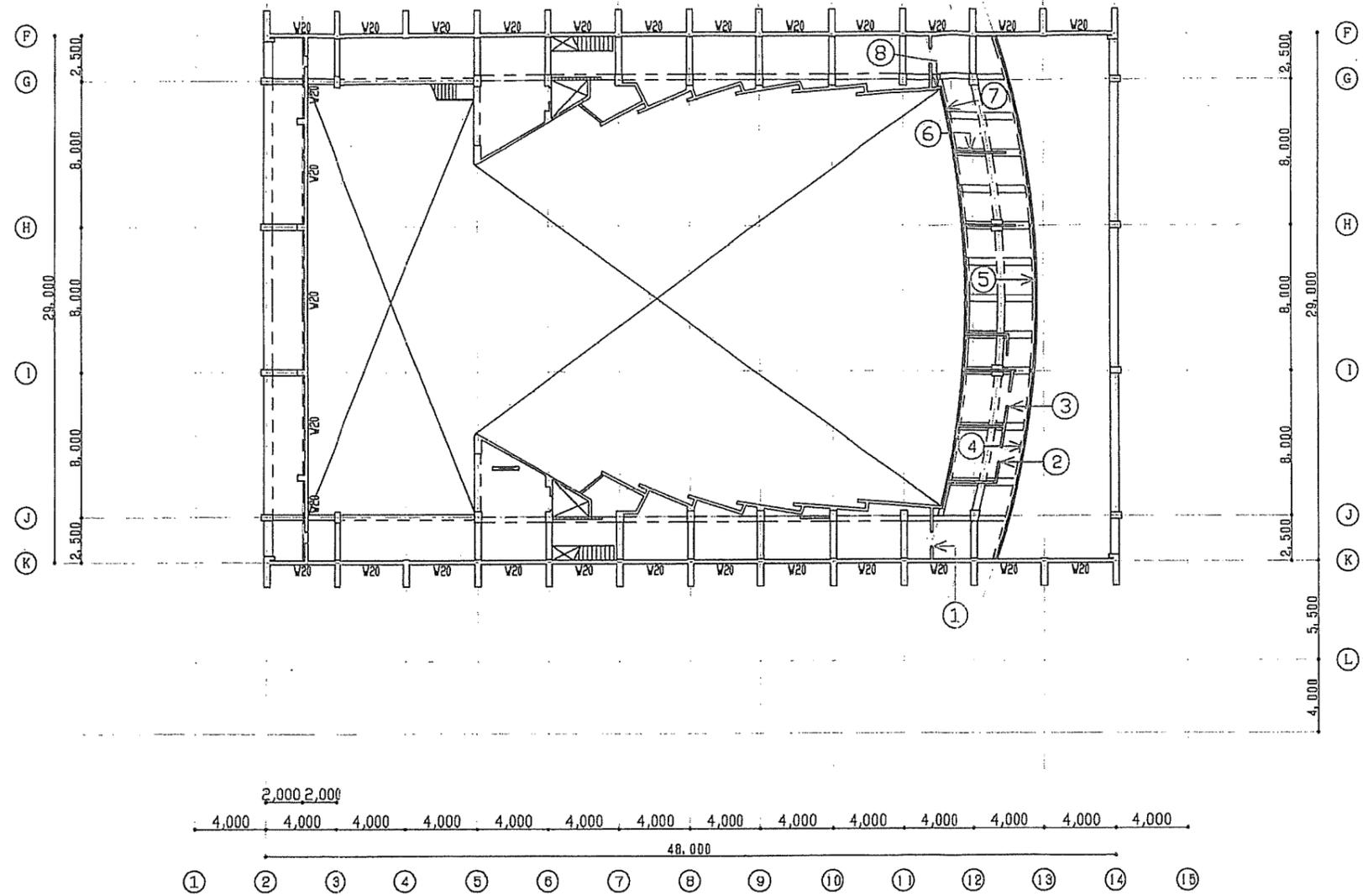
⑥



①



⑤

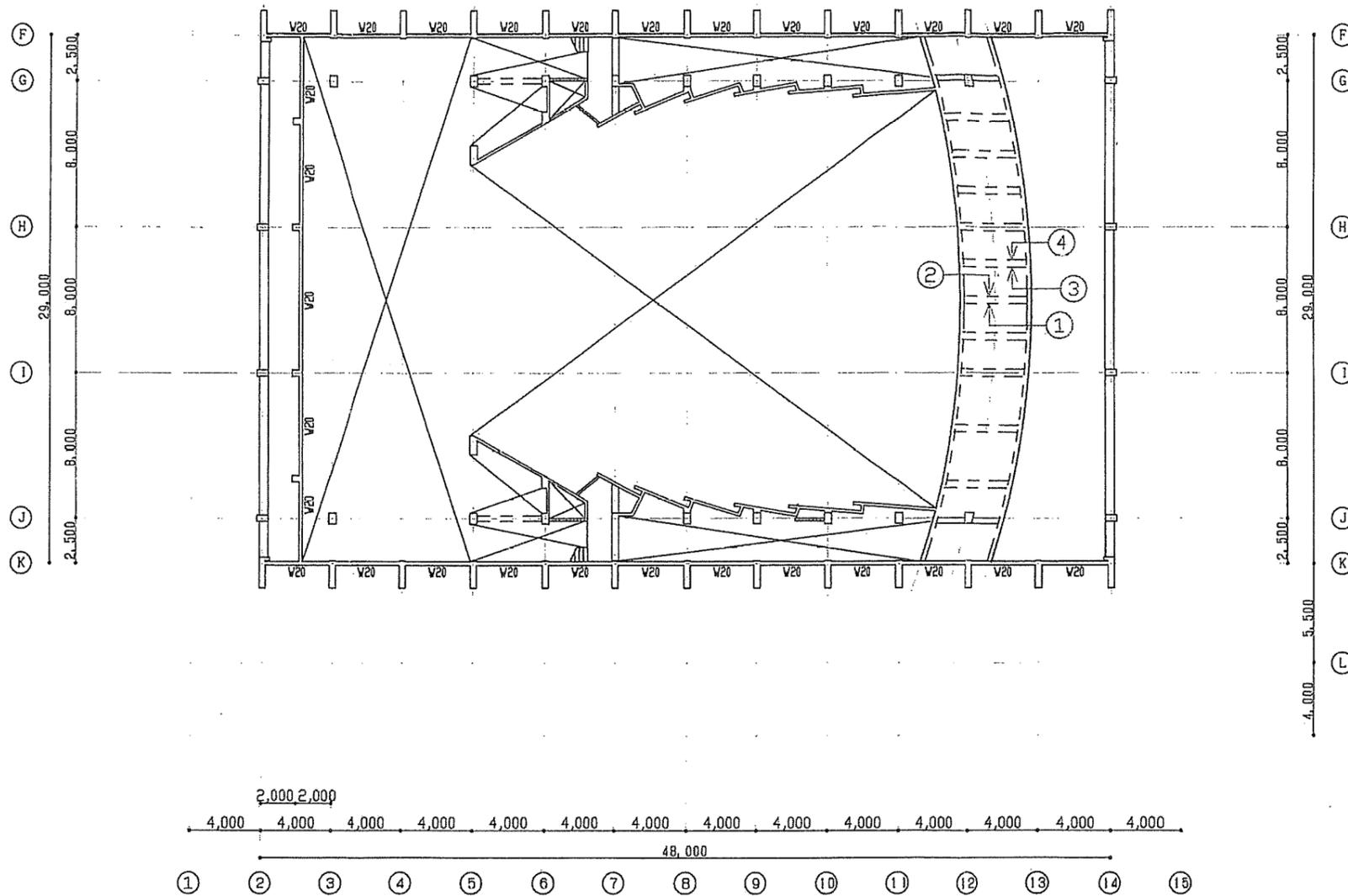
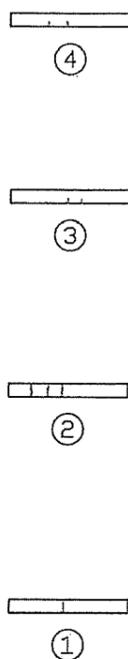


キープラン 3階梁床伏図

項目	記号
ひび割れ	△
亀甲状ひび割れ	△
爆 裂	△
欠 損	△
鉄筋露出	△
漏水跡	△

※ □内の数字は、写真番号を示す。

○ 展開図 (3階梁)



キープラン 4階梁床伏図

項目	記号
ひび割れ	△
龜甲状ひび割れ	▲
爆 裂	▲
欠 損	▲
鉄筋露出	▲
漏水跡	▲

※ □ 内の数字は、写真番号を示す。

定期点検記録 (敷地および構造)

建築基準法第 12 条第 2 項の規定による定期点検の結果は以下のとおりです。この記録に記載の事項は、事実と相違ありません。

令和 3 年 1 月 2 9 日

点検者氏名

【1. 対象建築物】

- 【イ. 所在地】 熊本県八代市西松江城町 1 番地 47
【ロ. 名称のフリガナ】 ヤツロシカバカシ 本館
【ハ. 名称】 八代市厚生会館 本館
【ニ. 用途】 劇場

【2. 点検依頼課】

- 【イ. 依頼課及び課長名】 八代市建設部営繕課
【ロ. 依頼担当者】
【ハ. 電話番号及び内線番号】 0965-33-4401
【ニ. 施設担当者】
【ホ. 電話番号及び内線番号】 0965-33-4401

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】

(一級) 建築士 (国交大臣) 登録第 [] 号
建築基準適合判定資格者 第 [] 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 [] 号
H17 国土交通省告示第 572 号による資格者 ()

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 葵一級建築士事務所
(一級) 建築士事務所 (熊本県) 知事登録第 1 9 9 8 号

【ホ. 郵便番号】 866-0016

【ヘ. 所在地】 熊本県八代市新地町 855-5

【ト. 電話番号】 0965-32-0050

(その他の点検者)

【イ. 資格等】

(一級) 建築士 (国交大臣) 登録第 [] 号
建築基準適合判定資格者 第 [] 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 [] 号
H17 国土交通省告示第 572 号による資格者 ()

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 シモムラ設計事務所
(一級) 建築士事務所 (熊本県) 知事登録第 3 2 2 7 号

【ホ. 郵便番号】 866-0082

【ヘ. 所在地】 熊本県八代市大福寺町 837

【ト. 電話番号】 0965-33-1714

(その他の点検者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 号
H17 国土交通省告示第 572 号による資格者 ()

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】〒

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格等】

() 建築士 (熊本県) 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 号
H17 国土交通省告示第 572 号による資格者 ()

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】〒

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 施設の劣化・損傷

【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

【5. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域
 その他 () 指定なし

【ロ. 用途地域】 第二種住居地域、都市公園・緑地

【6. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 鉄骨造 その他 (木造)

【ロ. 階数】 地上 3 階 地下 1 階

【ハ. 敷地面積】 9444.48 m²

【ニ. 建築面積】 2199.10 m² (建築基準法に拠る)

【ホ. 延べ面積】 2956.28 m² (建築基準法に拠る)

【7. 用途別床面積】

① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

(床面積の合計) (2956.28 m²)

② 病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、
寄宿舎、児童福祉施設等

(床面積の合計) (m²)

③ 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、
水泳場又はスポーツ施設の練習場

(床面積の合計) (m²)

④ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンス
ホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 (床面積
が 10 m²以内のものを除く)。 (床面積の合計) (m²)

⑤倉庫

(床面積の合計) (m²)

⑥自動車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ

(床面積の合計) (m²)

⑦事務所その他これに類する用途に供する建築

(床面積の合計) (m²)

- 【8. 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法
階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
その他 ()

【9. 増築、改築、用途変更等の経過】

昭和・平成	37年	3月	日	概要 (竣工)
昭和・平成	56年	9月	30日	概要 (身障者トイレの増築工事)
昭和・平成	元年	3月	29日	概要 (建築・機械設備・電気の改修工事)
昭和・平成	11年	3月	29日	概要 (男女トイレ改修設備工事)
昭和・平成	16年	3月	29日	概要 (身障者トイレの改修工事)
昭和・平成	22年	2月	26日	概要 (耐震補強工事に伴う設備工事)
昭和・平成	22年	3月	15日	概要 (耐震補強工事)
昭和・平成	28年	3月	31日	概要 (ホール内壁改修工事)

【10. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無

- ・八代市厚生会館本館耐震補強工事
- ・厚生会館内外壁改修工事

【ロ. 確認済証】 有 無

交付番号 昭和・平成 年 月 日 第 号

交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無

【ニ. 検査済証】 有 無

交付番号 昭和・平成 年 月 日 第 号

交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無

【ヘ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無 対象外

【11. 備考】

点検対象である渡り廊下及び庇(本館)は本館に含むものとする。

また点検対象外である機械置場も本館の設備に係る為、点検対象範囲に含むものとする。

【6. 建築物及びその敷地の概要】では本館以外の面積を未計上とする。

【12. 点検の状況】

【イ. 今回の点検】 令和 2 年 11 月 13 日実施

【ロ. 前回の点検】 実施 (平成 28 年 9 月 29 日報告) 未実施

【ハ. 建築設備の点検】 実施 (平成 28 年 3 月 2 日報告) 未実施

~~【ニ. 昇降機等の点検】~~ 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【13. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()

有 (飛散防止措置有) ()

無

【ロ. 措置予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【14. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (平成 19 年 3 月に実施予定) 対象外

【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (平成 22 年 3 月に実施予定)

【15. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 有 無

【ロ. 不具合等の記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定)

予定なし

-
- 【16. 備考】
- ・平成 26 年 9 月に外壁打診調査実施。
 - ・平成 28 年 5 月に熊本地震発生後に芦原設計事務所にて構造躯体の点検を実施し異常なしとの事。
 - ・今回、同業務に劣化度調査を実施
-

点検様式1-2 点検記録表(敷地及び構造)・点検項目については国土交通省告示第282号別表より抜粋

当該点検に関与した点検者	氏名		資格
	代表となる点検者	● ●	一級建築士
	その他の点検者	● ●	一級建築士

番号	点検項目	点検結果			備考
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1 敷地及び地盤					
	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○		
	敷地	敷地内の排水の状況	○		
	塀等	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○		
	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況		○	
		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	○		
2 建物の外部					
	基礎	基礎の沈下等の状況	○		
		基礎の劣化及び損傷の状況	○		
	土台(木造に限る)	土台の沈下等の状況			/
		土台の劣化及び損傷の状況			/
外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			/
		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			/
		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			/
		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			/
		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		○	
	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○		
		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	○		
		金属系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況			/
		コンクリート系パネル(帳壁を含む)の劣化及び損傷の状況	○		
	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況		○	
外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○			
	支持部分等の劣化及び損傷の状況	○			

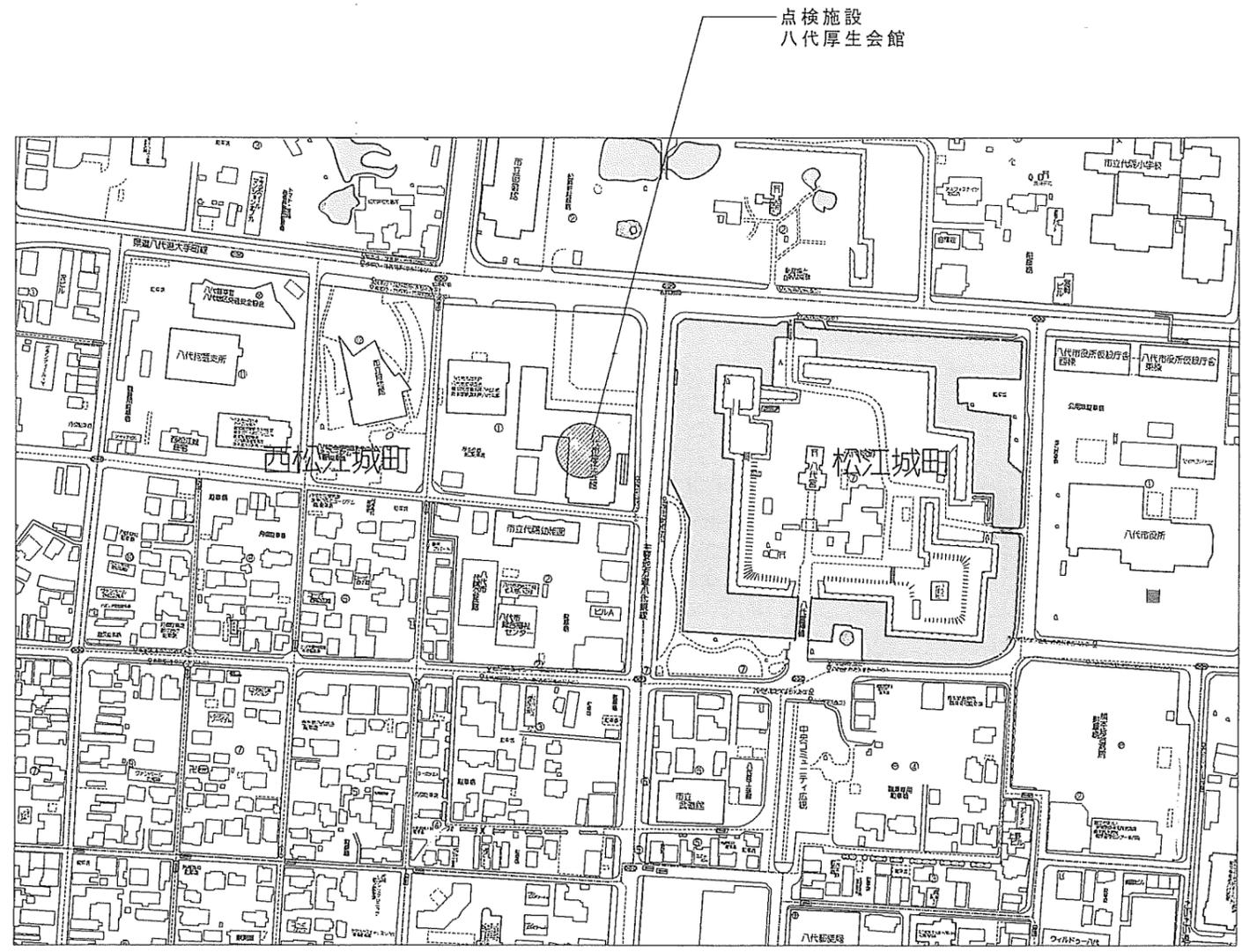
番号	点検項目		点検結果			備考
			指摘なし	要是正		
				既存不適格		
3	屋上及び屋根					
	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況		○		
	屋上周り(屋上面を除く)	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況		○		
		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況		○		
		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○			
		排水溝(ドレーン含む。)の劣化及び損傷の状況	○			
	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況				
	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況		○		
		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○			
4	建築物の内部					
	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条例11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○		
	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		○	
		令第115条の2の2第1項第一号に掲げる準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁等に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			
			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○		

番号	点検項目		点検結果			備考
			指摘なし	要是正		
				既存不適格		
床	令第115条の2の2第1項第一号に掲げる準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	○			
天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○			
防火設備(防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。)		本体と枠の劣化及び損傷の状況	○			
		防火設備の閉鎖又は作動の状況				
機器(照明器具、懸垂物等)		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況				
		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5 避難施設等						
避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	○			
		避難器具の操作性の確保の状況				
階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	○			
	特別避難階段	付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況				
6 その他						
特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
		膜張力及びケーブル張力の状況				

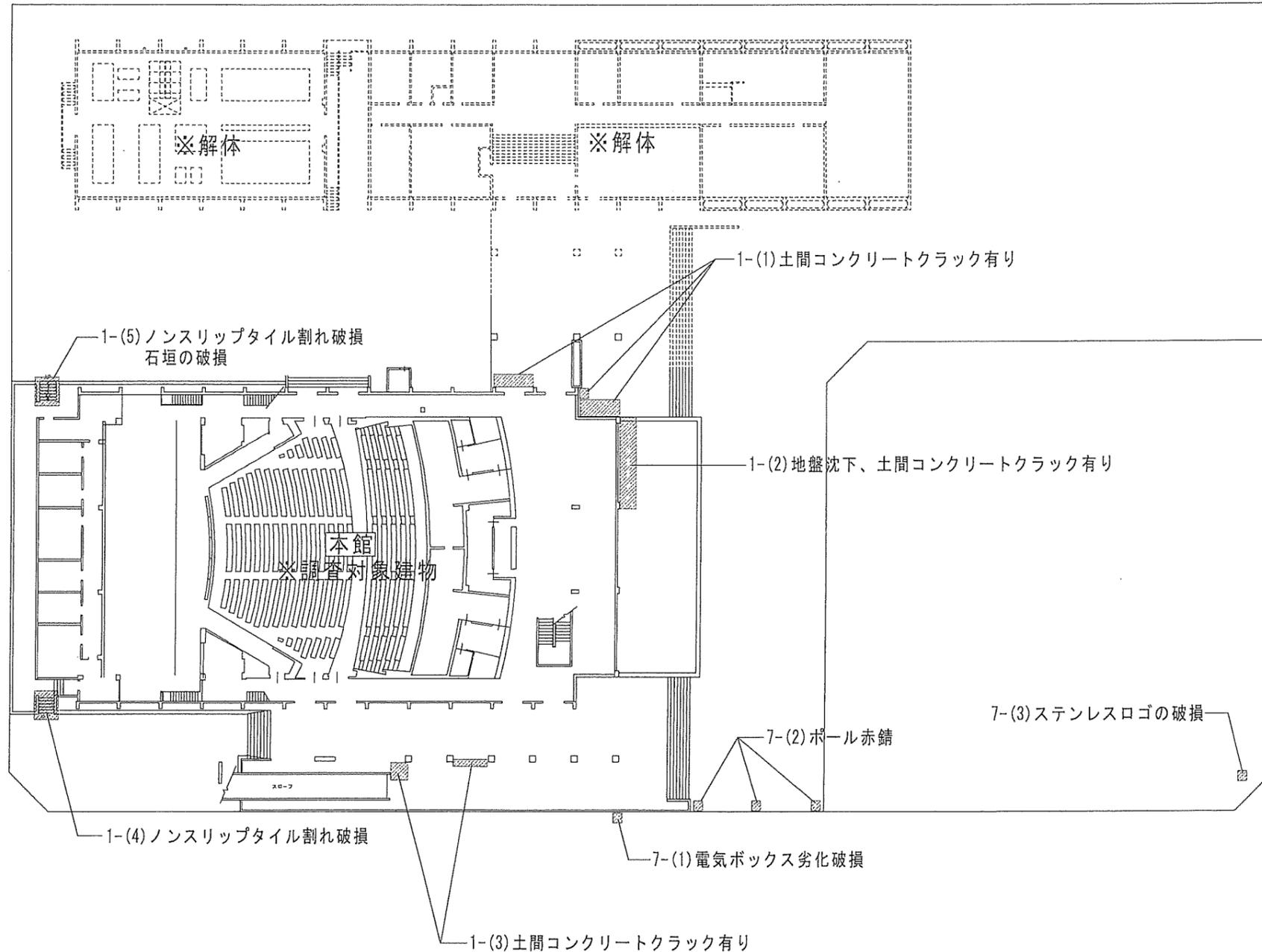
番号	点検項目		点検結果			備考
			指摘なし	要是正		
				既存不適格		
特殊な構造等	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)				/
		上部構造の可動の状況				/
	避雷設備の状況	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				/
	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				/
		付帯金物の劣化及び損傷の状況				/
	令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				/
		付帯金物の劣化及び損傷の状況				/
7 上記以外の点検項目						
	内装壁仕上げ材等	本館1階東側廊下床、カーペットの劣化有		○		
		舞台裏女子トイレシャワー室 天井ボードが固定釘の腐蝕により、落下のおそれ有		○		
		本館2階ホワイエ天井 雨シミ有		○		
		本館3階東側通路天井 木毛板が野縁への固定不良にて、落下のおそれ有		○		
	屋外電飾広告板	ステンレスロゴ文字の一部に鋭利な剥がれ有剥がれた金属片でケガ等危険有		○		

番号	点検項目	点検結果			備考
		指摘なし	要是正	既存不適格	
備考					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	
1-(1)	地盤	建物(西)玄関ホール土間コンクリートクラック有り	土間コンクリート打直し		
1-(2)		旧池内、地盤沈下による土間コンクリートの割れ	土間コンクリート打直し		
1-(3)		建物(東)土間コンクリートクラック有り	土間コンクリート打直し		
1-(4)	敷地	屋外階段ノンスリップタイル破損	タイルの貼り直し		
1-(5)	敷地	屋外階段ノンスリップタイル破損	タイルの貼り直し		
1-(5)	擁壁	建物(西)石垣の石積み破損	石の補修有		
2-(1)	外壁躯体の劣化及び 損傷の状況	建物(東) 2Fバルコニースラブ下にクラック及び錆 汁	クラック補修必要有		
2-(2)		建物(西) 2Fバルコニースラブ下にクラック及び錆 汁	クラック補修必要有		
2-(3)		建物(東)屋外スロープ柱 クラック及び 錆汁 梁に爆裂	クラック補修必要有 爆裂補修必要有		
2-(4)		建物(東)外壁にクラック及び錆汁	クラック補修必要有		
2-(5)		2Fバルコニー手摺(パラペット)天端に多 数のクラック 同立上り壁に多数のク ラック	クラック補修必要有(モルタル補修)		
2-(6)		2F庇に爆裂	爆裂補修必要有		
2-(7)		RC柱 全体的にクラック	クラック補修必要有		
2-(8)		屋根部RC庇 全体的にクラック	クラック補修必要有		
2-(9)	窓サッシ等	建物(東)1Fスチール建具 表面塗装劣 化	表面塗装の補修有り		
2-(10)		建物(北)1Fスチール建具 シーリング劣 化	シーリング目地の打ち替え必要有		
2-(11)		建物(北)2Fスチール建具 シーリング劣 化	シーリング目地の打ち替え必要有		
2-(12)	外部連結工作物	2Fバルコニー部 照明機器支持部の赤錆	塗装錆止め又は機器取替必要有		
2-(13)		2Fバルコニー部 スチールフェンスの赤錆	塗装錆止め又はフェンス取替必要有		

番号	点検項目	点検結果		備考
		指摘なし	要是正	
			既存不適格	
2-(14)	外部連結工作物	2Fバルコニー部 電気ボックスの赤錆	ボックスの取替必要有	
3-(1)	屋上面	2Fバルコニー部 シート防水劣化、浮き	経年劣化、防水改修必要有	
4-(1)	壁の室内に面する部分	舞台壁面に2ヶ所のクラックが3階まで有	クラック補修必要有	
4-(2)		西側通路 壁クラック有り	クラック補修必要有	
4-(3)		西側通路 壁クラック有り 一部破損	クラック補修必要有	
4-(4)	壁の室内に面する部分	舞台裏 控室 壁クラック有	クラック補修必要有	
4-(5)		2F西側廊下 壁クラック有	クラック補修必要有	
4-(6)		2F東側廊下 壁クラック有	クラック補修必要有	
4-(7)		3F西側廊下 壁クラック有	クラック補修必要有	
4-(8)		3F映写室 壁クラック有	クラック補修必要有	
4-(9)		3F技師控え室 壁クラック有	クラック補修必要有	
4-(10)		内装床仕上げ材等	1F東側廊下 カーペットの劣化有	カーペットの貼り替え
4-(11)	内装天井仕上げ材等	1F控え室女子便所シャワー室内 水漏れシミ 剥がれ有	ボード貼替え必要有	
4-(12)		2Fホワイエ 雨漏れシミ有	仕上げ材の貼り替え	
4-(13)		3F南側廊下 スラブ貫通配管 雨シミ 赤錆 配管劣化有	屋上防水の改修必要有	
4-(14)		3F南側廊下 スラブ貫通配管 雨シミ 赤錆 配管劣化有	屋上防水の改修必要有	
4-(15)		3F東側廊下 天井ボード破損有	天井ボードの補修必要有	
7-(1)	その他項目	施設敷地内 東側 電気ボックス破損	撤去改修等の必要性有	
7-(2)		施設敷地内 東側敷地出入口ポールの赤錆有	塗装改修の必要性有	
7-(8)	屋外電飾広告板	ステンレスロゴ文字の一部に鋭利な剥がれ有剥がれた金属片でケガ等危険有	金属片の再固定必要有	

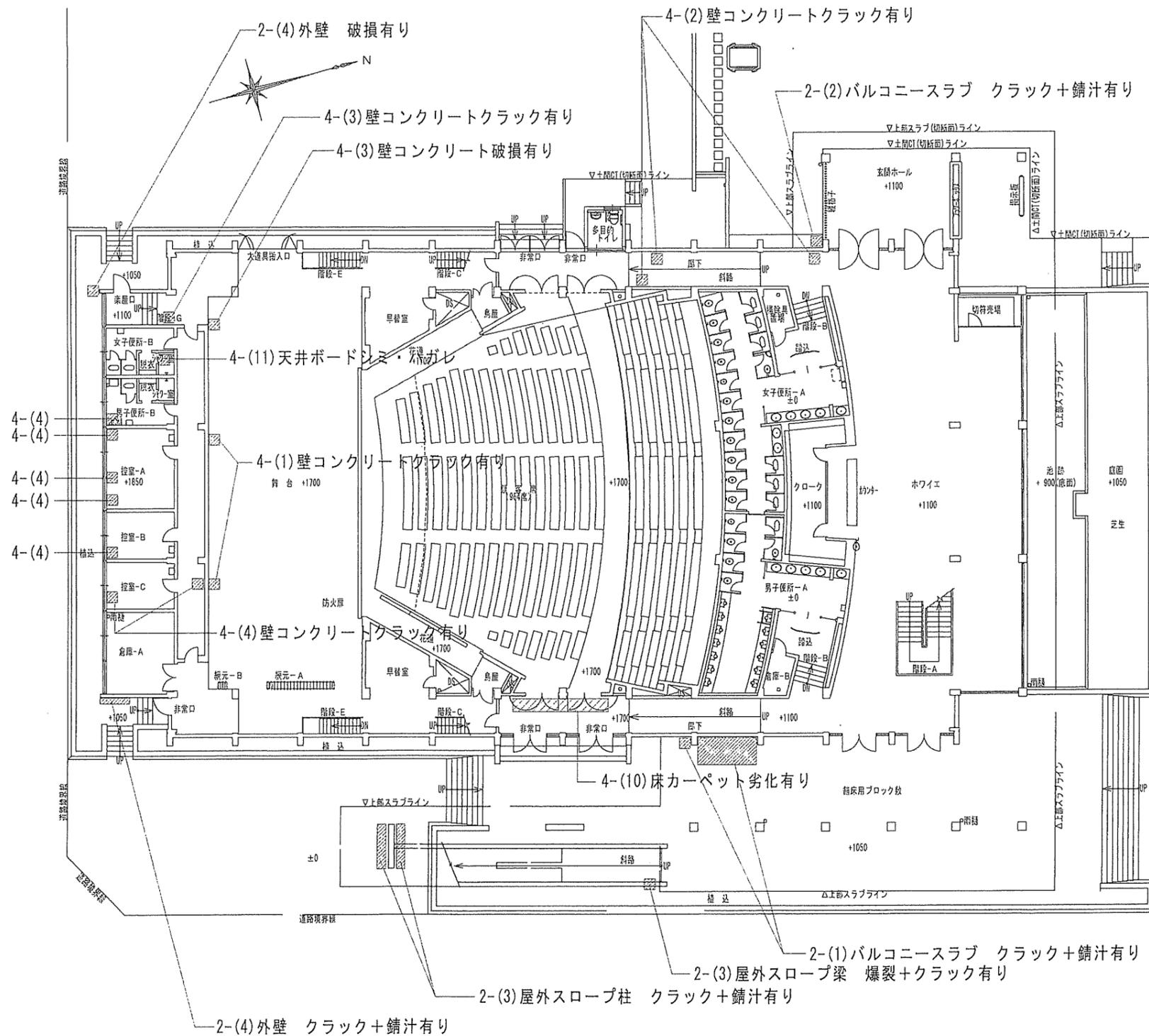


1	敷地及び地盤		
1-1	地盤		
1-2	敷地		
1-3	塀等		
1-4・5	擁壁		
2	建物の外部		
2-1・2	基礎		
2-3・4	土台（木造に限る）		
2-5～9	外壁 躯体等		
2-10～13	外壁 外装仕上げ材等		
2-14	外壁 窓サッシ等		
2-15・16	外壁 外壁に緊結された広告板、空調室外機等		
3	屋上及び屋根		
3-1	屋上面		
3-2～5	屋上周り（屋上面を除く）		
3-6	屋根		
3-7・8	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）		
4	建築物の内部		
4-1	防火区画 防火区画の外周部		
4-2～6	壁の室内に面する部分 躯体等		
4-7・8	壁の室内に面する部分 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の壁		
4-9～11	床 躯体等		
4-12	床 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の床		
4-13	天井 内装制限に規定する建築物天井部分		
4-14・15	防火設備		
4-16	機器（照明器具、懸垂物等）		
4-17・18	石綿等を添加した建築材料		
5	避難施設等		
5-1・2	避難上有効なバルコニー		
5-3・4	階段		
5-5	排煙設備等		
6	その他		
6-1・2	膜構造建築物の膜体、取付部材等		
6-3・4	免震構造建築物の免震層及び免震装置		
6-5	避雷設備の状況		
6-6・7	建築物に設ける煙突		
6-8・9	工作物に掲げる煙突		
7	上記以外の点検項目		
7-1～	上記以外の点検項目		
対象物件名		八代市厚生会館 本館	
図名	点検様式 1 - 3 点検結果図	令和 楯尺	28年10月 — 担当者



○-○の数字は写真番号を示す

1	敷地及び地盤		
1-1	地盤		1-(1)~(3)
1-2	敷地		1-(4)~(5)
1-3	塀等		
1-4・5	擁壁		1-(5)
2	建物の外部		
2-1・2	基礎		
2-3・4	土台 (木造に限る)		
2-5~9	外壁 躯体等		
2-10~13	外壁 外装仕上げ材等		
2-14	外壁 窓サッシ等		
2-15・16	外壁 外壁に緊結された広告板、空調室外機等		
3	屋上及び屋根		
3-1	屋上面		
3-2~5	屋上周り (屋上面を除く)		
3-6	屋根		
3-7・8	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)		
4	建築物の内部		
4-1	防火区画 防火区画の外周部		
4-2~6	壁の室内に面する部分 躯体等		
4-7・8	壁の室内に面する部分 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の壁		
4-9~11	床 躯体等		
4-12	床 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の床		
4-13	天井 内装制限に規定する建築物天井部分		
4-14・15	防火設備		
4-16	機器 (照明器具、懸垂物等)		
4-17・18	石綿等を添加した建築材料		
5	避難施設等		
5-1・2	避難上有効なバルコニー		
5-3・4	階段		
5-5	排煙設備等		
6	その他		
6-1・2	膜構造建築物の膜体、取付部材等		
6-3・4	免震構造建築物の免震層及び免震装置		
6-5	避雷設備の状況		
6-6・7	建築物に設ける煙突		
6-8・9	工作物に掲げる煙突		
7	上記以外の点検項目		
7-1~	上記以外の点検項目		7-(1)~(3)
対象物件名		八代市厚生会館 本館	
図名	点検様式 1-3 点検結果図	令和 8年10月 10日	担当者

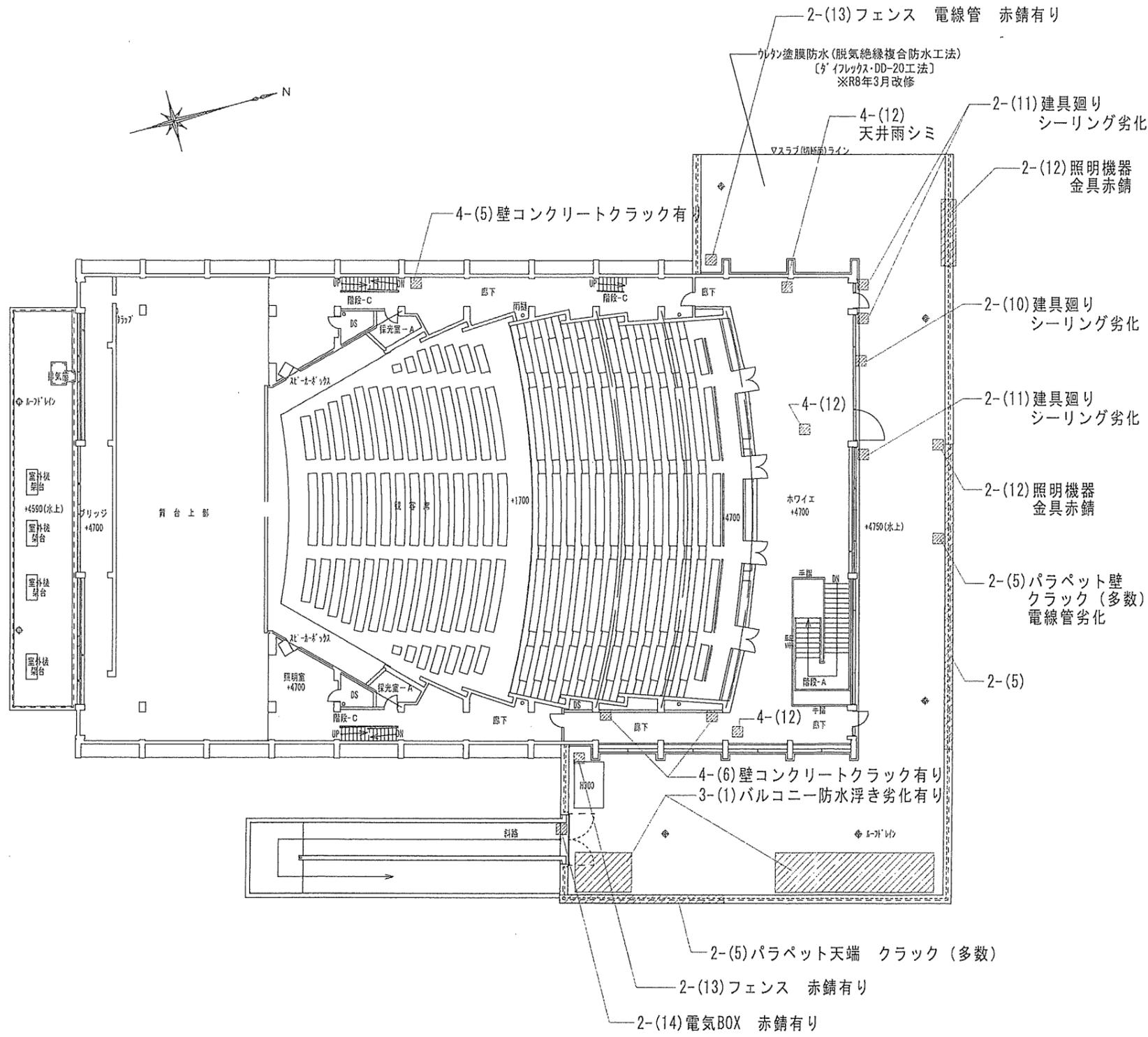


1階 平面図 S=1/300

1	敷地及び地盤		
1-1	地盤		
1-2	敷地		
1-3	塀等		
1-4・5	擁壁		
2	建物の外部		
2-1・2	基礎		
2-3・4	土台 (木造に限る)		
2-5~9	外壁 躯体等	2	(1)~(4)
2-10~13	外壁 外装仕上げ材等		
2-14	外壁 窓サッシ等		
2-15・16	外壁 外壁に緊結された広告板、空調室外機等		
3	屋上及び屋根		
3-1	屋上面		
3-2~5	屋上周り (屋上面を除く)		
3-6	屋根		
3-7・8	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)		
4	建築物の内部		
4-1	防火区画 防火区画の外周部		
4-2~6	壁の室内に面する部分 躯体等	4	(1)~(4)
4-7・8	壁の室内に面する部分 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の壁		
4-9~11	床 躯体等	4	(10)
4-12	床 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の床		
4-13	天井 内装制限に規定する建築物天井部分	4	(11)
4-14・15	防火設備		
4-16	機器 (照明器具、懸垂物等)		
4-17・18	石綿等を添加した建築材料		
5	避難施設等		
5-1・2	避難上有効なバルコニー		
5-3・4	階段		
5-5	排煙設備等		
6	その他		
6-1・2	膜構造建築物の膜体、取付部材等		
6-3・4	免震構造建築物の免震層及び免震装置		
6-5	避雷設備の状況		
6-6・7	建築物に設ける煙突		
6-8・9	工作物に掲げる煙突		
7	上記以外の点検項目		
7-1~	上記以外の点検項目		

対象物件名	八代市厚生会館 本館			
図名	点検様式 1-3	点検結果図	令和 28年10月	担当者
			縮尺	-

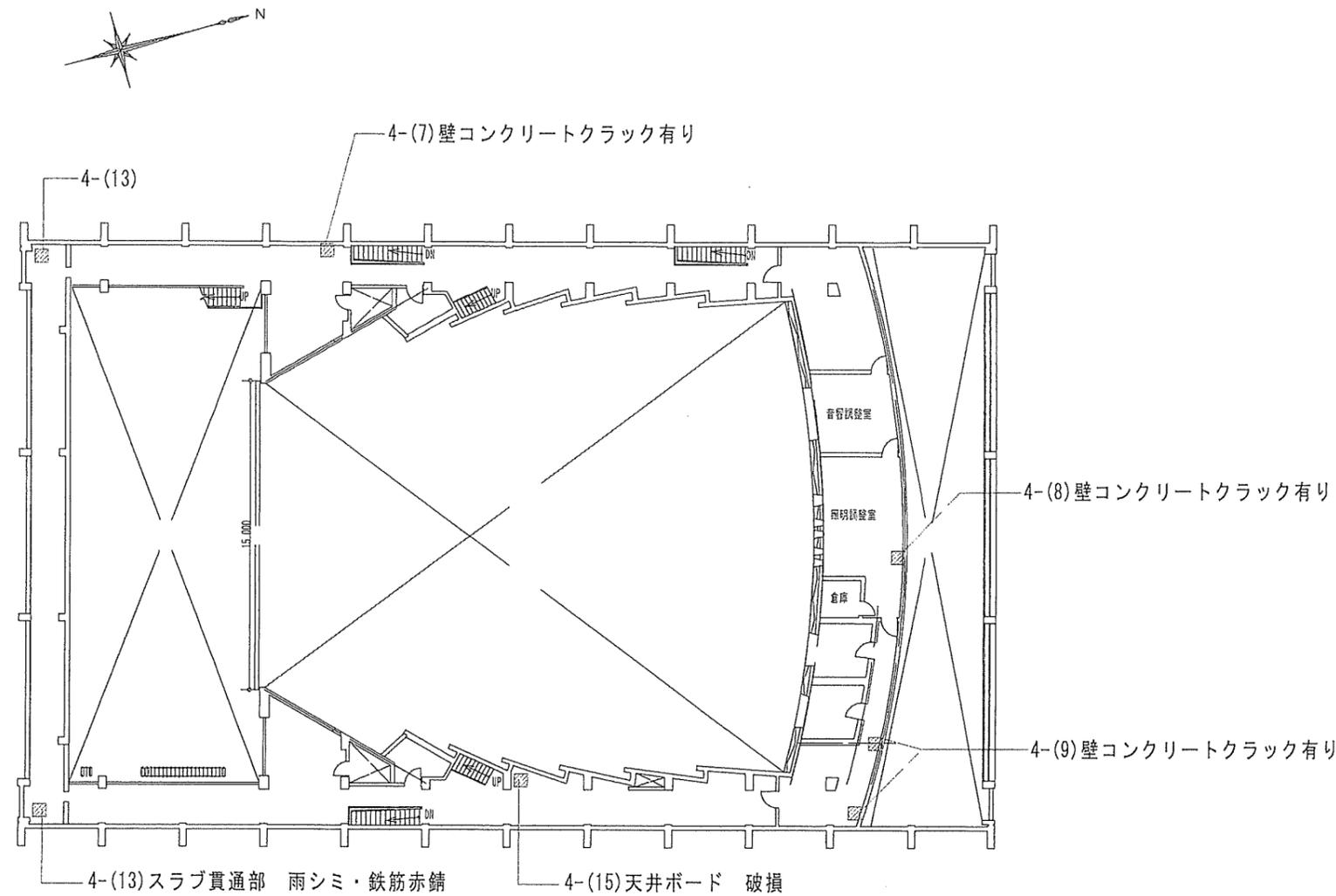
○-(○)の数字は写真番号を示す



2階 平面図 S=1/300

○-(○)の数字は写真番号を示す

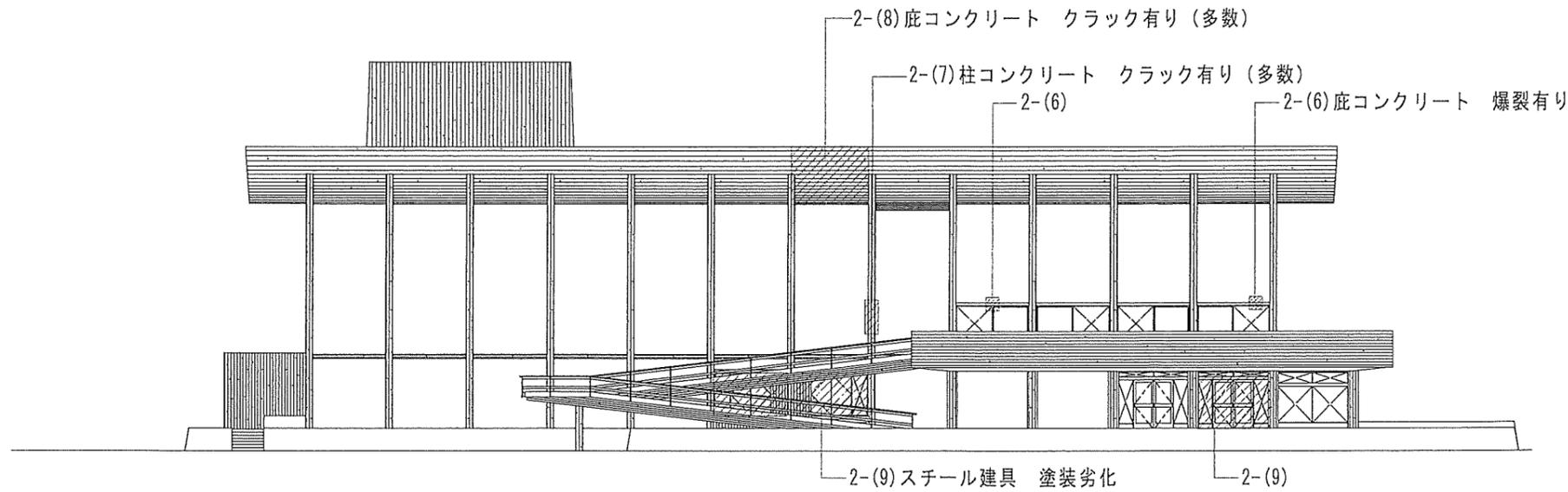
1	敷地及び地盤		
1-1	地盤		
1-2	敷地		
1-3	塀等		
1-4.5	擁壁		
2	建物の外部		
2-1.2	基礎		
2-3.4	土台 (木造に限る)		
2-5~9	外壁 躯体等	2	(5)
2-10~13	外壁 外装仕上げ材等		
2-14	外壁 窓サッシ等	2	(10)~(11)
2-15.16	外壁 外壁に緊結された広告板、空調室外機等	2	(12)~(14)
3	屋上及び屋根		
3-1	屋上面	3	(1)
3-2~5	屋上周り (屋上面を除く)		
3-6	屋根		
3-7.8	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)		
4	建築物の内部		
4-1	防火区画 防火区画の外周部		
4-2~6	壁の室内に面する部分 躯体等	4	(4)~(6)
4-7.8	壁の室内に面する部分 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の壁		
4-9~11	床 躯体等		
4-12	床 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の床		
4-13	天井 内装制限に規定する建築物天井部分	4	(11)
4-14.15	防火設備		
4-16	機器 (照明器具、懸垂物等)		
4-17.18	石綿等を添加した建築材料		
5	避難施設等		
5-1.2	避難上有効なバルコニー		
5-3.4	階段		
5-5	排煙設備等		
6	その他		
6-1.2	膜構造建築物の膜体、取付部材等		
6-3.4	免震構造建築物の免震層及び免震装置		
6-5	避雷設備の状況		
6-6.7	建築物に設ける煙突		
6-8.9	工作物に掲げる煙突		
7	上記以外の点検項目		
7-1~	上記以外の点検項目		
対象物件名		八代市厚生会館 本館	
図名	点検様式 1-3	点検結果図	令和 28年10月 担当者
			縮尺 -



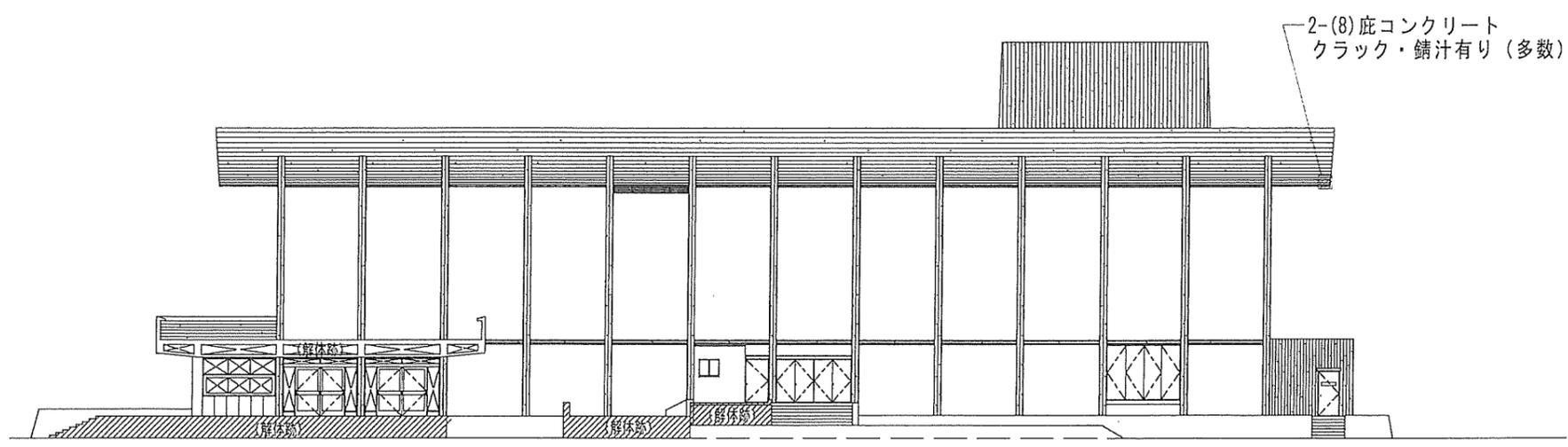
3階 平面図 S=1/300

○-(○)の数字は写真番号を示す

1	敷地及び地盤		
1-1	地盤		
1-2	敷地		
1-3	塀等		
1-4・5	擁壁		
2	建物の外部		
2-1・2	基礎		
2-3・4	土台（木造に限る）		
2-5～9	外壁 躯体等		
2-10～13	外壁 外装仕上げ材等		
2-14	外壁 窓サッシ等		
2-15・16	外壁 外壁に緊結された広告板、空調室外機等		
3	屋上及び屋根		
3-1	屋上面		
3-2～5	屋上周り（屋上面を除く）		
3-6	屋根		
3-7・8	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）		
4	建築物の内部		
4-1	防火区画 防火区画の外周部		
4-2～6	壁の室内に面する部分 躯体等	4	(7)～(9)
4-7・8	壁の室内に面する部分 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の壁		
4-9～11	床 躯体等	4	(13)
4-12	床 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の床		
4-13	天井 内装制限に規定する建築物天井部分	4	(15)
4-14・15	防火設備		
4-16	機器（照明器具、懸垂物等）		
4-17・18	石綿等を添加した建築材料		
5	避難施設等		
5-1・2	避難上有効なバルコニー		
5-3・4	階段		
5-5	排煙設備等		
6	その他		
6-1・2	膜構造建築物の膜体、取付部材等		
6-3・4	免震構造建築物の免震層及び免震装置		
6-5	避雷設備の状況		
6-6・7	建築物に設ける煙突		
6-8・9	工作物に掲げる煙突		
7	上記以外の点検項目		
7-1～	上記以外の点検項目		
対象物件名		八代市厚生会館 本館	
図名	点検様式 1-3 点検結果図	令和 縮尺	28年10月 担当者



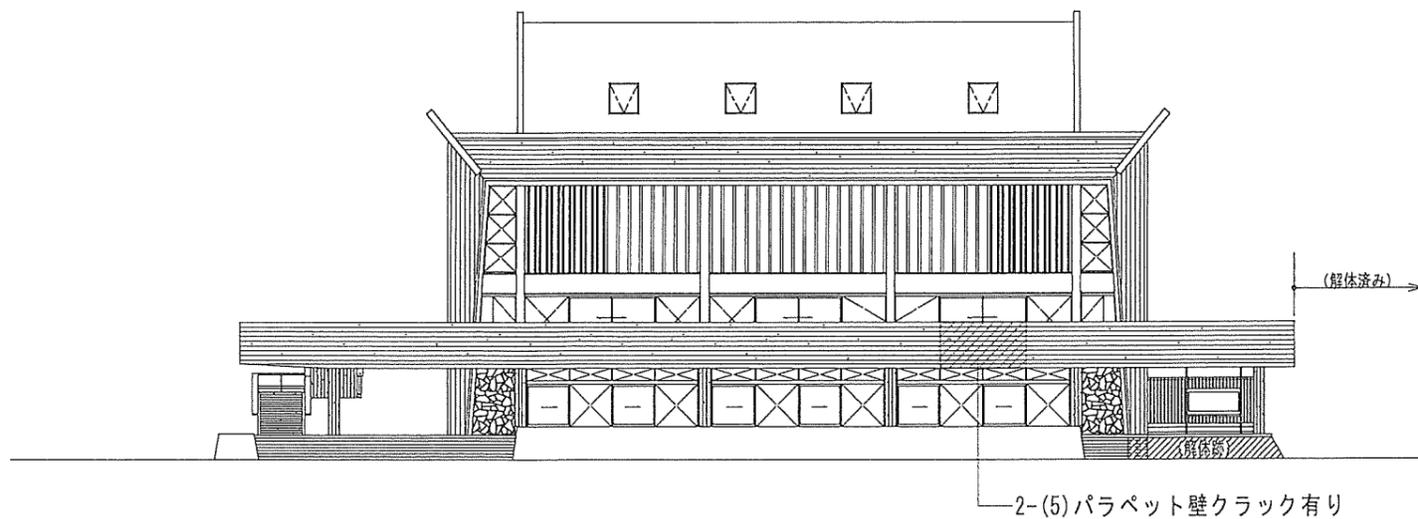
東側立面図 S=1/300



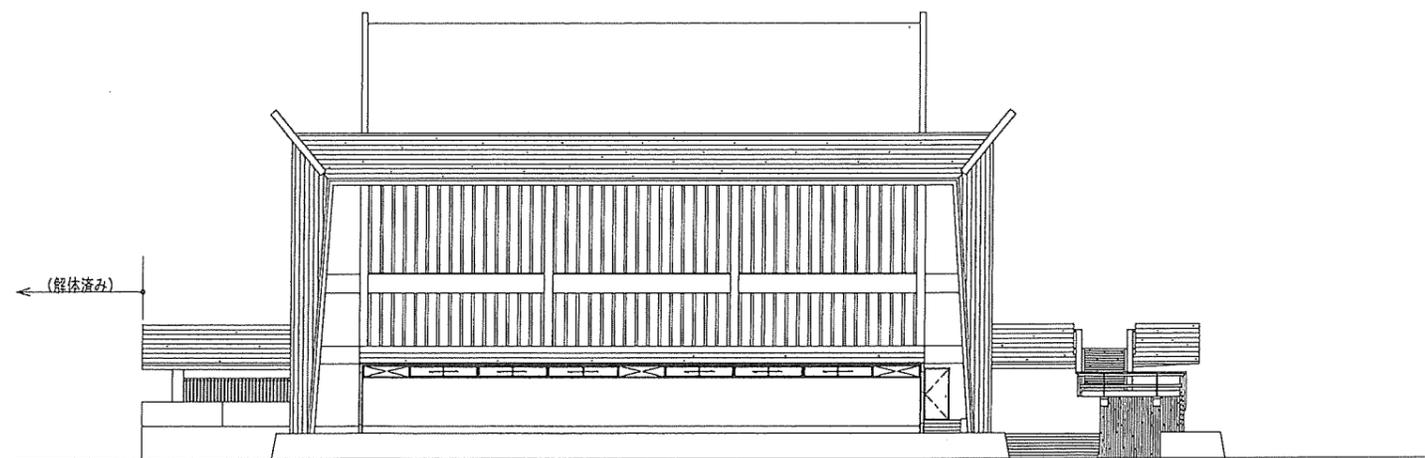
西側立面図 S=1/300

1	敷地及び地盤		
1-1	地盤		
1-2	敷地		
1-3	塀等		
1-4・5	擁壁		
2	建物の外部		
2-1・2	基礎		
2-3・4	土台 (木造に限る)		
2-5~9	外壁 躯体等		2 (6)~(8)
2-10~13	外壁 外装仕上げ材等		
2-14	外壁 窓サッシ等		2 (9)
2-15・16	外壁 外壁に緊結された広告板、空調室外機等		
3	屋上及び屋根		
3-1	屋上面		
3-2~5	屋上周り (屋上面を除く)		
3-6	屋根		
3-7・8	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)		
4	建築物の内部		
4-1	防火区画 防火区画の外周部		
4-2~6	壁の室内に面する部分 躯体等		
4-7・8	壁の室内に面する部分 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の壁		
4-9~11	床 躯体等		
4-12	床 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の床		
4-13	天井 内装制限に規定する建築物天井部分		
4-14・15	防火設備		
4-16	機器 (照明器具、懸垂物等)		
4-17・18	石綿等を添加した建築材料		
5	避難施設等		
5-1・2	避難上有効なバルコニー		
5-3・4	階段		
5-5	排煙設備等		
6	その他		
6-1・2	膜構造建築物の膜体、取付部材等		
6-3・4	免震構造建築物の免震層及び免震装置		
6-5	避雷設備の状況		
6-6・7	建築物に設ける煙突		
6-8・9	工作物に掲げる煙突		
7	上記以外の点検項目		
7-1~	上記以外の点検項目		

対象物件名	八代市厚生会館 本館			
図名	点検様式 1-3	点検結果図	令和 5年 10月	担当者



北側立面図 S=1/300



南側立面図 S=1/300

1	敷地及び地盤			
1-1	地盤			
1-2	敷地			
1-3	塀等			
1-4・5	擁壁			
2	建物の外部			
2-1・2	基礎			
2-3・4	土台（木造に限る）			
2-5～9	外壁 躯体等			2 (5)
2-10～13	外壁 外装仕上げ材等			
2-14	外壁 窓サッシ等			
2-15・16	外壁 外壁に緊結された広告板、空調室外機等			
3	屋上及び屋根			
3-1	屋上面			
3-2～5	屋上周り（屋上面を除く）			
3-6	屋根			
3-7・8	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）			
4	建築物の内部			
4-1	防火区画 防火区画の外周部			
4-2～6	壁の室内に面する部分 躯体等			
4-7・8	壁の室内に面する部分 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の壁			
4-9～11	床 躯体等			
4-12	床 1時間準耐火・耐火・準耐火構造の床			
4-13	天井 内装制限に規定する建築物天井部分			
4-14・15	防火設備			
4-16	機器（照明器具、懸垂物等）			
4-17・18	石綿等を添加した建築材料			
5	避難施設等			
5-1・2	避難上有効なバルコニー			
5-3・4	階段			
5-5	排煙設備等			
6	その他			
6-1・2	膜構造建築物の膜体、取付部材等			
6-3・4	免震構造建築物の免震層及び免震装置			
6-5	避雷設備の状況			
6-6・7	建築物に設ける煙突			
6-8・9	工作物に掲げる煙突			
7	上記以外の点検項目			
7-1～	上記以外の点検項目			
対象物件名		八代市厚生会館 本館		
図名		点検様式 1-3	点検結果図	令和 28年10月 縮尺 —
				担当者

調査結果に対する考察・改修提案まとめ（電気設備）

1-1 建物名称：八代市厚生会館[本館]

1-2 所在地：八代市西松江城町1-47

- 1-3 建物概要
- ・用途：劇場
 - ・構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
 - ・階数：地下1階 地上3階
 - ・延床面積：2,9556.28㎡
 - ・建築年：昭和37年

1-4 劣化状況調査結果と考察

・ 高圧受変電設備

以前は独立した高圧受変電設備が存在したが、建物の運用を停止してからは低圧引込みに変更されている。

また会館を新たに再開となった場合は伝統工芸館に饋電盤を設置し、厚生会館内に第二変電を設ける必要がある。

・ 幹線設備

配電盤は塗装の剥離が目立つ、絶縁状態は良好だが晴天時のみで雨天時は控室系統L-1E系統の絶縁状態が悪くなる最低値で0.01MΩ
いずれにしてもリニューアルとなった場合は配電盤の回路構成はすべて見直すことになるので、配電盤に関しては取替が必要になる。

・ 電灯設備

現在はFL照明器具とHF照明器具が混在しており、内部照明に関してはランプ切れや経年劣化による腐食が主である。

近年LED化が標準傾向となっており、ランニングコストにおいてはランプ交換の必要性がないため非常にメンテナンス性に優れる水銀フリーということもあり、熊本県では取替推奨をしている。

また、天井内部を確認したが、現行の耐震施工とはなっておらず、特定天井改修となった場合は耐震施工が必須となり、器具も取替が望ましい。

・ コンセント設備

適所に設置されており、運用的に問題は見当たらない。

・ 非常灯誘導灯設備

一部点灯が行われない器具が存在する、リニューアルとなった場合はLED化を行い、現行法規に沿った配置計画が必要である。

- ・ 弱電設備

電話に関しては古いタイプの主装置（交換機と思われる）が設置されており
リニューアルを行う場合、最新のシステムに更新が必要となる。

また、それに伴い配線の変更も必須と思われる。

インターホンも同様である。

- ・ 放送設備

目立った腐食等は見当たらないが、リニューアルを行う場合、最新のシステム
に更新が必要となる。

- ・ 自動火災報知設備

受信機は取り替えられており、比較的新しい、感知器に関しては経年劣化しているもの
と思われるが、建築改修を行うようであれば取替が望ましい。

- ・ 発電設備

発電機は撤去されている。

運用再開する場合は発電機は必要になる（消火用ポンプ電源が必要）

1-5 ユニバーサルデザインへの改修提案

エレベーターが存在せず、ユニバーサルで人の観点から必要なものと思われる。

耐震施工不良（器具の吊りが長く地震時に危険）



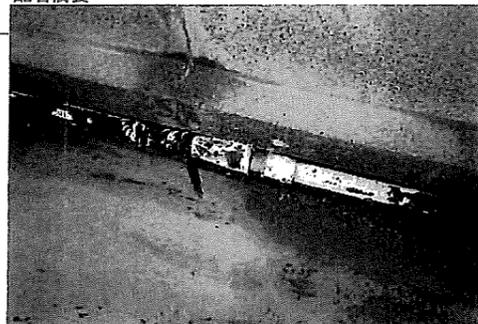
固定している金具が腐食しており暴風時落下の危険



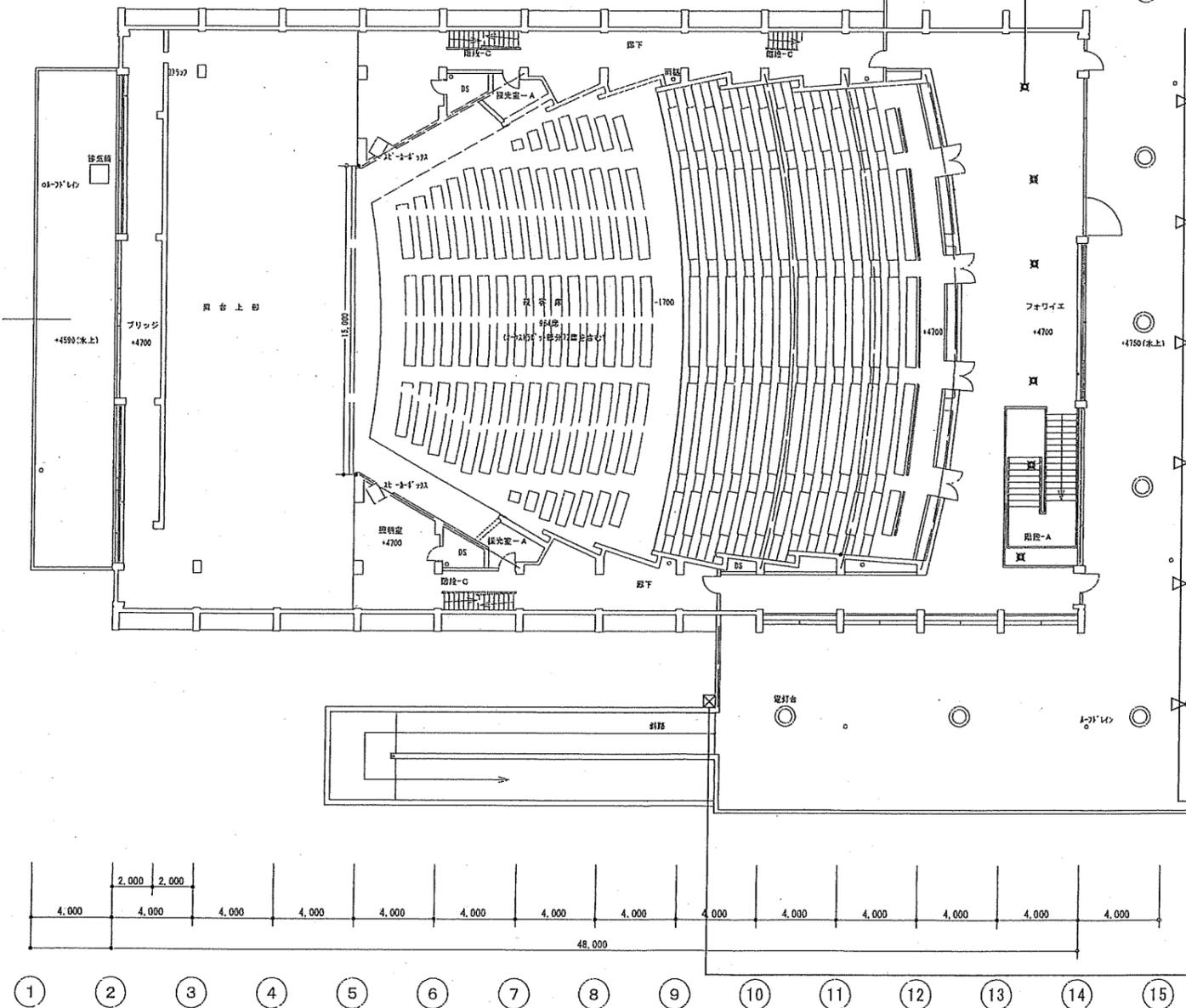
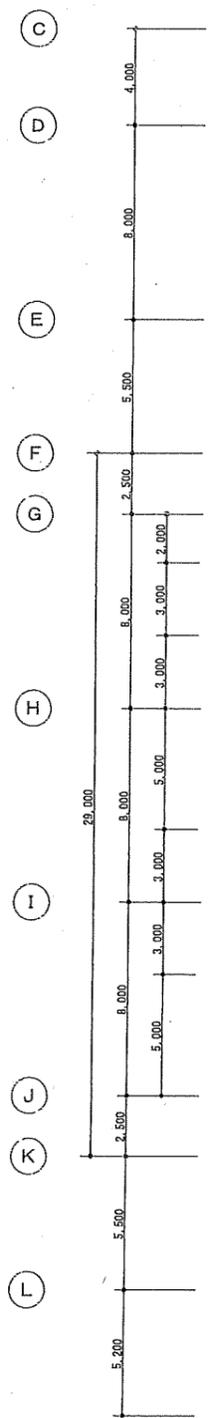
照明器具腐食



配管腐食



プルボックス腐食



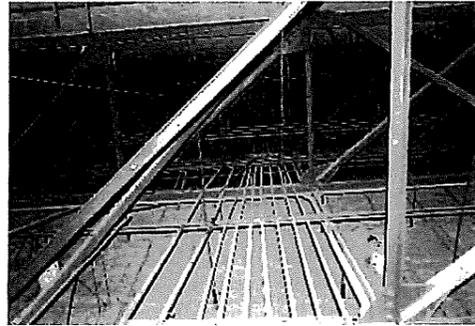
本館 2階 平面図 S=1/200 □ ...改修対象部分（大ホール 内壁・タイル壁）

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号	日付 2015.01.30	工事名 厚生会館内外壁等改修工事	図番 E-02
	〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	有限会社 葵一級建築士事務所	縮尺 S=1/200	図面名 [本館] 2階 平面図 (電気調査図)	

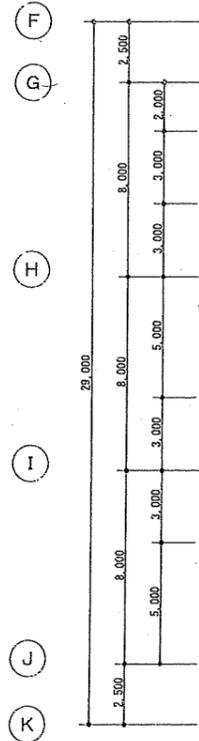
耐震施工不良 (すべて)



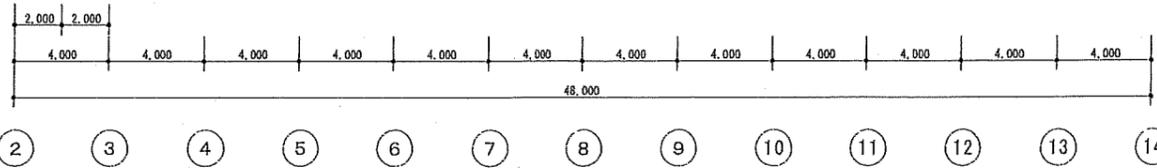
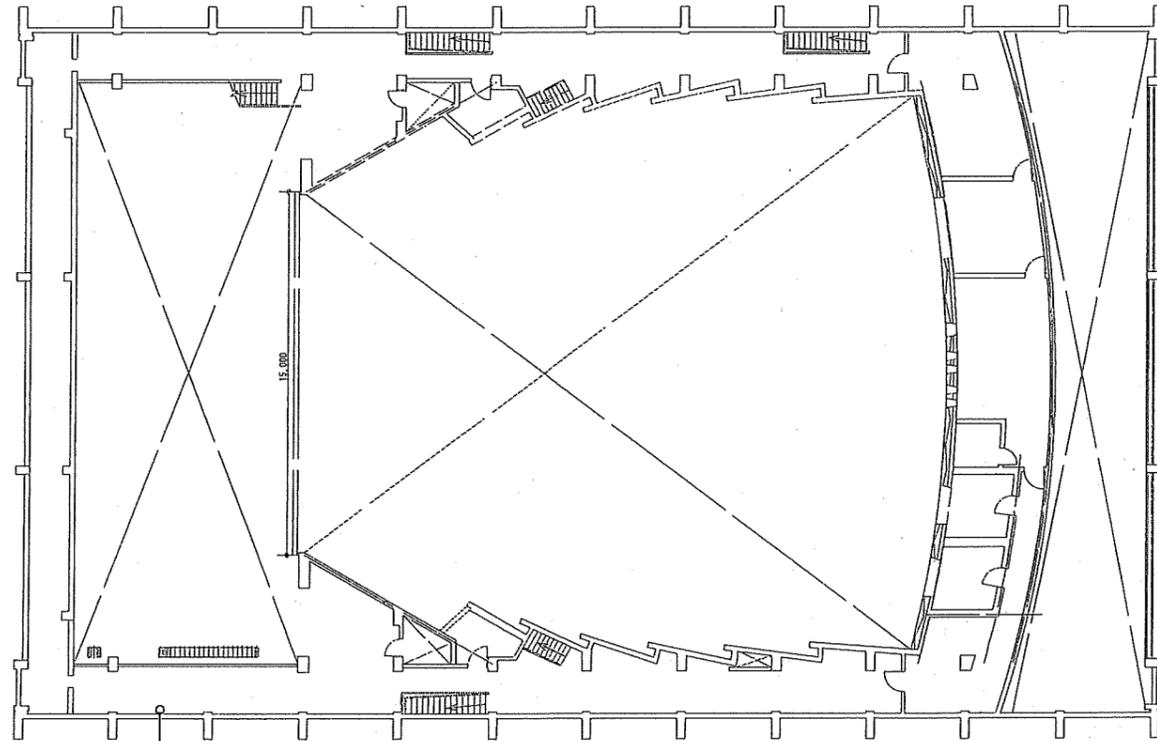
配管支持間隔が2m以下の部分がある (すべて)



埃がひどくスパーク時には火災の危険が伴う



器具カバー破損



本館 3階 平面図 S=1/200

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED]	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号	日付 2015.01.30	工事名 厚生会館内外壁等改修工事	図番 E-03
	〒866-0016 熊本県八代市新地町 8 5 5-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	有限会社 葵一級建築士事務所	縮尺 S=1/200	図面名 [本館] 3階 平面図 (電気調査図)	

照明器具

点検者 (有) 葵一級建築士事務所

(有) アール設備企画

点検日 令和2年11月5日

点検項目	判断基準	周期	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
			計測値	判定	不良内容等		
部隊控室部					経年劣化が激しい		
a. 安定器	① 点灯時に異常音がない	1Y		×	一部安定器音が発生	取替	
	② 変形、変色及びさびがない	1Y		×	変色錆等は概ね発生している	取替	
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等がない	1Y		○	グラつきは見当ない		
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油がない	1Y		○	なし		
d. リード線	変色、ひび割れ等がない	1Y		×	部分的に劣化	取替	
舞台照明					比較的メンテナンスがされており問題なし		
a. 安定器	① 点灯時に異常音がない	1Y		○			
	② 変形、変色及びさびがない	1Y		○			
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等がない	1Y		○			
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油がない	1Y		○			
d. リード線	変色、ひび割れ等がない	1Y		○			
観客席照明					不点灯ヶ所が多い、耐震施工上に問題有		
a. 安定器	① 点灯時に異常音がない	1Y		○			
	② 変形、変色及びさびがない	1Y		○			
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等がない	1Y		○			
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油がない	1Y		○			
d. リード線	変色、ひび割れ等がない	1Y		○			
記事							

分電盤・開閉器箱・照明制御盤

点検者 (有) 葵一級建築士事務所 (有) アール設備企画 点検日令和2年11月5日

点検項目	判断基準	周期	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
			計測値	判定	不良内容等		
1 キャビネット	a. 屋内形	① 盤の取付け状態 (支持ボルトの緩み) が適正である	1 Y	○	問題なし		
		② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等がない	1 Y	○	問題なし		
	b. 屋外形	① 盤の取付け状態 (支持ボルトの緩み) が適正である	1 Y	○	問題なし		
		② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等がない	1 Y	○	問題なし		
		③ 防水パッキンに劣化及びさびがない	1 Y	○	問題なし		
		④ 盤内部に雨水の浸入、痕跡、結露等がない	1 Y	○	雨天時に絶縁が悪くなる	要調査	
2 導電部	a. 母線・ 分岐導体 ・盤内配線 ・支持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、加熱等がない	1 Y	○	問題なし		
		② 異常音、異臭及び変色がない	1 Y	○	問題なし		
		③ 導電接続部に緩みがない	1 Y	○	問題なし		
	b. 端子台	変色及び異臭がない	1 Y	○	問題なし		
3 機器 【遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器等】	① テストボタン (漏電遮断器) の作動が正常である	1 Y	○	問題なし			
	② 各機器に異常音、異臭、変色及び過熱がない	1 Y	○	問題なし			
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定する	1 Y			○		
5. 接地抵抗	単独接地極の場合は接地抵抗を測定する	1 Y			-		

主要機器一覧表(電気設備)

	機器名称	形式・仕様	機器能力	台数	設置場所	製造メーカー	製造年月	備考
①	電灯盤	L-BB	電灯主幹MCCB3P50AF50AT	1	廊下	泰平電機	S58.2	5回路
②	電灯盤	L-1D	電灯主幹MCCB3P100AF100AT	1	廊下	泰平電機	S58.2	20回路
③	電灯盤	L-1D	電灯主幹MCCB3P100AF100AT	1	廊下	泰平電機	S58.2	36回路
④	電灯盤	L-1E	電灯主幹MCCB3P100AF100AT	1	廊下	泰平電機	S58.2	10回路
⑤	電灯盤	L-2A	電灯主幹MCCB3P50AF50AT	1	廊下	泰平電機	S58.2	6回路
⑥	電灯盤	L-2B	電灯主幹MCCB3P100AF100AT	1	廊下	泰平電機	S58.2	6回路
⑦	電灯盤	L-3	電灯主幹MCCB3P100AF75AT	1	映写室	泰平電機	S58.2	10回路
⑧	動力盤	M-3	動力主幹MCCB3P400AF400AT	1	地下			17回路
⑨	動力盤	P-2	動力主幹MCCB3P50AF50AT	1	映写室			4回路
⑩	動力操作盤		動力主幹MCCB3P50AF50AT	1	倉庫			4回路
⑪	直流電源装置			1	投光室	泰平電機	S58.2	
⑫	舞台操作盤			1	ステージ脇		S58.2	
⑬	プラグ盤			1	映写室			
⑭	監視モニター			1	映写室	Panasonic		
⑮	休憩表示盤			1	映写室	シチズンTIC		
⑯								
⑰								
⑱								
⑳								

調査結果報告書

部位	特記を要する事項
外部	<p>屋外照明 軒下照明のない部分が腐食に見舞われている また、2Fベランダ部分の照明及び配管の腐食が著しい PE管が使用されているので配管が腐食している箇所が多い。</p>
内部	<p>配電盤類 盤面に関しては塗装の剥離等が目立つ、絶縁状態は晴天時は良好で、雨天時に悪くなる傾向 漏電が発生しているものと思われる。</p> <p>配線設備 経年劣化が著しく、取替が望ましい。</p> <p>照明器具類 耐震施工に関する部分で主に照明器具の設置に問題が見受けられ ホワイエ照明器具等は器具の吊りが長く(2~3m)危険である。</p> <p>弱電設備 調査を行ったが比較的1世代前の機器等を設置されているので、今後運用するにあたって は取替必須になると思われる。</p> <p>非常灯誘導灯 バッテリーが寿命を尽きているものがあり取替が必要</p>

※次項以降に調査表を示す。

■劣化診断結果の分析と所見

配電盤類 経年劣化による塗装の剥離、絶縁状態に関しては雨天時に良好でない傾向にある
配管配線類 塗装の剥離、経年劣化等が見受けられる
照明器具 まず大前提としてLED照明ではないので、今後運用するのであればLED化工事は必須である
弱電機器 デジタルアンプではなく概ね機器が1世代前のものが使用されており、運用するには難がある
設備機器の更新時期(平成31年版建築物のライフサイクルコストより)過ぎているため、更新が望ましいと思われる

改修工事履歴による分析と所見

改修工事において全台数HF化は行っていない部分がある
地下動力盤等は取り替えられているが、現在は空調機がなくシステムが変わると配電盤のリニューアルも必要に

総括

器具類がほとんどで更新時期が経過している機器が多くみられる。
今後、絶縁不良や故障が一気に出てくる可能性があるため、更新する必要があります。
照明器具については、経年劣化も踏まえ水銀フリー化によりLED器具に変更していくことが望まれます。
改修方法としては部分的な改修ではな全体的な改修工事が必要である。

幹線

点検者 (有) 葵一級建築士事務所 [REDACTED] (有) アール設備企画 [REDACTED] 点検日令和2年11月5日

点検項目	判断基準	周期	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
			計測値	判定	不良内容等		
1. ケーブル等の配線	① ケーブルの被覆材、支持材及び端子部に損傷、腐食、過熱等の異常がない	1 Y		○			
	② 端子部及び分岐接続部に緩みがない	1 Y		○			
	③ ケーブル支持材 (結束材含む) に緩みがない	1 Y		○			
	④ 垂直幹線の最上部の支持状態が適正である	1 Y		○			
2. バスダクト	① 接続部の外面温度に異常がない	1 Y		—			
	② 接地ボンド、岐部ボルト等に緩みがない	1 Y		—			
3. ケーブルラック・配管	変形、損傷、腐食等がない	1 Y		○			
4. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等がない	1 Y		○			
5. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定する	1 Y			△		別表参照
記事							

照明器具

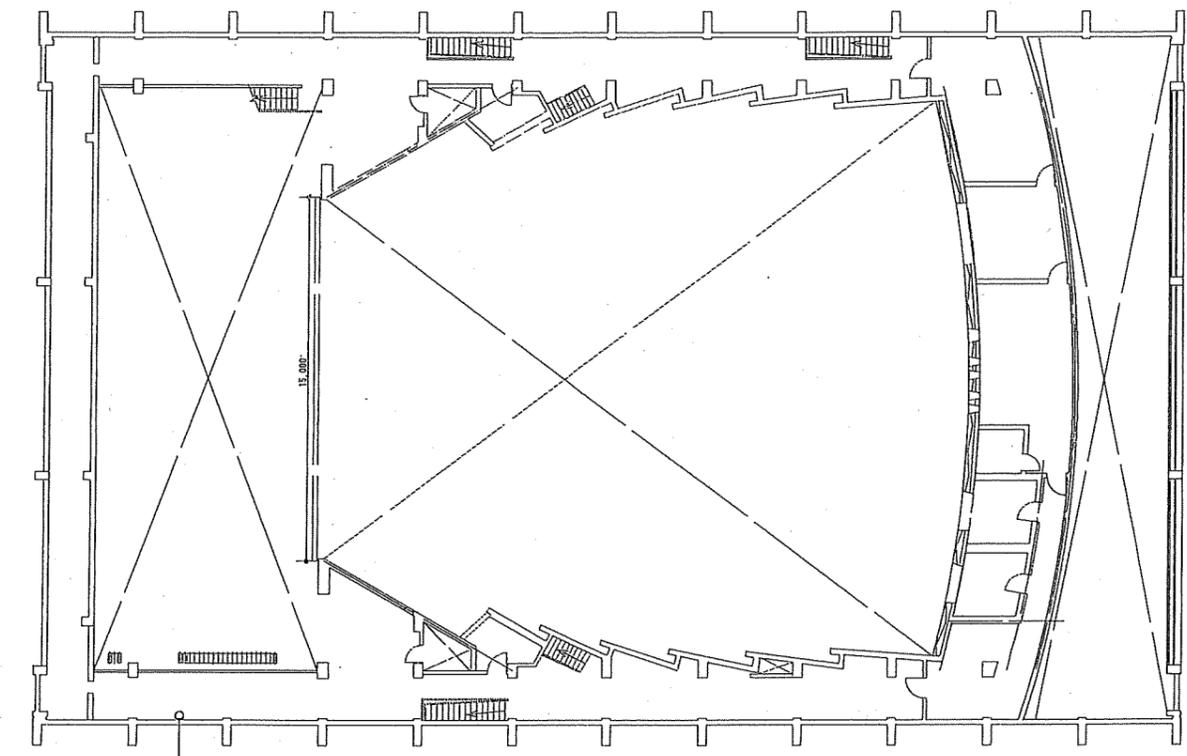
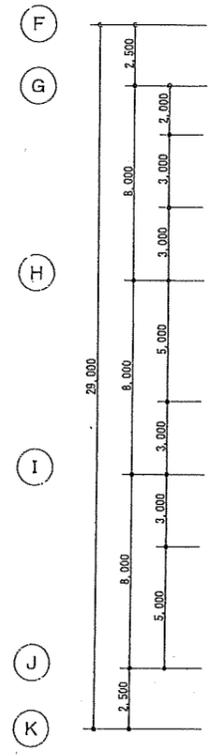
点検者 (有) 葵一級建築士事務所 (有) アール設備企画 点検日令和2年11月5日

点検項目	判断基準	周期	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
			計測値	判定	不良内容等		
部隊控室部					経年劣化が激しい		
a. 安定器	① 点灯時に異常音がない	1Y		×	一部安定器音が発生	取替	
	② 変形、変色及びさびがない	1Y		×	変色錆等は概ね発生している	取替	
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等がない	1Y		○	グラつきは見当ない		
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油がない	1Y		○	なし		
d. リード線	変色、ひび割れ等がない	1Y		×	部分的に劣化	取替	
舞台照明					比較的メンテナンスがされており問題なし		
a. 安定器	① 点灯時に異常音がない	1Y		○			
	② 変形、変色及びさびがない	1Y		○			
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等がない	1Y		○			
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油がない	1Y		○			
d. リード線	変色、ひび割れ等がない	1Y		○			
観客席照明					不点灯ヶ所が多い、耐震施工上に問題有		
a. 安定器	① 点灯時に異常音がない	1Y		○			
	② 変形、変色及びさびがない	1Y		○			
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等がない	1Y		○			
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油がない	1Y		○			
d. リード線	変色、ひび割れ等がない	1Y		○			
記事							

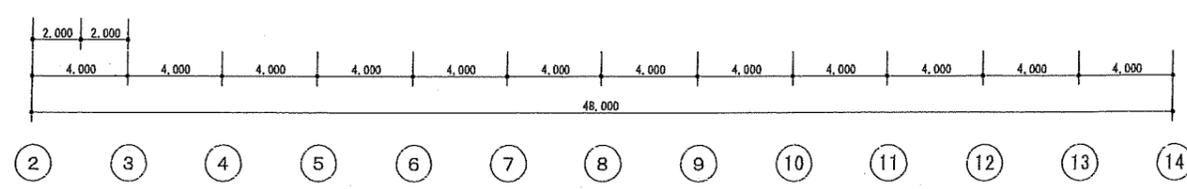
分電盤・開閉器箱・照明制御盤

点検者 (有) 葵一級建築士事務所 (有) アール設備企画 点検日令和2年11月5日

点検項目	判断基準	周期	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
			計測値	判定	不良内容等		
1 キヤビネット	a. 屋内形	① 盤の取付け状態（支持ボルトの緩み）が適正である	1 Y	○	問題なし		
		② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等がない	1 Y	○	問題なし		
	b. 屋外形	① 盤の取付け状態（支持ボルトの緩み）が適正である	1 Y	○	問題なし		
		② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等がない	1 Y	○	問題なし		
		③ 防水パッキンに劣化及びさびがない	1 Y	○	問題なし		
	④ 盤内部に雨水の浸入、痕跡、結露等がない	1 Y	○	雨天時に絶縁が悪くなる	要調査		
2 導電部	a. 母線・分岐導体・盤内配線・支持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、加熱等がない	1 Y	○	問題なし		
		② 異常音、異臭及び変色がない	1 Y	○	問題なし		
		③ 導電接続部に緩みがない	1 Y	○	問題なし		
	b. 端子台	変色及び異臭がない	1 Y	○	問題なし		
3 機器 【遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器等】	① テストボタン（漏電遮断器）の作動が正常である	1 Y	○	問題なし			
	② 各機器に異常音、異臭、変色及び過熱がない	1 Y	○	問題なし			
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定する	1 Y			○		
5. 接地抵抗	単独接地極の場合は接地抵抗を測定する	1 Y			-		



器具カバ一破損



本館 3階 平面図 S=1/200

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30	工事名 厚生会館内外壁等改修工事	図番 E-03
			縮尺 S=1/200	図面名 [本館] 3階 平面図 (結果図)	

八代厚生会館劣化度等調査業務

調査報告書（機械設備）

[機械設備]

- 調査結果に対する考察・改修提案まとめ
- 現況設備図面及び主要機器一覧表
- 現況調査写真/機械設備
- 概算工事費/機械設備工事改修提案
- 調査報告書/機械設備
- 12条定期点検記録

有限会社 葵一級建築士事務所
(再委託調査者/有限会社 アール設備企画)

調査結果に対する考察・改修提案まとめ（機械設備）

1-1 建物名称：八代市厚生会館[本館]

1-2 所在地：八代市西松江城町1-47

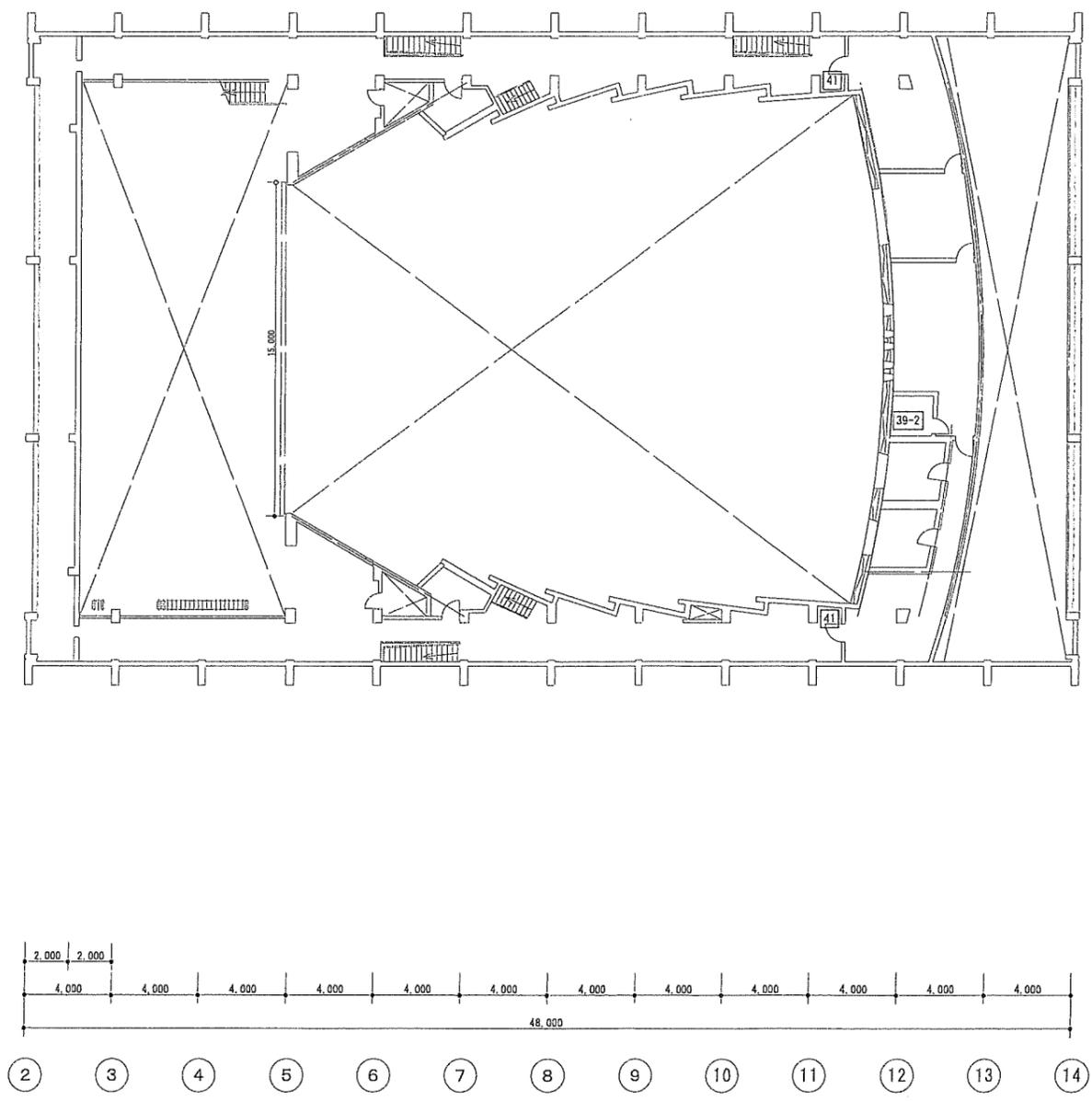
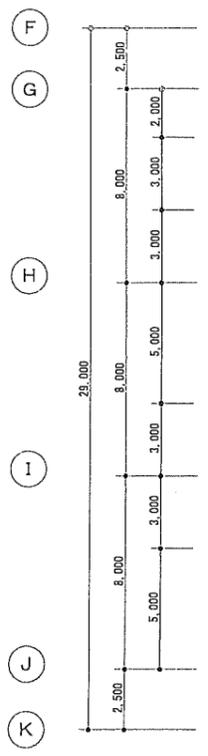
- 1-3 建物概要
- ・用途：劇場
 - ・構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
 - ・階数：地下1階 地上3階
 - ・延床面積：2,9556.28㎡
 - ・建築年：昭和37年

1-4 劣化状況調査結果と考察

- ・ 給水設備は既設受水槽を撤去してあるため、施設を利用するためには受水槽、ポンプを新設する必要がある。
建物内の配管は抜管検査の結果、大きな損傷などは見られなかった。
- ・ 排水設備は大きく目立った損傷はないが、建物内には建物内の配管は経年の劣化がみられる。
- ・ ダクト設備、ダクト内は埃など目立った汚れは見当たらなかった。
ホール内のダクトについては振れ止めなどが十分でないため、耐震の対策のため吊り直しの必要がある。
奈落やホール廻りのダクトは損傷なども見られなかった。
- ・ 空調設備は現在エアハンドリングとファンコイルユニットを使用しているが双方熱源が撤去してあるため、再使用の際には熱源の新設もしくは空調方法の見直しが必要である。
ファンコイルユニットにおいては配管の抜管を行った結果、配管内の劣化がみられるため、配管の洗浄もしくは更新が望ましい。
- ・ 消火設備は現在消火水源、ポンプが撤去してあるため施設を使用するためには全て新設をする必要がある。
舞台と座席の間にドレンチャーはあるが、舞台全体に開放型スプリンクラーを設置する必要がある。
建物内に各所に設置してある消火散水栓の配管の抜管試験を行った結果比較的に劣化は見られなかった。

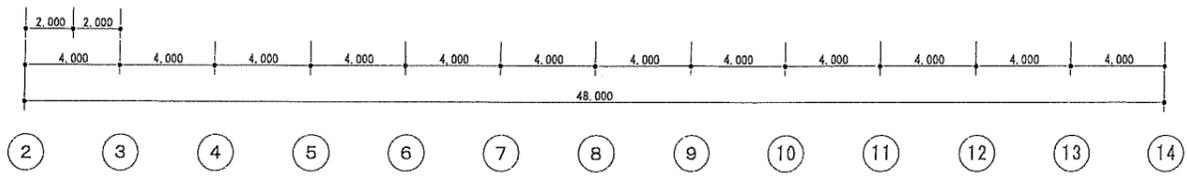
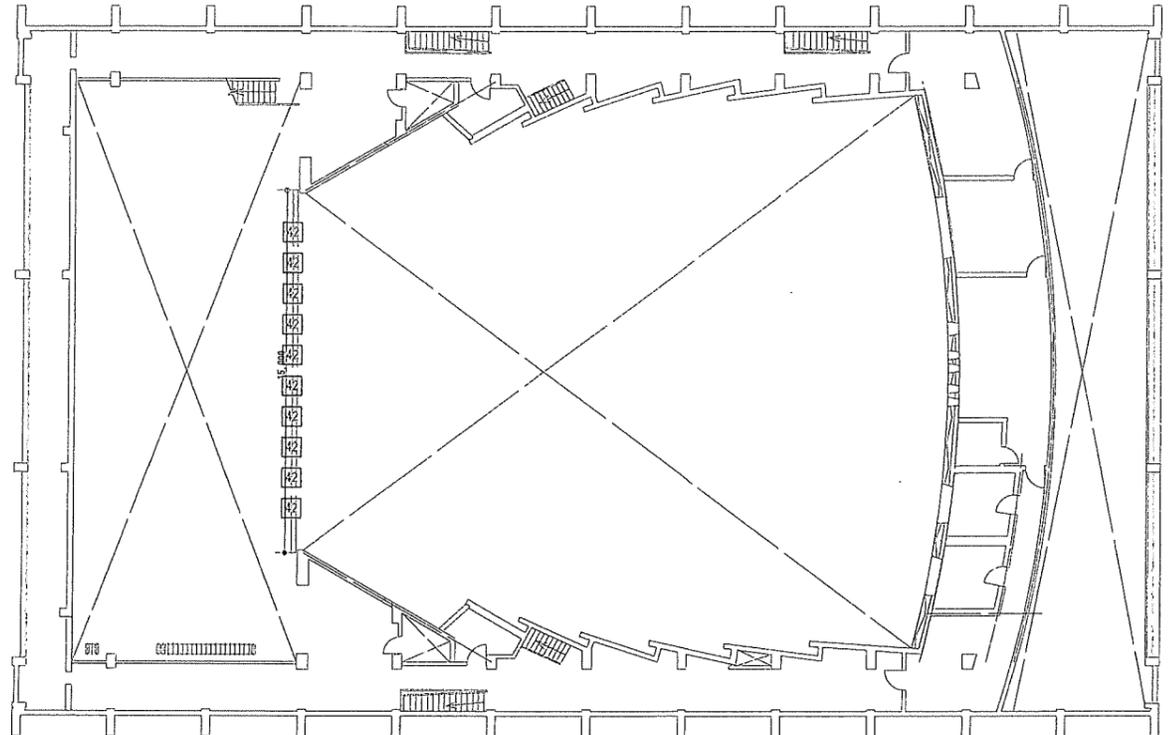
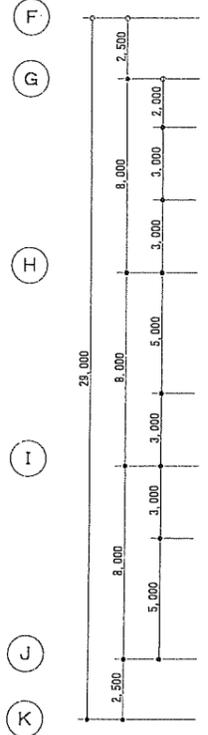
1-5 ユニバーサルデザインへの改修提案

- ・ 既設トイレは和便器が多く、使用できない来場者が発生することが想定されるため、洋便器化が望ましい。
- ・ 水栓は通常水栓が多く、自動水栓化されていない箇所もあり節水や使いやすさなどを考慮する必要がある。



本館 3階 平面図 S=1/200

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務	図番
			縮尺 S=1/200	図面名 3階 主要機器一覧表(機械設備)	



本館 4階 平面図 S=1/200

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務	図番
			縮尺 S=1/200	図面名 4階 主要機器一覧表(機械設備)	

主要機器一覧表（機械設備）

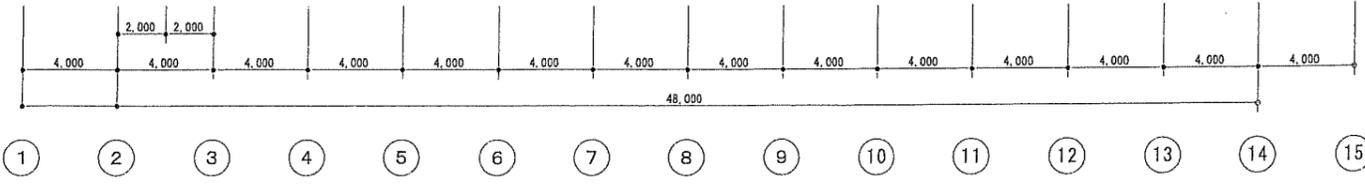
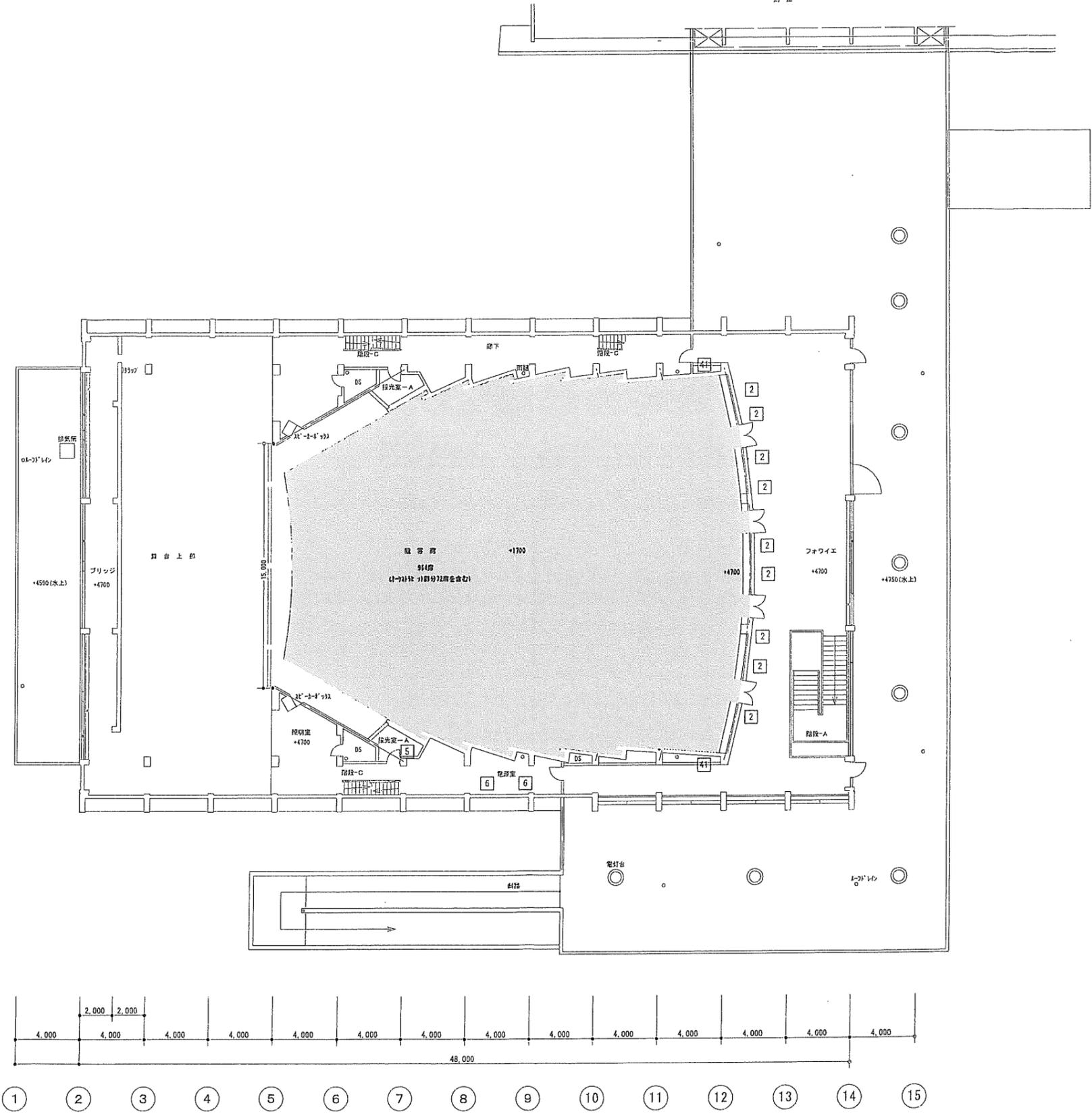
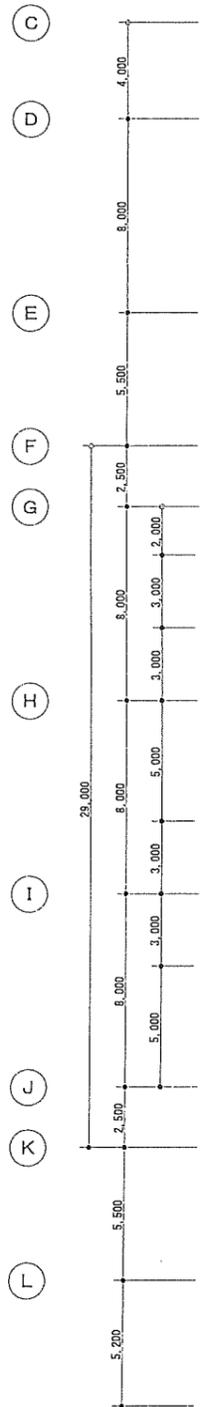
機器名称	形式・仕様	機器能力	台数	設置場所	製造メーカー	製造年月	備考
1 ファンコイルユニット(床置)	LV-800LFE-B2	C:5,730kcal/h H:9,300kcal/h	8	1階 ホワイエ	三菱電機	1992	設置から29年
2 ファンコイルユニット(床置)	LV-200LFE-B2	C:1,800kcal/h H:2,950kcal/h	1	1階 切符売り場	三菱電機	1992	設置から29年
3 ファンコイルユニット(天吊)	LH-600CR-C	C:4,450kcal/h H:4,200kcal/h	1	1階 早替室	三菱電機	1992	設置から29年
4 ファンコイルユニット(天吊)	LH-400FE-C	C:3,300kcal/h H:5,640kcal/h	10	2階 ホワイエ	三菱電機	1992	設置から29年
5 ファンコイルユニット(天吊)	LH-600CR-C	C:4,450kcal/h H:4,200kcal/h	1	2階 採光室	三菱電機	1992	設置から29年
6 ファンコイルユニット(天吊)	LH-600CR-C	C:4,450kcal/h H:4,200kcal/h	2	2階 電源室	三菱電機	1992	設置から29年
7 ファンコイルユニット(埋込)	LH-1400PR-C	C:14,100kcal/h H:25,840kcal/h	2	3階 下手	三菱電機	1992	設置から29年
8 ファンコイルユニット(埋込)	LH-1400PR-C	C:14,100kcal/h H:25,840kcal/h	2	3階 上手	三菱電機	1992	設置から29年
9 パッケージエアコン(壁掛)	PKA-J40FA・PUH-J40SGA	C:4.0kW	1	4階放送室	三菱電機	1996	設置から25年
10 ルームエアコン(壁掛)	F40DTSV・R40DSV	C:4.0kW H:6.0kW	1	1階控室A	ダイキン	2003	設置から18年
11 ルームエアコン(壁掛)	F22ETSS・R22SS	C:2.2kW H3.2kW	1	1階控室B	ダイキン	2003	設置から18年
12 ルームエアコン(壁掛)	F22DTSS・R22SS	C:2.2kW H3.2kW	1	1階控室C	ダイキン	2003	設置から18年
13 ルームエアコン(壁掛)	F40ETSV・R40ESV	C:4.0kW H:6.0kW	1	1階控室D	ダイキン	2003	設置から18年
14 パッケージエアコン(壁掛)	PKA-J40FA・PK-J40FAG	C:4.0kW	1	1階倉庫	三菱電機	1996	設置から25年
15 排気ファン	No.2SRM261.5	風量4,500m ³ /h・出力1.5kW	1	1階女子トイレWCピット内	荏原製作所	1992	設置から29年
16 排気ファン	No.2SRM261.5	風量3,500m ³ /h・出力1.5kW	1	客室天井内	荏原製作所	1992	設置から29年
17 排気ファン	No.1・1/4SMM26.3	風量800m ³ /h・出力0.3kW	1	控室屋上	荏原製作所	1992	設置から29年

施設名：八代厚生会館

主要機器一覽表(機械設備)

棟名：本館(衛生機器)

	機器名称	形式・仕様	機器能力	台数	設置場所	製造メーカー	製造年月	備考
22	和式大便器	C-750VC	FV・掃除口付き	7	1階トイレ(男子・女子)	TOTO	1998	設置から23年
23	洋式大便器	C-21	FV	15	1階トイレ(男子・女子)	TOTO	1998	設置から23年
24	幼児用大便器	C-425	FV	2	1階トイレ(男子・女子)	TOTO	1998	設置から23年
25	小便器	UFS-610C	FV	13	1階トイレ(男子)	TOTO	1998	設置から23年
26	円型洗面器	L548	自動水栓付(AC100V)	12	1階トイレ(男子・女子)	TOTO	1998	設置から23年
27	ベビーシート	YKA22		1	1階トイレ(女子)	TOTO	1998	設置から23年
28	ベビーチェア	YKA12		1	1階トイレ(女子)	TOTO	1998	設置から23年
29	掃除流し	SK22		2	1階トイレ(男子・女子)	TOTO	1998	設置から23年
30	洋式大便器		洗浄便座	1	1階多目的トイレ	TOTO		
31	L型手すり			1	1階多目的トイレ	TOTO		
32	跳ね上げ手すり			1	1階多目的トイレ	TOTO		
33	洗面器		自動水栓付(AC100V)・水石鹸入れ	1	1階多目的トイレ	TOTO		
34	身障者用鏡			1	1階多目的トイレ	TOTO		
35	小便器			1	1階控室トイレ(男子)	TOTO	1957	設置から64年
36	洗面器		立水栓	3	1階控室トイレ(男子・女子)	TOTO	1957	設置から64年
37	アーチ形鏡			3	1階控室トイレ(男子・女子)	TOTO	1957	設置から64年
38	洋式大便器			3	1階控室トイレ(男子・女子)	TOTO		
39	掃除流し			1	1階控室トイレ(男子)	TOTO		



本館 2階 平面図 S=1/200

...改修対象部分 (大ホール 内壁・タイル壁)



特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号	日付 2015.01.30	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務	図番
	〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	有限会社 葵一級建築士事務所	縮尺 S=1/200	図面名 2階 主要機器一覧表 (機械設備)	

保全(改修)計画案

※工事内容は現況復旧、又は更新を基本とする。

保全項目	劣化診断調査結果	位置	ランク	改修案	Aランク (1～2年以内に改修必要)	Bランク (5年以内に改修必要)	Cランク (5年以上程度での改修)
①給水設備	・受水槽が撤去してある	棟全体	A	・受水槽、ポンプ設備などの新設	受水槽、ポンプ設備新設 [工期約0.5年]		
②排水設備	・全体的に劣化がみられる	棟全体	C	・配管の更新、清掃			配管更新 [工期約1.0年]
③衛生設備	・全体的に劣化がみられる	棟全体	C	和便器の洋式化、劣化の進んでいる衛生機器の更新			衛生機器の更新 [工期約1.0年]
④換気設備	・全体的に劣化がみられる ・機器取付に腐食、振れ止めなどがない ・エアハンが撤去してあるため施設内の換気がされていない	棟全体	A	・機器の更新、振れ止めなどの耐震対策 ・エアハンの新設	機器の更新[工期1.5年]		
⑤ダクト設備	・振れ止めなどがみられない。大ホールの吊り金具に腐食がみられる	棟全体	A	・早急の対策が必要	ダクトの吊り直し[工期1.5年]		
⑥空調設備	・熱源が撤去してある ・ファンコイルユニットの空調配管の劣化 ・パッケージエアコンの老朽化	棟全体	A	・ホール使用のために早急に新設が必要	機器の更新[工期1.5年]		
⑦消火設備	・ポンプ、消火水源が撤去してあるため施設全体が未警戒である	棟全体	A	・消火ポンプ、水源の新設 ・スプリンクラーの新設	⑤機器取替 [工期約2年]		

機械

調査報告書(機械設備)

部位	特記を要する事項
外部	<p>・給水設備 受水槽及びポンプは全て撤去されている。ホールとして使用するためには同設備の新設が必要である。</p>
	<p>・排水設備 経年劣化は見られるが、柵内に水溜りなどは見られなかった。</p>
	<p>・消火設備 消火水源、消火ポンプが撤去されている。ホールとして使用するためには同設備の新設が必要である。</p>
	<p>・ダクト設備 機械室のあった別棟が撤去されているため、本館側のダクト入口は鉄板にて閉塞してある。</p>
内部	<p>・給水設備 配管は一部更新してあり、比較的新しいところがある。土間配管などは竣工時のものと思われるため劣化しているものと思われる。</p>
	<p>・排水設備 配管は一部更新してあり、比較的新しいところがある。土間配管などは竣工時のものと思われるため劣化しているものと思われる。</p>
	<p>・消火設備 消火水槽、ポンプが撤去してあるため配管内に水が充水されていない。建物内の消火設備が機能していない。舞台と客席間にドレンチャーが設置されているが、現行法では舞台部全体にスプリンクラーの設置が望ましい。消火配管は箇所により更新されているため、劣化が分かれている。</p>
	<p>・空調設備 パッケージエアコンは設備の耐用年数の目安とされている15年を経過している機器が複数ある。ファンコイルユニットは配管の劣化、本体の劣化が目立つ。熱源が撤去されているため使用できない。大ホールの空調は熱源が撤去、エアハンが撤去されているため使用できない。</p>
	<p>・換気設備 パッケージエアコンは設備の耐用年数の目安とされている15年を経過している機器が複数ある。エアハンが撤去されているため大ホールの換気は使用できない。</p>
<p>・ダクト設備 大ホールのダクトは吊り金具の劣化が著しく、耐震用の振れ止めの設置もされていないため、地震の際落下などのおそれがある。</p>	

※次項以降に調査表を示す。

ダクト・送風機

【本館】

点検者 有限会社葵設計一級建築事務所

有限会社アール設備企画

点検項目	判断基準	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
		計測値	判定	不良内容等		
1 固定部	①亀裂等がない		○	-		
	②固定金具の劣化及び固定ボルトに緩みがない		×	アンカーの劣化が目立つ	支持金具の更新	
	③防振材に破損、劣化等がない		×	支持金具	ダクトの吊り直し	
	④天井吊は脱落防止、吊り支持等の金具に緩み及び腐食がない		×	支持金具	支持金具の更新	
2 外観の状況	①汚れがない		○	-		
	②腐食及びボルトに緩みがない		○	-		
3 電動機	①回転方向が正しい		□	-		
	②異常な発熱がない		□	-		
	③電流値が定格値(A)以下にある	A	□	-		
4 羽根車	①汚れがない		□	-		
	①変形、さび等がない		□	-		
	②ボルトの緩みがない		□	-		
	③フレーム等に接触していない		□	-		
	④音、振動に異常がない		□	-		
<p>記事</p> <p>・大ホール天井内ダクトの吊り金具に腐食が目立つ。振れ止めなどの施工もされていないため、地震などの際ダクト本体の重量に耐えられないおそれがある。</p>						

判定欄 □:初期設定でありプルダウンで「○、△、×、-」選択をする、○:異常なし、△:要注意、×:異常あり、-:該当なし(又は未実施)

・ 空気熱源ヒートポンプユニット (シーズンイン点検)

【八代厚生会館】

1. 本館

点検者 有限会社葵一級建築士事務所

有限会社アール設備企画

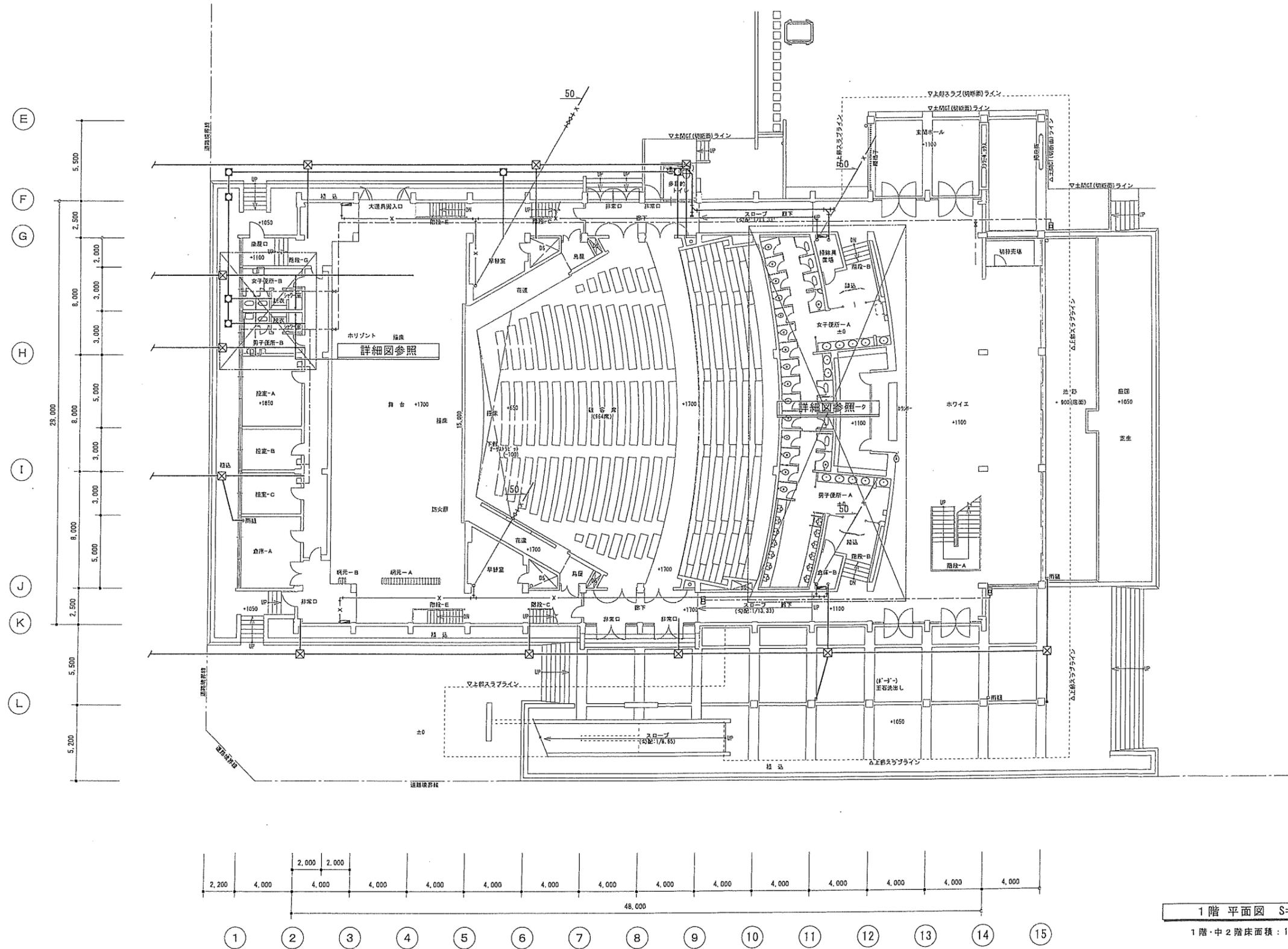
点検項目	判断基準	点検結果			修理等の措置提案	12条点検
		計測値	判定	不良内容等		
1 基礎・固定部	①亀裂、沈下等がない		○			
	②固定金具の劣化及び固定ボルトに緩みがない		○			
	③防振材、ストッパー等に劣化及び緩みがない		○			
2 外観の状況	a. 本体	腐食、変形、破損等がない		△	一部の空調機に発錆がみられる。	
	b. 保冷材	損傷及び脱落がない		□		
3 内部の状況	a. 熱交換器	フィンコイルに汚れ、損傷等がない		△	配管劣化	
4 付属品	a. 温度計・圧力計	①正常値を指示している		□		
		②取付部等に濡れがない		□		
		③汚れ、損傷がない		□		
	b. 安全弁	濡れがなく、作動が正常である		□		
5 電気系統	a. 冷暖房切替	切換スイッチの作動が正常である		○		
		四路切換弁の作動が正常である		□		
	b. 操作回路・電動機回路・ヒーター回路	操作回路の絶縁抵抗が1MΩ以上である	MΩ	□		
		電動機回路の絶縁抵抗が1MΩ以上である	MΩ	□		
		ヒーター回路の絶縁抵抗が1MΩ以上である	MΩ	□		
	c. 端子	緩み、変色、破損がない		□		
	d. クランクケースヒータ	①温度に異常がない		℃	□	
		②絶縁抵抗が1MΩ以上である		MΩ	□	
	e. 操作盤	異物の付着、緩み、変形がない		□		
	f. 電磁開閉器	異音、劣化がない		□		
g. 接地	①断線、緩みがない			□		
	②接地抵抗が100Ω以下である		Ω	□		
6 保安装置	a. 圧力開閉器	規定値(kPa)で作動する	kPa	□		
	b. 吐出ガス温度サーモ	規定値(°C)で作動する	℃	□		
	c. 断水リレー	規定値()で作動する		□		
	d. インターロック	正常に作動する		□		
7 冷媒系統	①ガス漏れがない			□		
	②配管に損傷、接触、摩耗、腐食等がない			□		

判定欄 □: 初期設定でありプルダウンで「○、△、×、-」選択をする、○: 異常なし、△: 要注意、×: 異常あり、-: 該当なし(又は未実施)

点検項目	判断基準	点検結果			修理等の措置提案	12条点検	
		計測値	判定	不良内容等			
8 潤滑油系統	油の汚れがない		<input type="checkbox"/>				
	油量が適正である		<input type="checkbox"/>				
9 水系統	a.冷温水	漏れがない		<input type="checkbox"/>			
	b.弁	開閉が正常である		<input type="checkbox"/>			
	c.排水	流れに支障がない		<input type="checkbox"/>			
10 送風機	a.V-ベルト	摩耗、緩み及び損傷がない		<input type="checkbox"/>			
	b.軸受	音、振動等の異常がない		<input type="checkbox"/>			
	c.羽根車	損傷、振動等の異常がない		<input type="checkbox"/>			
11 運転調整	a.プロペラファン	回転方向が正しい		<input type="checkbox"/>			
	b.音・振動	異常がない		<input type="checkbox"/>			
	c.電源電圧・電流	①電圧変動が定格(V)の±10%以内である	V	<input type="checkbox"/>			
		②主電流は定格(A)の110%以下である	A	<input type="checkbox"/>			
		③圧縮機電流は定格(A)の110%以下である	A	<input type="checkbox"/>			
		④送風機電流は定格(A)以下である	A	<input type="checkbox"/>			
	d.冷媒ガス	高压側圧力が(~ kPa)内にある	kPa	<input type="checkbox"/>			
		高压側温度が(~ °C)内にある	°C	<input type="checkbox"/>			
		低压側圧力が(~ kPa)内にある	kPa	<input type="checkbox"/>			
		低压側温度が(~ °C)内にある	°C	<input type="checkbox"/>			
		圧縮機用油圧力が(~ kPa)内にある	kPa	<input type="checkbox"/>			
		圧縮機用油温度が(~ °C)内にある	°C	<input type="checkbox"/>			
	e.冷凍機油	圧力が(~ kPa)内にある	kPa	<input type="checkbox"/>			
		温度が(~ °C)内にある	°C	<input type="checkbox"/>			
f.熱交換状況	正常である		<input type="checkbox"/>				
g.自動制御	温度制御の設定値が(°C)で作動する	°C	<input type="checkbox"/>				
	圧力制御の設定値が(kPa)で作動する	kPa	<input type="checkbox"/>				
	容量制御の設定値が()で作動する		<input type="checkbox"/>				
	タイマー制御の設定値が()で作動する		<input type="checkbox"/>				
12 除霜装置	正常に作動する		<input type="checkbox"/>				
記事 ・ホール空調は熱源がないため使用できない。 ・小部屋のパッケージエアコン、ルームエアコンは経年劣化が目立ち、再利用するにあたって機器更新が望ましい。							

判定欄 □:初期設定でありプルダウンで「○、△、×、-」選択をする、○:異常なし、△:要注意、×:異常あり、-:該当なし(又は未実施)

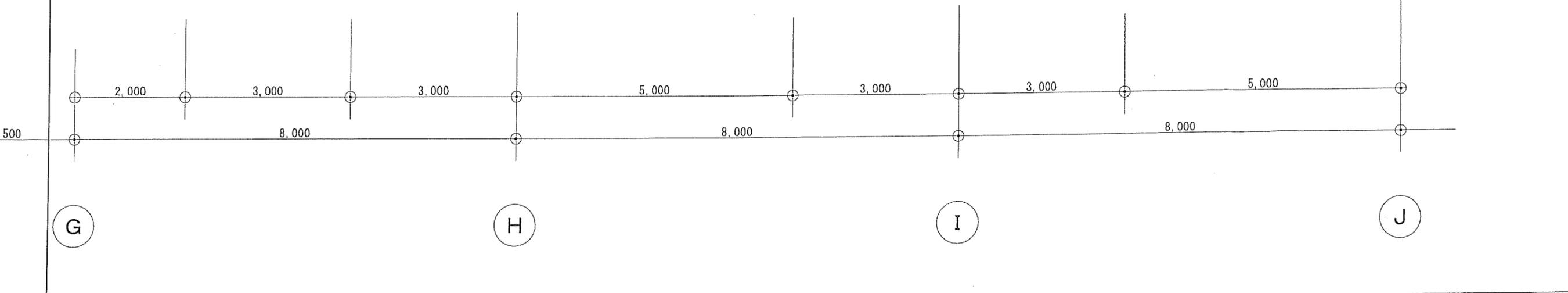
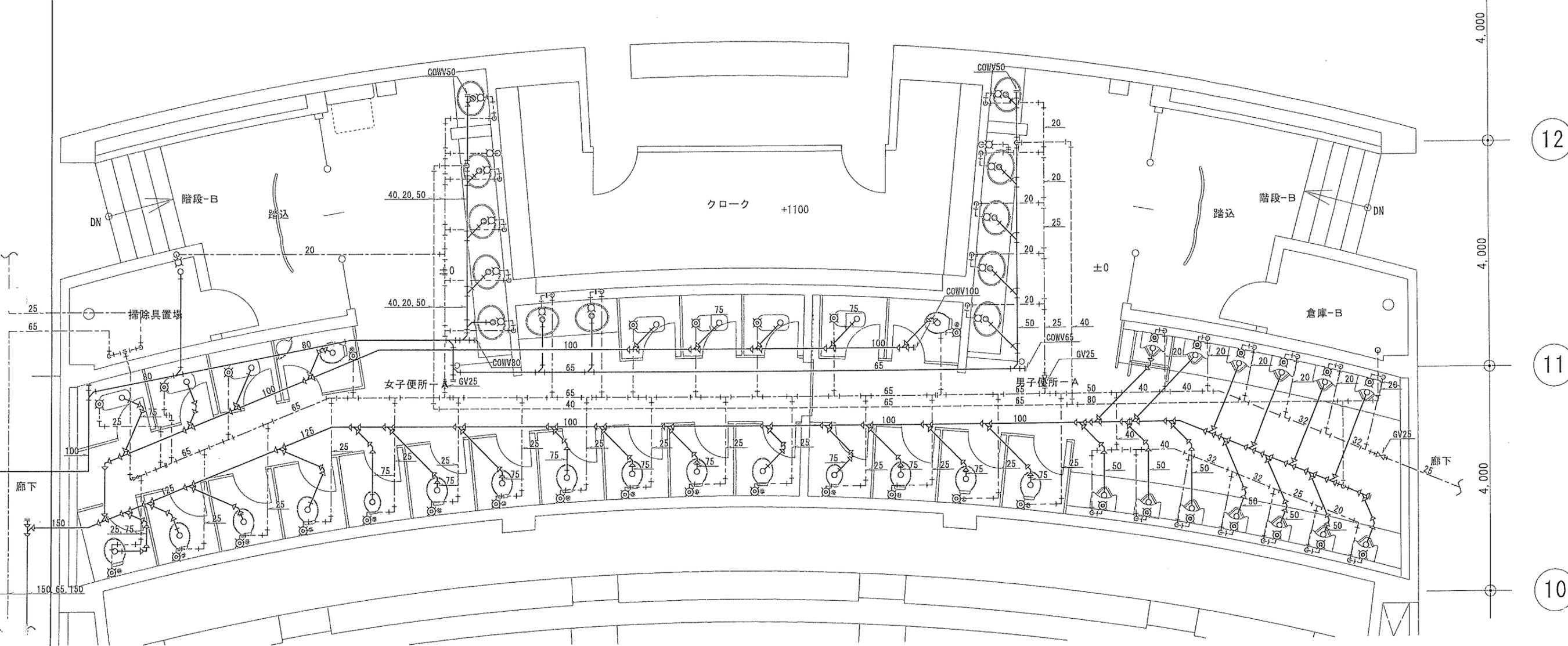
計画図



1階平面図 S=1/200
1階・2階床面積：1,584.60㎡

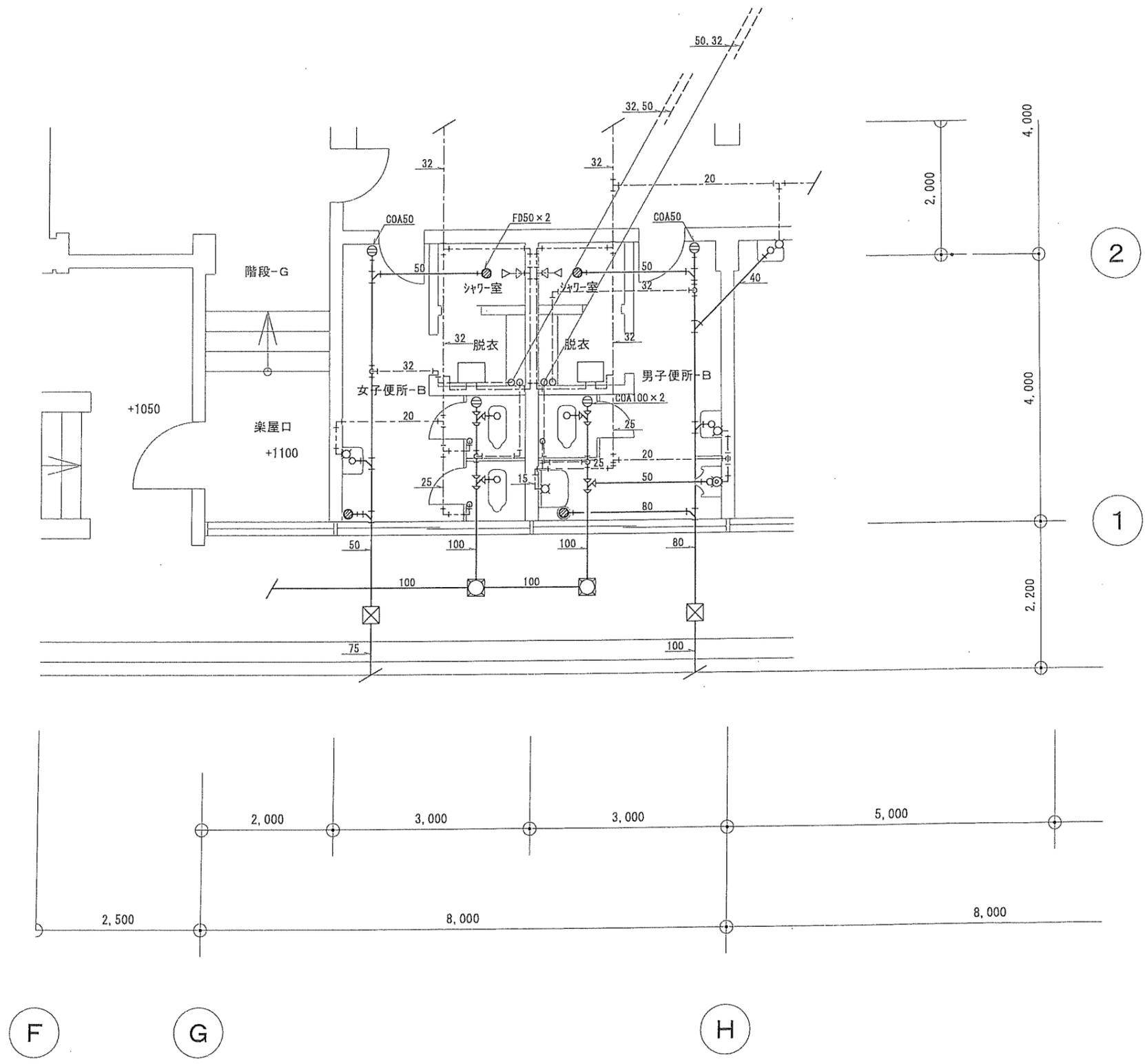
特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30 縮尺 S=1/200	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務 図面名 [本館] 1階 給排水設備平面図 (現況)	図番 P-01

計画図



特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務	図番 P-02
			縮尺 S=1/50	図面名 [本館] 1階観覧席側トイレ詳細図(現況)	

計画図



特記事項

一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []
 〒866-0016 熊本県八代市新地町 8 5 5-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

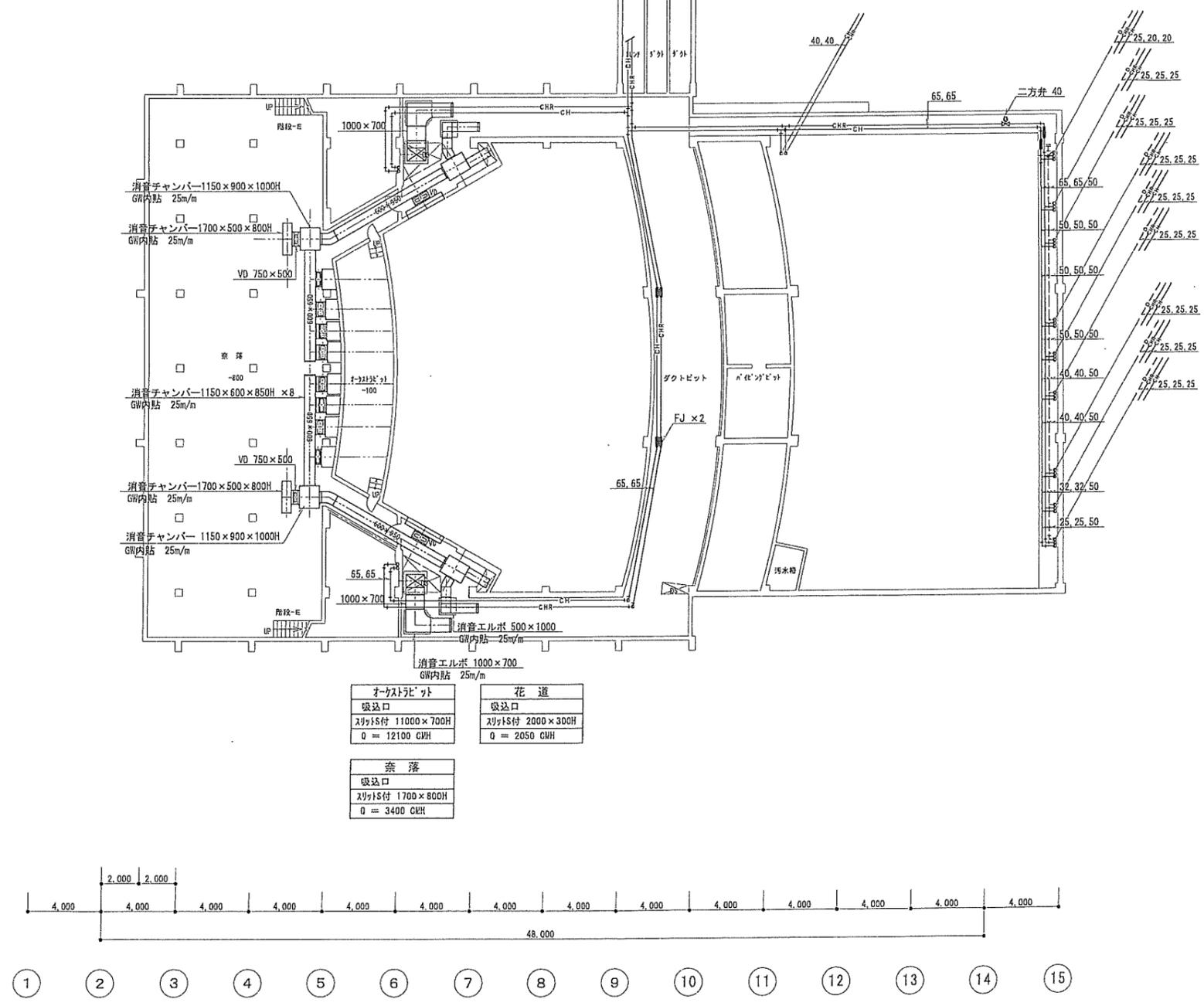
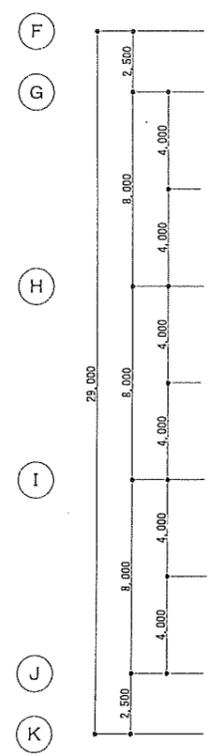
日付 2015.01.30
 縮尺 S=1/50

工事名 八代厚生会館劣化度調査業務
 図面名 [本館] 1階楽屋裏トイレ詳細図(現況)

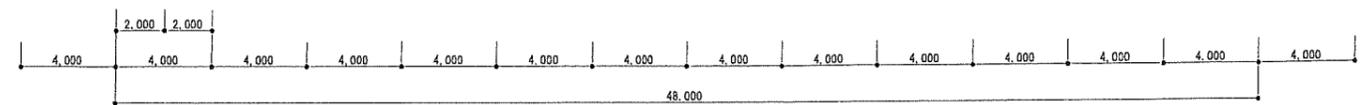
図番 P-03

機器明細表

記号	機器名称	仕様	電気容量			圧縮機	台数	設置場所
			φ	V	kw			
① FCU	ファンコイルユニット	形式 天吊形 #400 冷房能力 2,640 kcal/H (SH: 2,190 kcal/H) 暖房能力 2,830 kcal/H 冷温水量 8 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.054	-	10	2階 ホワイエ
② FCU	ファンコイルユニット	形式 天井埋込高静圧形 #1400 冷房能力 12,300 kcal/H (SH: 9,680 kcal/H) 暖房能力 13,600 kcal/H 冷温水量 40 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 コントロールスイッチ 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.66	-	4	3階
③ FCU	ファンコイルユニット	形式 床置ローボイ型 #800 冷房能力 5,810 kcal/H (SH: 4,400 kcal/H) 暖房能力 5,260 kcal/H 冷温水量 24 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 コントロールスイッチ 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.095	-	8	1階 ホワイエ
④ FCU	ファンコイルユニット	形式 天井埋込カセット形 #600 冷房能力 4,450 kcal/H (SH: 3,490 kcal/H) 暖房能力 4,120 kcal/H 冷温水量 17 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 コントロールスイッチ 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.108	-	4	1階 早替室 2階 電源室×2 2階 採光室-A
⑤ FCU	ファンコイルユニット	形式 床置ローボイ型 #200 冷房能力 1,870 kcal/H (SH: 1,400 kcal/H) 暖房能力 1,690 kcal/H 冷温水量 8 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 コントロールスイッチ 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.036	-	1	1階 切符売場
① EF	排気ファン (便所A排気)	形式 片吸込シロッコファン天吊型 風量 #2 × 4,500m³/H × 26mmAq 付属品 標準品一式 防振架台付	3	200	1.5	-	1	B1階 ダクトピット
② EF	排気ファン (便所B排気)	形式 片吸込シロッコファン床置型 風量 #1 1/4 × 800m³/H × 15mmAq 付属品 標準品一式 防振架台付	3	200	0.2	-	1	2階 屋上
④ EF	排気ファン (映写室排気)	形式 片吸込シロッコファン (消音ボックス付) 風量 #2 × 3,500m³/H × 26mmAq 付属品 標準品一式 防振架台付	3	200	1.5	-	1	3階 映写室
① EH	電気ヒーター	形式 ベースボードヒーター型 発熱量 1,720 kcal/H 寸法 2,260 × 85 × 220H	1	200	2.0	-	9	3階 舞台
		発熱量 1,290 kcal/H 寸法 1,880 × 85 × 220H	1	200	2.0	-	26	3階 舞台
		発熱量 860 kcal/H 寸法 1,220 × 85 × 220H	1	200	2.0	-	3	3階 舞台
		発熱量 930 kcal/H 寸法 760 × 85 × 220H	1	200	2.0	-	1	3階 舞台
		形式 音波干渉型 消音システム 寸法 500W × 500H × 3,000L 重量 101 kg 消音対象周波数 70 ~ 350 Hz 付属品 標準品一式 DS制御盤 表示パネル	1	100	0.15	-	4	3階 切符売場



オーストラビット 吸込口 スリット付 11000×700H Q = 12100 CWH	花道 吸込口 スリット付 2000×300H Q = 2050 CWH
奈落 吸込口 スリット付 1700×800H Q = 3400 CWH	

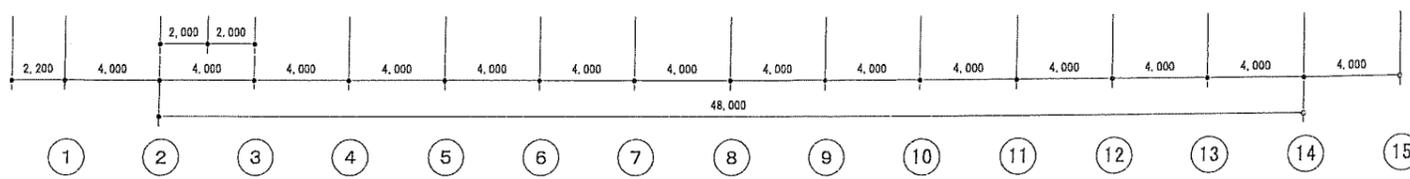
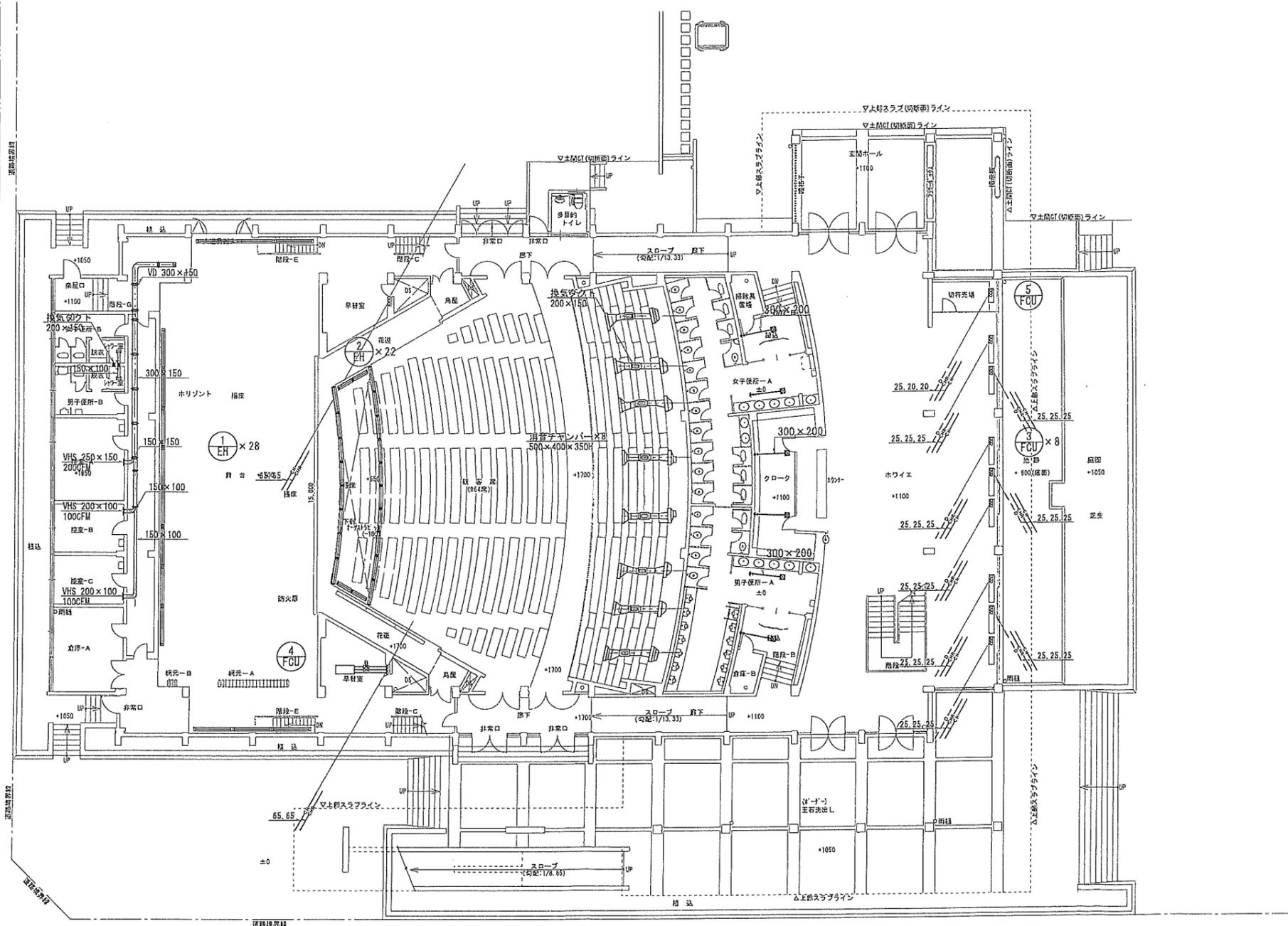
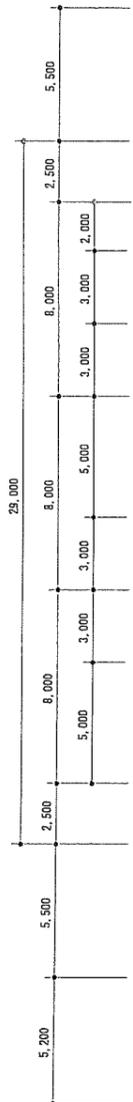


本館 地階 平面図 S=1/200

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務	図番 P-05
			縮尺 S=1/200	図面名 [本館] 地階 空調設備平面図 (現況)	

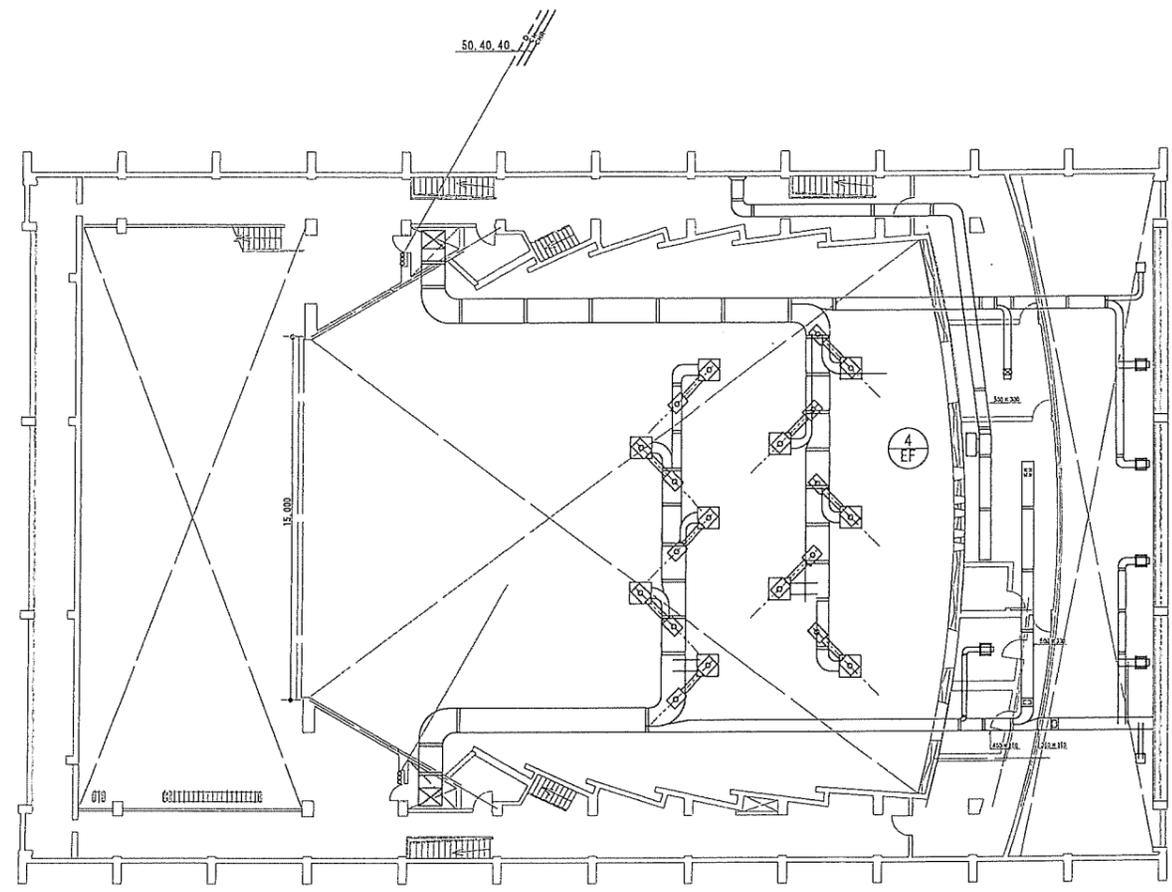
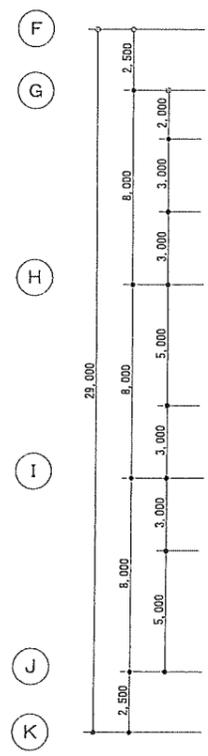


E
 F
 G
 H
 I
 J
 K
 L

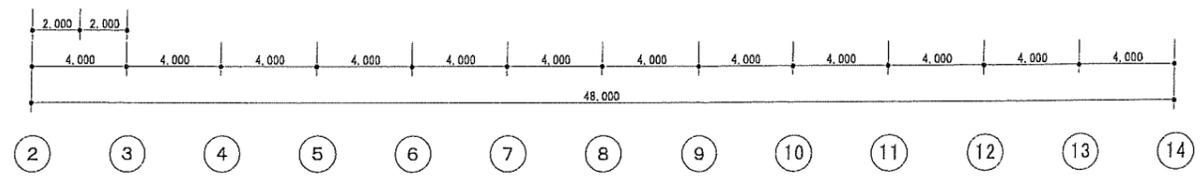


1階 平面図 S=1/200
 1階・中2階床面積：1,584.60㎡

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30 縮尺 S=1/200	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務 図面名 [本館] 1階 空調設備平面図 (現況)	図番 P-06

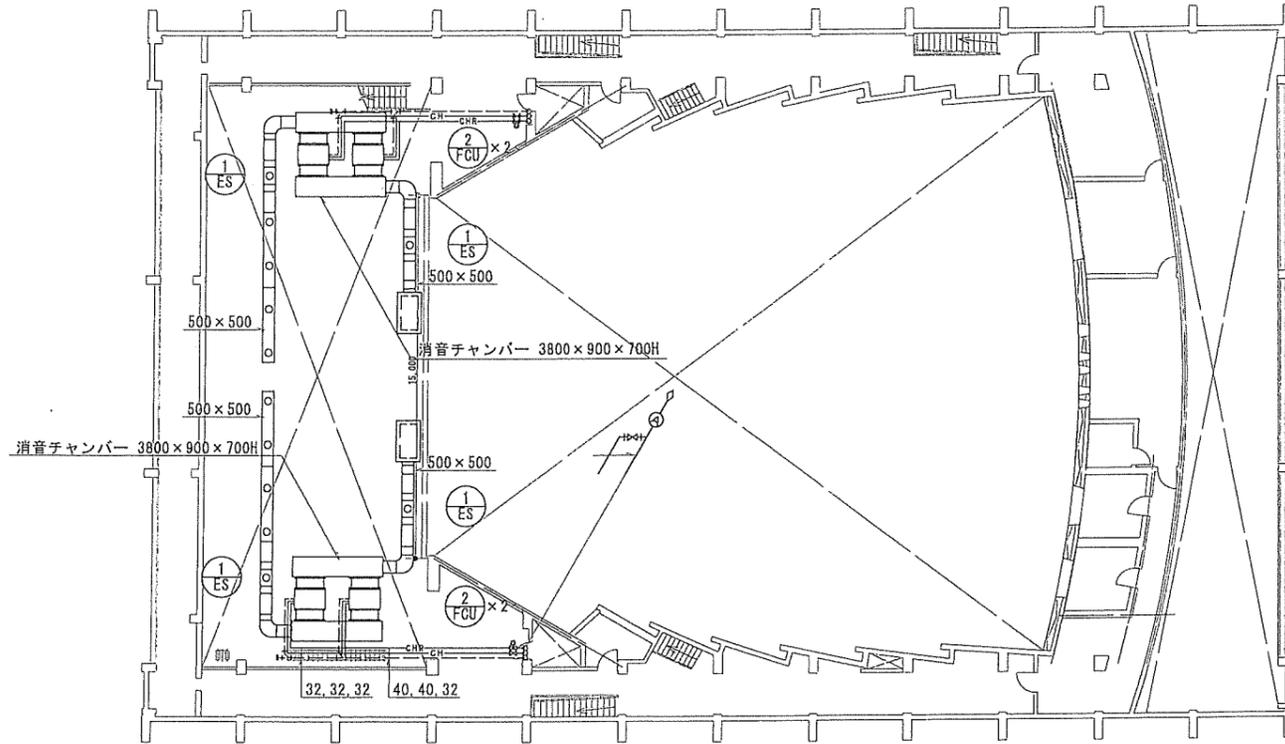
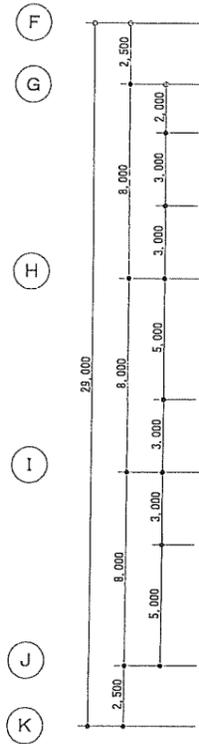


観客席上部	映写室
吹出口	吹出口
角アネモ #50	VHS 500×400
Q = 3220 CMH	Q = 1500 CMH
BOX 650×650×500H × 10	× 2

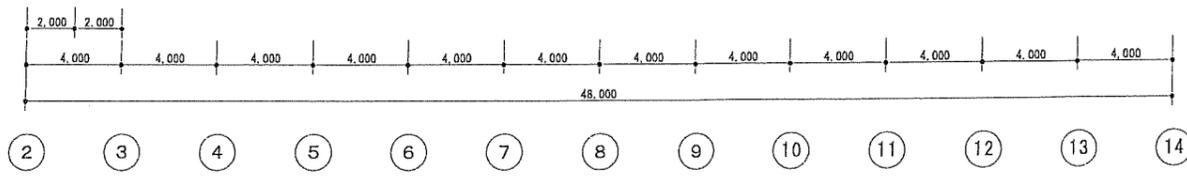


本館 3階 平面図 S=1/200

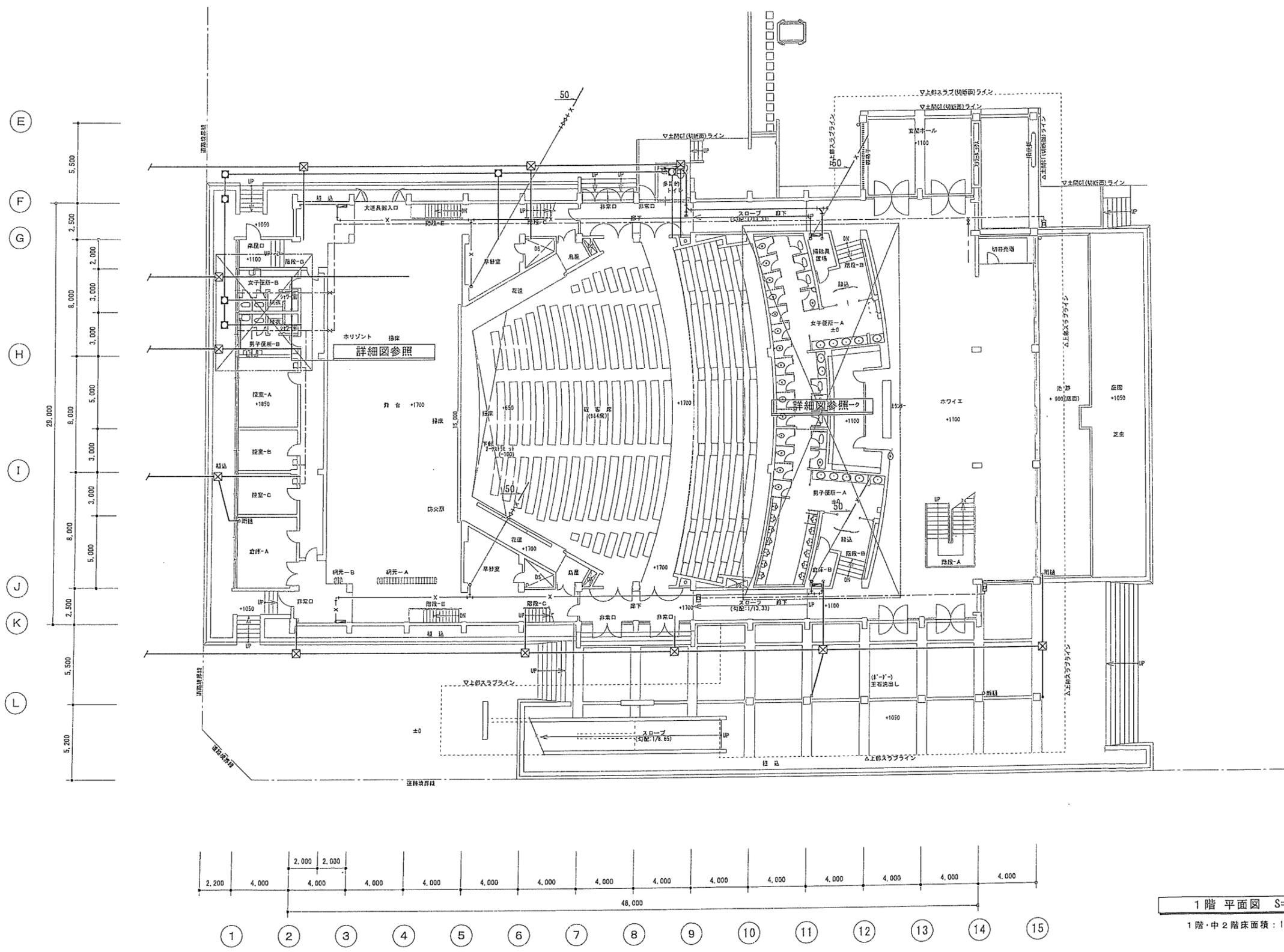
特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [REDACTED] 号 [REDACTED] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務	図番 P-08
			縮尺 S=1/200	図面名 [本館] 3階 空調設備平面図 (現況)	



舞台上部	舞台上部
吹出口	吸込口
ノズル 300φ	HS 1300 x 600
Q = 1440 CMH	Q = 5760 CMH
× 8	BOX 1700 x 1000 x 650H × 2



本館 4階 平面図 S=1/200

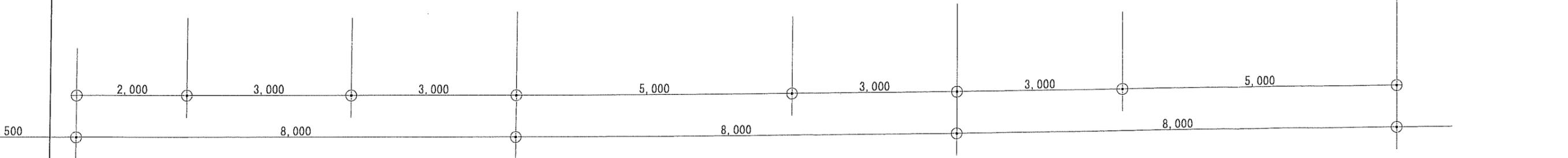
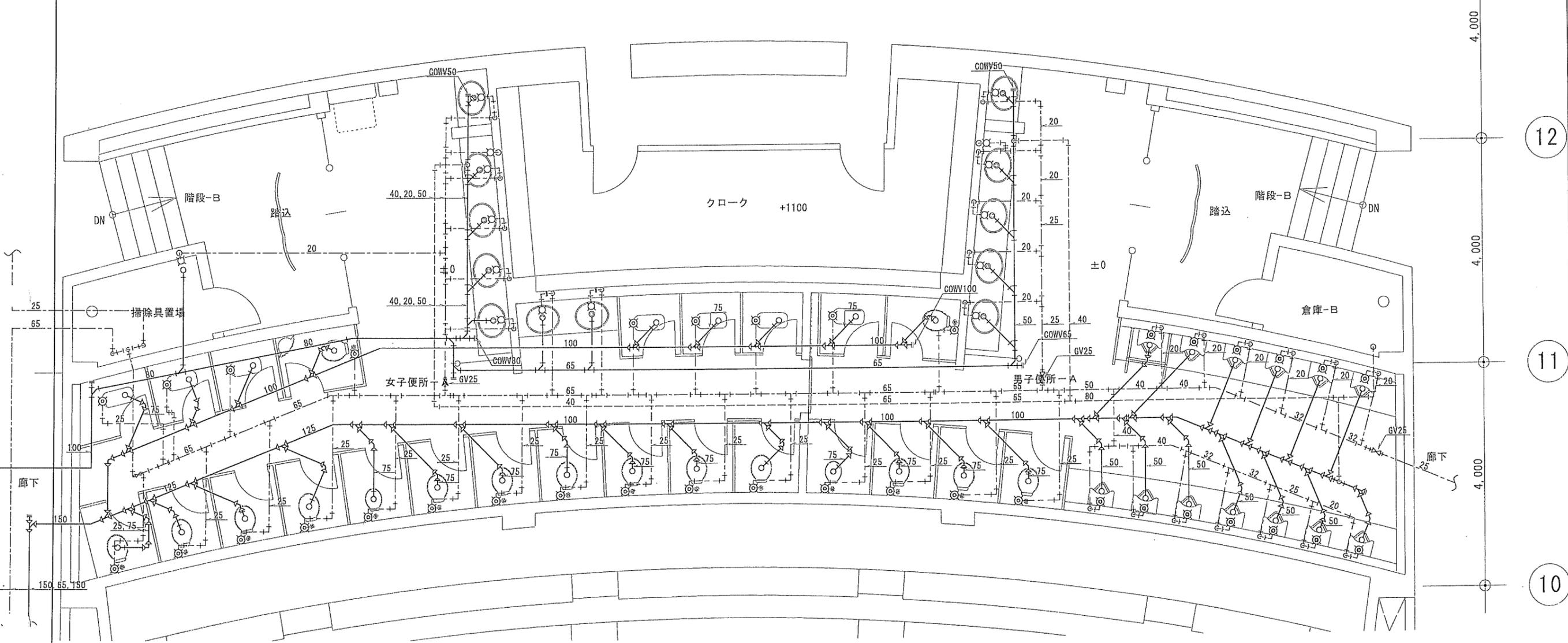


1階平面図 S=1/200
1階・中2階床面積：1,584.60㎡

指摘なし

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 号 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30 縮尺 S=1/200	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務 図面名 [本館] 1階 給排水設備平面図 (現況)	図番 P-01

結果図



指摘なし

特記事項

一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []
〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2015.01.30
縮尺 S=1/50

工事名 八代厚生会館劣化度調査業務
図面名 [本館] 1階観覧席側トイレ詳細図(現況)

図番 P-02

機器明細表

結果図

記号	機器名称	仕様	電気容量			圧縮機 kw	台数	設置場所
			φ	V	kw			
① FCU	ファンコイルユニット	形式 天吊形 #400 冷房能力 2,640 kcal/H (SH: 2,190 kcal/H) 暖房能力 2,830 kcal/H 冷温水量 8 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.054	-	10	2階 ホワイエ
② FCU	ファンコイルユニット	形式 天井埋込高静圧形 #1400 冷房能力 12,300 kcal/H (SH: 9,680 kcal/H) 暖房能力 13,600 kcal/H 冷温水量 40 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 コントロールスイッチ 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.66	-	4	3階
③ FCU	ファンコイルユニット	形式 床置ローボイ型 #800 冷房能力 5,810 kcal/H (SH: 4,400 kcal/H) 暖房能力 5,260 kcal/H 冷温水量 24 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 コントロールスイッチ 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.095	-	8	1階 ホワイエ
④ FCU	ファンコイルユニット	形式 天井埋込カセット形 #600 冷房能力 4,450 kcal/H (SH: 3,490 kcal/H) 暖房能力 4,120 kcal/H 冷温水量 17 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 コントロールスイッチ 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.108	-	4	1階 早餐室 2階 電源室×2 2階 採光室-A
⑤ FCU	ファンコイルユニット	形式 床置ローボイ型 #200 冷房能力 1,870 kcal/H (SH: 1,400 kcal/H) 暖房能力 1,690 kcal/H 冷温水量 8 L/min (冷水: 7°C-12°C, 温水: 45°C-40°C) 付属品 コントロールスイッチ 流量調整弁止め弁 その他標準品一式	1	100	0.036	-	1	1階 切符売場
① EF	排気ファン (便所A排気)	形式 片吸込シロッコファン天吊型 風量 #2 × 4,500m³/H × 26mmAq 付属品 標準品一式 防振架台付	3	200	1.5	-	1	B1階 ダクトビット
② EF	排気ファン (便所B排気)	形式 片吸込シロッコファン床置型 風量 #1 1/2 × 800m³/H × 15mmAq 付属品 標準品一式 防振架台付	3	200	0.2	-	1	2階 屋上
④ EF	排気ファン (映写室排気)	形式 片吸込シロッコファン (消音ボックス付) 風量 #2 × 3,500m³/H × 26mmAq 付属品 標準品一式 防振架台付	3	200	1.5	-	1	3階 映写室
① EH	電気ヒーター	形式 ベースボードヒーター型 発熱量 1,720 kcal/H 寸法 2,260 × 85 × 220H	1	200	2.0	-	9	3階 舞台
		発熱量 1,290 kcal/H 寸法 1,880 × 85 × 220H	1	200	2.0	-	26	3階 舞台
		発熱量 860 kcal/H 寸法 1,220 × 85 × 220H	1	200	2.0	-	3	3階 舞台
		発熱量 930 kcal/H 寸法 760 × 85 × 220H	1	200	2.0	-	1	3階 舞台
		形式 音波干渉型 消音システム 寸法 500W × 500H × 3,000L 重量 101 kg 消音対象周波数 70 ~ 350 Hz 付属品 標準品一式 DS制御盤 表示パネル	1	100	0.15	-	4	3階 切符売場

指摘なし

特記事項

一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 []
〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2015.01.30

工事名

八代厚生会館劣化度調査業務

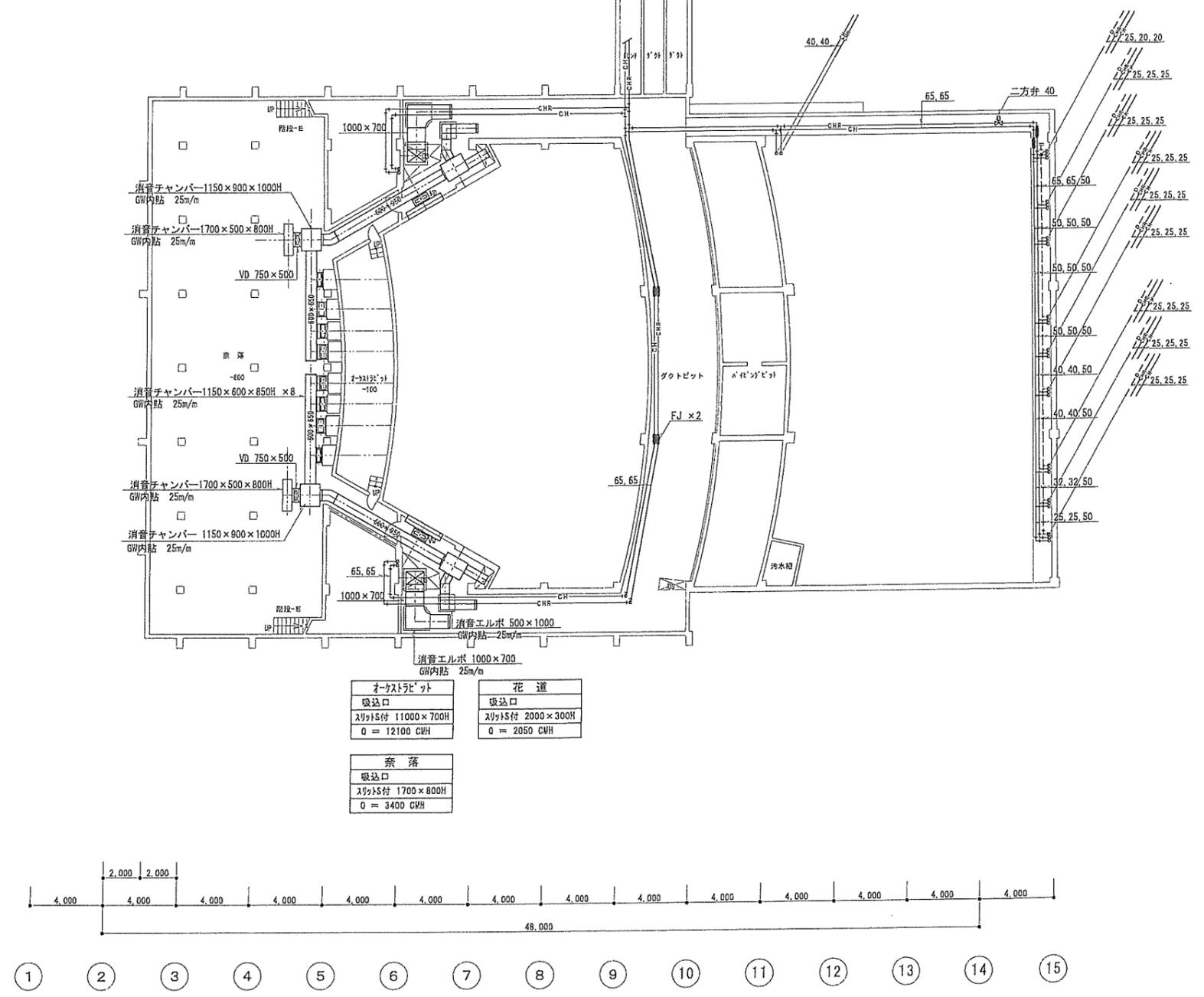
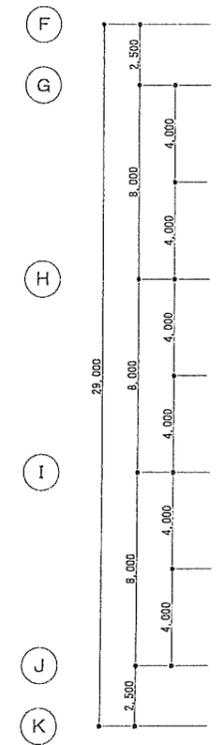
図番

P-04

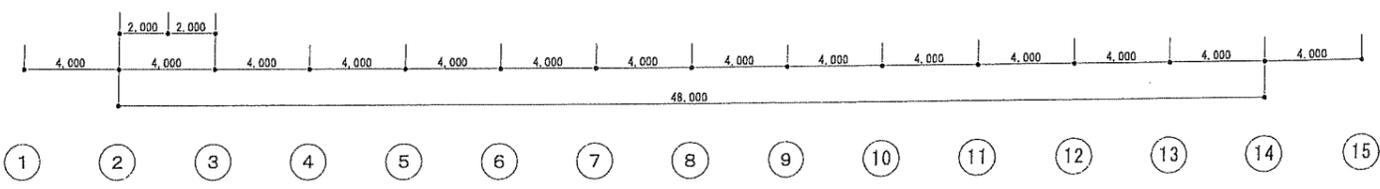
縮尺 S=1/200

図面名

[本館] 機器明細表 (現況)



オークストリート 吸込口 スリット付 11000×700H Q = 12100 CMH	花道 吸込口 スリット付 2000×300H Q = 2050 CMH
奈落 吸込口 スリット付 1700×800H Q = 3400 CMH	



本館 地階 平面図 S=1/200

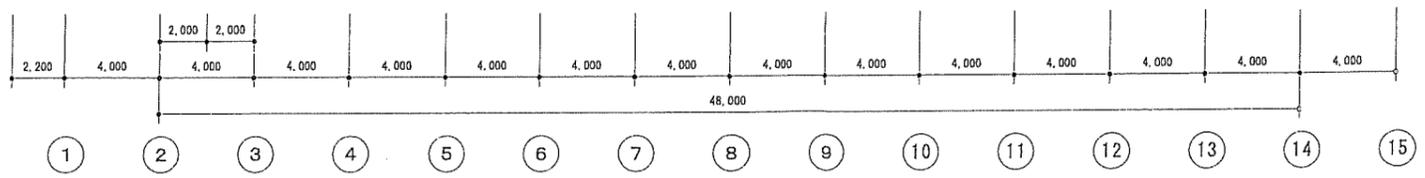
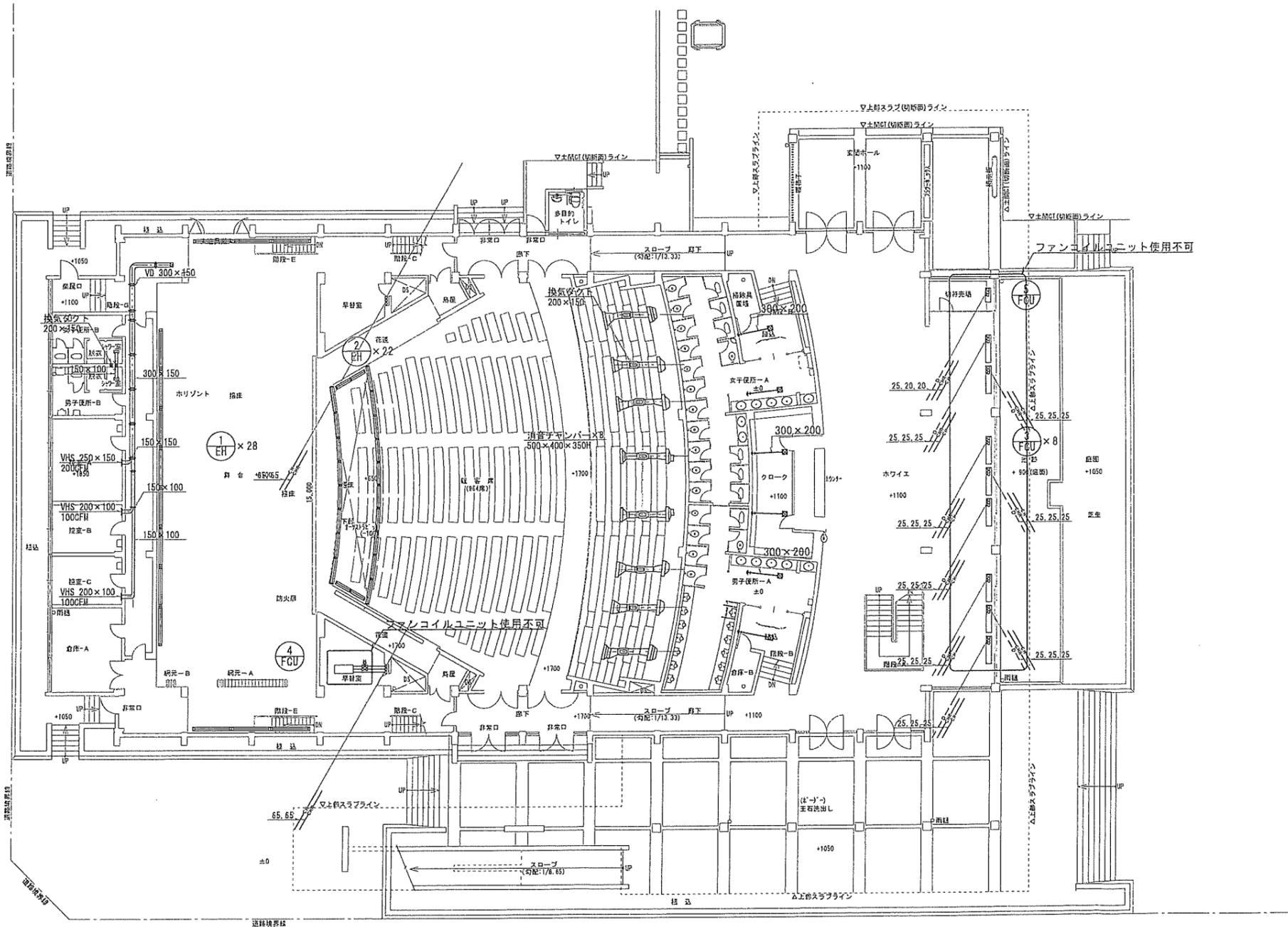
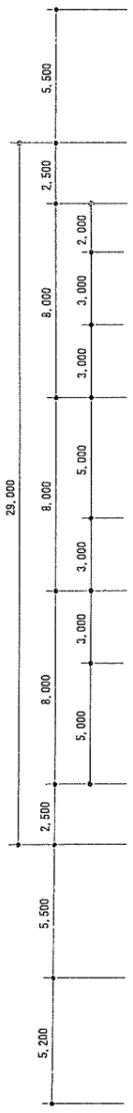
指摘なし

特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務	図番 P-05
			縮尺 S=1/200	図面名 [本館]地階 空調設備平面図(現況)	

結果図

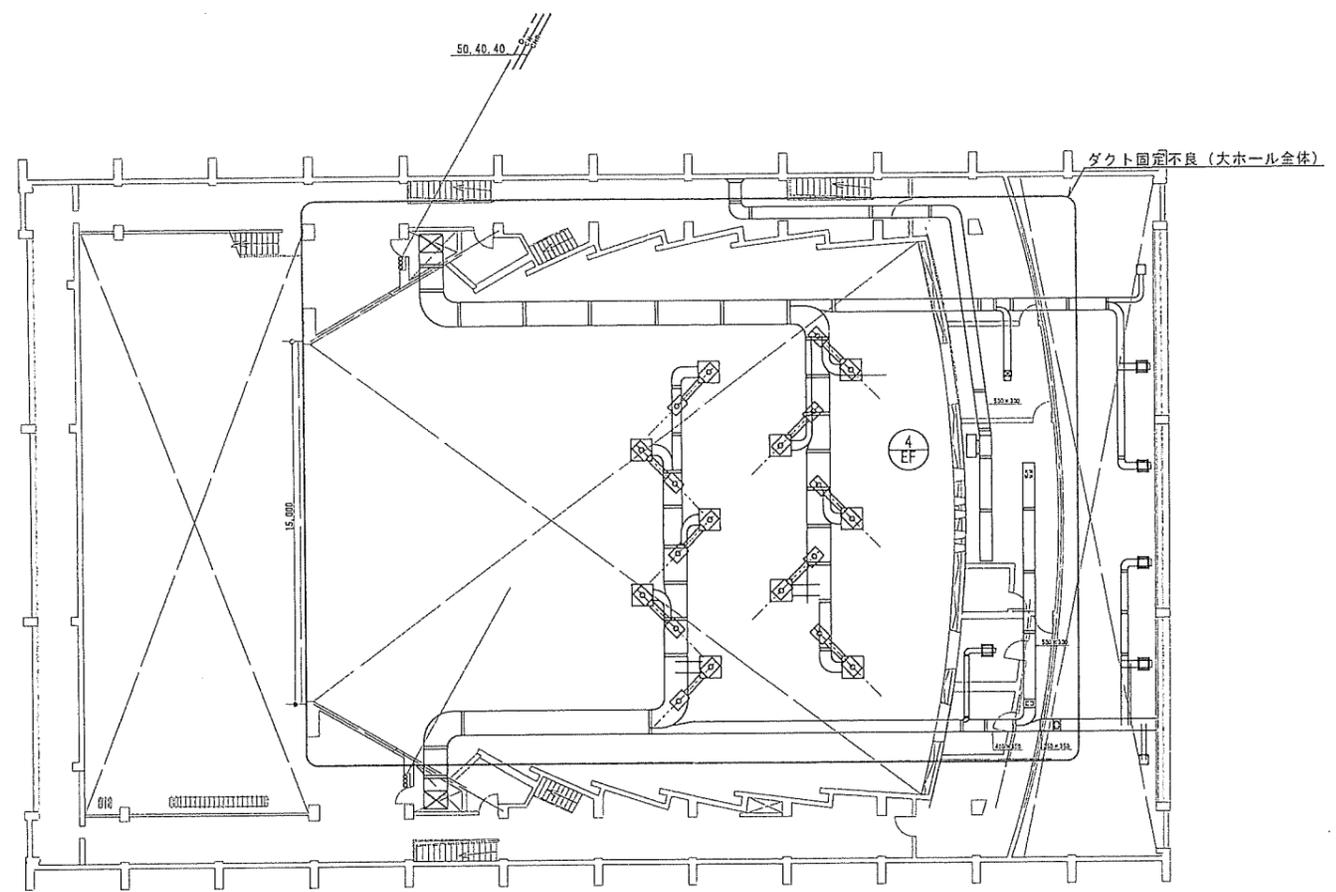
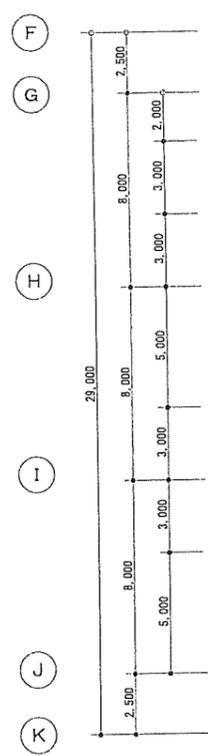


E
F
G
H
I
J
K
L

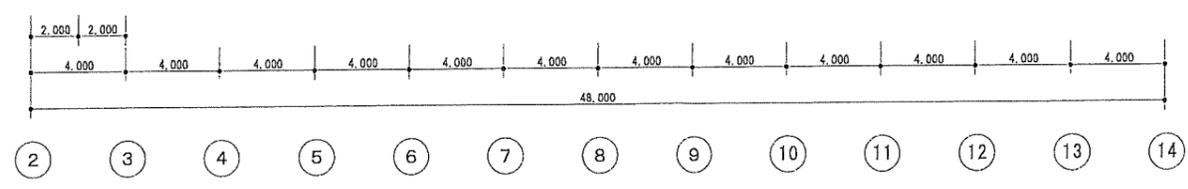


1階平面図 S=1/200
1階・中2階床面積：1,584.60㎡

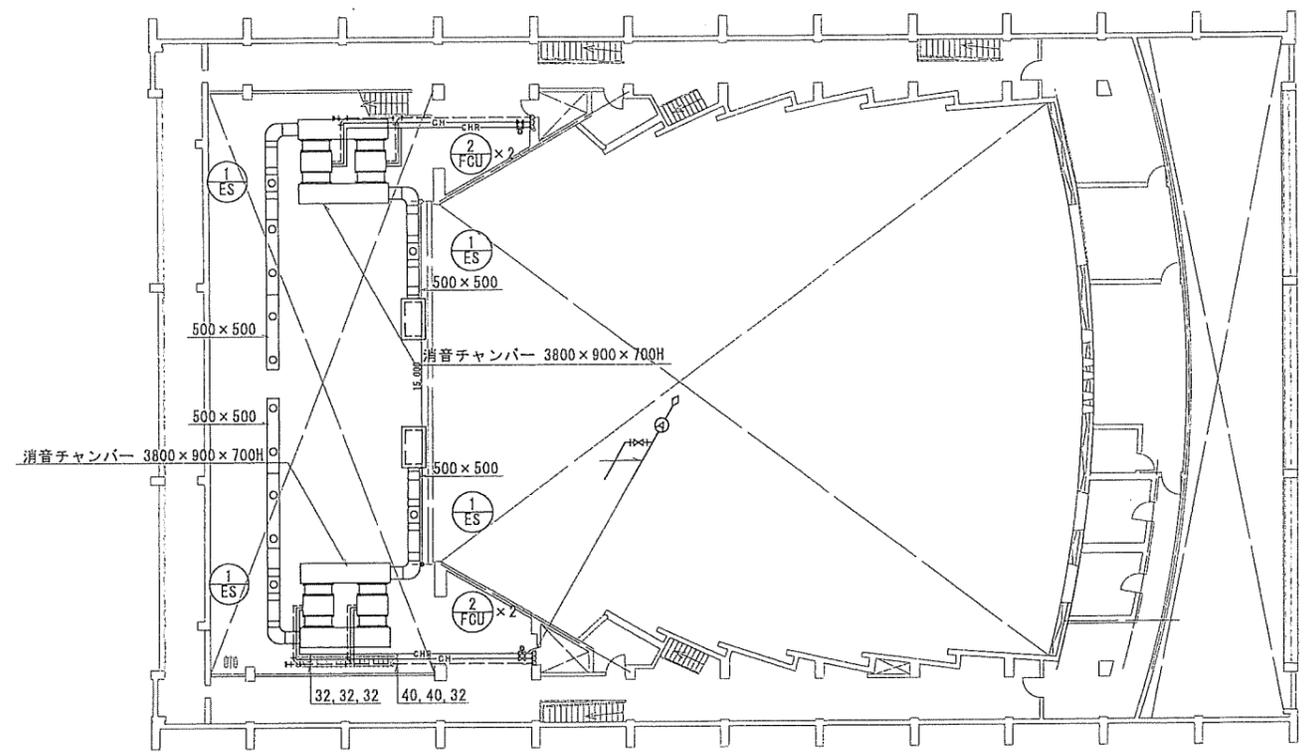
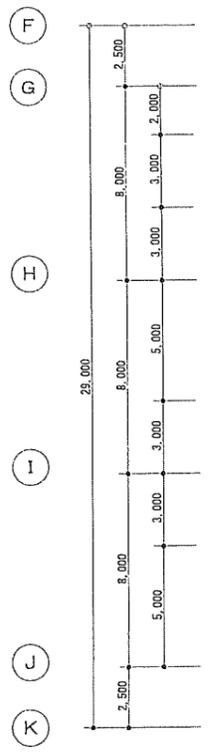
特記事項	一級建築士・建設大臣登録第 [] 号 [] 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040	熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号 有限会社 葵一級建築士事務所	日付 2015.01.30 縮尺 S=1/200	工事名 八代厚生会館劣化度調査業務 図面名 [本館] 1階 空調設備平面図 (現況)	図番 P-06



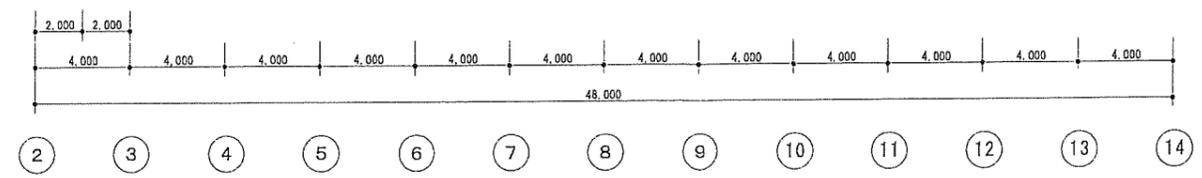
観客席上部	映写室
吹出口	吹出口
角アネモ #50	VHS 500×400
Q = 3228 CWH	Q = 1500 CWH
BOX 650×650×500H ×10	×2



本館 3階 平面図 S=1/200



舞台上部	舞台上部
吹出口	吸込口
ノズル 300φ	HS 1300 x 600
Q = 1440 CMH	Q = 5760 CMH
× 8	BOX 1700 x 1000 x 650H × 2



本館 4階 平面図 S=1/200

指摘なし

特記事項

一級建築士・建設大臣登録第 [redacted] 号 [redacted]
 〒866-0016 熊本県八代市新地町855-5
 TEL:0965-32-0050・FAX:0965-32-0040

熊本県知事登録 一級建築士事務所 第1998号
 有限会社 葵一級建築士事務所

日付 2015.01.30
 縮尺 S=1/200

工事名 八代厚生会館劣化度調査業務
 図面名 [本館] 4階 空調設備平面図 (現況)

図番 P-09

積算計上項目	金額		報告書計上項目	金額
電灯設備	59,027,000		高圧受変電設備新設	43,571,000
動力設備	21,075,000		低圧電気設備改修	74,488,000
受変電設備	40,750,000		防災設備改修 (自火報、非常放送、発電機等)	44,992,000
雷保護設備	2,821,000		館内照明関係LED化改修	59,027,000
自家発電設備	35,132,000			
構内情報通信網設備	4,220,000			
構内交換設備	4,220,000			
映像・時計設備	8,439,000			
拡声設備	6,330,000			
テレビ共同受信設備	2,110,000			
誘導支援設備	2,821,000			
火災報知設備	4,930,000			
非常放送設備	4,930,000			
構内配電線路	11,237,000			
構内通信線路	2,821,000			
撤去工事	11,215,000			
計	222,078,000		計	222,078,000

電気設備工事				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
電灯設備	1	式	42,000,000	WP
動力設備	1	式	15,000,000	WP
受変電設備	1	式	29,000,000	WP
雷保護設備	1	式	2,000,000	WP
自家発電設備	1	式	25,000,000	WP
構内情報通信網設備	1	式	3,000,000	WP
構内交換設備	1	式	3,000,000	WP
映像・時計設備	1	式	6,000,000	WP
拡声設備	1	式	4,500,000	WP
テレビ共同受信設備	1	式	1,500,000	WP
誘導支援設備	1	式	2,000,000	WP
火災報知設備	1	式	3,500,000	WP
非常放送設備	1	式	3,500,000	WP
構内配電線路	1	式	8,000,000	WP
構内通信線路	1	式	2,000,000	WP
撤去工事	1	式	8,000,000	WP
計			158,000,000	

電気設備工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電灯設備	電灯設備	1	式	42,000,000	WP
計				42,000,000	
動力設備	動力設備	1	式	15,000,000	WP
計				15,000,000	
受変電設備	受変電設備	1	式	29,000,000	WP
計				29,000,000	
雷保護設備	雷保護設備	1	式	2,000,000	WP
計				2,000,000	
自家発電設備	自家発電設備	1	式	25,000,000	WP
計				25,000,000	
構内情報通信網設備	構内情報通信網設備	1	式	3,000,000	WP
計				3,000,000	
構内交換設備	構内交換設備	1	式	3,000,000	WP
計				3,000,000	
映像・時計設備	映像・時計設備	1	式	6,000,000	WP
計				6,000,000	
拡声設備	拡声設備	1	式	4,500,000	WP
計				4,500,000	
テレビ共同受信設備	テレビ共同受信設備	1	式	1,500,000	WP
計				1,500,000	

設計書

工事名称 【概算工事費】
厚生会館改修舞台音響設備事
工事場所 八代市西松江城町1-47

金152,071,700円
(工事価格 金138,247,000円)

						監査	検算	担当

機械設備工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
空調設備工事	機械設備工事	1	式	188,499,000	WP
計				188,499,000	
換気設備工事	換気設備工事	1	式	11,270,000	WP
計				11,270,000	
衛生器具設備工事	衛生器具設備工事	1	式	4,445,000	WP
計				4,445,000	
給水設備工事	給水設備工事	1	式	26,657,800	WP
計				26,657,800	
給湯設備工事	給湯設備工事	1	式	1,381,800	WP
計				1,381,800	
排水設備工事	排水設備工事	1	式	3,088,400	WP
計				3,088,400	
消火設備工事	消火設備工事	1	式	29,372,500	WP
計				29,372,500	
ガス設備工事	ガス設備工事	1	式	580,700	WP
計				580,700	
撤去工事	撤去工事	1	式	6,000,000	WP
計				6,000,000	

機械設備工事		空調設備工事		機械設備工事		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
チラーユニット	空冷ヒートポンプ式 150kW	2	台	21,700,000	43,400,000	代価表 0001
エアハンドリングユニット	屋外設置型 42,000m ³	1	台	45,700,000	45,700,000	代価表 0002
計装工事		1	式		32,000,000	(見積り・刊行物等)
空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	P280形,天吊形同時タイプ 室外機耐塩仕様	20	組	1,560,000	31,200,000	代価表 0003
集中リモコン		1	台	700,000	700,000	(見積り・刊行物等)
冷温水・配管用 炭素鋼管(白) 改修	ねじ接合 機械室・便所 50A	50	m	8,960	448,000	MO-651311 2020 標準
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	9.52外径(3/8B) 液管 厚8mm	100	m	2,300	230,000	MO-651382 2020 標準
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	12.7 外径(1/2B) 液管 厚10mm以上	200	m	2,880	576,000	MO-651382 2020 標準
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	15.88外径(5/8B) ガス管 厚20mm以上	100	m	4,470	447,000	MO-651382 2020 標準
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	25.4 外径(1 B) ガス管 厚20mm以上	200	m	7,440	1,488,000	MO-651382 2020 標準
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)改修	屋内一般 50A	200	m	4,010	802,000	MO-651156 2020 標準
保温工事	空調設備工事	1	式		1,508,000	別紙 00-0001
ダクト工事	吹出口,ファンボックス共	1	式		25,000,000	(見積り・刊行物等)
ダクト清掃		1	式		5,000,000	(見積り・刊行物等)
計					188,499,000	

代価表

機械設備								
名 称	摘 要	単 位	数 量	乗 率	単 価	金 額	率対象	備 考
チラーユニット	空冷ヒートポンプ式 150kW	台	1			21,700,000		代価表 0001
01 チラーユニット	空冷ヒートポンプ式 150kW	台	1	0.85	13,000,000	11,050,000		(見積り・刊行物等)
02 防振架台		組	1	0.85	600,000	510,000		(見積り・刊行物等)
03 その他付属品	弁類, ストレーナー	式	1	0.85	1,500,000	1,275,000		(見積り・刊行物等)
04 膨張タンク		式	1	0.85	8,000,000	6,800,000		(見積り・刊行物等)
05 ヘッドパイプ		組	1	0.85	2,000,000	1,700,000		(見積り・刊行物等)
06 チリングユニット 据付	75.0 kW以下(電動機出力)	基	1	1	405,000	405,000		M0-745131 2020 標準
計						21,740,000		
エアハンドリングユニット	屋外設置型 42,000m3	台	1			45,700,000		代価表 0002
01 エアハンドリングユニット	屋外設置型 42,000m3/h	台	1	0.85	53,000,000	45,050,000		(見積り・刊行物等)
02 ユニット形 空気調和機 据付	43,800m3/h以下	台	1	1	670,000	670,000		M0-745171 2020 標準
計						45,720,000		

八代市 建設部 営繕課

○は「その他」の率対象、☆は数量に補正率を掛ける、★は単価に補正率を掛ける

代価表

機械設備								率対象	備考
名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額			
空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	P280形,天吊形同時ツイン 室外機耐塩仕様	組	1			1,560,000		代価表 0003	
01 室内機	FHP140DJ	台	2	0.5	360,000	360,000		(見積り・刊行物等)	
02 室外機	RZRP280AE	台	1	0.5	2,052,000	1,026,000		(見積り・刊行物等)	
03 ワイヤードリモコン	BRC1G3	個	1	0.5	39,000	19,500		(見積り・刊行物等)	
04 分岐管	KHRP58S228T	個	1	0.5	16,500	8,250		(見積り・刊行物等)	
05 パッケージ形空調 和機(セパレート・マルチ) 据付	屋内機 天井吊り - 14.0kW以下	台	2	1	26,300	52,600		MO-745177 2020 標準	
05 パッケージ形空調 和機(セパレート・マルチ) 据付	屋外機 床置き 防振基礎有り 25.0kW以下	台	1	1	98,700	98,700		MO-745177 2020 標準	
計						1,565,050			
排気ファン	4,500m ³ /h	台	1			373,000		代価表 0004	
01 排気ファン	BFS460TUA	台	1	0.85	375,000	318,750		(見積り・刊行物等) カタログ	
02 消音ボックス付 送風機 据付	天井吊	台	1	1	54,600	54,600		MO-745263 2020 標準	
計						373,350			
排気ファン	800m ³ /h	台	1			151,000		代価表 0005	
01 排気ファン	BFS80SUG	台	1	0.85	114,000	96,900		(見積り・刊行物等) カタログ	
02 消音ボックス付 送風機 据付	天井吊	台	1	1	54,600	54,600		MO-745263 2020 標準	
計						151,500			

代価表

機械設備							
名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	備考
排気ファン	3,500m ³ /h	台	1			373,000	代価表 0006
01 排気ファン	BFS450TUA	台	1	0.85	375,000	318,750	(見積り・刊行物等) カタログ*
02 消音ボックス付 送風機 据付	天井吊	台	1	1	54,600	54,600	MO-745263 2020 標準
計						373,350	
洋式大便器	フロッパタンク式, 温水洗浄便座, 紙巻器共	組	1			285,000	代価表 0007
01 洋風大便器 (男女WC)	温水洗浄便座(蓋有) CFS497BC, TCF5830AUR, YH702	組	1	0.85	298,500	253,725	(見積り・刊行物等) 見積比較表
02 大便器 取付	タンク式 温水洗浄便座	組	1	1	31,800	31,800	MO-531022 2020 市場
計						285,525	
多目的トイレバック		組	1			2,930,000	代価表 0008
01 コンパ外多機能 トイレバック	UADBK61R1C1ASN1BA, TCF5840AUPR	組	1	0.85	2,875,100	2,443,835	(見積り・刊行物等) 見積り 2,687,900+187,200
02 組立費		式	1	0.85	575,000	488,750	(見積り・刊行物等)
計						2,932,585	
洗面器		組	1			132,000	代価表 0009
01 壁掛洗面器	自動水栓 LSA135AN	組	1	0.85	140,650	119,552.5	(見積り・刊行物等) 見積比較表
02 洗面器 取付	自動水栓 1個付 大	組	1	1	12,800	12,800	MO-531065 2020 市場
計						132,352.5	

八代市 建設部 営繕課

○は「その他」の率対象、☆は数量に補正率を掛ける、★は単価に補正率を掛ける

機械設備								
名 称	摘 要	単位	数 量	乗 率	単 価	金 額	申対象	備 考
受水槽	SUS製,ポンプ室付	基	1			17,000,000		代価表 0010
91 受水槽	SUS製,ポンプ室付 現場溶接共	基	1	0.85	20,000,000	17,000,000		(見積り・刊行物等)
計						17,000,000		
加圧給水ポンプ	50*65*3.75kW 制御盤共	組	1			4,600,000		代価表 0011
91 加圧給水ポンプ	50*65*3.75kW	台	2	0.85	2,100,000	3,570,000		(見積り・刊行物等)
92 制御盤		面	1	0.85	1,000,000	850,000		(見積り・刊行物等)
93 多段ポンプ 据付 (衛生機器)	防振基礎 3.7 kW以下	台	2	1	91,000	182,000		MO-637273 2020 標準
計						4,602,000		
潜熱回収型 ガス給湯器	30号	台	1			335,000		代価表 0012
91 潜熱回収型 ガス給湯器	30号	台	1	0.85	300,000	255,000		(見積り・刊行物等)
93 瞬間湯沸器 据付	給湯専用壁掛形 30号	台	1	1	80,900	80,900		MO-734215 2020 標準
計						335,900		
シャワー付水栓		組	1			40,400		代価表 0013
91 シャワー付水栓	TBV03418J	組	1	0.85	44,100	37,485		(見積り・刊行物等) カタログ
92 混合水栓 取付	20A	個	1	1	2,980	2,980		MO-732135 2020 標準
計						40,465		

